

令和6年度
第2回
宮崎地方最低賃金審議会

宮崎労働局

開催日時 令和6年7月29日(月)午前9:30～
開催場所 宮崎合同庁舎2階
共用大会議室

会 次 第

- 1 宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について
- 2 運営小委員会報告
- 3 令和6年度地域別最低賃金改正決定の目安について
- 4 宮崎県最低賃金専門部会委員の選任について
- 5 特定最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について
- 6 検討小委員会における関係労使の意見聴取について
- 7 その他

1 宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について

2 運営小委員会報告

3 令和6年度地域別最低賃金改正決定の目安について

4 宮崎県最低賃金専門部会委員の選任について

5 特定最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について

6 検討小委員会における関係労使の意見聴取について

7 その他

令和6年度
第2回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮 崎 労 働 局

令和6年度第2回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	宮崎県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見	1
2	令和6年度宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会報告	7
3	宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金専門部会委員名簿	9
4	2024年度特定最低賃金改正申出	11
5	令和6年度特定最低賃金改正申出に関する要件審査結果	13
6	宮崎地方最低賃金審議会運営計画（案：運営小委員会確認後）	15
7	特定最賃の関係労使の意見聴取について	17
【宮崎の主要統計資料（前回以降7月25日までに公表分）】		
8	宮崎市の消費者物価指数 令和6年5月（宮崎県統計調査課）	21
9	第2回目安小委員会資料（抜粋）	
	資料9-1 令和6年賃金改定状況調査結果	27
	資料9-2 生活保護と最低賃金	39
	資料9-3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率	43
	資料9-4 賃金分布に関する資料（Cランクのみ抜粋）	47
	資料9-5 参考資料① 委員からの追加要望資料	61
	資料9-6 参考資料② 足下の経済状況等に関する補足資料 抜粋	79
	資料9-7 参考資料③ 主要統計資料（更新部分抜粋）	89
	資料9-8 参考資料④ 仁平委員提出資料	111
10	第3回目安小委員会資料	101
	資料10-1 参考資料① 足下の経済状況等に関する補足資料 抜粋	161
	資料10-2 参考資料② 主要統計資料（更新部分抜粋）	165
11	第4回目安小委員会資料	109
	資料11-1 委員からの追加要望資料	169
	資料11-2 足下の経済状況等に関する補足更新資料	173
	資料11-3 主要統計資料（更新部分抜粋）	181
12	第5回目安小委員会資料	109
	資料12-1 委員からの追加要望資料	185
	資料12-2 主要統計資料（更新部分抜粋）	187
13	令和6年度地域別最低賃金改定の目安に関する資料	109
	資料13-1 令和6年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）	189
	資料13-2 地域別最低賃金改定の目安に関する公式見解	191
	資料13-3 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告	215

2024年7月19日

宮崎労働局長 坂根 登 様

宮崎地方最低賃金審議会会長 橋口剛和 様

日本民主青年同盟宮崎県委員会

委員長 大迫雄大

最低賃金額の1500円への引き上げを求める要請書

長引く物価高騰で、国民の暮らしが深刻な状況になっています。とりわけ青年、学生の置かれた状況は深刻です。

「学費の負担が重い」「アルバイトを掛け持ちしている」「バイト代で生活をやりくりするのが大変」「物価が高騰して野菜や魚を買いにくい」——私たちが取り組んでいる食料支援活動で、多くの学生から窮状の声が寄せられています。

「実質賃金」が26か月連続で減少し、物価高騰に賃金が全く追いついていません。さらに青年労働者の約5割は非正規雇用です。低賃金でギリギリの生活を送っています。

「奨学金の返済がきつい」「結婚、ましてや子育てなんて全く展望がもてない」「貯金ができない」等、切実な声が渦巻いています。

日本の最低賃金は1004円（全国加重平均）と低い水準に据え置かれています。しかし世界的には、物価高騰が続く中で米国ワシントンDCは2386円、ドイツは1885円、フランス1769円、イギリス1998円、韓国も1060円に引き上げられています。人間らしく生活するために1500円に向けた大幅引き上げが急務です。

宮崎県の地域最低賃金は897円で東京都との格差は216円です。

全国労働組合総連合（全労連）の都道府県組織による「最低生計費」調査によると、全国どこでも、時給1500～1700円必要という結果になっています。

また、最低賃金の地域ランクを4段階から3段階にしても、格差を解消できないのは明らかであり、地方の人口流出に拍車をかけるものです。

最低賃金の大幅増額は、県民の暮らしの面からも、宮崎県と日本経済全体の底上げのためにも急務です。よって、以下の事項を要望します。

【要請項目】

- 1、最低賃金を時給1500円に引き上げること。
- 2、生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

以上

2024年7月19日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 様

宮崎ふれあいユニ
執行委員長 興村

要 請 書

平素より勤労者の社会的地位向上にご尽力いただき、感謝申し上げます。

当労働組合は、連合宮崎傘下の一人でも加入できる地域合同労働組合です。パートタイム労働者や派遣労働者、非正規雇用労働者をはじめ働く人たちの労働相談活動や組合づくり、権利拡大に取り組んでいます。

さて、2024年中央最低賃金審議会において、武見厚生労働大臣は冒頭『ことしの賃上げ率は33年ぶりの水準となるなど高い伸び率となっている。この流れを非正規労働者や中小企業にも波及させていくには最低賃金による底上げが必要だ』と基本姿勢を述べられたと報道されましたが、まったく同感です。

内需の6割を占める個人消費(約300兆円)を拡大していくことが国内経済維持の要になっており、公・労・使そろって共通の認識だと考えます。

今年の春闘で大手企業を中心に満額などの回答が相次ぎ、賃上げ率は5%を超える高い水準となっています。6月30日の連合宮崎集計でも定期昇給込み賃金引上げは、10,302円(4.01%)となっています。これは、物価高による家計への影響、人手不足による現場の負担増などを踏まえて『人への投資』の重要性について労使共有課題とし、デフレマインドのステージ転換に向けた大きな一歩として受け止めます。

一方で厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計(速報)をみても、物価上昇を加味した5月の実質賃金は前年同月から1.4%減り、26カ月連続のマイナスを記録し、減少幅は4月より0.2ポイント増加しているものの、消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)は前年同月比3.3%の上昇で、賃上げが物価高に追いついていない現状です。

宮崎県内の非正規労働者や中小企業に働く多くの未組織労働者の賃金改定ベースが「地域最低賃金の引き上げ額・率」となっていますが、宮崎地域の最低賃金は、897円で全国加重平均と比較しても大きな格差があります。政府も地域最低賃金の新たな目標について、2030年代半ばまでに全国平均で1,500円とするとし、いわゆる骨太の方針には『より早く達成することを目指す』と明記

しました。

私たちは、都市部と地方で支出費目の違いはあっても必要生計費に極端な違いはなく、全国一律であるべきだと考えます。若い都市部への人材流出を抑えて地域の活性化と地域経済の空洞化解消のため、地域最低賃金の地域間格差解消が重要と確信します。

最低賃金法の趣旨にあるとおり、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するために、以下のとおり要請いたします。

記

- 1 今年の宮崎県最低賃金時給改定審議にあたり、可処分所得の低下に対応でき、生活が維持できる地域最低賃金の積極的な引き上げにより1,000円を上回る金額の実現にむけて尽力いただきたい。
- 2 最低賃金の底上げで地域間格差の解消の実現にむけて尽力いただきたい。
- 3 政府が公表した「労務費の適正な転嫁のために価格交渉に関する指針」の十分な活用を含め、地方版の「政・労・使会議」の開催にむけてご尽力いただきたい。



2024年7月24日

宮崎地方最低賃金審議会委員 各位

宮崎県労働組合連
議長 江良

2024年宮崎県最低賃金改定にあたっての意見

日頃より、働く者の労働条件の改善、くらしの向上にご尽力のことと存じます。

今年の宮崎県最低賃金の改定に当たり、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

日本の労働者賃金は、過去最高の引き上げ率が実現したと言われながら、実質賃金は26カ月連続で減少するという実態で、物価高騰に対して賃金の増加は不十分です。一般的に、所得が少ないほど生活必需品の支出割合が高いため、最低賃金近傍の給与で働く労働者の生活は困窮しています。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の宮崎県の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。全労連では全国で最低生計費調査を行い、一般的な生活・健康で文化的な生活の実現のために必要な収入を調べています。それによると、全国どこでも1,500円以上が必要だという事が分かっています。宮崎県の最低賃金は、一般的な生活を実現するには程遠いものです。

最低賃金審議会におかれましては、最低賃金の上げ幅の論議に終始することなく、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

更に、地域間格差の解消も急務です。

現在の宮崎県の最低賃金は897円で、全国平均の1,004円、最高額の東京都の1,113円とは、大きな開きがあります。

地域別最低賃金は官民間わず、すべての労働者の賃金に影響を与えています。地域間格差によって労働人口が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済は疲弊しています。

最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待たなしの課題であると考えます。

最低賃金の引き上げること、格差を解消して全国一律制を実施すること、中小企業支援を拡充して最低賃金を引き上げ実現する環境を整えることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、地域間格差の解消に向けて積極的な引き上げと大胆な中小零細企業支援策が、地域経済を活性化させて労働者を救済する絶対条件だと考え、下記の要請の実施を宮崎県労働組合総連合からの意見として申し上げます。

記

1. 宮崎県の最低賃金897円を今すぐ1,000円以上に引き上げ、早急に1,500円以上を実現するための議論を開始すること。少なくとも、最低賃金1,000円到達と全国平均到達時期の目標を明確にして、実現に向けた工程表を作成すること。
2. 中央最低賃金審議会と国に対し、全国一律最低賃金制度の実現を求めること。
3. 最低賃金1,500円以上の支払い能力を中小零細企業が持つため、具体的な経営支援策と、健康保険や厚生年金、雇用保険など「税・社会保険料負担の軽減」を実効的な支援策として実現するよう、最低賃金を所轄する厚生労働大臣に対して求めること。

以上



令和6年7月29日

宮崎地方最低賃金審議会

会長 橋口 剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会

運営小委員会

座長 三島 里都子

令和6年度宮崎地方最低賃金審議会

運営小委員会報告

当運営小委員会は、令和6年7月5日、令和6年度の最低賃金審議会の運営について検討した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

- 1 宮崎県最低賃金の改正については、宮崎県最低賃金専門部会において次により審議することとする。

労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかなわない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行う。

- 2 特定最低賃金に係る審議については、次によることとする。
 - (1) 改正等の必要性の有無についての検討は、特定最低賃金審議会検討小委員会において行うこととする。
 - (2) 検討小委員会では関係労使の意見聴取を実施する。
 - (3) 改正決定等についての諮問があった場合の当該特定最低賃金専門部会の結審は、年内発効を目指し努力するものとする。

3 地域別及び特定最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議の運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項（以下、「6条5項」という。）の規定を採用することとし、専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

なお、6条5項を採用するに当たっては、次のとおり運用することとする。

(1) 6条5項の適用については、専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の「申立て」を行った場合については、原則として3日以内に本審を開催して審議のうえ、結論を下すものとする。

(2) 専門部会での結審に当たって専決を行った場合は、他の本審委員あて関係資料を送付するとともに、次回本審に報告するものとする。

4 地域別及び特定最低賃金における審議に際しては、「全会一致」の結審に至るよう努力するものとする。

5 審議会（専門部会を含む。）の開催日の設定に当たっては、事務局において可能な限り早期に日程調整を行うよう努めるとともに、各委員は事務局の行う日程調整に協力するよう努めるものとする。

宮崎地方最低賃金審議会
宮崎県最低賃金専門部会委員名簿

令和6年7月29日

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	はしぐち たけかず 橋 口 剛 和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	みやかわ かよこ 宮 川 香 代 子	郷法律事務所 弁護士
	もりべ よういちろう 森 部 陽 一 郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者 代表 委員	かまだ まさひろ 鎌 田 正 洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	じゅうくろぎ みちえ 重 黒 木 康 恵	自治労宮崎県本部 副執行委員長
	しらすき よういち 白 崎 洋 一	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
使用者 代表 委員	かわの よういち 河 野 洋 一	宮崎県経営者協会 専務理事
	さこう しげひさ 酒 匂 重 久	宮崎県商工連合会 専務理事
	のぐち かずひこ 野 口 和 彦	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事

各側五十音順
(敬称略)

連合宮崎発第2024-195号
2024年 7月12日

宮崎労働局長
坂根 登 様

日本労働組合総連
宮崎県連合会(連合
会 長 吉岡

2024年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定期(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長) 土居和也
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(1) 申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会代表 秋山邦光
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
(1) 申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 田中俊治
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会議長 鬼東賢一



以上

2024年度 賃金格差疎明資料について

資料の作成に当たっては、地域、産業分類、企業間の賃金比較ができる資料として賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計地方調査を参考資料とし、申し出4業種に対応した産業中分類での統計がないため、産業大分類での下記資料を賃金格差疎明資料として提出します。

(1) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
30人以上 (A)	246,081	291,940	260,976	169,921	161,837
5人以上 (B)	238,067	272,785	250,440	230,692	181,657
格差 (B/A)	96.7	93.4	96.0	135.7	112.2

資料出所：「みやぎの賃金・労働時間・雇用の動き：産業別に見た賃金の動き」宮崎県（令和6年4月分）

(2) 九州各県・産業分類別賃金〔きまって支給する給与〕*事業所規模30人以上

県名	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
福岡	274,978	336,820	290,495	241,421	202,473
佐賀	247,337	338,831	268,664	145,208	165,708
長崎	243,289	269,466	294,467	179,626	204,870
熊本	261,567	345,314	284,971	191,757	198,205
大分	262,270	330,621	293,276	174,248	186,671
宮崎	244,753	324,026	256,775	163,448	170,182
鹿児島	244,261	317,165	261,202	187,868	200,469
沖縄	231,297	320,512	215,532	192,030	188,211

資料出所：厚生労働省政策統括官「毎月勤労統計調査年報-地方調査-」第13表（令和4年平均）

(3) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

男性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	301.0	311.9	296.8	264.2	313.8	246.1
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	365.9	358.9	377.3	-	340.3	256.3
(B/A)	121.6	115.1	127.1	-	108.4	104.1
100~999人(C)	296.5	312.0	285.3	278.9	328.9	245.2
(C/A)	98.5	100	96.1	105.6	104.8	99.6
10~99人(D)	275.7	304.8	256.6	242.1	285.1	244.4
(D/A)	91.6	97.7	86.5	91.6	90.9	99.3

女性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	226.8	212.7	196.8	190.7	210.1	200.7
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	260.2	258.3	241.6	-	224.3	198.5
(B/A)	114.7	121.4	122.8	-	106.8	98.9
100~999人(C)	235.1	256.5	204.8	226.0	222.3	207.1
(C/A)	103.7	120.6	104.1	118.5	105.8	103.2
10~99人(D)	208.2	193.2	175.1	168.2	179.3	191.9
(D/A)	91.8	90.8	89.0	88.2	85.3	95.6

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」第1表（令和4年）宮崎県

令和6年度特定最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和6年7月29日

名称	申出年月日	申出者	適用労働者数 [A]	合意のあった労働者数			比率	審査結果	申出内容 参考協約額
				労働協約・労使協定等	機関決定	合意署名			
宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金	令和6年7月12日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長(委員長)	人 2,650 (172)	人 1,239 (62)	人	人 1,239 (62)	46.8%	適	金額改正 1,000円
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	令和6年7月12日	全日本電機・電子・情報関連産業 労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表	人 7,870 (71)	人 355 (2)	人 2,854 (10)	人 3,209 (12)	40.8%	適	金額改正 1,013円
宮崎県各種商品小売業最低賃金	令和6年7月12日	宮崎県小売産業別最賃労組連絡会 代表幹事	人 4,620 (75)	人 2,627 (1)	人	人 2,627 (1)	56.9%	適	金額改正 960円
宮崎部分肉・冷凍肉・肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金	令和6年7月12日	日本食品関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会 議長	人 2,730 (53)	人 734 (2)	人 598 (1)	人 1,332 (3)	48.8%	適	金額改正 919円

※ () 内は事業所数または労組数

令和6年度 宮崎地方最低賃金審議会運営計画(第1回本審・運小確認)【案】

委員の皆様との日程調整後に再提案(中央の目安答申予定により再々提案)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 3月	
本 審	<p>第1回本審 地賃諮問 審議の進め方 実地視察(報告) 意見聴取</p> <p>5日(金) 13:20~</p>	<p>第2回本審 改正決定の意見 運小報告 必要性諮問 中賃目安伝達</p> <p>29日(月) 9:30~</p>	<p>第3回本審 部会報告 審議、採決 答申</p> <p>9日(金) 17:30頃~</p>	<p>第4回本審 異議審 必要性答申 特定最賃改正諮問 (必要性有の場合)</p> <p>27日(火) 10:00~</p>	<p>第5回本審 部会報告 特賃の答申</p> <p>10/1(火) 10/5(土)</p>	<p>第6回本審 意向表明 実地視察 意見聴取</p> <p>3月中旬 15:30~</p>		
地賃専門部会		<p>運営計画 6条5項採用 検討委設置 意見聴取日程調整</p>	<p>第1回部会 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>29日(月) 10:30~</p>	<p>第2回部会 参考人聴取 金額提示 金額審議</p> <p>7日(水) 13:30~</p>	<p>第3回部会 金額提示 金額審議 結審</p> <p>9日(金) 15:00~</p>			
特定最賃					<p>10月1日(火)~10月31日(木) 年内発効</p> <p>各特定最賃専門部会(2~3回で結審) 基本的見解 金額審議</p>	<p>特定最賃発効</p>		
中賃日程	<p>6/25 諮問</p>	<p>7/10・18・23・24 小委員会</p>	<p>7/24までに 目安が出ない場合の予備日7/25</p>					

令和6年度 特定（産業別）最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

【宮崎県特定最賃の改正決定必要性の有無】7/5 運営小委員会確認

1 目的

特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った産業の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和6年8月16日（金）13時30分～16時00分

（第1回本審後の運営小委員会で確定）

場所：宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室（予定）

3 実施主体

宮崎地方最低賃金審議会 産業別最低賃金審議会検討小委員会
意見表明者へは、審議会会長名の開催通知を発送する。

4 推薦手続き

- （1）5月の日程調整時に、関係労使団体あて依頼（依頼済）。
- （2）別紙1「推薦名簿」は第1回本審までに、関係労使団体が事務局へ提出する。

5 意見陳述・聴取要領

- （1）意見陳述者は意見を別紙2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式でも可）に記載し、地域別最低賃金答申後速やかに（第1回検討小委員会前日までに）事務局へ提出する。
なお、やむを得ず当日持参する場合には、14部を用意すること。
- （2）発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- （3）意見書には発表の希望の有無を記載する。
発表順は原則として、日本産業分類番号順とする。
肉乳 → 電機 → 各種商品 → 新車小売
- （4）発表・聴取時間は1産業20分とし、内訳は意見発表労使各5分、質疑5分とする。
発表を希望しない場合は、提出された意見書を黙読し、質問が出た場合に労使各側が回答できる場合は回答する。労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

宮崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 各種商品小売業
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): _____業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

労働者代表

所属組合	名 称		概	加盟組合数 <small>(産別連合体の場合)</small>	
	所在地	〒 ー		主な業種 <small>(企業別組合の場合)</small>	
	電話番号	ー ー	要	所属労働者数	
	職 名			参考事項	意見陳述の希望 有 ・ 無

使用者代表

所属企業	名 称		概	労働者数	
	所在地	〒 ー		業 種	
	電話番号	ー ー	要	参考事項	意見陳述の希望 有 ・ 無
	職 名				

(注1) 意見書を提出されない方への確認は、宮崎労働局賃金室(Tel0985-38-8836)からご連絡いたします。

(注2) 令和6年度県最賃答申後速やかに、第1回検討小委員会前日までに、宮崎労働局賃金室までご提出をお願いいたします。

メール アドレス：chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

(注3) やむを得ず、事前に提出ができない場合は、14部持参してください。

宮崎市の消費者物価指数（令和6年5月分）

総合指数

総合指数（令和2年＝100）	108.4	数値は原数値
前月比（%）	+0.5	3か月連続でプラス
前年同月比（%）	+3.5	31か月連続でプラス

生鮮食品を除く総合指数

生鮮食品を除く総合指数（令和2年＝100）	108.0	数値は原数値
前月比（%）	+0.4	3か月連続でプラス
前年同月比（%）	+3.2	31か月連続でプラス

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数（令和2年＝100）	107.4	数値は原数値
前月比（%）	+0.2	3か月連続でプラス
前年同月比（%）	+2.8	26か月連続でプラス

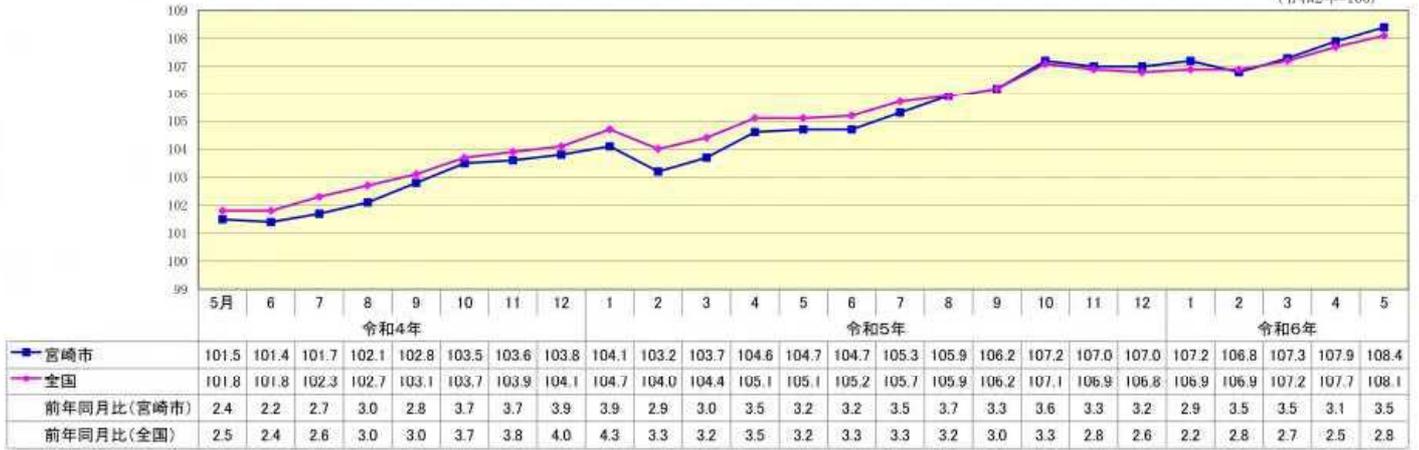
1.消費者物価指数（総合指数）の動き（過去2年間）

総合指数

総合指数は、消費者物価指数で扱う全ての指数品目の値動きを反映した指標。

消費者物価指数の動向

(令和2年=100)

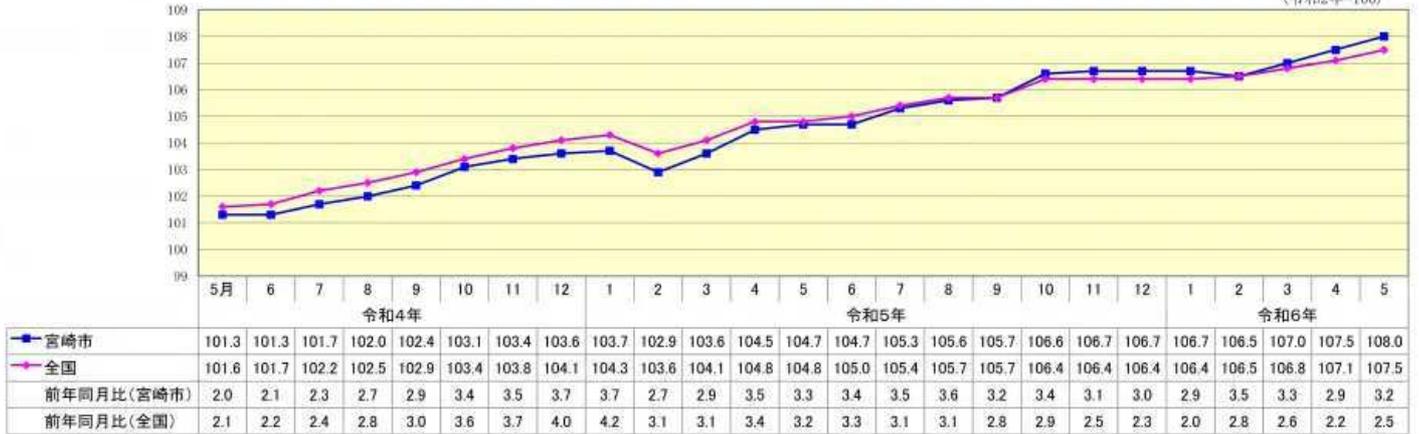


生鮮食品を除く総合指数

天候の影響を強く受ける生鮮食品を除いた物価の基調をみるための一つの指標。

生鮮食品を除く消費者物価指数の動向

(令和2年=100)

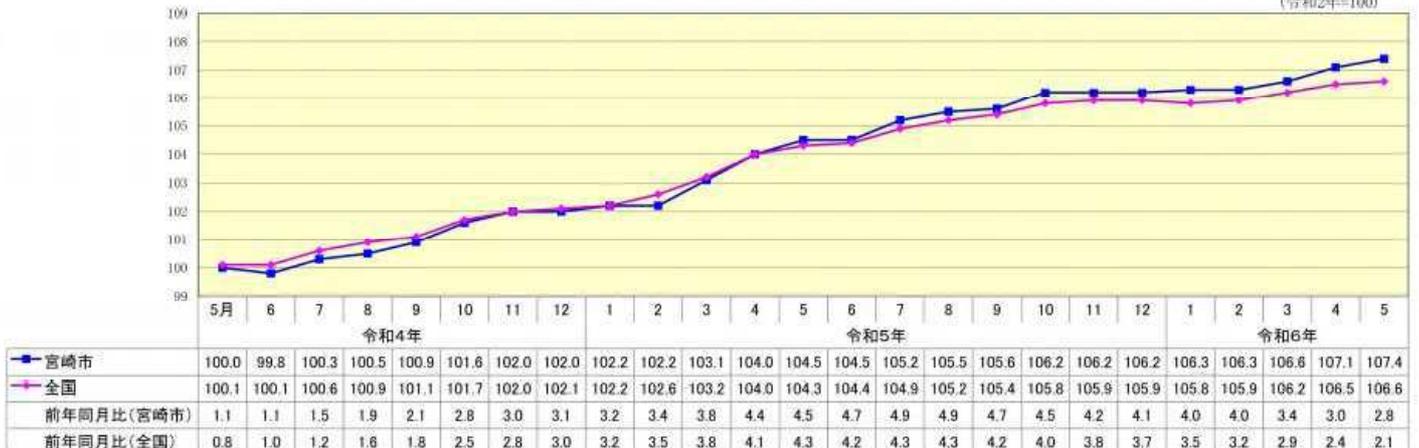


生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数

天候の影響を強く受ける生鮮食品と海外要因で変動する原油価格の影響を直接受けるガソリンや電気代などのエネルギーを除いた基調をみるための指標。

生鮮食品及びエネルギーを除く消費者物価指数の動向

(令和2年=100)



2.費目別指数、変化率及び寄与度

費目	指数	前月比		前年同月比	
		変化率(%)	寄与度	変化率(%)	寄与度
総合	108.4	0.5	-	3.5	-
食料	115.8	0.6	0.18	4.8	1.38
住居	109.4	0.4	0.06	2.5	0.42
光熱・水道	106.9	3.8	0.24	7.9	0.49
家具・家事用品	116.2	1.8	0.08	4.1	0.18
被服及び履物	111.3	0.0	0.00	2.7	0.10
保健医療	103.4	0.2	0.01	1.3	0.06
交通・通信	97.5	-0.4	-0.07	2.1	0.36
教育	102.5	0.2	0.01	0.8	0.02
教養娯楽	110.4	-0.4	-0.04	4.6	0.41
諸雑費	106.2	0.1	0.01	1.6	0.10

数値は原数値

3.前月との比較において、影響を与えた費目及び寄与度等（注1）

	10大費目	中分類	前月比 (%)	寄与度	主な品目
上昇	光熱・水道	電気代	7.9	0.24	
	食料	生鮮果物	7.6	0.08	すいか
下落	教養娯楽	教養娯楽サービス	-1.1	-0.06	ゴルフプレー料金
	交通・通信	自動車等関係費	-0.3	-0.04	ガソリン

数値は原数値

4.前年同月との比較において、影響を与えた費目及び寄与度等 (注1)

	10大費目	中分類	前年同月比 (%)	寄与度	主な品目
上昇	光熱・水道	電気代	17.0	0.49	
	食料	生鮮野菜	20.6	0.34	キャベツ
下落	保健医療	保健医療サービス	-0.8	-0.02	診療代
	家具・家事用品	家庭用耐久財	-1.0	-0.01	電子レンジ

数値は原数値

【参考】全国の動き

総合指数（原数値）	108.1
前月比 (%)	+0.4
前年同月比 (%)	+2.8
総合指数（季節調整値）	108.0
前月比（季節調整値） (%)	+0.5
生鮮食品を除く総合指数（原数値）	107.5
前月比 (%)	+0.3
前年同月比 (%)	+2.5
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数（原数値）	106.6
前月比 (%)	+0.1
前年同月比 (%)	+2.1

前年同月との比較（注1）

	10大費目	中分類	前年同月比(%)	寄与度	品目
上昇	光熱・水道	電気代	14.7	0.47	
	教養娯楽	教養娯楽サービス	6.6	0.35	外国パック旅行費
	交通・通信	自動車等関係費	3.1	0.28	ガソリン
	食料	生鮮野菜	14.4	0.27	キャベツ

数値は原数値

下落した費目については、寄与度が小さく、全体への影響が小さいことから、今回は掲載していません。

(注1) 宮崎市の10大費目・中分類・品目の配列は、寄与度の大きいものから順になっています。寄与度とは、品目又は類の指数の変動が、総合指数の変化率にどの程度の影響を与えたかを示したものです。

各項目の寄与度を合計すると、総合指数の変化率になります。ただし、四捨五入の関係で合計に一致しない場合もあります。なお、寄与度は公表されている指数値を用いて計算した値です。

全国の10大費目・中分類・前年同月比・寄与度・品目の配列は、総務省統計局が公表している月報と同様となっています。

(注2) 当該資料の一部については、総務省統計局「小売物価統計調査」の調査票情報を独自に集計したものです。なお寄与度は公表されている指数値を用いて計算した値です。

(注3) 変化率は、端数処理前の指数を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合があります。

5.最新のデータファイル

- [表1：宮崎市、全国及び東京都区部の中分類指数【令和6年5月】（エクセル：22KB）](#)
- [表1：宮崎市、全国及び東京都区部の中分類指数【令和6年5月】（PDF：187KB）](#)
- [表2：宮崎市、全国及び東京都区部の総合指数【時系列】（エクセル：16KB）](#)
- [表2：宮崎市、全国及び東京都区部の総合指数【時系列】（PDF：88KB）](#)
- [表3：宮崎市の10大費目別指数【時系列】（エクセル：22KB）](#)
- [表3：宮崎市の10大費目別指数【時系列】（PDF：167KB）](#)
- [表4：宮崎市、全国の中分類指数【令和6年5月寄与度】（PDF：289KB）](#)
- [表5：消費者物価指数の動向（エクセル：19KB）](#)
- [表5：消費者物価指数の動向（PDF：83KB）](#)

総合政策部統計調査課生活統計担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7043

ファクス：0985-29-0534

メールアドレス：tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp

法人番号：4000020450006

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

Copyright© Miyazaki Prefecture. All rights reserved.

令和6年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,373 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	7,030	2,026	28.8%
B ランク	5,261	1,698	32.3%
C ランク	4,082	1,425	34.9%
合計	16,373	5,149	31.4%

4. 集計労働者 29,463 人

（うち、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和6年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和6年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和6年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和4年度分、令和5年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和6年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和6年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和5年6月分、令和6年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所				
A	100.0	42.3	0.9	39.2	17.6	100.0	44.2	1.1	40.0	14.7	100.0	39.0	1.3	40.1	19.6	100.0	48.6	0.2	36.0	15.2
B	100.0	43.4	0.5	41.6	14.6	100.0	46.0	1.2	35.7	17.1	100.0	42.4	0.4	43.9	13.3	100.0	53.5	0.0	27.7	18.9
C	100.0	42.4	0.9	37.1	19.6	100.0	40.7	1.8	31.7	25.8	100.0	41.8	1.1	37.6	19.4	100.0	49.4	1.5	36.5	12.5
計	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4
R5年	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所				
A	100.0	28.5	0.0	51.9	19.5	100.0	32.6	1.8	48.4	17.2	100.0	61.8	0.3	19.4	18.5	100.0	43.5	1.2	40.3	14.9
B	100.0	32.4	0.7	49.8	17.0	100.0	28.7	0.0	61.4	9.9	100.0	63.5	0.0	22.3	14.2	100.0	39.7	0.7	46.7	12.9
C	100.0	33.9	0.0	43.5	22.5	100.0	28.7	1.7	48.5	21.1	100.0	64.4	0.5	17.9	17.2	100.0	38.3	0.5	45.4	15.7
計	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0
R5年	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)
A	4.7	4.5	5.1	4.5	5.0	5.6	3.7	4.8	-12.0	-7.3	-17.8	-1.5	-7.8	-27.5	-1.4	1.9	1.9	1.8	2.2	1.4	1.7	2.2	2.2	2.1
B	4.5	4.2	5.1	4.8	4.1	5.0	3.9	4.1	-10.8	-13.7	-22.4	-1.1		-0.0		1.9	1.8	2.1	2.5	1.3	1.4	2.5	1.6	
C	4.5	3.4	4.4	3.9	6.0	4.7	4.4	4.6	-9.2	-6.6	-10.8	-20.2	-2.7	-12.0	-1.8	1.8	1.2	1.7	1.6	2.0	1.3	2.7	1.8	
計	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8	
R 5 年	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5%	3.2%	5.0%	0.55	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.6%	3.2%	5.2%	0.56	2.2%	3.5%	5.0%	0.40
B	1.6	3.2	5.2	0.56	1.8	3.0	5.0	0.53	1.9	3.5	5.6	0.53	2.0	3.5	5.5	0.50
C	1.5	3.2	5.5	0.63	1.1	3.0	5.0	0.65	1.7	3.2	5.3	0.56	2.0	3.2	5.0	0.47
計	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46
R5年	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70

31

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.8%	4.1%	7.0%	0.63	1.3%	3.1%	8.0%	1.08	1.5%	2.7%	4.5%	0.56	1.5%	3.2%	5.1%	0.56
B	1.0	3.7	5.9	0.66	1.9	3.8	6.7	0.63	1.4	2.5	5.1	0.74	1.7	3.6	5.0	0.46
C	2.6	4.5	8.0	0.60	1.5	3.7	5.8	0.58	1.4	3.0	5.4	0.67	2.0	3.0	5.0	0.50
計	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50
R5年	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(注、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月			
男	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2	
男	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2	
女	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8	

第4表② 一般労働者及びびパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）															
	賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額															
	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月														
A	1,601	1,637	2.2	2.3	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
B	1,383	1,416	2.4	2.0	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
C	1,253	1,287	2.7	2.1	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
計	1,454	1,488	2.3	2.1	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
A	1,827	1,867	2.2	2.2	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
B	1,543	1,571	1.8	2.0	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
計	1,366	1,407	3.0	1.9	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
A	1,281	1,309	2.2	2.6	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
B	1,131	1,171	3.5	1.7	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
C	1,054	1,077	2.2	2.5	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
計	1,185	1,218	2.8	2.1	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

(円、%)

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月
計	1,611	1,655	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
A	1,391	1,431	2.9	2.4	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
B	1,259	1,298	3.1	2.7	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
C	1,141	1,176	3.1	2.8	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
C	1,058	1,083	2.4	2.7	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	79.4	8.5	1.7	10.5
B	100.0	76.4	9.8	2.6	11.3
C	100.0	73.7	13.0	2.0	11.3
計	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0
R5年	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.5	3.2	16.8	52.2	8.4	100.0	21.5	1.3	17.7	55.4	4.0	100.0	22.7	4.2	14.0	53.2	5.9	100.0	17.3	1.5	12.8	57.5	10.9
B	100.0	17.2	2.9	17.2	56.8	5.9	100.0	24.1	2.5	12.3	55.3	5.8	100.0	16.5	1.6	21.0	55.8	5.0	100.0	24.6	10.4	7.9	51.6	5.6
C	100.0	23.4	2.5	18.6	46.8	8.6	100.0	30.8	4.0	19.5	35.6	10.0	100.0	25.5	2.5	17.4	48.5	6.0	100.0	11.7	4.5	21.5	53.0	9.3
計	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8
R5年	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.0	2.1	25.7	47.0	11.2	100.0	12.4	2.2	15.1	58.6	11.6	100.0	31.2	7.5	17.9	33.2	10.2	100.0	14.7	3.0	11.5	61.5	9.3
B	100.0	16.1	3.1	21.5	53.0	6.2	100.0	8.1	0.0	14.5	71.5	5.9	100.0	24.4	2.1	15.3	45.7	12.5	100.0	12.2	5.7	14.3	64.0	3.7
C	100.0	21.9	2.7	27.1	38.8	9.4	100.0	21.1	1.4	14.1	55.6	7.9	100.0	31.0	2.7	7.2	43.9	15.2	100.0	15.4	1.0	18.1	56.2	9.3
計	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4
R5年	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和5年	令和6年
39.5	40.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和5年	令和6年
男性	42.1	42.2
女性	57.9	57.8

3 年間所定労働日数（事業所平均）

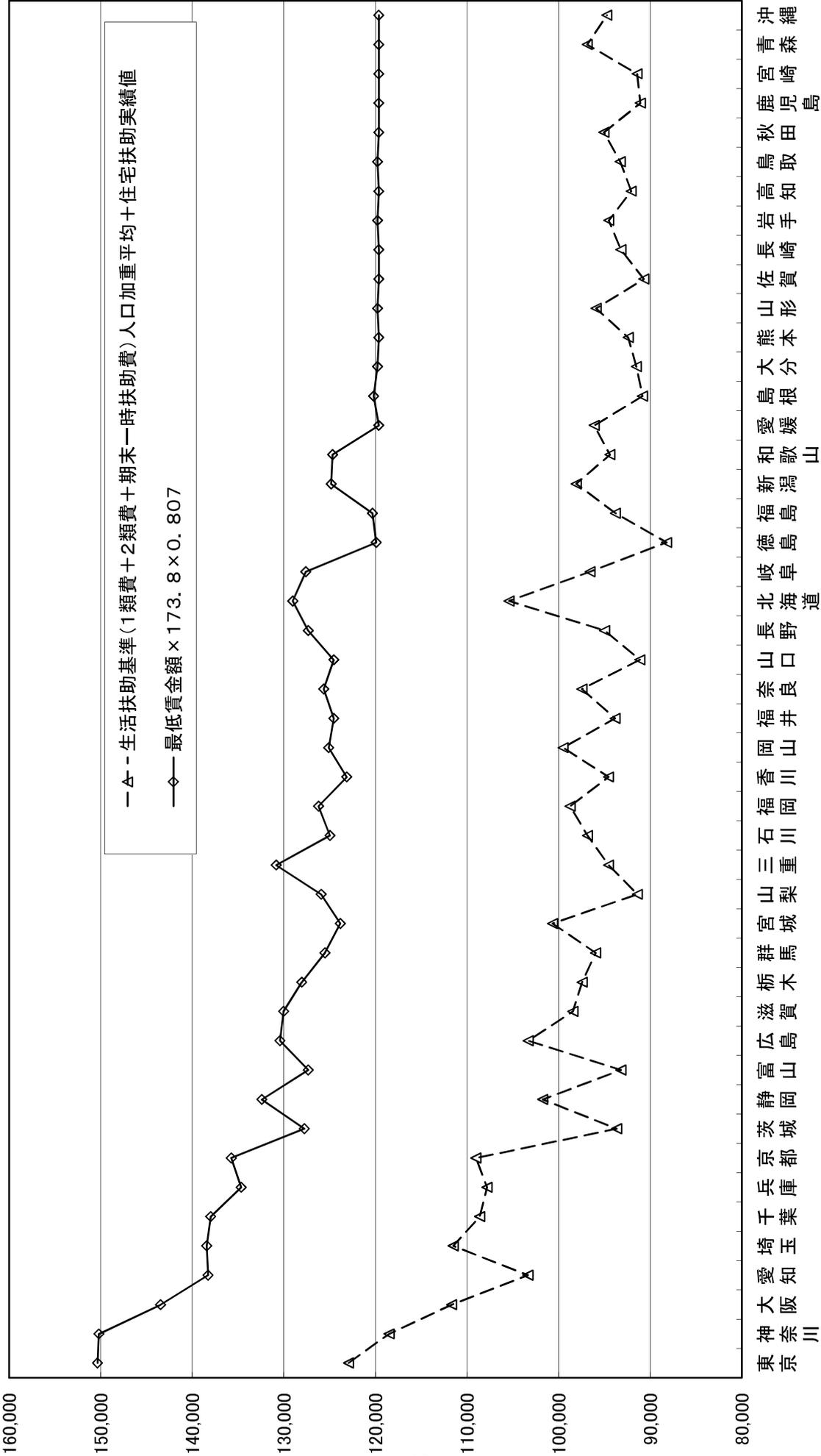
(日)

令和4年度	令和5年度
241.5	241.6

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

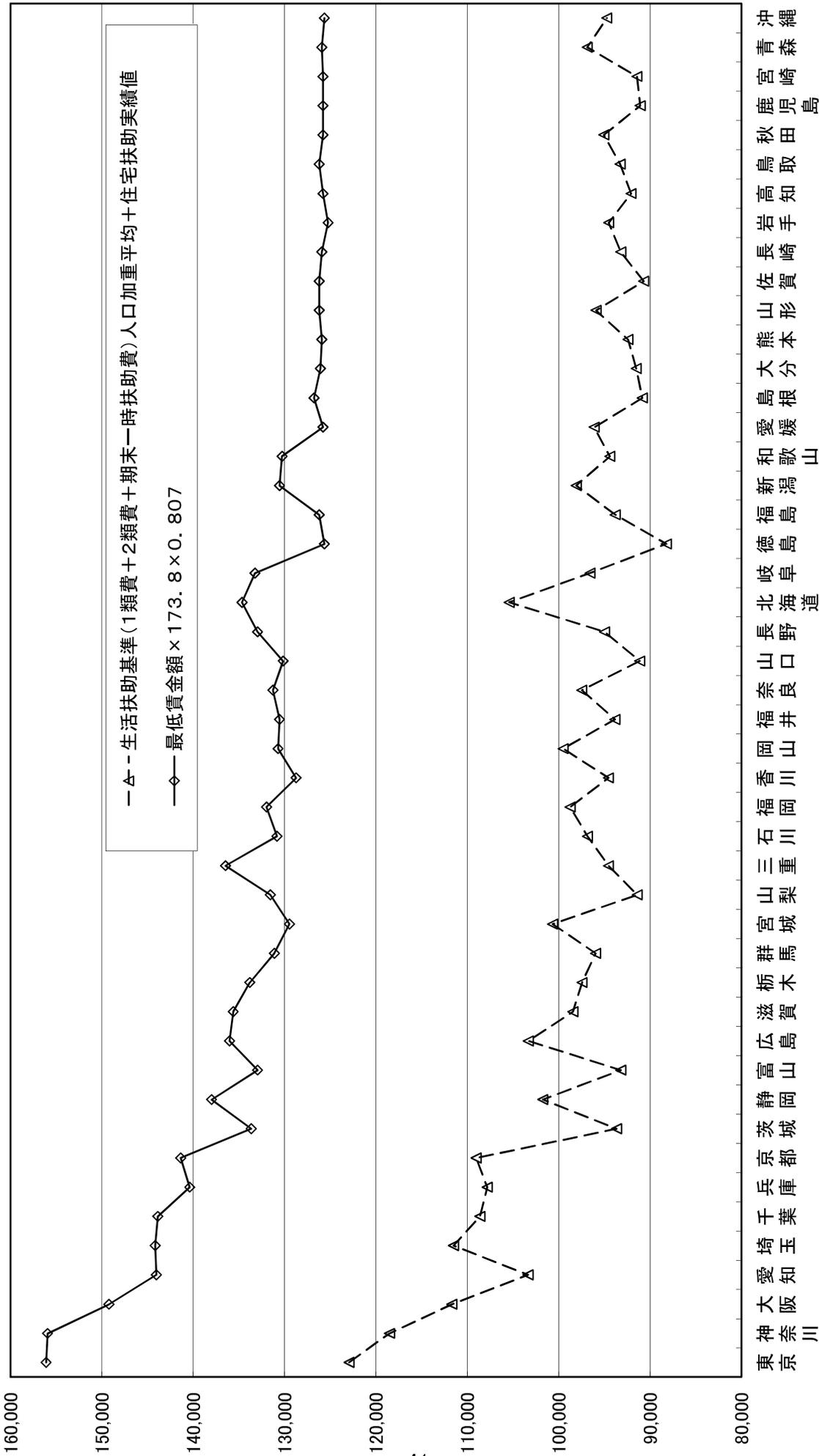
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和4年度のものである。

注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1)生活扶助基準(1類費＋2類費＋期末一時扶助費)は18～19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和4年度、最低賃金のデータは令和5年度のものである。

注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和4年度データに基づく乖離額 (A)	令和5年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0,816→0,807)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△168	40	△208	△178	△31	△40	8	0	1
青森	△162	45	△207	△173	△35	△45	8	0	3
岩手	△180	39	△219	△192	△27	△39	7	0	4
宮城	△165	40	△205	△176	△30	△40	8	0	3
秋田	△175	44	△219	△185	△34	△44	7	0	3
山形	△170	46	△216	△179	△37	△46	8	0	2
福島	△189	42	△231	△200	△31	△42	7	0	3
茨城	△243	42	△285	△252	△33	△42	7	0	1
栃木	△218	41	△259	△226	△34	△41	8	0	0
群馬	△211	40	△251	△218	△33	△40	8	0	0
埼玉	△192	41	△233	△201	△32	△41	9	0	1
千葉	△209	42	△251	△219	△33	△42	9	0	1
東京都	△195	41	△236	△207	△30	△41	10	0	2
神奈川県	△226	41	△267	△235	△32	△41	9	0	△1
新潟	△191	41	△232	△201	△31	△41	8	0	2
富山	△243	40	△283	△253	△30	△40	7	0	3
石川	△200	42	△242	△210	△33	△42	8	0	2
福井	△219	43	△262	△230	△32	△43	7	0	4
山梨	△246	40	△286	△254	△32	△40	7	0	1
長野	△231	40	△271	△240	△31	△40	7	0	1
岐阜	△221	40	△261	△231	△31	△40	8	0	2
静岡	△219	40	△259	△228	△30	△40	8	0	2
愛知	△249	41	△290	△258	△32	△41	8	0	1
三重	△259	40	△299	△270	△29	△40	7	0	3
滋賀	△225	40	△265	△236	△29	△40	8	0	3
京都	△191	40	△231	△199	△32	△40	9	0	0
大阪	△227	41	△268	△236	△32	△41	9	0	0
兵庫県	△191	41	△232	△200	△32	△41	8	0	0
奈良	△201	40	△241	△210	△30	△40	8	0	2
和歌山	△216	40	△256	△225	△31	△40	7	0	1
鳥取	△189	46	△235	△195	△40	△46	7	0	△1
島根	△209	47	△256	△219	△37	△47	7	0	3
岡山	△182	40	△222	△192	△30	△40	8	0	2
広島	△193	40	△233	△202	△32	△40	8	0	0
山口	△238	40	△278	△245	△33	△40	7	0	0
徳島	△226	41	△267	△235	△32	△41	7	0	2
香川	△204	40	△244	△212	△32	△40	7	0	0
愛媛	△168	44	△212	△178	△34	△44	8	0	3
高知	△196	44	△240	△204	△37	△44	7	0	0
福岡	△196	41	△237	△205	△32	△41	8	0	1
佐賀	△206	47	△253	△216	△38	△47	7	0	2
長崎	△188	45	△233	△197	△37	△45	7	0	1
熊本	△194	45	△239	△204	△35	△45	7	0	3
大分	△201	45	△246	△210	△37	△45	7	0	1
宮崎	△201	44	△245	△209	△36	△44	7	0	1
鹿児島	△204	44	△248	△212	△36	△44	7	0	2
沖縄	△177	43	△220	△185	△35	△43	7	0	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

資料 No. 3

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成26～令和5年度）

年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)
Aランク	未満率 (%)	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1
	影響率 (%)	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4
Bランク	未満率 (%)	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6
	影響率 (%)	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5
Cランク	未満率 (%)	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1
	影響率 (%)	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1
Dランク	未満率 (%)	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—
	影響率 (%)	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—
計	未満率 (%)	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
	影響率 (%)	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6

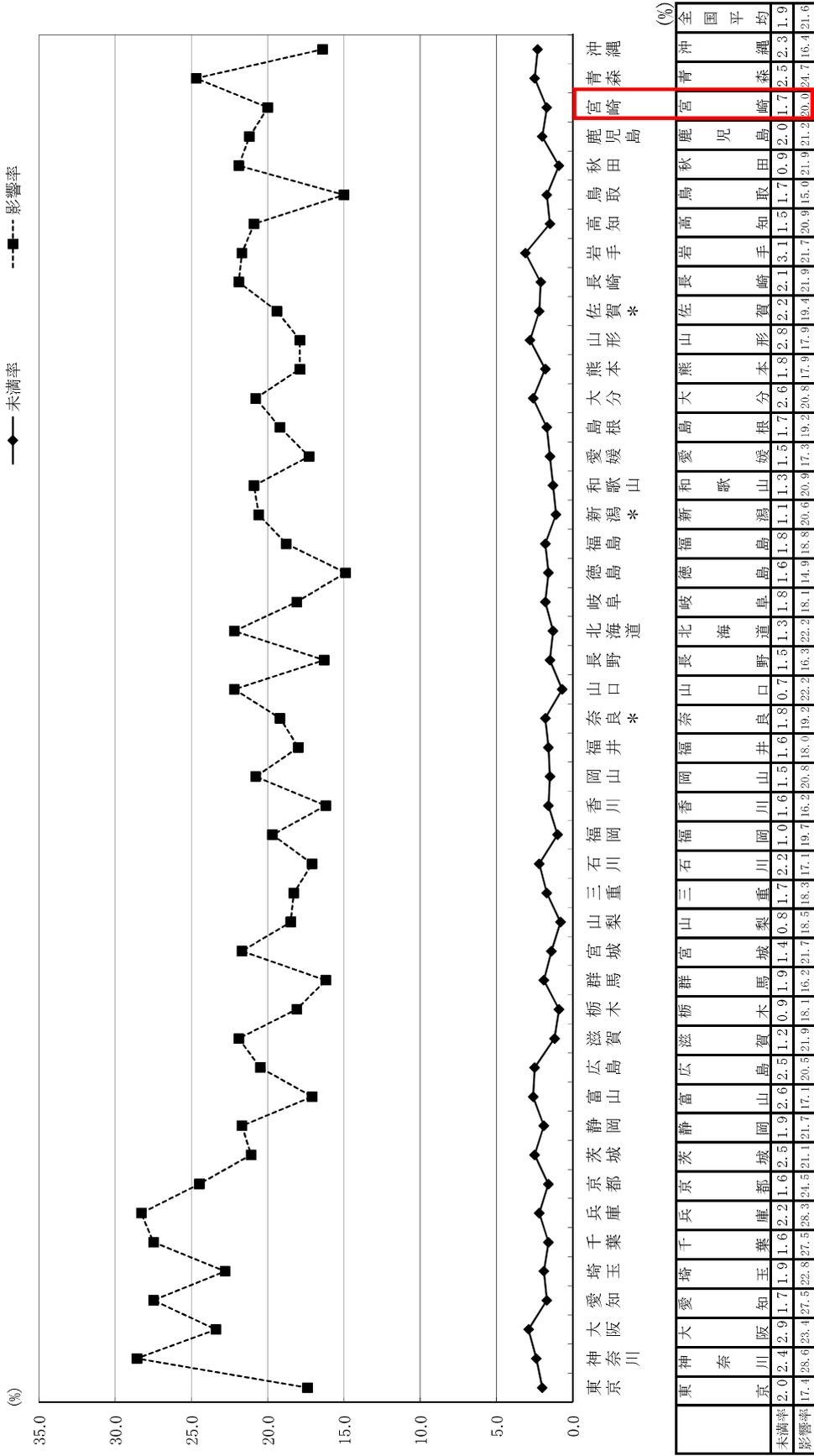
資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成26～令和5年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、令和5年度より3ランクとなっている。
 5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和5年)

未満率(全国加重平均) 1.9%
 影響率(全国加重平均) 21.6%



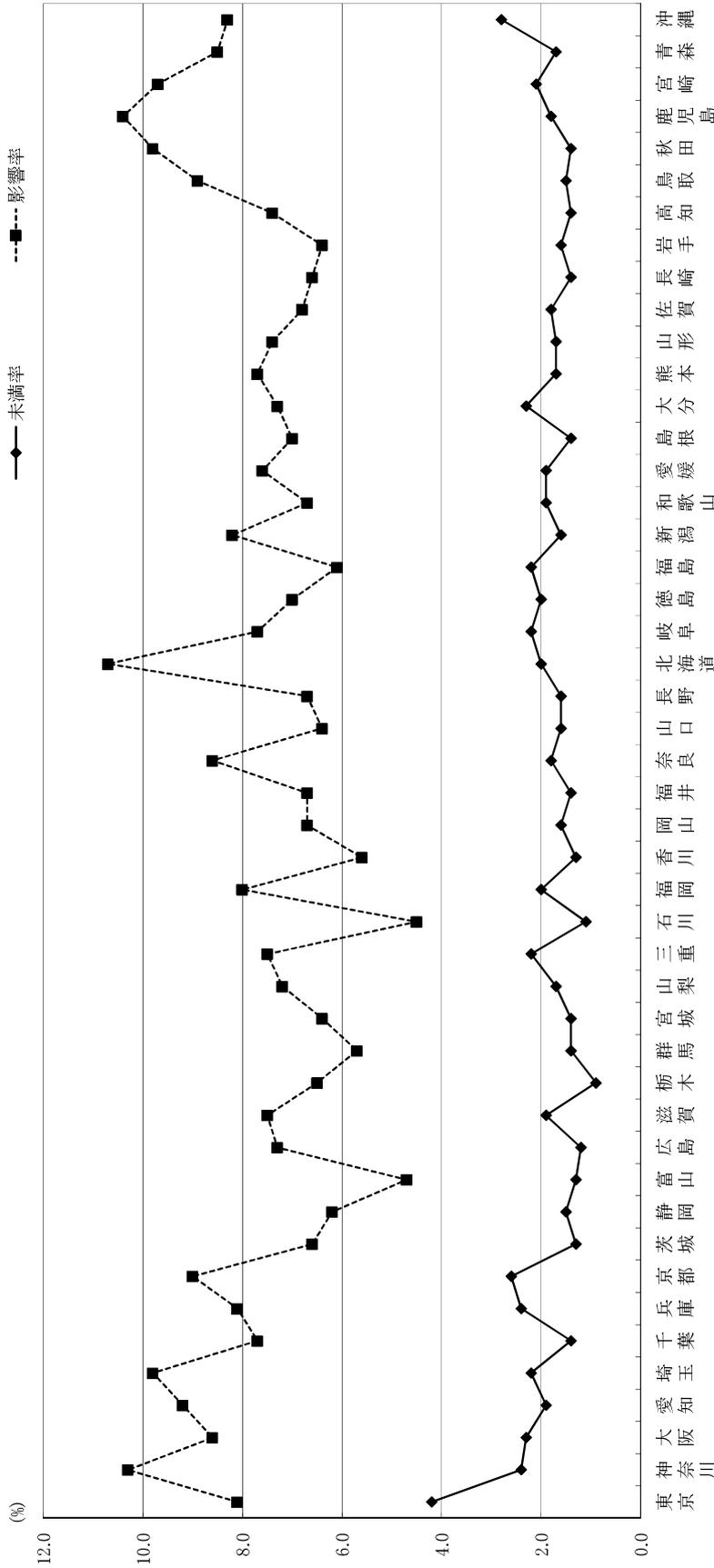
資料出所 厚生労働省「令和5年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

(注2) 上記の影響率、未満率は、令和5年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行ったもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和5年)

未満率(全国加重平均) 2.4%
 影響率(全国加重平均) 8.1%



	東	京	神	大	阪	愛	埼	千	兵	京	茨	静	富	廣	滋	栃	群	宮	山	三	石	福	香	岡	山	福	井	奈	山	長	北	岐	徳	福	新	和	愛	島	大	熊	山	形	佐	長	岩	高	鳥	秋	鹿	児	宮	青	沖	全
未満率	4.2	2.4	2.4	2.4	2.4	1.9	2.2	1.4	2.4	2.6	1.3	1.5	1.3	1.2	1.9	0.9	1.4	1.4	1.7	2.2	1.1	2.0	1.3	1.6	1.6	2.2	2.0	2.2	2.2	2.0	2.2	1.6	1.9	1.9	1.4	2.3	1.7	1.7	1.8	1.4	1.6	1.4	1.5	1.4	1.8	2.1	1.8	2.1	1.7	2.8	2.4			
影響率	8.1	8.6	9.2	9.8	7.7	8.1	9.0	8.1	8.1	9.0	6.6	6.2	4.7	7.3	7.5	6.5	5.7	6.4	7.2	7.5	4.5	8.0	5.6	6.7	6.7	8.6	6.7	8.6	6.7	7.7	7.0	6.1	8.2	6.7	7.6	7.0	7.3	7.7	7.4	6.8	6.6	6.4	7.4	8.9	9.8	10.4	9.7	8.5	8.3	8.1				

資料出所 「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

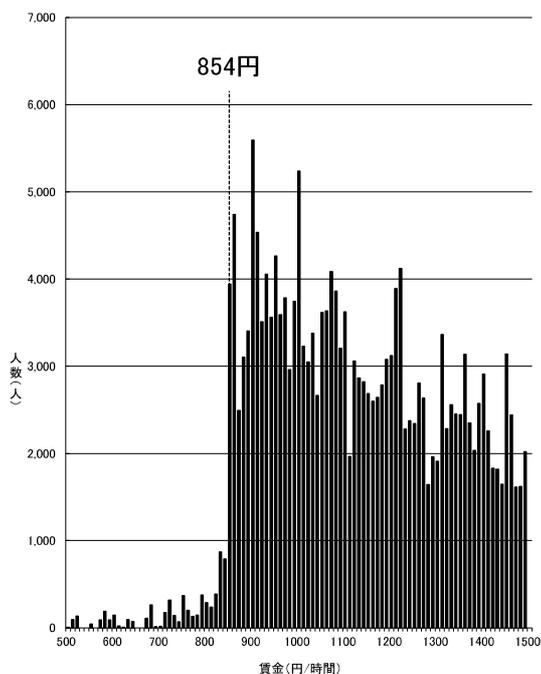
(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
 2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

賃金分布に関する資料

(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・・・・14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・・・・27

大分(C)

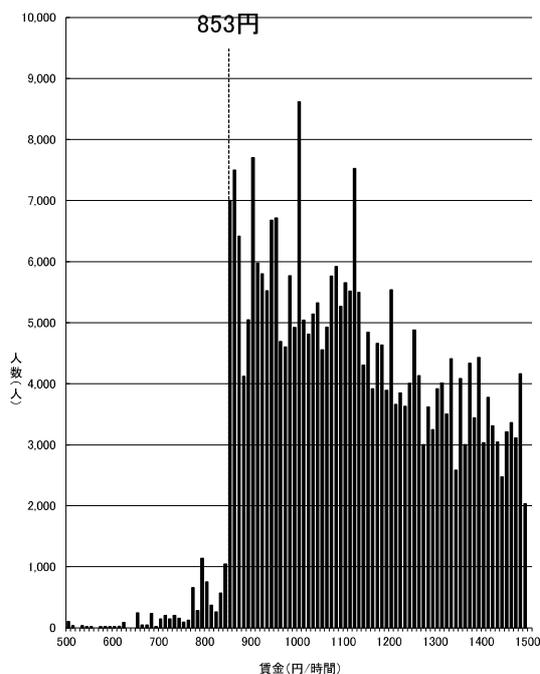


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

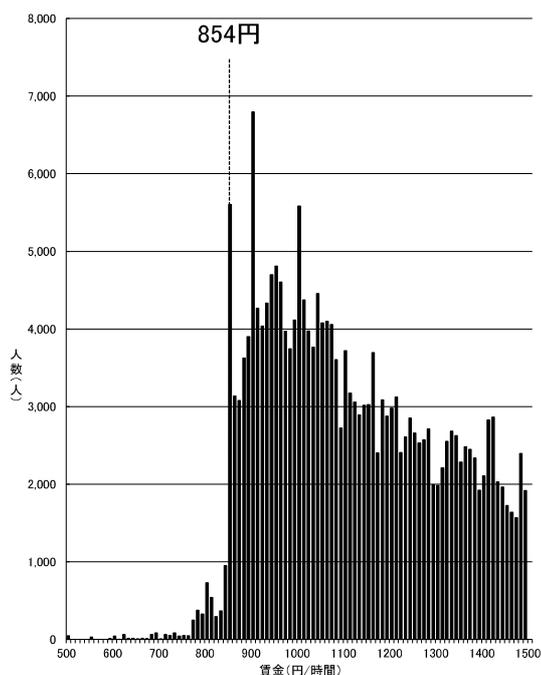


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

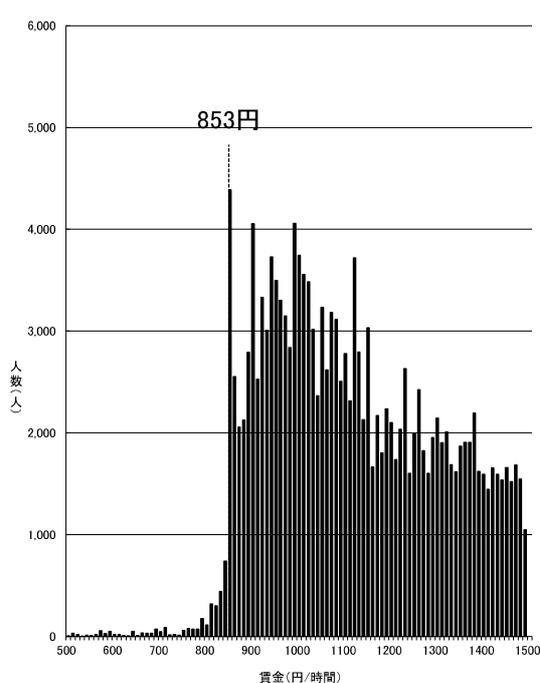


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

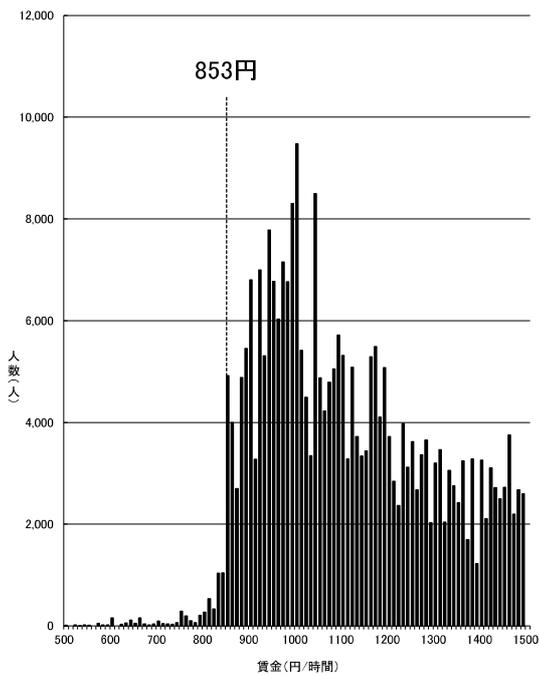


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

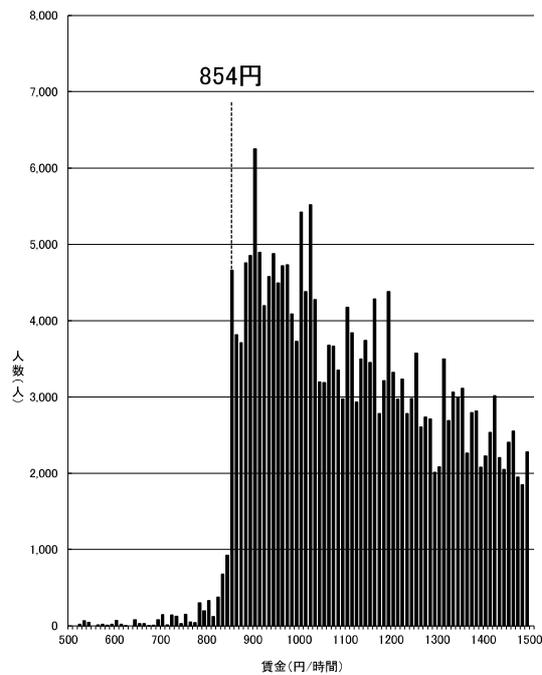


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

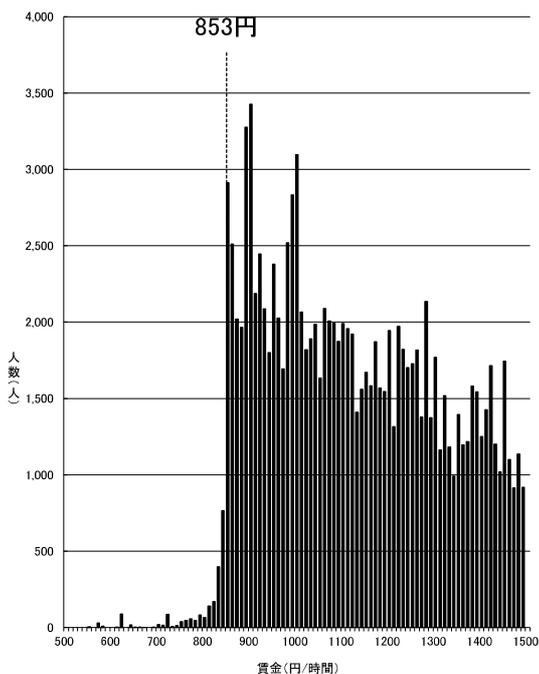


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

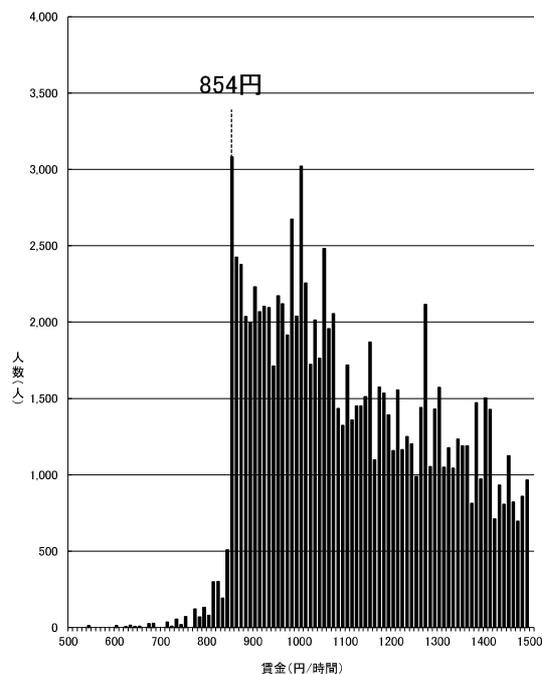


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

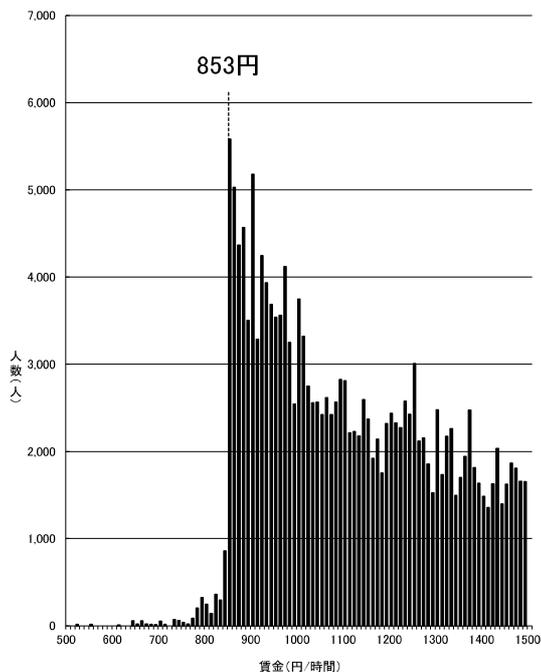


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

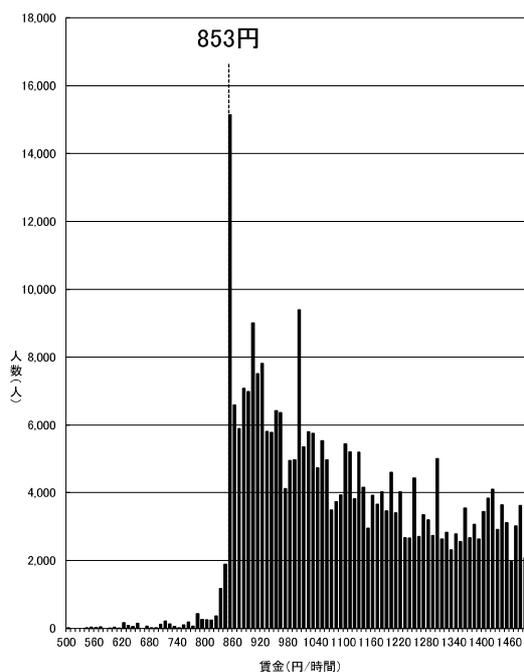


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

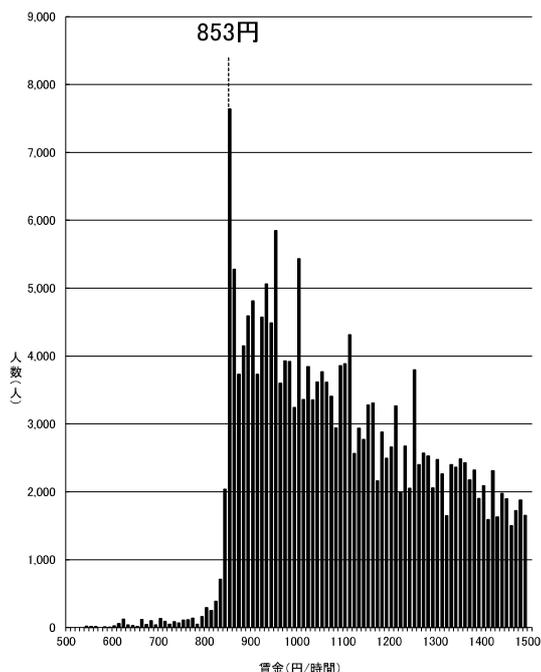


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

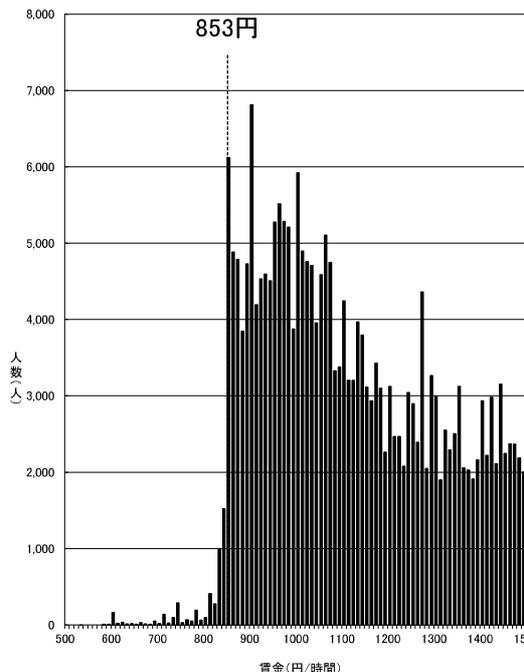


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

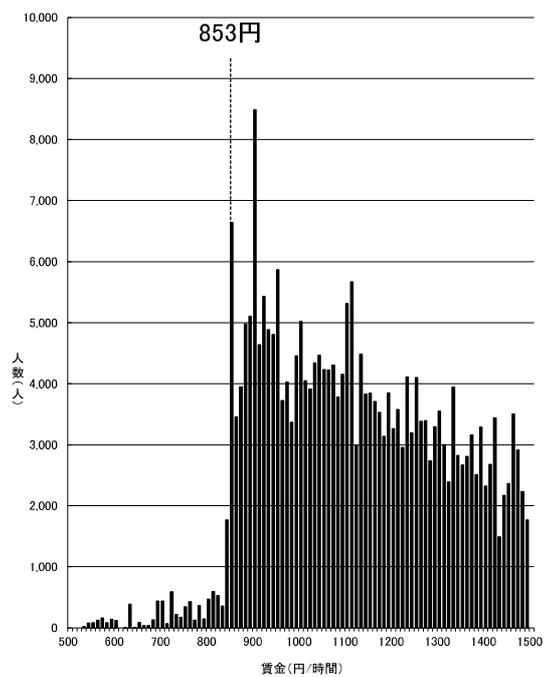


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)

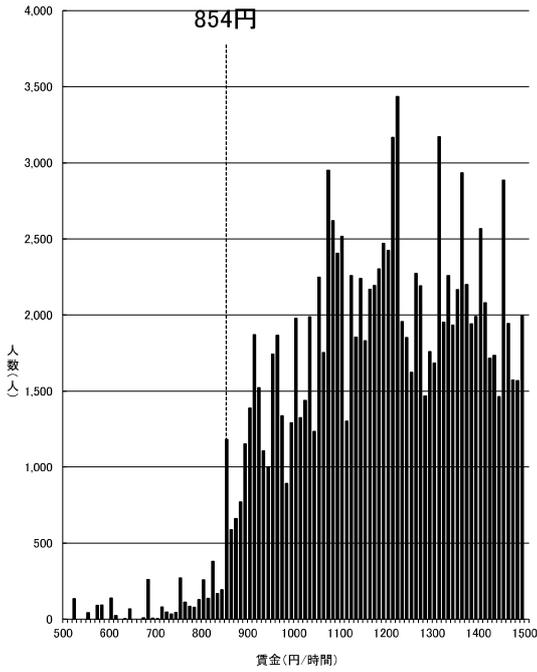


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

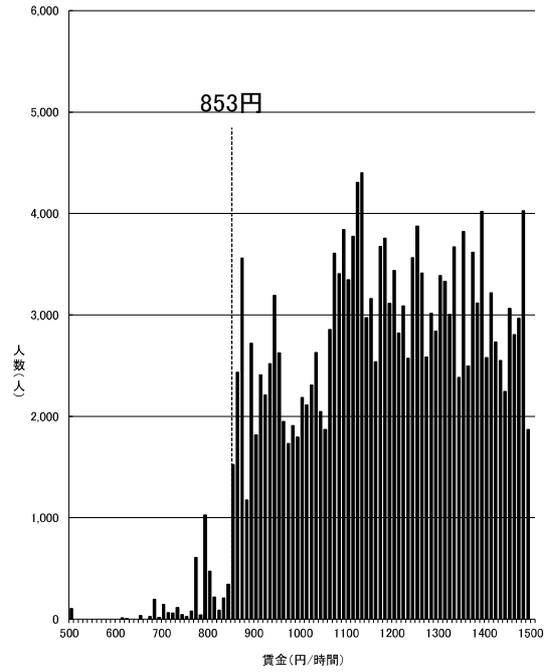


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

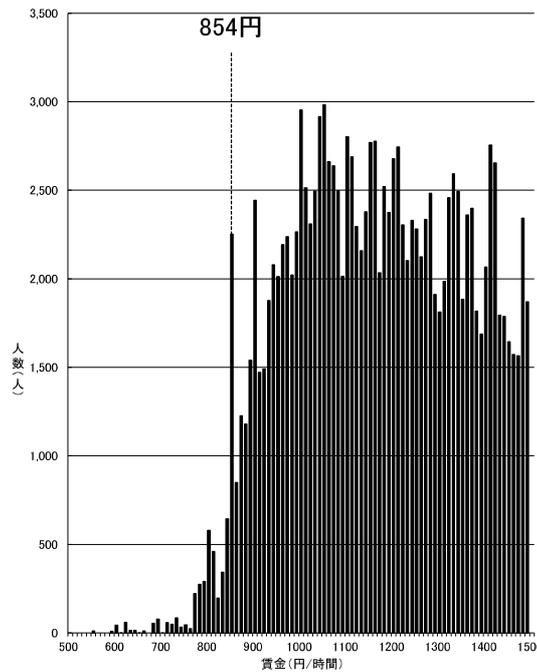


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

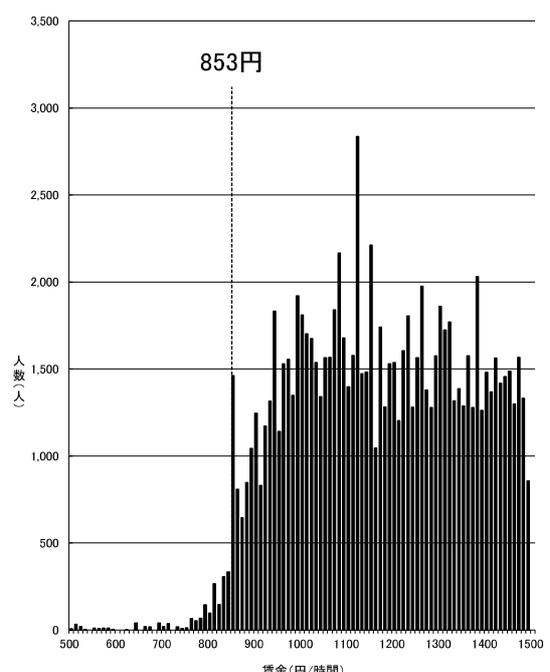


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

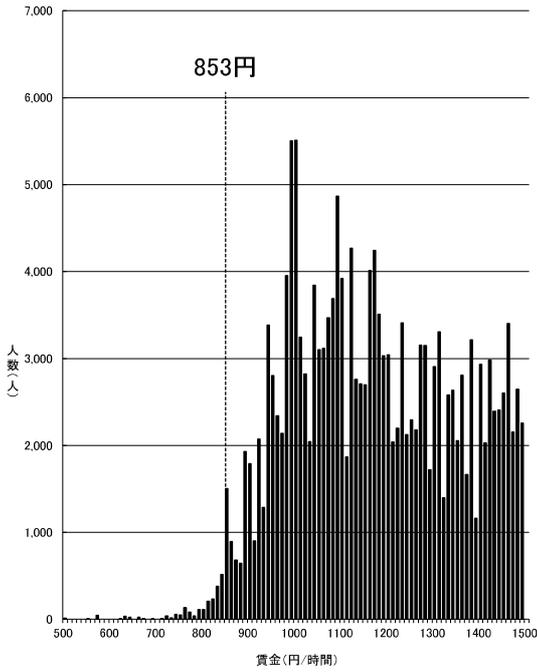


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

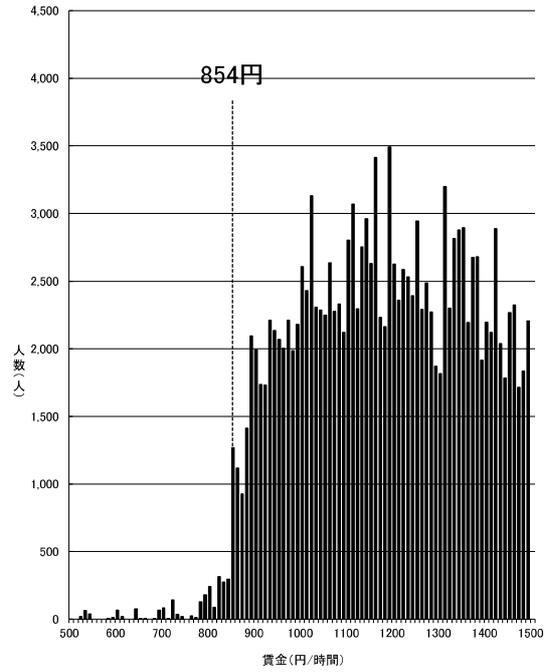


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

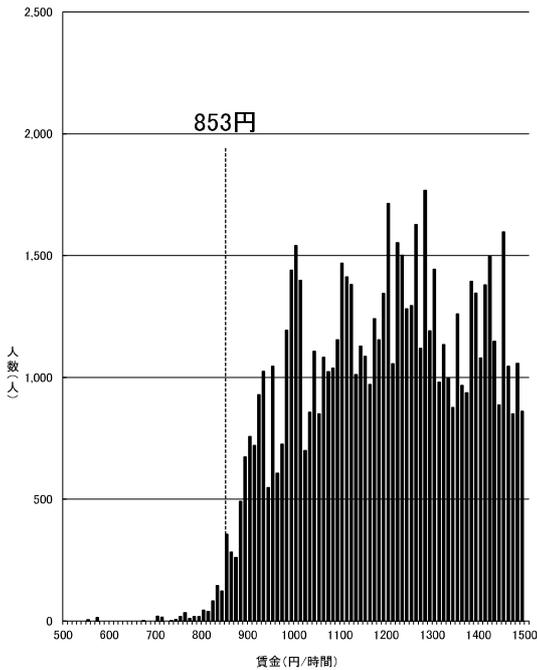


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

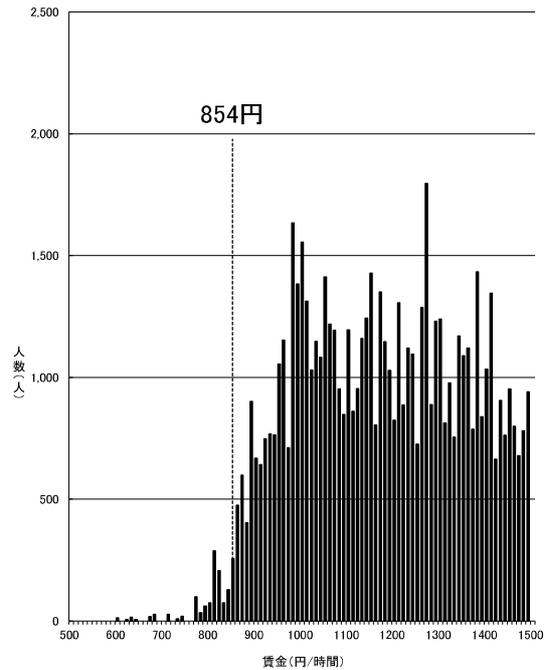


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

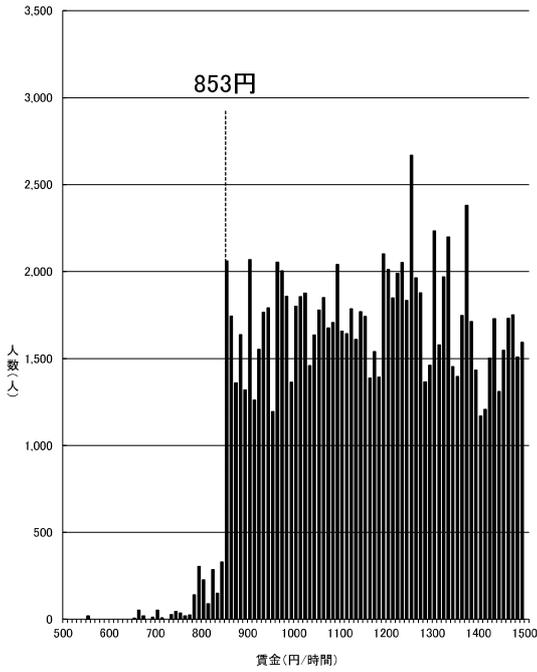


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

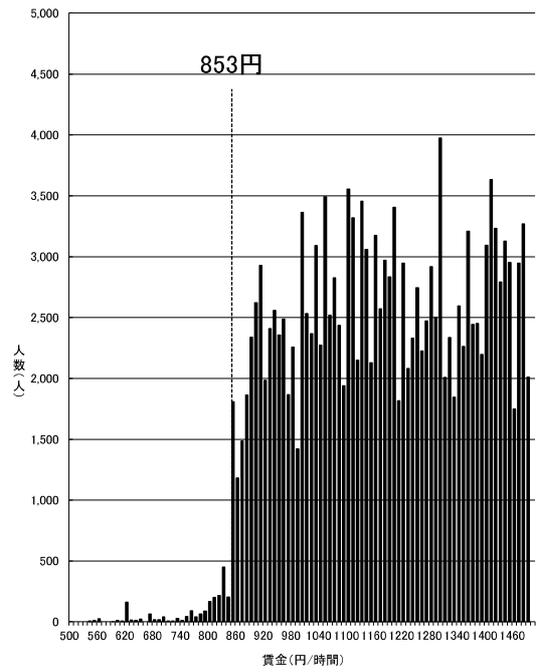


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

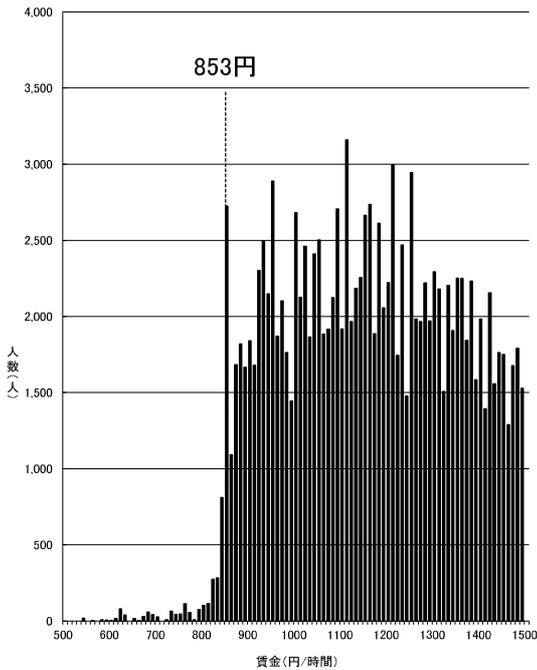


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

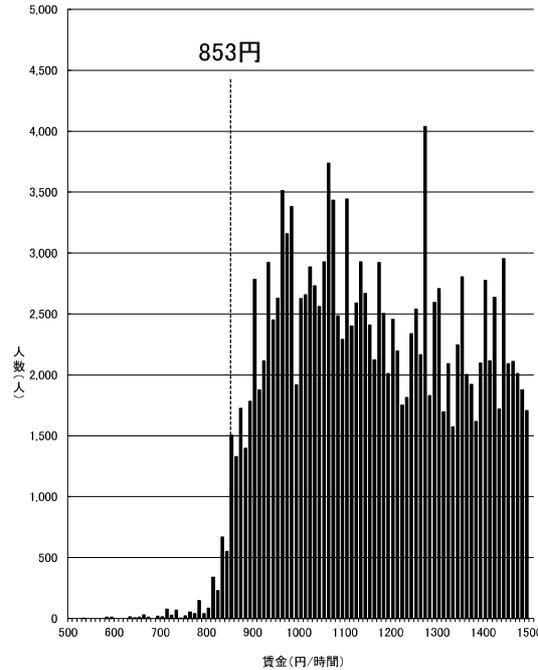


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

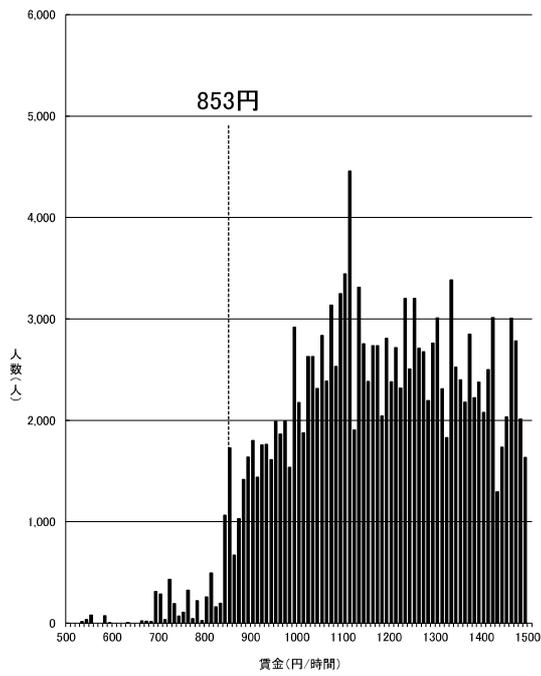


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)

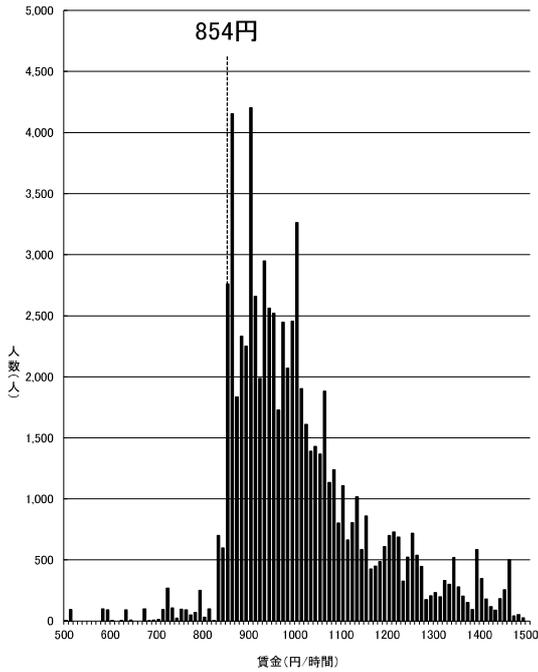


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

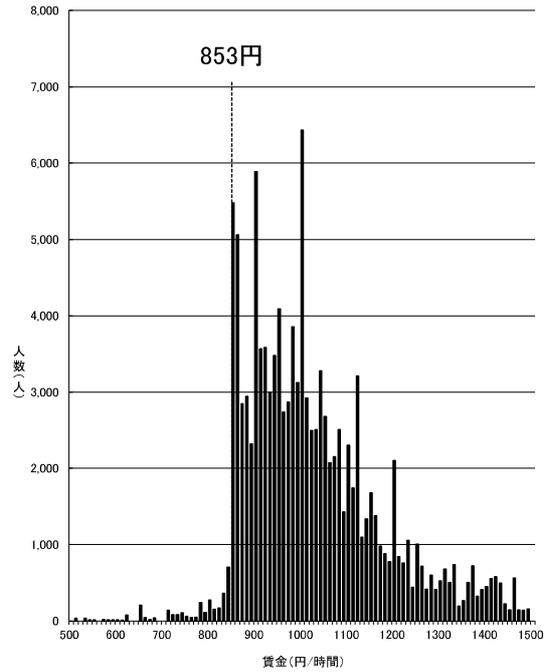


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

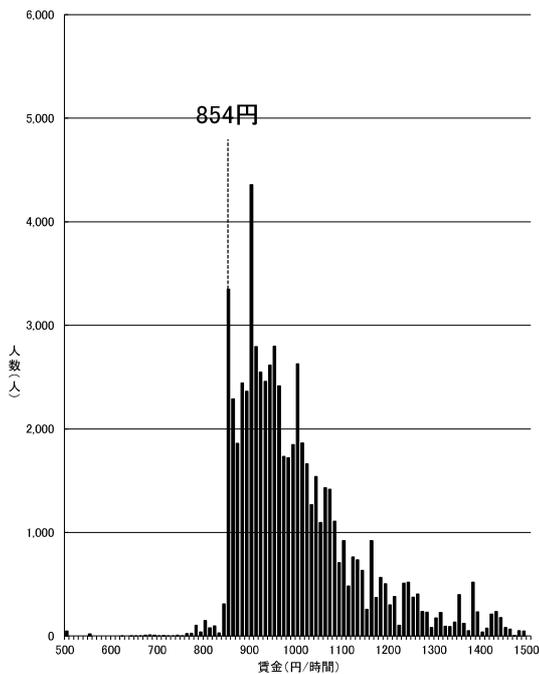


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

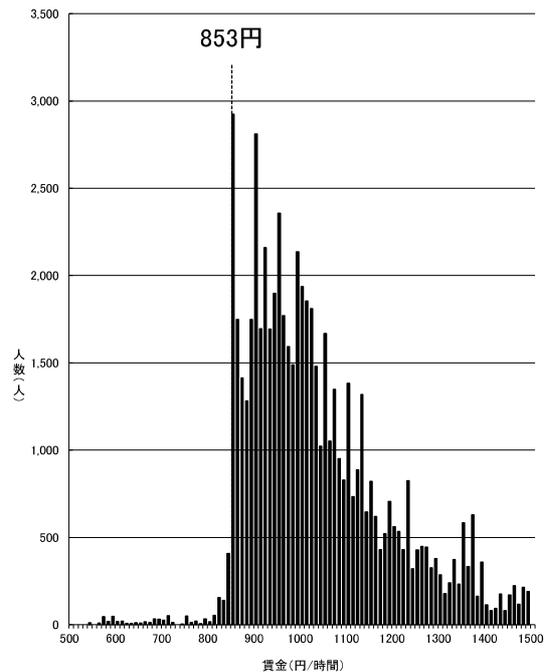


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

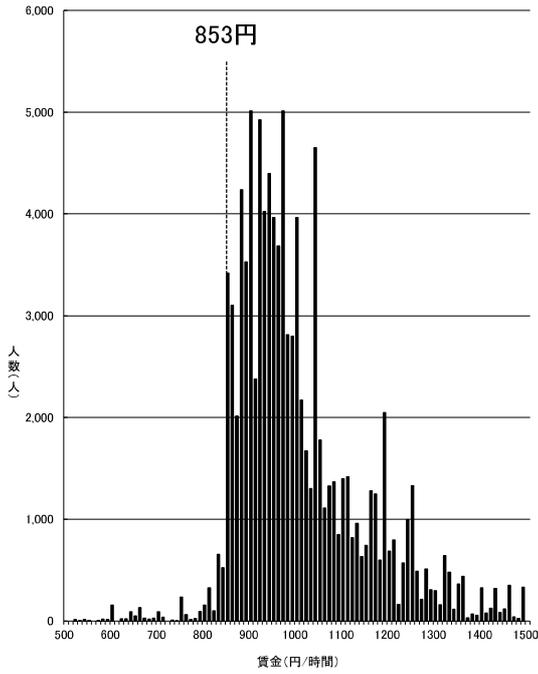


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

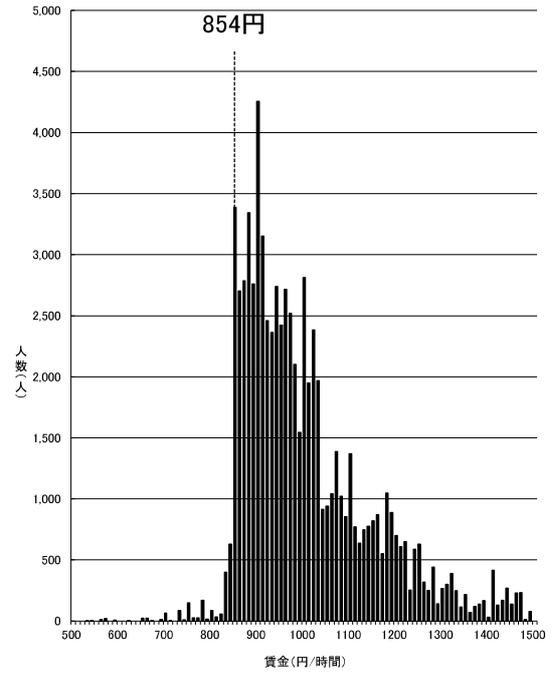


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

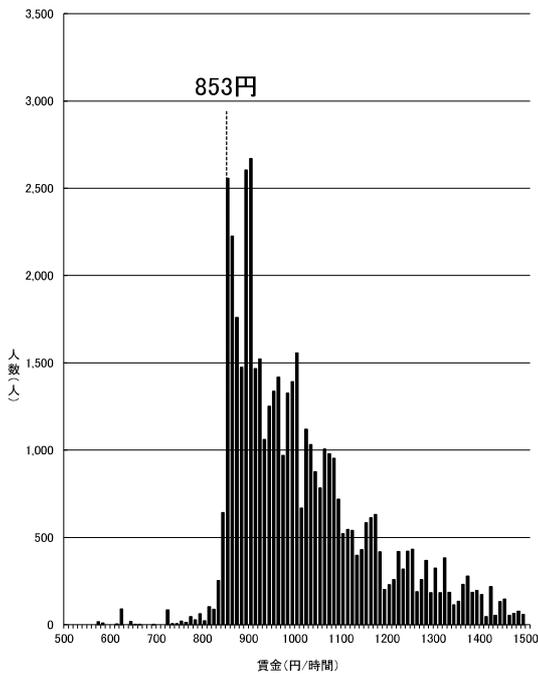


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

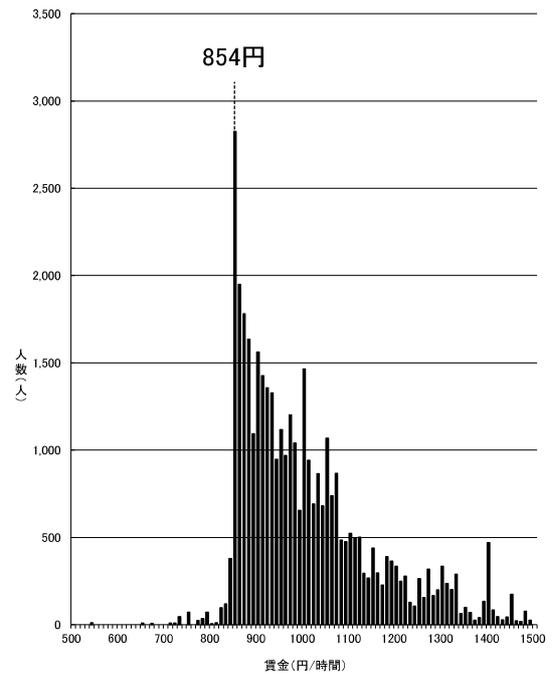


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

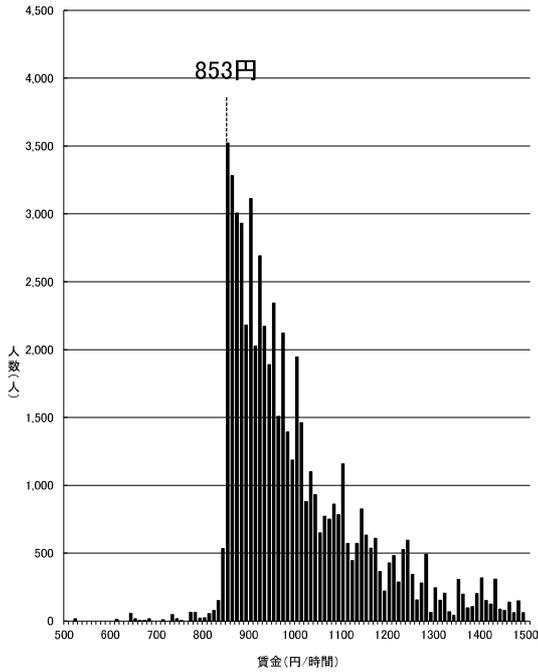


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

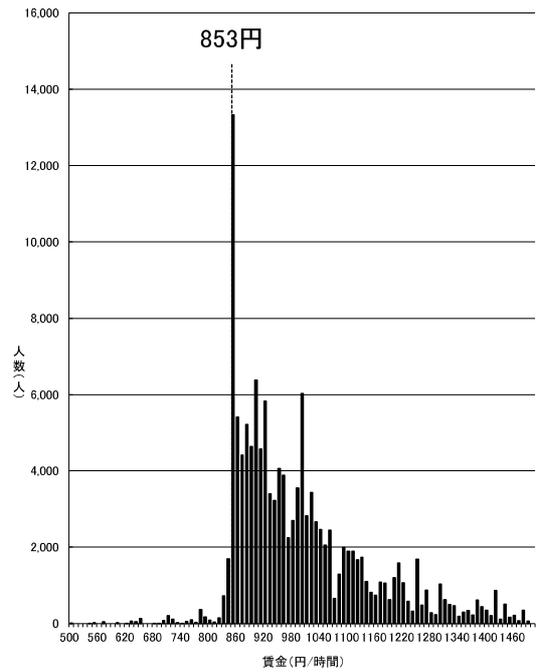


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

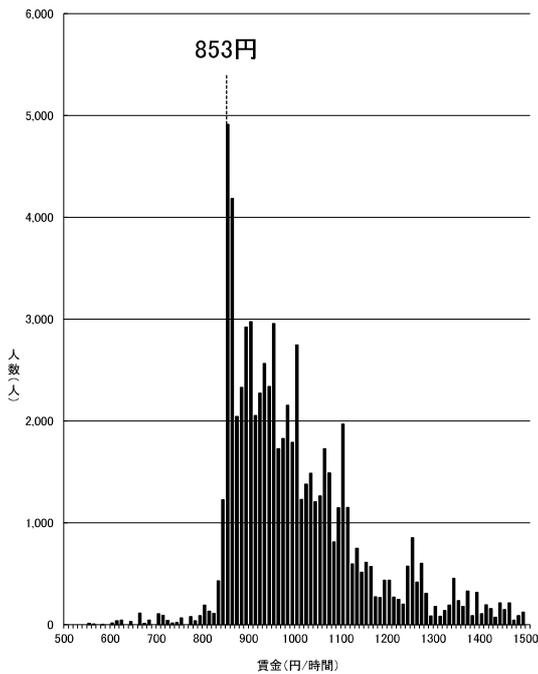


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

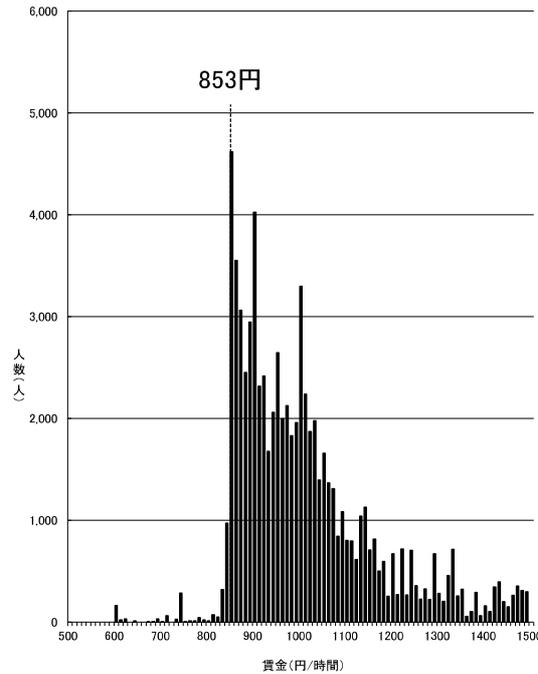


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

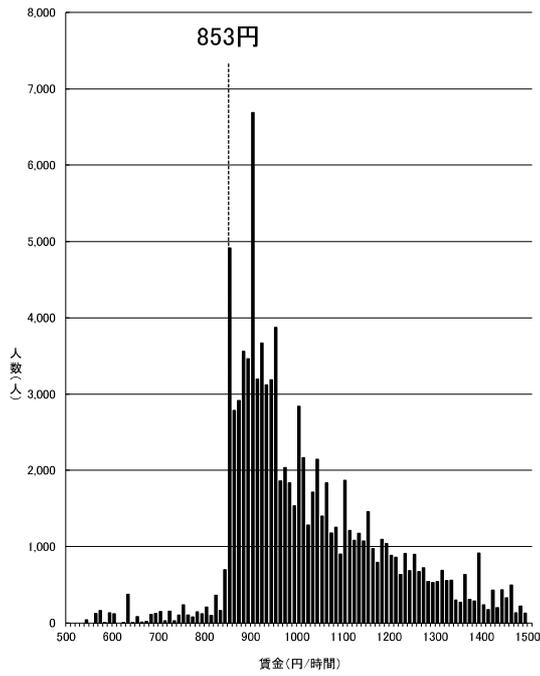


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

委員からの追加要望資料

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年5月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

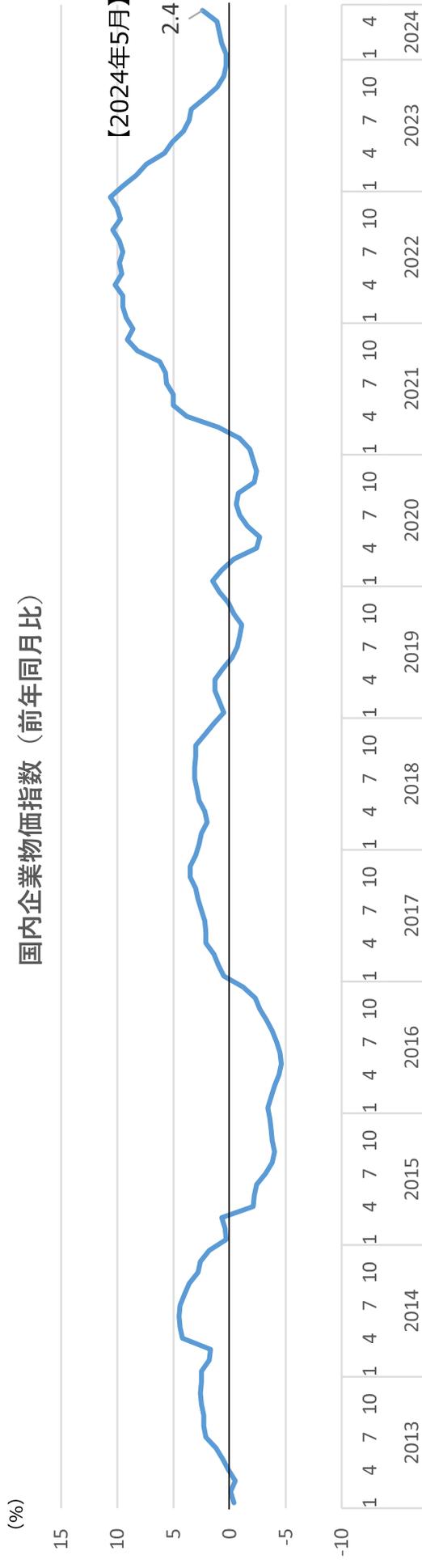
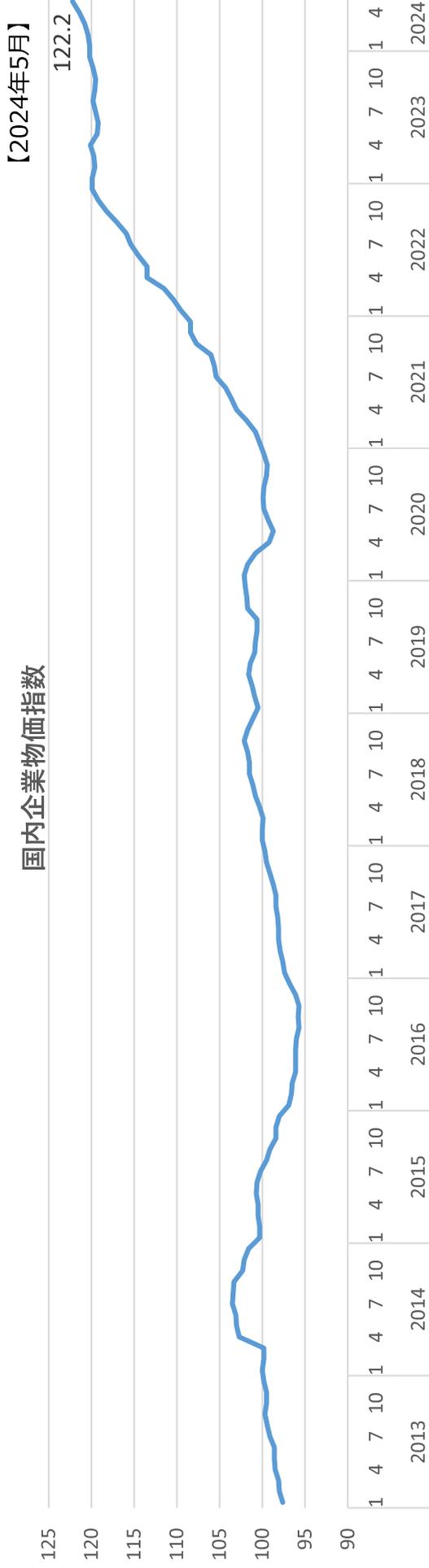
	2023年			2024年					2023年10月～ 2024年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.2
Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	2.9
Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.2
Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
 4 「2023年10月～2024年5月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

国内企業物価指数の推移

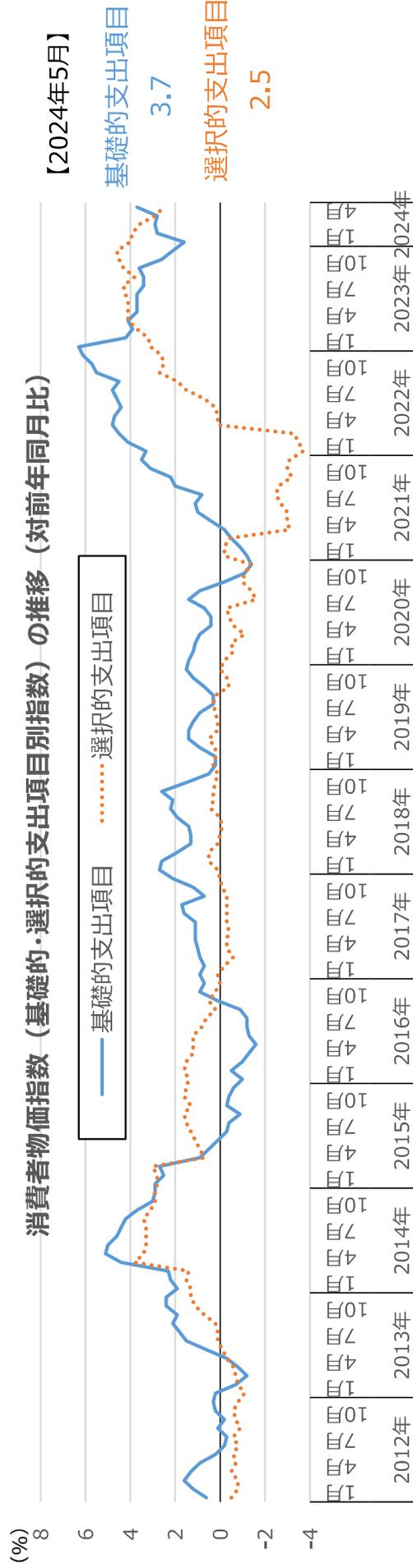
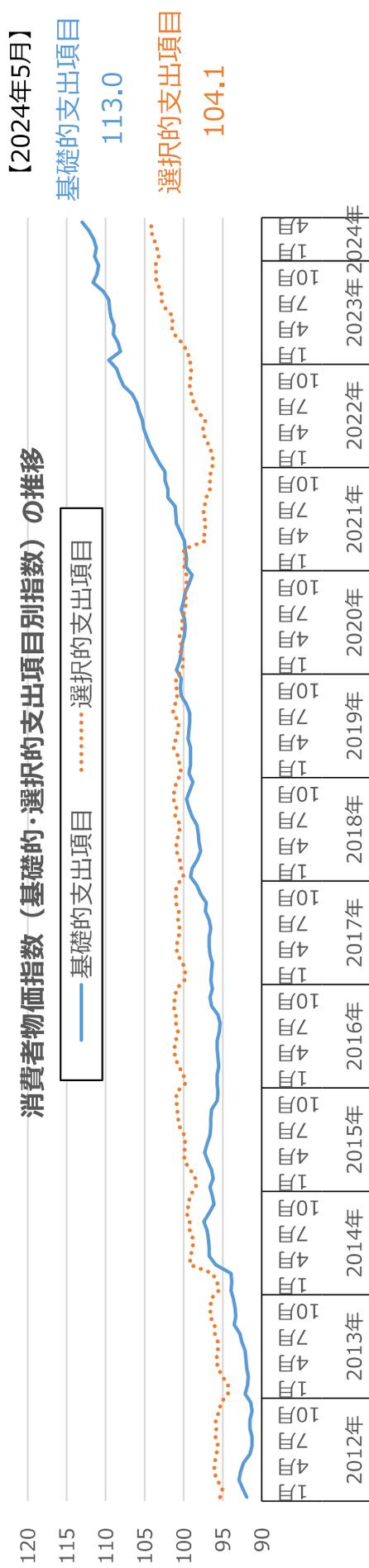
○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2024年5月速報値。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



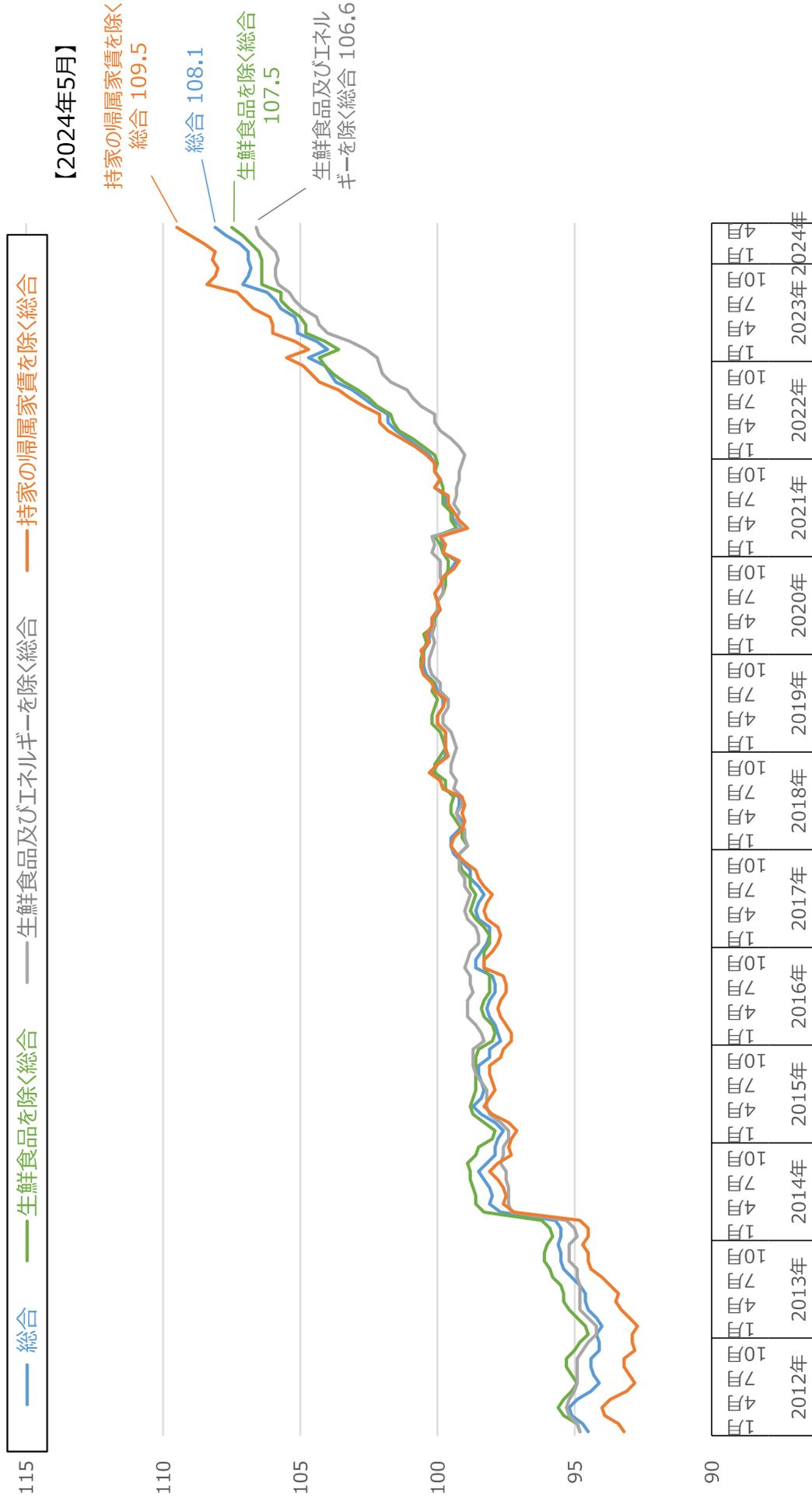
（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品のもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品のもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、娯楽費、教育娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の推移

○ 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は109.5、「生鮮食品を除く総合」は107.5、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は106.6、「持家の帰属家賃を除く総合」は109.5となっている。

消費者物価指数の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

業務改善助成金の助成対象別の実績

○概要説明

- ・業務改善助成金の助成対象別の件数と割合は以下のとおり。
- ・設備投資の件数が99%を占めている。

令和5年度 支給決定件数	設備投資	コンサルティング	研修
12,798	12,715	91	192
100%	99%	1%	2%

66

※ 助成対象が複数となることもあるため、支給決定件数と内訳の合計とは一致しない。

○参考：代表的な設備投資の件数・割合

	システム 関連	PC機器 関連	医療・福祉 関連	飲食関連	自動車 関連	冷凍・冷蔵 関連	農林業 設備関連
件数	2,557	1,202	1,199	1,069	911	895	396
割合	20.0%	9.4%	9.4%	8.4%	7.1%	7.0%	3.1%

業務改善助成金の助成事例

助成事例①

○農薬の散布や農作物の運搬に係る機械設備の導入による生産性向上
 企業概要 [所在地] 高知県 [従業員] 8人 [事業概要] 耕種農業

背景 手作業による農薬散布及び従業員の高齢化

ニンニク等の農作物の栽培にあたり、手作業で屋内外の農薬散布や収穫した野菜の運搬をしていた。また、従業員は、いずれも60代以上と高齢化が進んでおり、こうした手作業は力仕事であるため作業効率を損なっていた。

取組の内容と成果 農薬散布 2時間→30分、2人→1人に

○設備内容
 ビニールハウス用と屋外用それぞれの農薬の自動散布機や、収穫物を入れたコンテナを運搬するローラーコンベアを導入した。

○成果
 作業が機械化したことで効率化し、農薬を以前よりもムラなく散布できるとなった。これまで屋外の農薬散布は、1反あたり2人で2時間かけていた。現在は1人で30分程度で終わらせられるようになった。ビニールハウス内の農薬散布も、同じ程度の人数・時間を必要としていたが、設置した散布機を回収する20分程度の時間だけで足りるようになった。収穫物の運搬は、1反分を運ぶのに2時間かけていたが、20～30分程度に短縮できた。

利用したコース：
60円コース

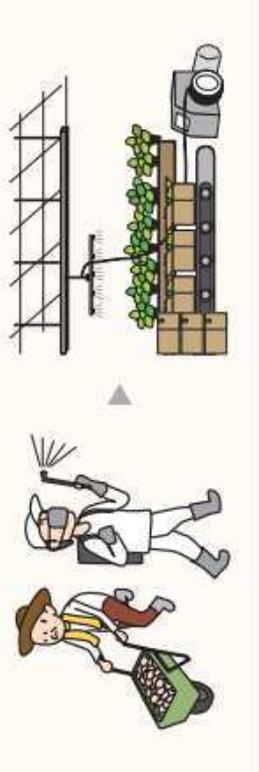
引上げ労働者数：
8人

事業場内最低賃金：
820円から880円へ
引上げ

賃金引上げ実績

改善のOnePoint

他の事業者と共同で作業面積を拡大する取組を進めているなかで、今回の助成による成果を踏まえ、同様の機械設備を導入する検討を始めた。より広い複数の圃場でも利用でき、農薬や肥料の散布機を導入することを考えている。



助成事例②

○テイクアウト注文のオンライン化や店内改装による作業の効率化
 企業概要 [所在地] 佐賀県 [従業員] 7人 [事業概要] 飲食店

背景 電話注文への対応や配膳によるタイムロス

新型コロナウイルス感染症以降、電話によるテイクアウトの注文が増え、店内業務に支障をきたしていた。また、店内では厨房から客席までが離れており、料理を運ぶのに時間を要していた。

取組の内容と成果 予約サイト開設、店内カウンター改装

○設備内容
 テイクアウト受注用に予約サイトを開設した。店内はカウンターを改装するなどのレイアウト変更を行った。

○成果
 これまでは電話によるテイクアウト注文への対応に1件当たり5～15分の時間を要していたが、注文が自動化されたことで、対応する時間を削減できた。また、注文の受付が効率化されたので、テイクアウトの売上が35%増加した。店内の営業も、カウンターの改装によって平日昼の来店客数が1日当たり10人以上増え、顧客数が10%、顧客単価が8%増加した。テイクアウトの増加と合わせて、全体売上が16%増加した。

利用したコース：
90円コース

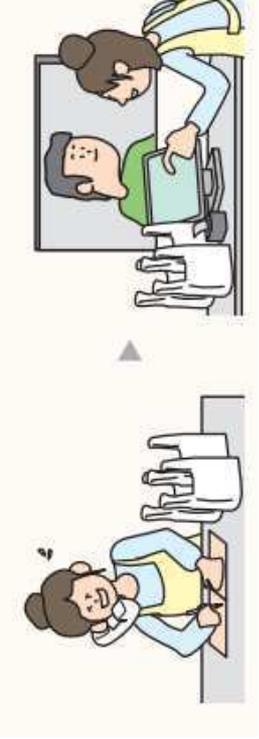
引上げ労働者数：
4人

事業場内最低賃金：
830円から920円へ
引上げ

賃金引上げ実績

改善のOnePoint

テイクアウトの予約サイトを用意していることをSNS等で発信している。オンラインの受注体制が整ったので、テイクアウト注文の認知を向上させつつ、今後は通信販売にも販路を広げていく予定でいる。





一部抜粋

令和5（2023）年度 取引条件改善状況調査 自主行動計画のフォローアップ調査 結果概要

令和6（2024）年3月
中小企業庁

1-1. 調査概要（取引条件改善状況調査）

- 令和5年度「取引条件改善状況調査」及び令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」について、共通する設問の回答を横断的に分析。
- 主な分析目的としては、自主行動計画策定団体に加入しているか否かで、取引条件の改善状況に差異がみられるか否かの把握である。取引条件改善状況は基本的に団体非加入企業を対象に調査しており、自主行動計画フォローアップ調査は団体加入企業を対象に調査している。

調査期間 2023年10月～12月

分析対象調査 令和5年度「取引条件改善状況調査」

令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」

調査内容 「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- ・ 知的財産・ノウハウの保護
- ・ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止
- ・ 型取引の適正化
- ・ 支払条件の改善
- ・ 価格決定方法の適正化

集計にあたって

- ・ 報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
- ・ 各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1-2. 調査概要（取引条件改善状況調査）

- ・ 中小企業・小規模事業者における事業者間取引の実態や取引条件改善状況の把握を目的に平成29年度から実施。
- ・ 自主行動計画策定業種以外の業種も含む9万社に対して幅広く実施し、回答があった企業は26,458社(回答率29.4%)。

調査対象 90,000社(受注側80,000社、発注側10,000社)

調査期間 2023年10月～11月

調査方法 郵送調査(WEB回答可)

回答企業数 26,458社(受注側22,452社、発注側4,006社)

回答率 29.40%(受注側28.07%、発注側40.06%)

調査内容 (1)「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題

・重点課題の改善状況

・価格決定方法の適正化、支払条件の改善 等

(2)その他中小企業が直面している事項

・取引環境の変化への対応、取引状況、発注方法 等

集計にあたって

・報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。

・各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1-3. 調査概要（自主行動計画フォローアップ調査）

- ・ サプライチェーン全体での「取引適正化」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取り組む行動をまとめた「自主行動計画」は、現在27業種64団体にて策定済（令和6年1月29日時点）。
- ・ 取組の実施状況について、策定団体自ら、毎年フォローアップ調査を実施しており、必要に応じて自主行動計画の改定を行いつつ、更なる取組を進めることとなっている（PDCAの実施）。
- ・ 策定団体のうち、経済産業省所管の15業種49団体が10月～12月にフォローアップ調査を実施。
- ・ 各策定団体の調査結果について集計したところ、各策定団体所属会員企業のうち9,358社への発送に対して、回答社数2,676社。回答率29%。
（昨年度実績：調査対象社数7,940社、回答社数2,537社、回答率32%）

調査対象 「自主行動計画」策定団体加入企業9,538社

調査期間 2023年10月～12月

調査方法 郵送調査

回答企業数 2,676社

回答率 28.6%

調査内容 「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- ・ 価格決定方法の適正化
- ・ コスト負担の適正化
- ・ 支払条件の改善
- ・ 知的財産・ノウハウの保護
- ・ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

集計にあたって

報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

2-1. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題改善状況経年比較）

<重点5課題改善状況>

重点5課題	設問	令和3年度 割合	令和4年度 割合	令和5年度 割合
価格決定方法の適正化	価格決定のための協議の実施状況 ※令和5年度は「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じてくれた」と答えた企業の割合 ※令和4年度は「応じてくれた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた」と答えた企業の割合	発注側 -	-	-
	コスト全般 ※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	受注側 63%	81%	83%
	労務費 ※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	発注側 45%	42%	64%
	原材料価格 ※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	受注側 13%	19%	37%
	エネルギー価格 ※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	発注側 43%	35%	55%
	直近1年間における不合理な原価低減要請 ※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「要請されたことはあるが、現在は改善された」と要請されたことはない」と答えた企業の割合	受注側 12%	14%	30%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側 53%	46%	67%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	受注側 18%	22%	41%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側 43%	36%	60%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	受注側 10%	13%	32%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側 -	-	-
	支払い条件の改善	受注側 94%	90%	94%
知的財産・ノウハウの保護	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側 65%	69%	69%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	受注側 42%	69%	70%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側 20%	19%	23%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	受注側 15%	18%	18%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側 18%	21%	15%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	受注側 -	-	-
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側 -	23%	30%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	受注側 -	-	-
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側 -	-	65%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	受注側 -	53%	41%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側 89%	93%	81%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	受注側 85%	83%	83%
働き方改革に伴うしわ寄せ防止	直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響 ※「特に影響はない」と答えた企業の割合	発注側 -	-	63%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	受注側 23%	32%	38%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	発注側 -	-	45%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	受注側 -	46%	42%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	発注側 -	-	44%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	受注側 -	47%	44%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	発注側 -	-	30%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	受注側 -	31%	30%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	発注側 -	-	34%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	受注側 -	31%	31%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	発注側 -	-	31%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれ た」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	受注側 -	31%	31%

※サンプル数 (N) については次ページ以降に掲載

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題改善状況まとめ）

価格決定方法の適正化

- 価格決定のための協議
「協議を行った」は、8割強となり+2ptと横ばいとなった。
- 変動コストの価格反映状況
発注側はコスト全般が+22ptとなり、全ての構成要素も+20pt以上と大幅に改善した。
受注側はコスト全般が+18ptとなり、全ての構成要素も+16pt以上と大幅に改善した。
- 直近1年間における不合理な原価低減要請
「受けたことはない」は、9割半ばとなり+4ptとわずかに改善した。

● 価格決定のための協議（「協議を行った」割合）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=15,767 63%	N=19,551 81%	N=15,702 83%

● 直近1年間における不合理な原価低減要請（「受けたことはない」割合）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=22,950 94%	N=20,132 90%	N=21,200 94%

● 変動コストの価格反映状況（「全て反映した／された」「概ね反映した／された」割合）

	コスト全般			労務費		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=1,371 45%	N=3,411 42%	N=5,604 64%	N=1,200 43%	N=3,399 35%	N=5,389 55%
受注側	N=18,372 13%	N=19,779 19%	N=20,006 37%	N=16,973 12%	N=19,717 14%	N=18,775 30%
	原材料価格			エネルギー価格		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=1,496 53%	N=3,389 46%	N=5,477 67%	N=1,210 43%	N=3,389 36%	N=5,416 60%
受注側	N=18,278 18%	N=19,583 22%	N=18,981 41%	N=16,240 10%	N=19,590 13%	N=18,531 32%

支払い条件の改善

- 下請代金の支払い条件
「全て現金払い」については、発注側は7割弱となり+1ptと横ばいとなった。
受注側は7割となり+1ptと横ばいとなった。
- 手形支払いのサイト
『60日以内（「30日以内」と「60日以内」の合計）』は、発注側は2割半ばとなり+6ptと改善、受注側は2割弱となり前年度同様となった。
- 手形支払いサイトの変更予定
「2024年までに60日以内に変更予定」は、1割半ばとなり-6ptと悪化した。

● 下請代金の支払い条件

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
N=2,335	N=3,445	N=5,667	
全て現金払い	65%	69%	69%
10%未満	6%	5%	6%
10～30%未満	8%	6%	6%
30～50%未満	8%	6%	5%
50%以上	12%	9%	8%
全て手形等の支払い	1%	5%	6%

● 手形支払いのサイト

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
N=772	N=1,048	N=1,621	
30日(1ヶ月)以内	2%	3%	4%
60日(2ヶ月)以内	18%	15%	20%
90日(3ヶ月)以内	23%	31%	30%
120日(4ヶ月)以内	52%	42%	38%
120日(4ヶ月)超	5%	9%	8%

● 手形支払いサイトの変更予定

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
N=610	N=875	N=1,196	
2024年までに60日以内に変更予定	18%	21%	15%
時期は未定だが、60日以内に変更予定	58%	36%	44%
60日以内に変更する予定はない	25%	43%	41%

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
N=22,244	N=19,946	N=21,041	
全て現金払い	42%	69%	70%
10%未満	17%	8%	8%
10～30%未満	19%	7%	6%
30～50%未満	10%	5%	5%
50%以上	10%	6%	6%
全て手形等の支払い	3%	6%	6%

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
N=11,723	N=6,115	N=5,118	
30日(1ヶ月)以内	2%	4%	4%
60日(2ヶ月)以内	14%	14%	14%
90日(3ヶ月)以内	29%	36%	35%
120日(4ヶ月)以内	49%	36%	37%
120日(4ヶ月)超	7%	10%	10%

● 約束手形の廃止予定

発注側	令和4年度	令和5年度
N=934	N=1,332	
2026年までに利用を廃止する予定	23%	30%
時期は未定だが、利用を廃止する予定	32%	29%
利用の廃止に向けて検討中	23%	29%
約束手形の利用の廃止予定はない	22%	12%

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題改善状況まとめ）

知的財産・ノウハウの保護

- 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況

● 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況
 発注側では、『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、6割半ばとなった。
 受注側では、『実施中』は、4割強となり-12ptと大幅に悪化した。

発注側	令和5年度
	N=2,385
全ての企業に実施した(100%)	54%
多くの企業に実施した(99~81%)	11%
一部の企業に実施した(80~41%)	10%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
全く実施しなかった(0%)	17%

受注側	令和4年度	令和5年度
	N=8,211	N=10,995
実施中	53%	41%
実施予定	7%	6%
未実施	40%	53%

働き方改革のしわ寄せ防止

● 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響
 「特に影響はない」は、発注側では8割強となり-12ptと大幅に悪化、受注側では8割強となり前年度同様となった。

● 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況
 『多くを販売先が負担してくれた（「全てを販売先が負担してくれた」と「多くを販売先が負担してくれた」の合計）』は、4割弱となり+6ptと改善した。

- 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響

発注側	令和5年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,364	N=1,776	N=5,850
特に影響はない	89%	93%	81%
急な仕様変更への対応の増加	5%	3%	2%
短納期での発注の増加	4%	3%	2%
検収の遅れ	2%	1%	1%
支払決済処理のズレによる入金金の遅れ	1%	0%	0%
従業員派遣を要請	1%	1%	1%
発注業務の拡大・営業時間の延長	3%	1%	1%
祝日出勤の増加	-	2%	1%
その他	1%	1%	1%
分からない	-	-	14%

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=22,058	N=19,943	N=22,353
特に影響はない	85%	83%	83%
急な仕様変更への対応の増加	7%	5%	6%
短納期での発注の増加	6%	7%	8%
検収の遅れ	2%	3%	2%
支払決済処理のズレによる入金金の遅れ	1%	1%	1%
従業員派遣を要請	1%	1%	1%
発注業務の拡大・営業時間の延長	3%	2%	2%
祝日出勤の増加	-	4%	4%
その他	3%	2%	2%

※ 発注側は、令和5年度に「分からない」の選択肢を追加。

- 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,801	N=5,602	N=13,425
全て販売先が負担してくれた(100%)		32%	25%
多くを販売先が負担してくれた(99~81%)	23%	13%	13%
一部を販売先が負担してくれた(80~41%)		16%	14%
販売先はあまり負担しなかった(40~1%)		18%	12%
販売先は負担しなかった(0%)	77%	33%	36%

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題 改善状況まとめ）

型管理の課題の改善状況

● 書面等による取引条件の明確化
 発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半（ば）となった。
 受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割強となり4ptとわずかに悪化した。

● 型代金又は型製作費の早期の支払い
 発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半（ば）となった。
 受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割半（ば）となり3ptとわずかに悪化した。

● 型の保管費用の発注側負担
 発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、3割強となった。
 受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

● 不要な型の廃棄費用の発注側負担
 発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、3割強となった。
 受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

● 書面等による取引条件の明確化

発注側	令和5年度 N=3,582
全ての企業に実施した(100%)	33%
多くの企業に実施した(99~81%)	12%
一部の企業に実施した(80~41%)	10%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	37%

● 型代金又は型製作費の早期の支払い

発注側	令和5年度 N=3,199
全ての企業に実施した(100%)	36%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	7%
あまり実施しなかった(40~1%)	6%
実施しなかった(0%)	44%

● 型の保管費用の発注側負担

発注側	令和5年度 N=3,099
全ての企業に実施した(100%)	23%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	8%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	54%

● 不要な型の廃棄費用の発注側負担

発注側	令和5年度 N=3,070
全ての企業に実施した(100%)	26%
多くの企業に実施した(99~81%)	7%
一部の企業に実施した(80~41%)	6%
あまり実施しなかった(40~1%)	7%
実施しなかった(0%)	54%

受注側	令和4年度 N=5,612	令和5年度 N=10,210
全て実施された(100%)		23%
概ね実施された(99~81%)	46%	19%
一部実施された(80~41%)	25%	15%
あまり実施されなかった(40~1%)	18%	13%
実施されなかった(0%)	12%	31%

受注側	令和4年度 N=3,557	令和5年度 N=9,012
全て実施された(100%)		26%
概ね実施された(99~81%)	47%	18%
一部実施された(80~41%)	23%	11%
あまり実施されなかった(40~1%)	17%	11%
実施されなかった(0%)	13%	35%

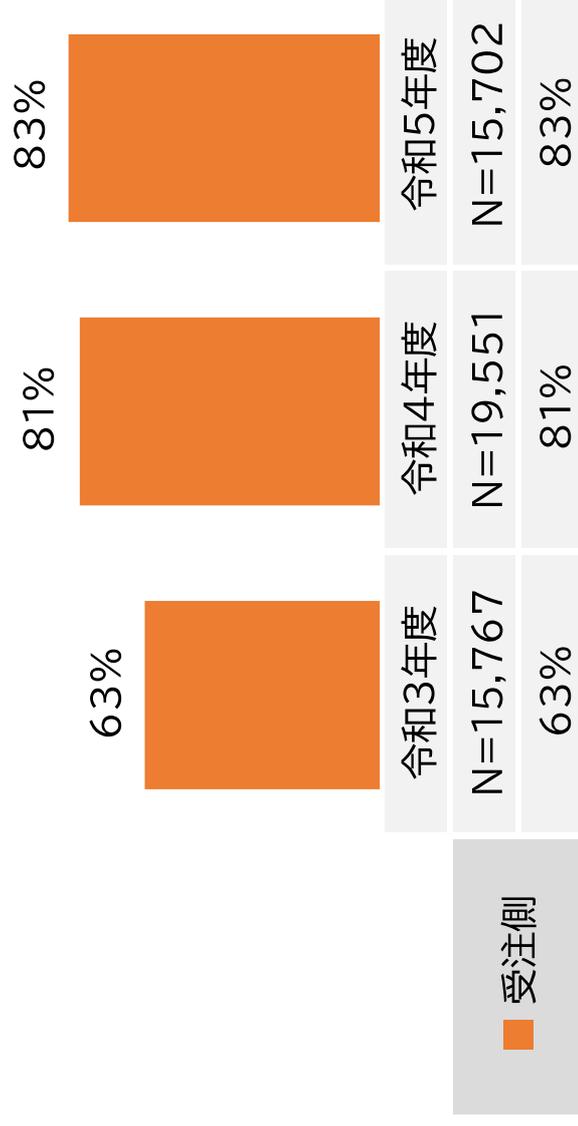
受注側	令和4年度 N=3,042	令和5年度 N=8,588
全て実施された(100%)		18%
概ね実施された(99~81%)	31%	13%
一部実施された(80~41%)	19%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	12%
実施されなかった(0%)	29%	48%

受注側	令和4年度 N=2,880	令和5年度 N=8,511
全て実施された(100%)		18%
概ね実施された(99~81%)	31%	13%
一部実施された(80~41%)	20%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	11%
実施されなかった(0%)	28%	49%

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（単価の決定・改定に関する協議状況）」

- ・ 価格決定のための協議の実施状況（受注側）について、前年度と比べて横ばいである。

◆ 価格決定のための協議の実施状況
 （「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じた」の割合を集計）



※ 令和4年度は「応じてくれた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（変動コストの反映状況）」

- ・ **コスト全般の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- ・ **労務費の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- ・ **原材料価格の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- ・ **エネルギー価格の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。

◆単価の決定・改定における変動コストの反映状況
 (項目別、「全て反映した/された」「概ね反映した/された」の割合を集計)

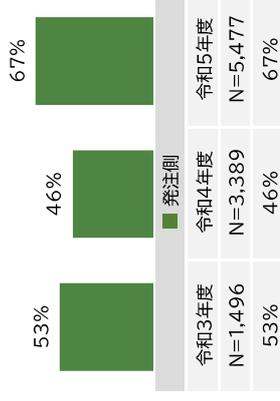
-コスト全般



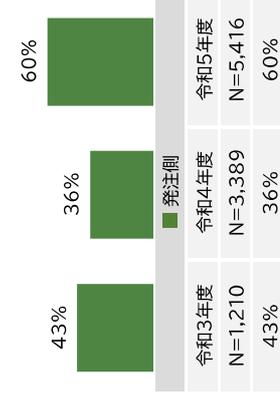
-労務費



-原材料価格



-エネルギー価格

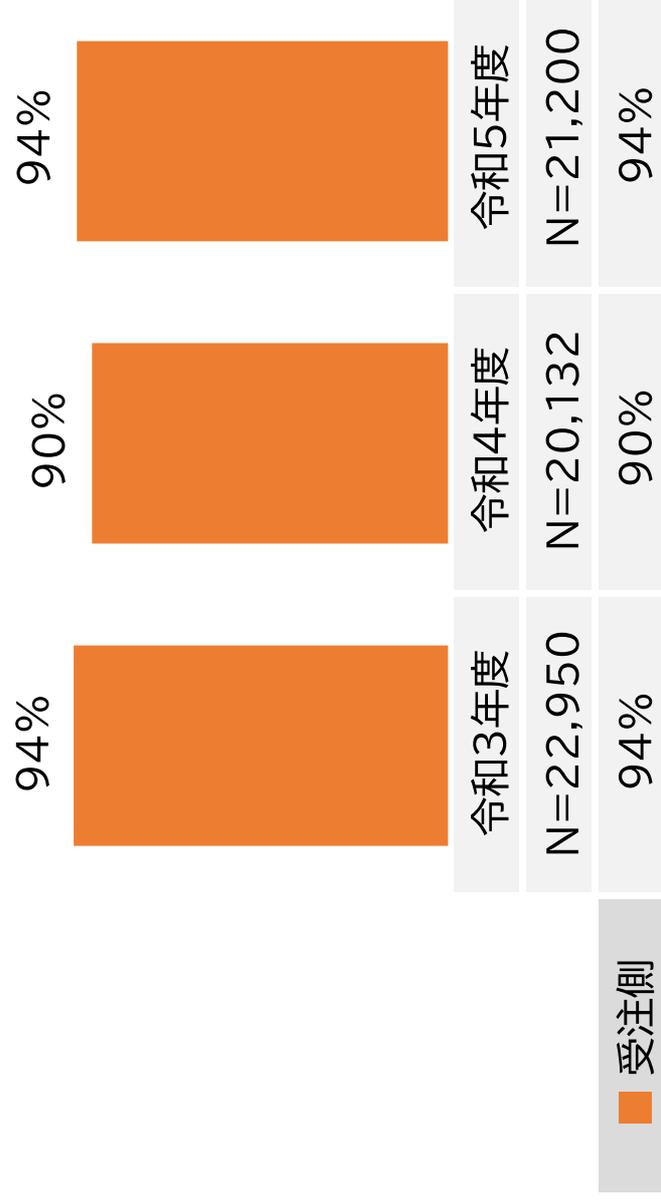


※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合
 ※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（不合理な原価低減要請）」

- 直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（受注側）は、前年度と比べてわずかに改善した。

◆直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（「受けたことはない」の割合を集計）



※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えた企業の割合

※令和3年度は「要請されたことはない」と答えた企業が、現在は改善された「要請されたことはない」と答えた企業の割合

足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2024年1月～6月)

○ 2024年6月の月例経済報告では、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
2 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
3 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
6 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

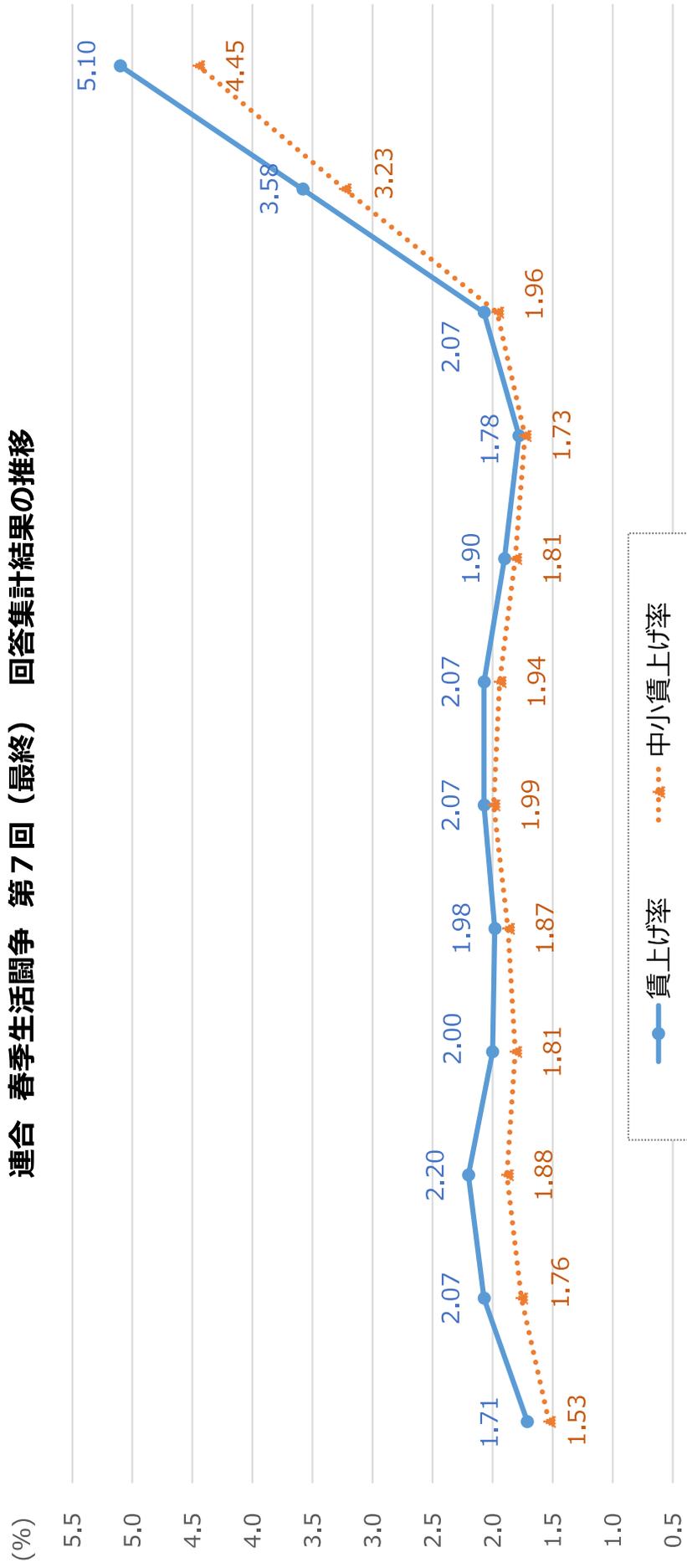
(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回 (最終) 回答集計結果の推移



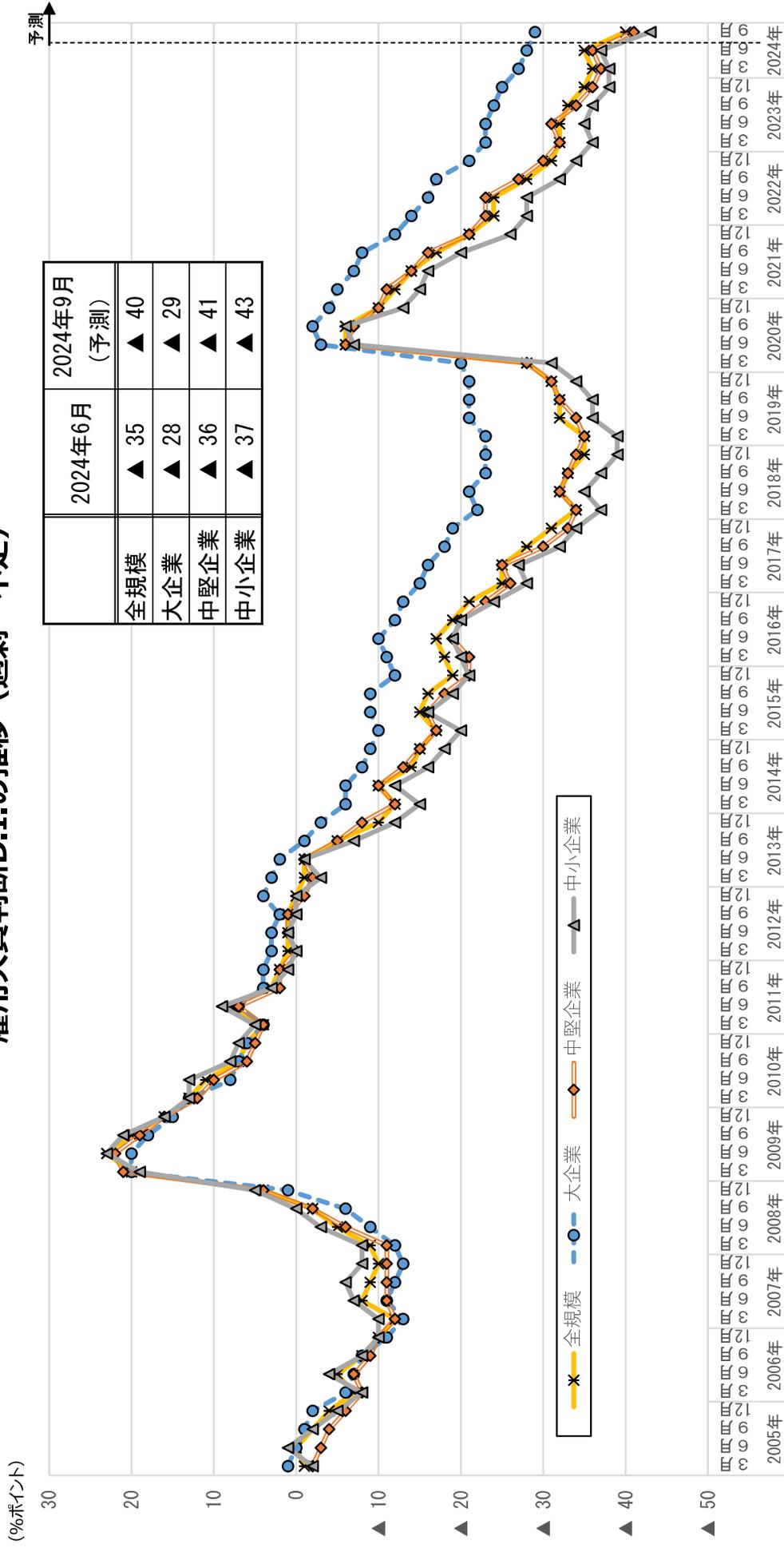
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45

(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業以上は大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

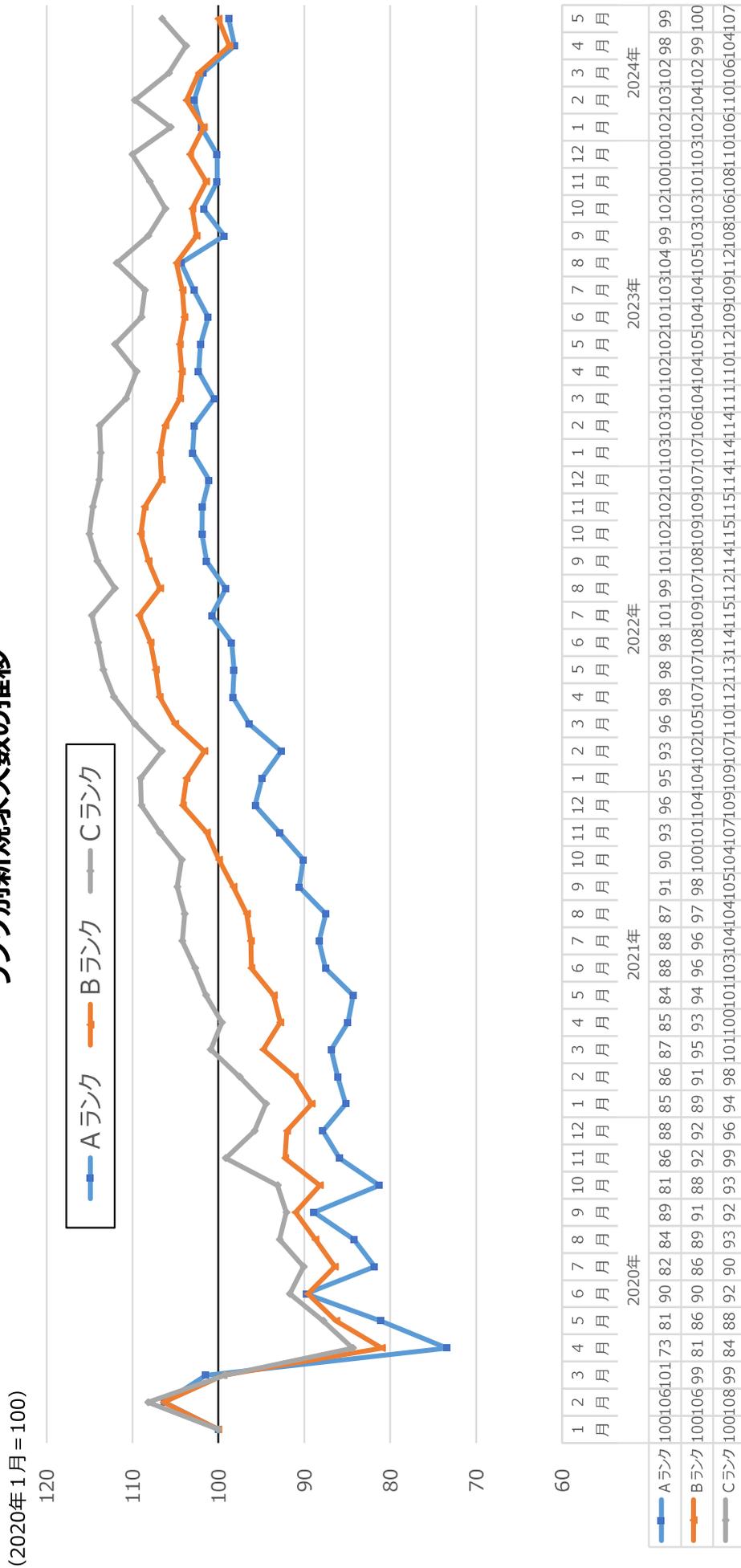
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

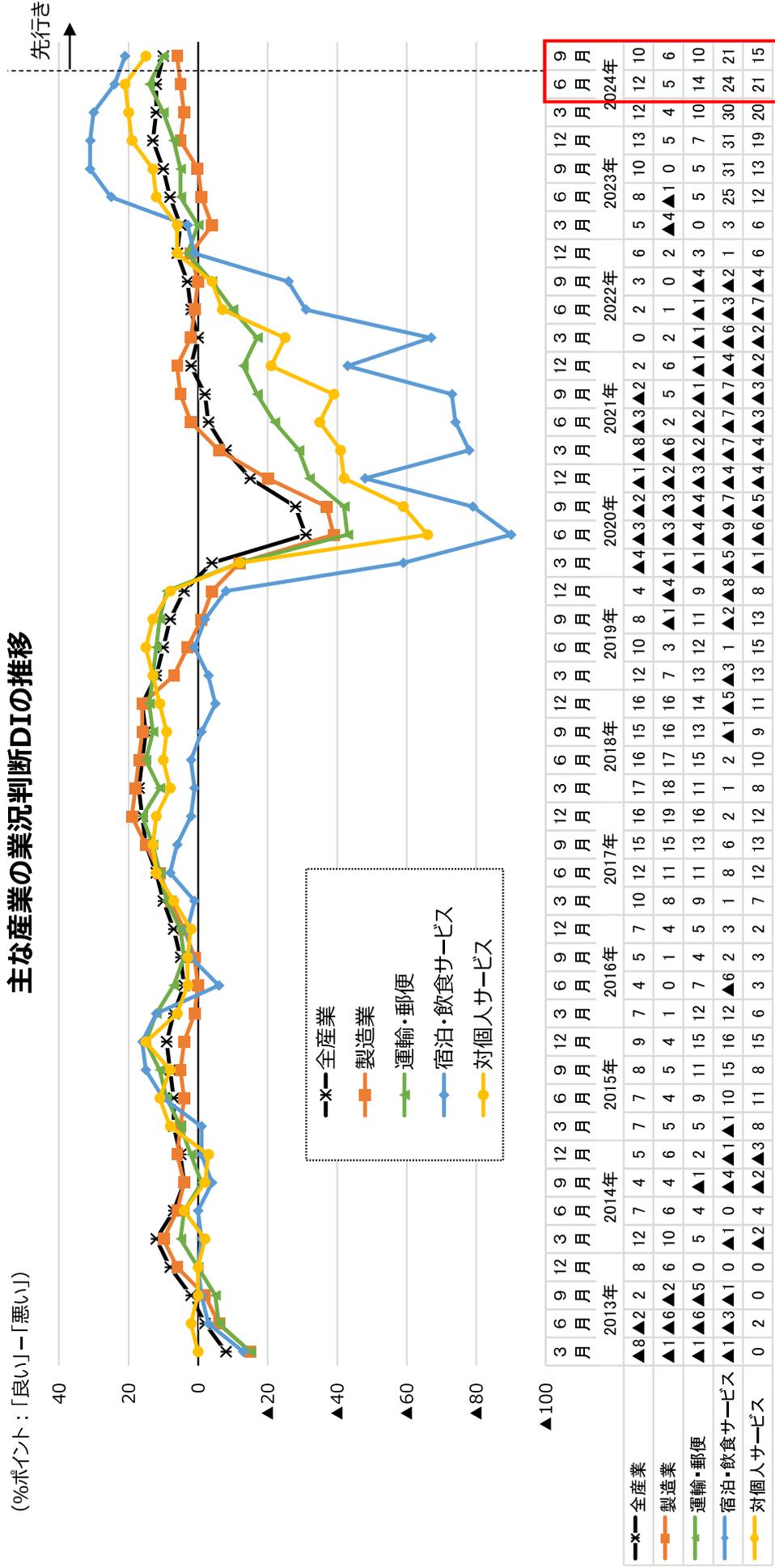


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
- 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移している。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（金融機関および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。

2. 2024年9月の数値は、2024年6月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・美容・美容・浴場業」その他の生活関連サービス業「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

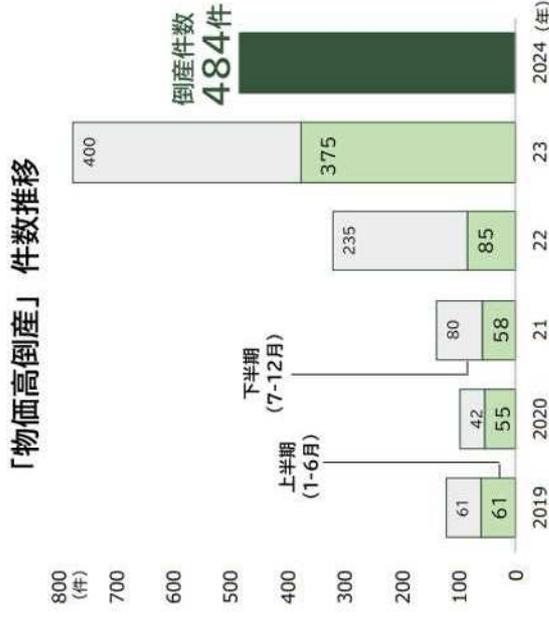
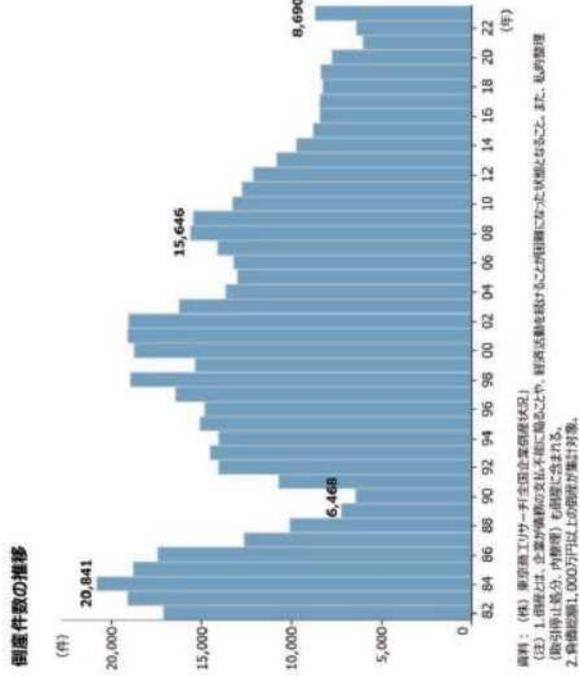
2024年版 中小企業白書 (抜粋) (左図)

第1部 令和5年度(2023年度)の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては、感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

全国企業倒産集計 (2024年6月報) (抜粋) (右図)

物価高(インフレ)倒産は、484件(前年同期 375件、29.1%増)発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』(124件)が最も多く、『製造業』(109件)、『運輸・通信業』(91件)が続いた。



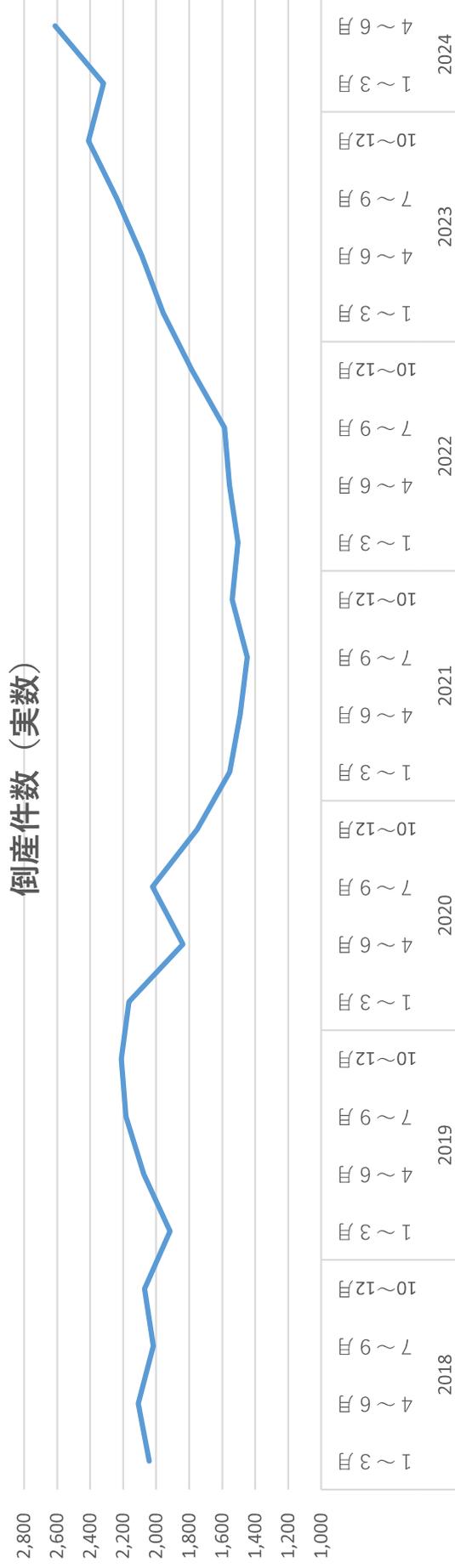
(資料出所) 中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計 (2024年6月報)」

※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

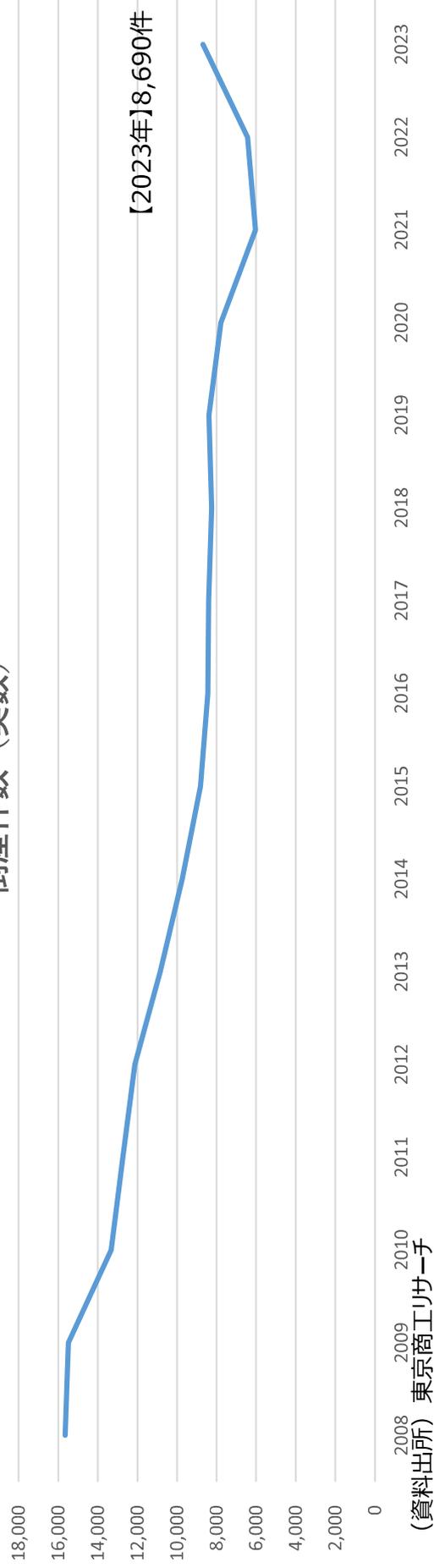
倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



参考資料No.3

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)						鉱工業生産指数			製造工業稼働率指数			倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)
	名目	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実数 (件)	前期比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)	実数 (万人)	前期比 (%)		
																前期比 (%)	
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	11.0	265	8	265	11.0	4.0	
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	△ 1.0	336	71	336	△ 1.0	5.1	
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	△ 13.9	334	△ 2	334	△ 13.9	5.1	
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	△ 4.4	302	△ 32	302	△ 4.4	4.6	
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	△ 4.7	285	△ 17	285	△ 4.7	4.3	
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	△ 10.5	265	△ 20	265	△ 10.5	4.0	
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	236	△ 10.4	3.6	
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	222	△ 9.4	3.4	
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	208	△ 4.2	3.1	
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	190	△ 0.5	2.8	
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	167	△ 2.0	2.4	
令和 元 年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	162	1.8	2.4	
令和 2 年	5,396,459	△ 3.3	-	5,294,598	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	192	△ 7.3	2.8	
令和 3 年	5,531,508	2.5	-	5,437,206	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	195	△ 22.4	2.8	
令和 4 年	5,617,659	1.6	-	5,502,503	1.2	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	179	6.6	2.6	
令和 5 年	5,934,282	5.6	-	5,602,255	1.8	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	178	35.2	2.6	
令和 5 年 1～3月	5,828,242	2.3	9.5	5,592,709	1.2	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	30.1	177	△ 5	177	30.1	2.6	
令和 5 年 4～6月	5,970,532	2.4	10.1	5,644,064	0.9	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	34.1	185	△ 4	185	34.1	2.7	
令和 5 年 7～9月	5,951,867	△ 0.3	△ 1.2	5,586,763	△ 1.0	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	41.2	184	4	184	41.2	2.6	
令和 5 年 10～12月	5,987,834	0.6	2.4	5,587,609	0.0	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	35.2	167	0	167	35.2	2.4	
令和 6 年 1～3月	5,974,140	△ 0.2	△ 0.9	5,547,279	△ 0.7	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	18.6	175	△ 2	175	18.6	2.5	
令和 6 年 4～6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,612	25.2	-	-	-	25.2	-	
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	23.0	170	△ 2	170	23.0	2.4	
令和 6 年 2月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	23.4	182	12	182	23.4	2.6	
令和 6 年 3月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	12.0	182	0	182	12.0	2.6	
令和 6 年 4月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	28.4	183	1	183	28.4	2.6	
令和 6 年 5月	-	-	-	-	-	103.6	2.8	-	-	1,009	42.9	182	△ 1	182	42.9	2.6	
令和 6 年 6月	-	-	-	-	-	-	-	820	6.5	-	-	-	-	-	-	2.6	
資料出所	内閣府「国民経済計算」						経済産業省「鉱工業指数」			東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」					

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期 (月、四半期) 比 (差) であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 鉱工業生産指数の令和6年5月分の数値は速報値である。

4 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。
また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前期比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前期比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>			国内企業物価指数			賃金(現金給与総額)指数、パート比率							
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	調査産業計			製造業				
									実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
令和 5 年 4～6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
令和 5 年 7～9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
令和 5 年 10～12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1～3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
令和 6 年 2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
令和 6 年 3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
令和 6 年 4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.4	0.5	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
令和 6 年 5月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.2	0.7	106.7	2.0	97.4	1.6	30.26	107.1	0.5	97.6	0.0	12.77
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」							

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。令和 6 年 5 月は速報値。
3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
4 国内企業物価指数の令和 6 年 5 月分の数値は速報値であり、同指数の令和 2 年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：%)

	男女計										男性							女性						
	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上			
		3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2		2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9		3.7	2.6	3.4	5.4	4.4	3.5	3.1	2.5	1.5
平成 26 年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0			
平成 27 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3				
平成 28 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2				
平成 29 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8				
平成 30 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8				
令和 元 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1				
令和 2 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1				
令和 3 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1				
令和 4 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0				
令和 5 年	2.4	3.7	3.3	2.1	2.1	2.4	1.7	2.5	4.4	3.0	2.1	2.0	2.8	...	2.9	3.4	2.2	2.2	1.9	...				
令和 6 年 1 月	2.6	4.2	3.3	2.5	2.2	2.6	1.7	2.7	4.7	3.1	2.1	2.4	2.9	...	3.7	3.5	3.1	2.0	2.2	...				
令和 6 年 2 月	2.6	4.5	3.7	2.4	2.0	2.7	1.7	2.7	4.8	3.5	2.3	2.1	2.8	...	4.0	4.0	2.5	2.0	2.4	...				
令和 6 年 3 月	2.6	4.1	3.6	2.5	2.1	2.6	1.9	2.8	3.9	3.6	2.7	2.1	3.1	...	4.2	3.7	2.2	2.0	2.1	...				
令和 6 年 4 月	2.6	4.2	3.4	2.5	1.9	2.6	2.0	2.9	4.2	3.5	2.9	2.0	2.8	...	4.3	3.2	2.0	1.8	2.4	...				
令和 6 年 5 月	2.6	4.2	3.4	2.5	1.9	2.6	2.0	2.9	4.2	3.5	2.9	2.0	2.8	...	4.3	3.2	2.0	1.8	2.4	...				

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年					
								1月	2月	3月	4月	5月	
現金 給与 総額	30人以上	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	1.7	1.8	2.0	2.8	
	500人以上	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.1	1.2	△ 0.3	1.7	1.0
	100～499人	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	1.3	△ 0.2	0.7	0.3	3.7
	30～99人	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	2.0	3.3	3.5	3.4	2.7
	5～29人	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	1.5	1.2	△ 0.2	1.1	0.4
定期 給与 額	30人以上	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	1.2 (1.5)	1.9 (2.2)	2.1 (2.3)	2.3 (2.5)	3.5 (3.6)
	500人以上	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.1 (1.5)	1.3 (1.4)	0.8 (0.8)	1.6 (1.8)	2.3 (2.1)
	100～499人	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	0.0 (0.1)	0.6 (0.9)	0.9 (1.0)	0.7 (0.9)	3.2 (3.4)
	30～99人	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	1.7 (2.1)	3.0 (3.5)	3.6 (4.0)	3.5 (3.9)	4.2 (4.4)
	5～29人	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.2 (1.4)	0.9 (0.9)	0.8 (0.9)	0.7 (0.7)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 令和6年5月分の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
										1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.98	24.85	24.67	24.41	23.87
500人以上	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.48	15.42	15.19	15.09	14.83
100～499人	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	24.27	24.03	23.86	23.70	22.74
30～99人	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.48	30.41	30.26	29.92	29.61
5～29人	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.19	40.45	40.74	40.09	40.36

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 令和6年5月分の数値は速報値である。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間					
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人			
	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比		
平成 28 年	(時間) 135.8	(%) 0.0	(時間) 128.9	(%) △ 1.0	(時間) 12.7	(%) △ 1.7	(時間) 17.5	(%) △ 0.6	(時間) 10.6	(%) △ 6.8
平成 29 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	11.2	5.4
平成 30 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	11.5	2.5
令和 元 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	10.0	△ 12.5
令和 2 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 24.5
令和 3 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	11.7
令和 4 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	12.4
令和 5 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	△ 7.1
令和 6 年 1 月	123.7	△ 0.4	111.9	△ 0.8	11.2	△ 4.2	13.5	△ 6.9	7.0	△ 1.4
2 月	128.0	0.0	119.0	△ 0.9	11.7	△ 2.5	14.6	△ 6.4	7.5	0.0
3 月	129.7	△ 2.8	119.5	△ 2.3	12.2	△ 1.6	14.9	△ 5.7	7.9	△ 2.4
4 月	135.3	△ 0.5	124.2	△ 1.1	12.2	△ 3.2	14.6	△ 5.8	7.7	△ 1.3
5 月	132.6	2.4	118.7	△ 0.2	11.6	△ 0.8	13.7	△ 2.2	7.2	△ 1.3

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。
 3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
 4 令和6年5月分の数値は速報値である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和6年）

連合	第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)		
	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	
		30歳	
1,000人以上	441組合 1,898,345人 16,619円(11,502円) 5.27% (3.71%)	18組合 61,792人 11,853円(6,126円) 3.74% (1.77%)	24組合 77,871人 10,485円(3,883円) 3.52% (1.38%)
300～999人	841組合 459,089人 14,588円(10,139円) 5.14% (3.68%)	41組合 22,728人 10,669円(6,569円) 3.65% (2.23%)	36組合 19,012人 9,910円(5,511円) 3.84% (2.17%)
100～299人	1,148組合 205,345人 12,871円(9,387円) 4.85% (3.62%)	67組合 11,522人 8,937円(5,169円) 3.36% (1.96%)	70組合 11,905人 8,568円(4,280円) 3.50% (1.79%)
～99人	1,209組合 60,202人 11,125円(8,333円) 4.39% (3.36%)	74組合 4,013人 6,570円(3,967円) 2.60% (1.61%)	83組合 4,367人 7,149円(3,511円) 3.04% (1.52%)
規模計	3,639組合 2,622,981人 15,818円(10,995円) 5.20% (3.69%)	200組合 100,055人 8,678円(5,164円) 3.20% (1.88%)	213組合 113,155人 8,458円(4,162円) 3.39% (1.71%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純べア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

時給	第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)	
	賃上げ額	単純平均
386組合 885,369人	53.78円(39.74円)	加重平均 62.70円(52.78円)
	引上げ率	5.74%(5.01%)
	平均時給	1,148.92円(1,091.78円)
146組合 27,845人	賃上げ額	10,869円(6,828円)
	賃上げ率	4.23%(3.09%)

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連(大手企業) 第1回集計(令和6年5月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要22業種 大手244社	89社 19,480円(13,110円) 5.58% (3.91%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 調査対象244社のうち151社(61.9%)の回答を把握したが、うち62社は平均金額不明などのため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和5年5月19日付第1回集計結果(92社)。

経団連(中小企業) 第1回集計(令和6年6月13日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	226社 10,420円(7,864円) 3.92% (2.94%)

- (注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
 2 238社(31.6%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()内の数値は、令和5年6月23日付第1回集計結果。

【参考】

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

	(加重平均)
正社員 (月給)	全体 9,662円 1,586社 3.62% 20人以下 8,801円 709社 3.34%
パート・アルバイト (時給)	全体 37.6円 1,070社 3.43% 20人以下 43.3円 450社 3.88%

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)

一時金	2024年回答			2023年回答		
	集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合	対象組合員数	
夏 季	回答月数	2.52ヶ月	0.18ヶ月	2,675組合	2,34ヶ月	
	回答額	2,485組合	1,723,125人	2,009組合	1,777,471人	
		1,598組合	742,745円	25,324円	717,421円	
年 間	回答月数	819,811人	0.22ヶ月	2,213組合	1,175,981人	
	回答額	5.09ヶ月	50,327円	1,344組合	1,127,836人	
		2,349組合	1,964,110人			
	1,638,723円					
	1,252組合	945,007人				

- (注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。
 3 2023年回答の数値は2023年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果

経団連集計

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	—	—	—	161社	903,397円	0.47%
製造業平均	—	—	—	127社	952,574円	3.50%
非製造業平均	—	—	—	34社	777,293円	△ 6.24%

- (注) 1 2024年夏季の数値は今後公表される見込み。2023年夏季の数値は2023年8月9日付 最終集計結果。
 以下の注は2023年夏季の集計に関するものである。
 2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。
 3 20業種179社(74.3%)の妥結を把握しているが、うち18社は平均額不明等のため集計より除外。
 4 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
 5 増減率は、前年公表値(最終集計)との比較により算定。

口 経常利益増減

(前年度比・%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	50.7	8.0	9.6
	非製造業	35.8	24.0	14.6
大企業	製造業	53.7	11.7	9.1
	非製造業	44.4	32.7	15.5
中堅企業	製造業	37.3	-3.4	10.5
	非製造業	31.6	18.0	13.3
中小企業	製造業	45.0	-7.8	12.7
	非製造業	21.8	8.4	13.2
				-8.1
				-7.2
				-8.8
				-8.5
				-4.4
				-4.6
				-6.4
				-5.8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10
	非製造業	4.85	5.57	6.14
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50
	非製造業	6.31	7.61	8.71
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45
	非製造業	3.73	4.11	4.46
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71
	非製造業	3.70	3.79	4.10
				8.17
				5.61
				10.23
				7.78
				5.07
				4.16
				4.35
				3.87

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年				
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月				
	合計	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3
製造業	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8
建設業	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8
卸売業	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4
小売業	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0
サービス業	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8

資料出所 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

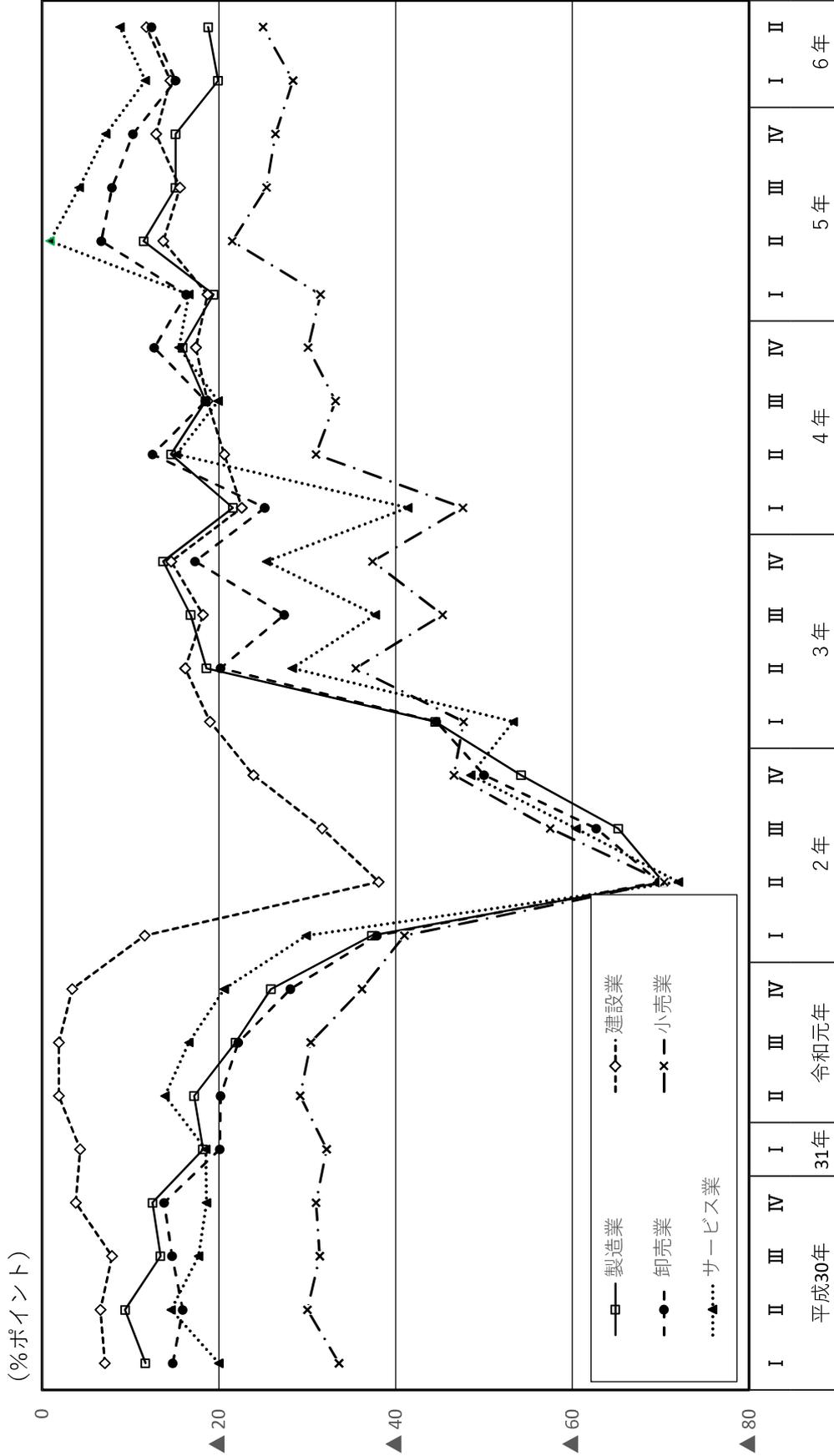
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。
「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) から、

業況判断DIの推移（5業種別）



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構 「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」 - 「悪化」

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041
	神奈川県	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323
	大阪府	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642
	愛知県	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759
	埼玉県	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539
	千葉県	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202
	兵庫県	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873
	京都府	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148
	茨城県	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071
	静岡県	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385
	富山県	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324
	広島県	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807
	滋賀県	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362
	栃木県	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289
	群馬県	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787
	宮城県	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838
	山梨県	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496
	三重県	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405
	石川県	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036
福井県	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	
香川県	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	
岡山県	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	
福岡県	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	
奈良県	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	
山口県	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	
長野県	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	
北海道	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	
岐阜県	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	
徳島県	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	
福岡県	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	246,752	
新潟県	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	
和歌山県	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	
愛媛県	226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	
島根県	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	
大分県	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	
熊本県	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996	
山形県	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304	
佐賀県	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	
長崎県	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	
岩手県	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	
高知県	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	
鳥取県	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	
秋田県	224,748	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	
鹿児島県	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	
宮崎県	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	
青森県	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	
沖縄県	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月
A ラ ン ク	東京都	1,175	1,217	1,238	1,236	1,267	1,268	1,264	1,290
	神奈川県	1,201	1,256	1,271	1,271	1,303	1,317	1,330	1,325
	大阪府	1,130	1,158	1,167	1,187	1,218	1,249	1,255	1,243
	愛知県	1,124	1,149	1,158	1,176	1,206	1,231	1,239	1,233
	埼玉県	1,117	1,146	1,155	1,177	1,208	1,238	1,234	1,240
	千葉県	1,127	1,158	1,168	1,182	1,210	1,246	1,244	1,241
	兵庫県	1,113	1,134	1,151	1,160	1,187	1,214	1,213	1,223
	京都府	1,088	1,118	1,132	1,139	1,173	1,218	1,204	1,207
	茨城県	1,041	1,066	1,078	1,094	1,130	1,175	1,175	1,167
	静岡県	1,071	1,093	1,103	1,122	1,156	1,198	1,190	1,199
	富山県	1,018	1,040	1,050	1,063	1,095	1,133	1,123	1,128
	広島県	1,019	1,037	1,042	1,057	1,096	1,133	1,133	1,131
	滋賀県	1,042	1,069	1,082	1,101	1,129	1,169	1,177	1,152
	栃木県	1,041	1,069	1,075	1,091	1,125	1,153	1,145	1,168
	群馬県	1,035	1,052	1,056	1,071	1,100	1,127	1,120	1,133
	宮城県	1,002	1,025	1,037	1,052	1,084	1,114	1,114	1,116
	山梨県	1,020	1,045	1,050	1,073	1,107	1,165	1,150	1,131
	三重県	1,046	1,069	1,073	1,098	1,129	1,167	1,156	1,164
	石川県	1,017	1,028	1,023	1,041	1,074	1,102	1,108	1,109
福岡県	1,010	1,030	1,065	1,079	1,118	1,146	1,139	1,160	
B ラ ン ク	香川県	1,001	1,024	1,032	1,048	1,078	1,120	1,102	1,112
	岡山県	1,003	1,024	1,030	1,049	1,074	1,125	1,113	1,113
	福井県	986	1,005	1,013	1,036	1,074	1,106	1,120	1,108
	奈良県	1,047	1,076	1,092	1,106	1,138	1,179	1,159	1,167
	山口県	980	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,118	1,101
	長野県	1,000	1,022	1,025	1,047	1,080	1,111	1,109	1,106
	北海道	987	1,010	1,024	1,049	1,084	1,140	1,118	1,119
	岐阜県	1,025	1,047	1,054	1,075	1,102	1,123	1,141	1,134
	徳島県	1,024	1,041	1,053	1,064	1,095	1,131	1,101	1,138
	福島県	988	1,000	993	1,009	1,040	1,070	1,082	1,066
	新潟県	978	1,001	1,007	1,024	1,061	1,097	1,083	1,086
	和歌山県	1,008	1,034	1,043	1,054	1,086	1,123	1,116	1,110
	愛媛県	970	988	997	1,017	1,050	1,079	1,077	1,085
	島根県	959	982	990	1,004	1,036	1,079	1,054	1,067
	大分県	939	967	980	1,000	1,038	1,083	1,061	1,067
	熊本県	971	990	1,005	1,029	1,065	1,103	1,095	1,097
	山形県	942	973	974	992	1,021	1,061	1,045	1,053
	佐賀県	954	972	981	1,004	1,036	1,075	1,065	1,073
	C ラ ン ク	長崎県	935	961	976	991	1,027	1,063	1,061
岩手県		914	945	947	969	1,008	1,041	1,028	1,020
高知県		941	971	982	997	1,035	1,073	1,080	1,074
鳥取県		969	987	989	1,006	1,037	1,104	1,066	1,092
秋田県		915	938	956	977	1,007	1,049	1,039	1,043
鹿児島県		929	955	973	993	1,031	1,069	1,069	1,070
宮崎県		929	946	960	989	1,027	1,064	1,044	1,058
青森県		901	928	940	960	990	1,036	1,023	1,031
沖縄県		974	1,010	1,030	1,048	1,087	1,179	1,125	1,126
全国		1,059	1,082	1,092	1,110	1,145	1,176	1,173	1,179

資料出所 「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月	
A ラ ン ク	東京都	1,111	1,157	1,176	1,180	1,209	1,217	1,215	1,232	
	神奈川県	1,132	1,163	1,184	1,199	1,231	1,249	1,263	1,258	
	大阪府	1,074	1,099	1,108	1,129	1,163	1,194	1,199	1,192	
	愛知県	1,046	1,070	1,079	1,099	1,127	1,159	1,157	1,158	
	埼玉県	1,056	1,083	1,090	1,112	1,145	1,174	1,175	1,182	
	千葉県	1,070	1,097	1,106	1,123	1,151	1,186	1,184	1,182	
	兵庫県	1,052	1,071	1,086	1,100	1,130	1,157	1,155	1,166	
	京都府	1,029	1,057	1,069	1,080	1,113	1,144	1,144	1,147	
	茨城県	983	1,003	1,017	1,034	1,070	1,112	1,107	1,111	
	静岡県	1,017	1,034	1,043	1,064	1,096	1,134	1,127	1,138	
	富山県	964	983	996	1,011	1,043	1,078	1,075	1,075	
	広島県	970	987	993	1,011	1,049	1,083	1,078	1,079	
	滋賀県	993	1,024	1,028	1,047	1,076	1,115	1,126	1,098	
	栃木県	982	1,011	1,017	1,034	1,066	1,094	1,083	1,106	
	群馬県	971	990	995	1,013	1,041	1,069	1,063	1,077	
	宮城県	953	974	982	1,000	1,034	1,066	1,063	1,065	
	山梨県	963	983	987	1,012	1,043	1,087	1,091	1,072	
	三重県	992	1,013	1,017	1,043	1,072	1,105	1,099	1,103	
	石川県	956	970	970	991	1,023	1,047	1,054	1,053	
	福岡県	954	973	1,001	1,018	1,053	1,082	1,078	1,089	
B ラ ン ク	香川県	945	968	974	989	1,019	1,058	1,045	1,055	
	岡山県	949	968	975	996	1,022	1,068	1,060	1,061	
	福井県	937	955	963	984	1,021	1,053	1,062	1,053	
	奈良県	989	1,015	1,030	1,044	1,078	1,120	1,101	1,112	
	山口県	939	958	964	989	1,024	1,076	1,068	1,055	
	長野県	947	971	976	998	1,030	1,059	1,058	1,059	
	北海道	949	969	982	1,007	1,043	1,097	1,074	1,076	
	岐阜県	969	988	996	1,017	1,045	1,065	1,082	1,076	
	徳島県	958	970	982	997	1,029	1,065	1,065	1,064	
	福島県	935	950	944	964	995	1,024	1,032	1,016	
	新潟県	933	954	960	977	1,012	1,049	1,039	1,037	
	和歌山県	955	977	986	1,002	1,033	1,069	1,065	1,061	
	愛媛県	917	936	945	969	1,001	1,029	1,027	1,031	
	島根県	917	932	942	958	988	1,024	1,014	1,018	
	大分県	899	924	934	957	994	1,039	1,018	1,024	
	熊本県	919	935	949	975	1,009	1,043	1,039	1,039	
	山形県	899	923	928	948	974	1,010	1,003	1,007	
	佐賀県	914	925	936	958	989	1,028	1,019	1,024	
	C ラ ン ク	長崎県	896	917	934	951	985	1,023	1,018	1,020
		岩手県	877	901	928	951	985	998	986	982
高知県		910	930	942	958	995	1,034	1,033	1,027	
鳥取県		918	935	941	961	993	1,056	1,023	1,046	
秋田県		880	900	917	941	968	1,013	999	1,003	
鹿児島県		887	909	925	948	984	1,020	1,019	1,016	
宮崎県		888	902	916	946	982	1,018	1,000	1,014	
青森県		868	893	906	927	956	999	984	994	
沖縄県		928	957	973	994	1,029	1,122	1,070	1,066	
全国		1,003	1,025	1,035	1,054	1,089	1,121	1,118	1,123	

資料出所 「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

(2) 労働時間
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

(単位：時間)

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間										
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
A ラ ン ク	東京都	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	
	神奈川県	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	
	大阪府	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	
	愛知県	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	
	埼玉県	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	
	千葉県	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	
	兵庫県	140.8	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	10.4	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	
	京都府	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	
	茨城県	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	
	静岡県	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	
	富山県	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	
	広島県	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	
	滋賀県	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	
	栃木県	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	12.5	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	
	群馬県	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	
	宮城県	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	
	山梨県	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	
	三重県	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.5	138.5	137.5	136.7	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	
	B ラ ン ク	石川県	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6
福井県		148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	
香川県		150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.4	
岡山県		151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	
福岡県		155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	
奈良県		136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	
山口県		148.0	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	
長野県		149.0	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	
北海道		150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	
岐阜県		144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	10.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	
徳島県		151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	
福井県		156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	12.1	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	
新潟県		150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7	
和歌山県		145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5	
愛媛県		149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6	
島根県		154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8	
C ラ ン ク		大分県	149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6
		熊本県	152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	141.7	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6
		山形県	156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1
	佐賀県	154.4	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	
	長崎県	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	
	岩手県	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	
	高知県	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	
	鳥取県	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	
	秋田県	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	9.8	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	
	鹿児島県	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	9.2	
	宮崎県	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	
	青森県	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	146.1	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	7.9	
	沖縄県	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②(都道府県下全域)

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数(全国平均=100)																				
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年											
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	東 京	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	104.7	105.2	104.5	104.7	104.7	104.7	104.7	104.7	104.7	104.7	104.7	104.7	104.7	104.7	104.5
	神 奈 川	103.6	103.5	104.3	104.3	104.3	104.0	104.0	103.2	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0	103.1
	大 阪	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.3
	愛 知	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	97.6	98.5
	埼 玉	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	101.0	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	100.4
	千 葉	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	100.7	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.5
	兵 庫	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	100.3	99.6	99.6	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.1
	京 都	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.7	100.6	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	100.8
	茨 城	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.0
	静 岡	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.5	98.3	98.3	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.5
	富 山	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.6	98.7	98.7	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8
	広 島	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	99.0	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.8
	滋 賀	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.5	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3
	栃 木	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.2	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	97.6
	群 馬	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.6	96.7	96.7	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	96.4
	宮 城	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.3	99.3	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.9
	山 梨	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	98.7	97.5	97.5	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.8
	三 重	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.7	98.8	98.8	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.1
石 川	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.2	100.2	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	99.4	
福 岡	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	96.8	97.4	97.4	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.1	
香 川	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.3	98.2	98.2	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	97.8	
岡 山	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.6	97.5	97.5	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	98.1	
福 井	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.3	99.4	99.4	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.1	
奈 良	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.5	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.1	
山 口	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	98.7	99.4	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7	
長 野	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.7	97.7	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.9	
北 海 道	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	99.9	100.3	100.3	100.8	100.8	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.7	
岐 阜	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.3	97.4	97.4	97.3	97.3	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	
徳 島	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	100.1	99.6	99.6	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	98.8	
福 島	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.6	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.3	
新 潟	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.7	98.2	98.2	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.2	
和 歌 山	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.2	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	98.6	
愛 媛	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	97.9	97.9	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.4	
島 根	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.5	99.5	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	100.1	
大 分	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.7	97.9	97.9	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.0	
熊 本	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.8	98.7	98.7	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	98.9	
山 形	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.2	100.5	100.5	100.8	100.8	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	101.2	
佐 賀	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	97.5	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	97.5	
長 崎	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.8	99.5	99.5	99.2	99.2	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	98.8	
岩 手	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.1	99.0	99.0	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.7	
高 知	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.8	99.2	99.2	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	100.0	
鳥 取	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.6	98.2	98.2	98.3	98.3	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.8	
秋 田	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	98.4	97.9	97.9	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.9	
鹿 児 島	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	96.3	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2	95.9	
宮 崎	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	96.0	95.9	95.9	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2	96.1	
青 森	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.4	98.1	98.1	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	98.6	
沖 縄	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.4	98.0	98.0	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	99.6	

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」

(注) 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

7 労働者数等の推移
 (1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数(万人)					前年比増減(%)						
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	797	812	806	800	797	810	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	1.6
	神奈川県	299	303	302	299	306	309	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4	0.8
	大阪府	389	394	394	394	379	382	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8	0.6
	愛知県	319	320	319	318	318	316	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0	△ 0.4
	埼玉県	211	214	215	214	222	224	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6	1.1
	千葉県	174	172	172	178	177	179	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7	1.2
	兵庫県	180	182	180	178	182	183	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3	0.5
	京都府	92	95	95	96	95	95	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6	0.3
	茨城県	99	99	98	98	102	102	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0	△ 0.1
	静岡県	140	141	141	141	142	144	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	0.9
	富山県	42	42	42	42	43	44	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8	2.1
	広島県	105	107	107	107	112	115	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2	2.6
	滋賀県	51	51	50	50	50	52	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	2.6
	栃木県	70	70	71	71	74	74	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7	0.6
	群馬県	73	73	71	72	73	75	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2	2.9
	宮城県	81	80	80	80	77	79	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	2.1
	山梨県	29	29	29	29	29	28	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	△ 3.5
	三重県	65	65	65	66	67	69	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6	2.6
	石川県	43	44	43	42	43	43	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9	△ 1.4
	福井県	180	180	182	182	187	190	8.4	△ 0.3	△ 1.0	0.2	3.0	1.5
香川県	34	35	34	34	35	36	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6	2.2	
岡山県	68	68	68	67	68	70	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9	2.9	
福岡県	30	30	30	30	30	31	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9	1.7	
佐賀県	39	39	39	39	39	39	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6	△ 0.2	
山口県	48	49	48	48	47	47	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4	1.0	
長野県	75	74	75	76	76	77	2.8	△ 0.7	1.8	△ 0.2	△ 0.2	2.3	
北海道	177	179	180	179	181	182	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0	0.4	
青森県	68	68	68	67	68	68	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7	△ 0.3	
徳島県	24	23	24	25	24	24	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1	2.2	
福島県	65	66	66	65	67	67	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4	1.4	
新潟県	80	82	82	81	83	83	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0	0.5	
和歌山県	29	29	29	28	29	28	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7	△ 1.4	
愛媛県	45	46	45	45	46	46	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	0.8	
高知県	23	24	23	23	24	24	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	0.9	
大分県	38	38	38	38	37	38	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6	2.3	
熊本県	57	58	57	56	56	56	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.8	
山形県	38	38	38	38	39	39	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3	0.9	
佐賀県	28	28	28	28	29	29	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9	1.9	
長崎県	43	43	42	42	41	40	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1	△ 1.4	
岩手県	42	42	42	42	41	42	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6	2.2	
高知県	23	23	23	23	23	23	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3	0.8	
鳥取県	18	18	18	18	19	19	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6	1.0	
秋田県	33	33	33	32	32	32	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	
鹿児島県	51	53	53	53	57	58	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8	1.6	
宮崎県	34	35	35	34	35	36	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0	1.9	
沖縄県	42	42	42	42	40	41	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0	0.5	
全国計		4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	0.2	1.2	0.2	0.5	0.8	1.9	

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査(地方調査)」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
 2 全国計の数値は、毎月労働統計調査(全国調査)の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。



パートタイム労働者の時間当たり給与と 求人募集賃金、最低賃金の推移

第2回目安に関する小委員会
仁平委員提出資料



データの出典

■HRog賃金Now：株式会社ナウキヤスト(<https://hrogwagelow.com/>)

- 調査方法：ウェブ上に掲載されている時給表示の募集情報をAIウェブスクレイピングで収集
複数媒体に掲載の求人や、異常な求人数の増加・減少がある媒体は削除
金額幅で表示されている求人は上下の平均値を取得
- 調査対象：最大125の求人サイト、週次でおおよそ350万件以上の求人データのうち、時給表示の
求人広告を対象とし、その他日給等の求人は非対象

■毎月勤労統計調査（地方調査）：厚生労働省

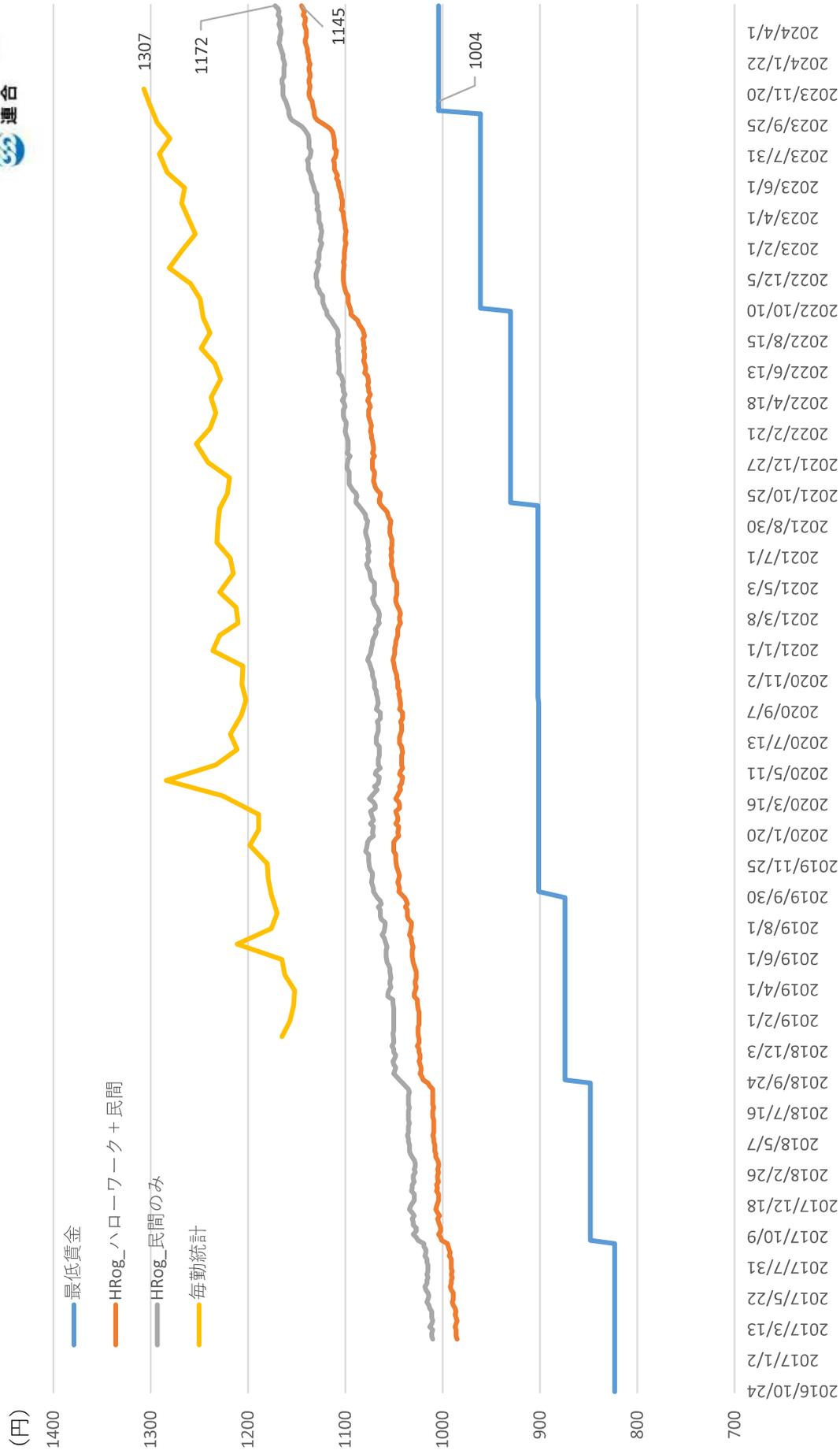
パートタイム労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除した値
(事業所規模5人以上、調査産業計)

以上をもとに連合事務局にて作成

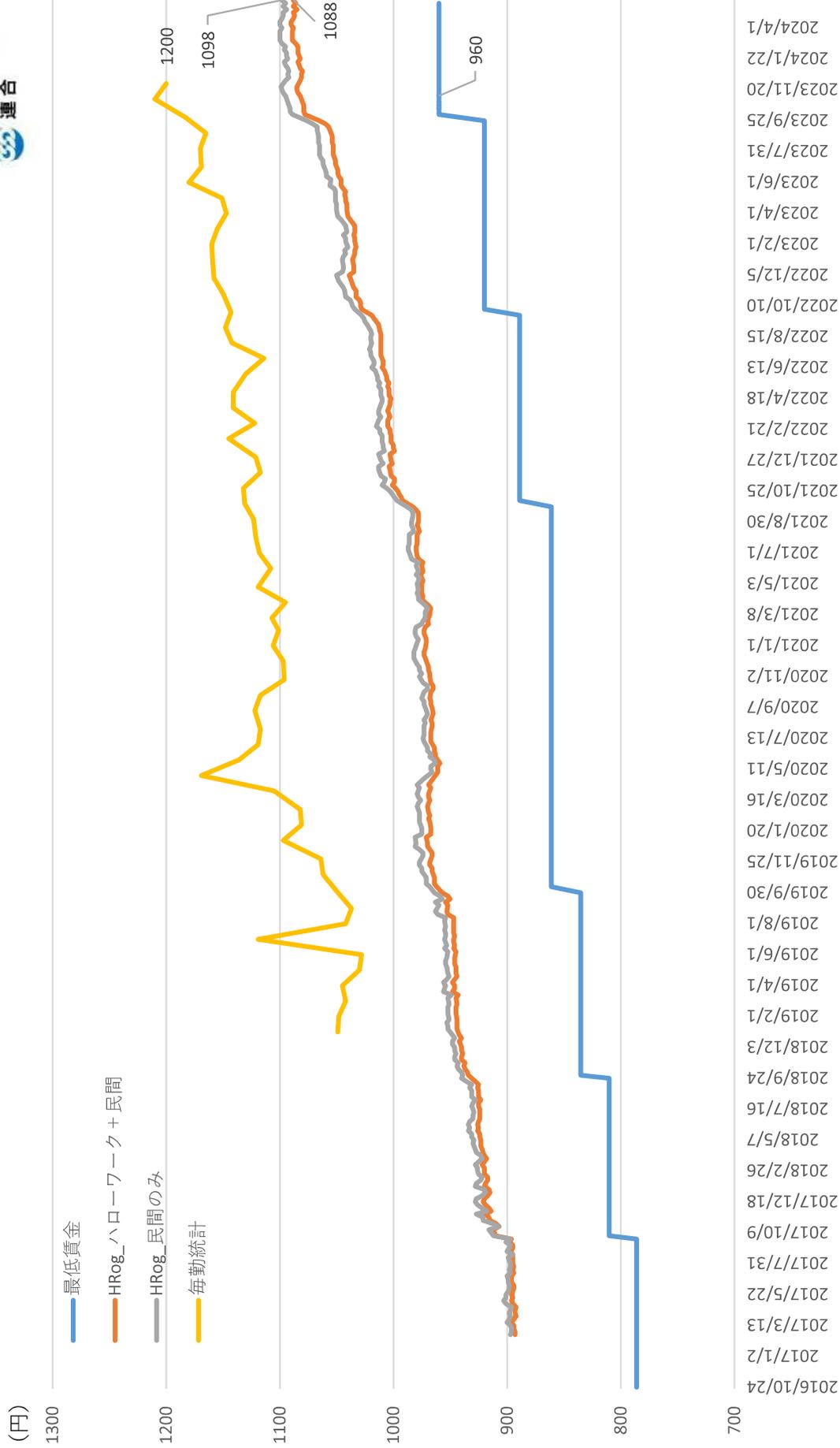
<水準の表記>

- HRog_ハロワーク+民間：HRog賃金Now 「時間当たり給与（パートタイム労働者）」より
HRog_民間のみ：HRog賃金Now 「時間当たり給与（パートタイム労働者）」より
毎勤統計：毎月勤労統計調査（地方調査）より、パートタイム労働者の所定内給与
最低賃金：地域別最低賃金額。全国については全国加重平均の値

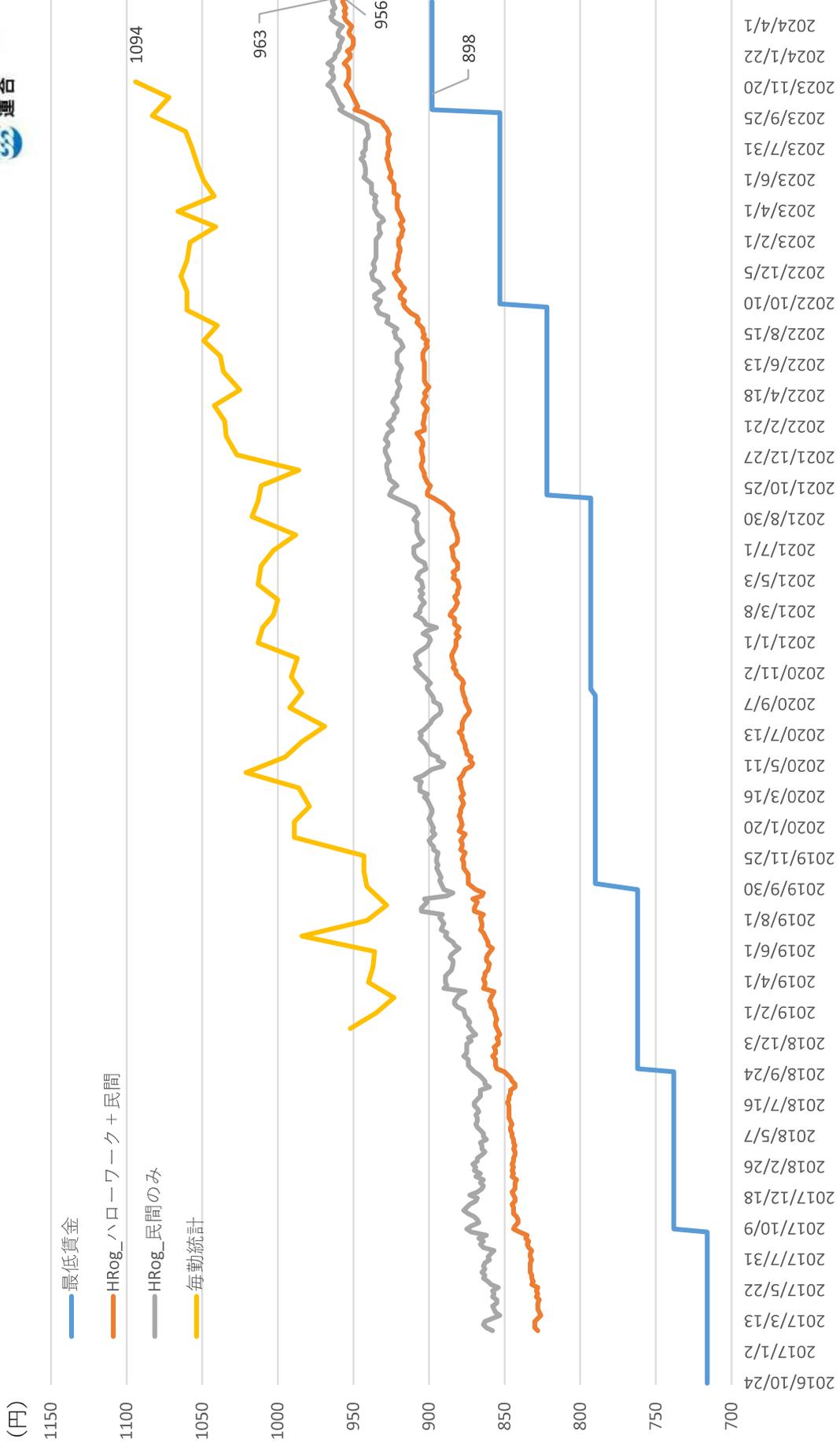
全国



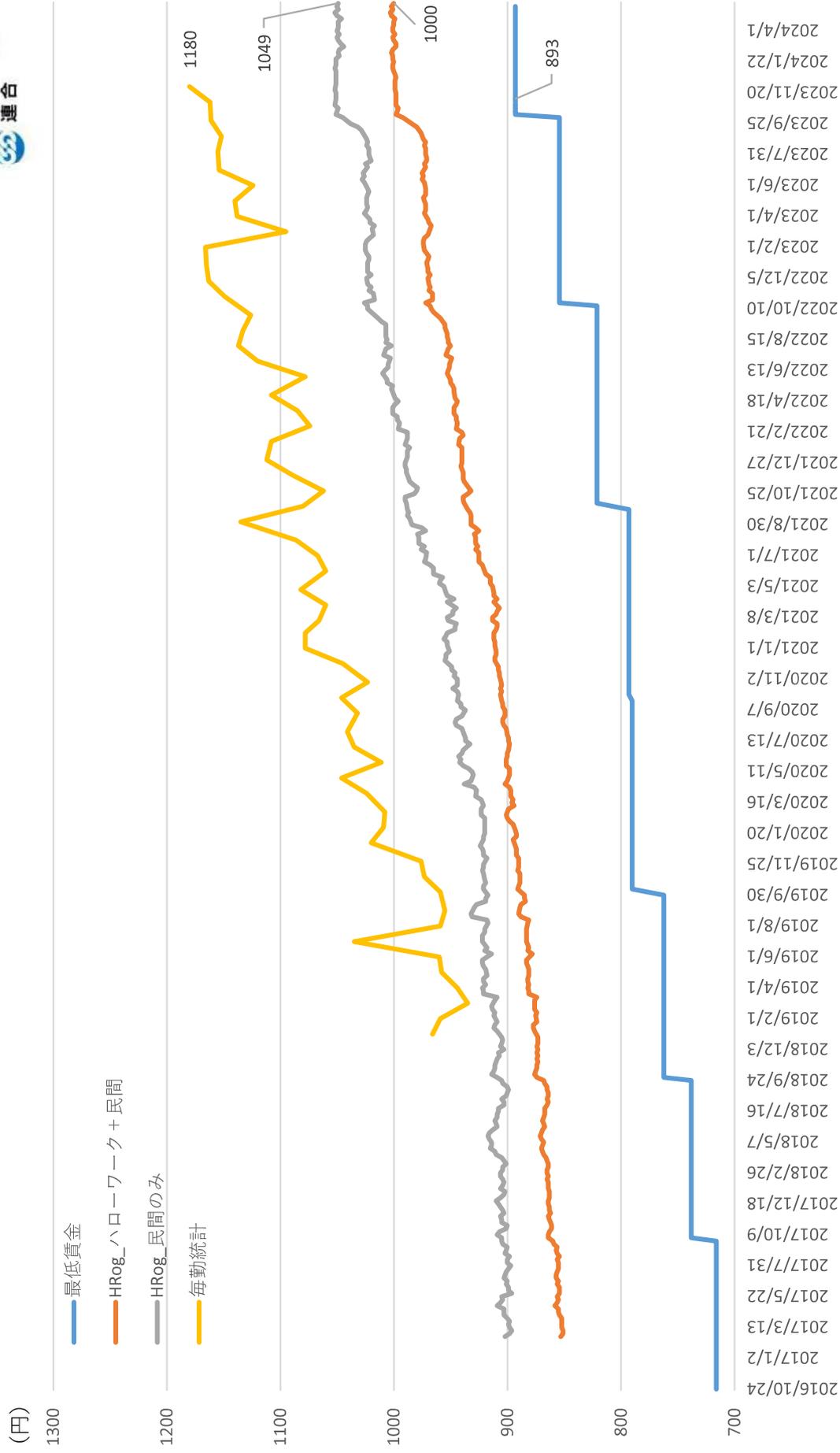
北海道



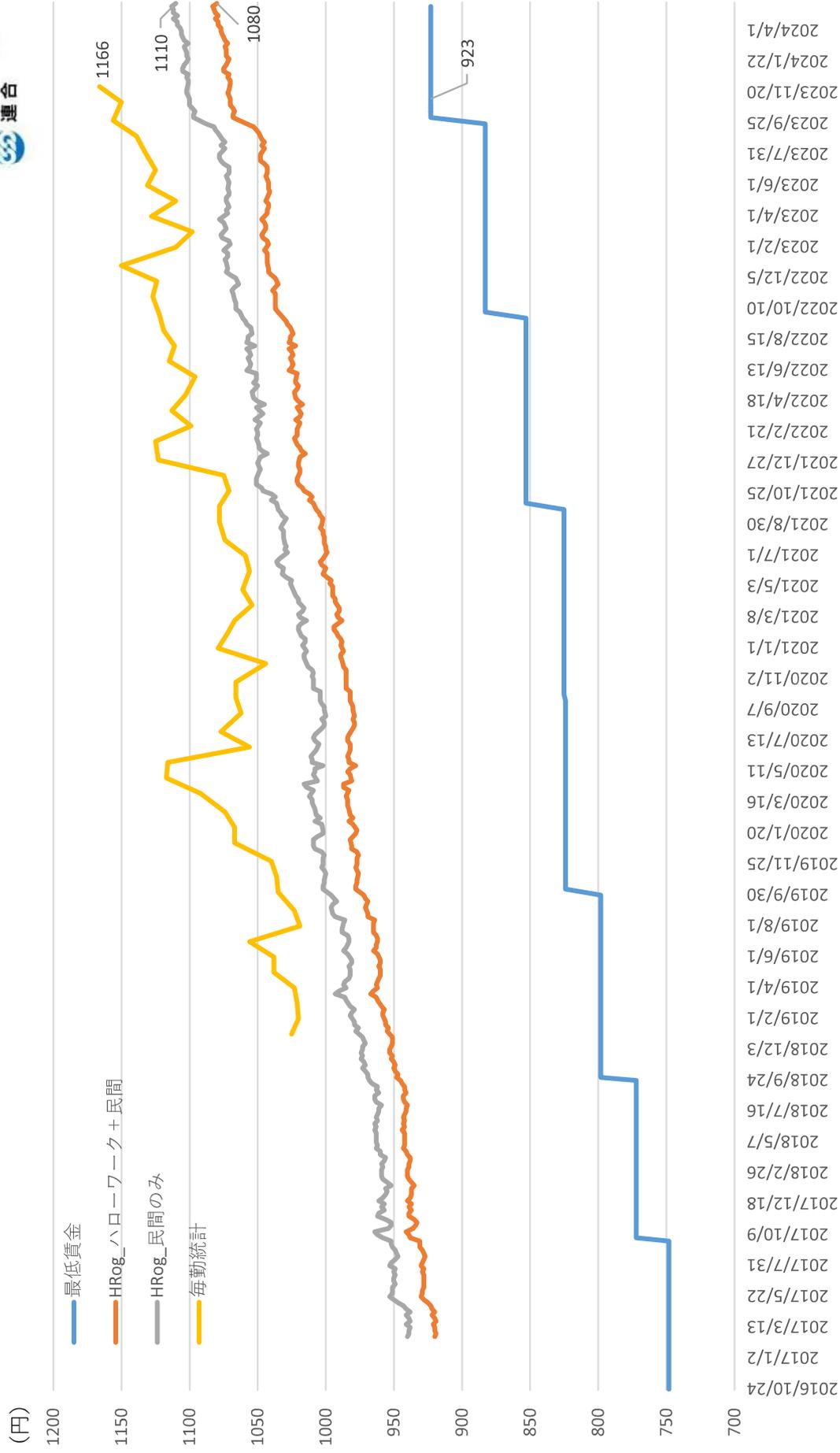
青森



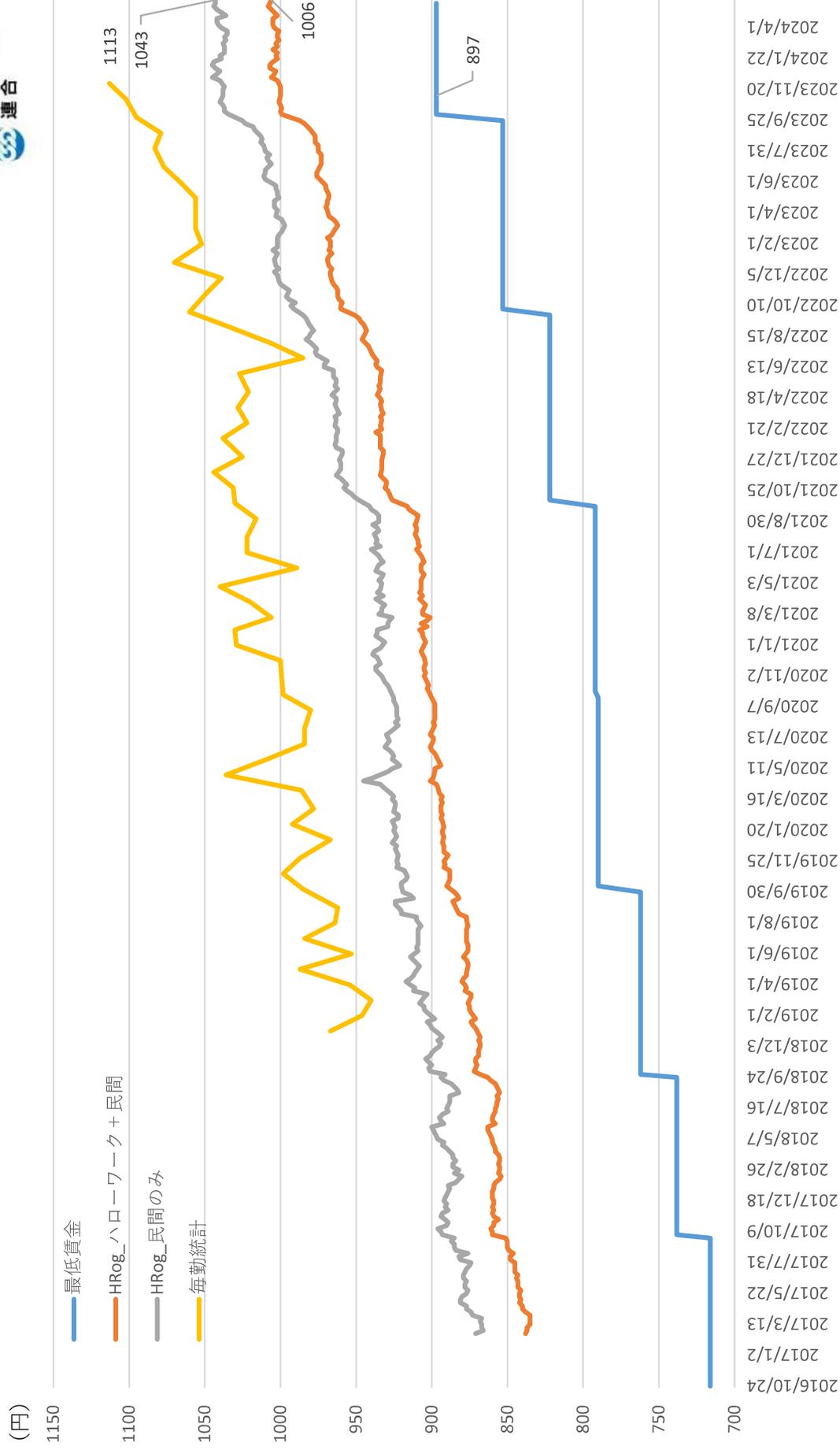
岩手



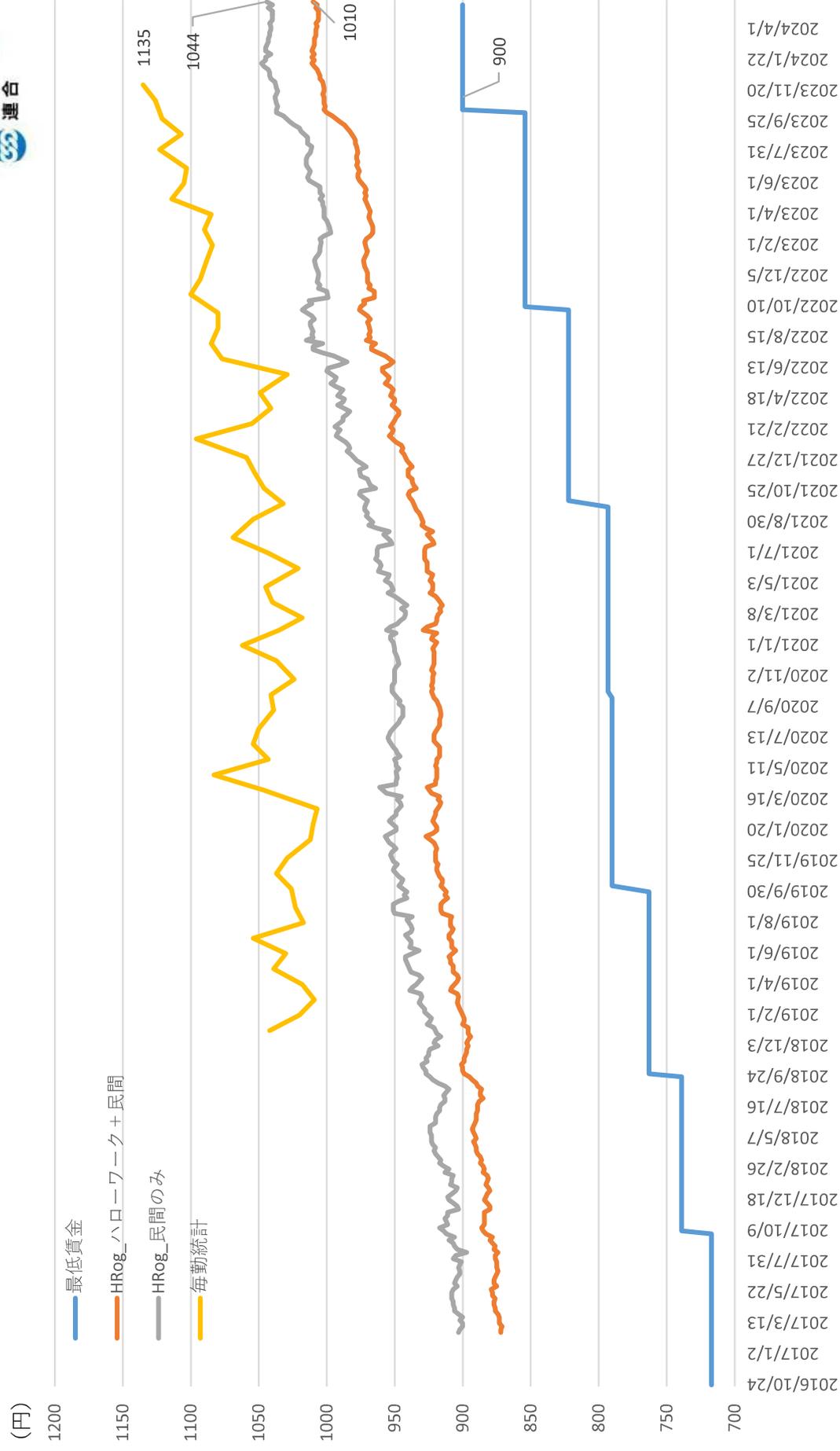
宮城



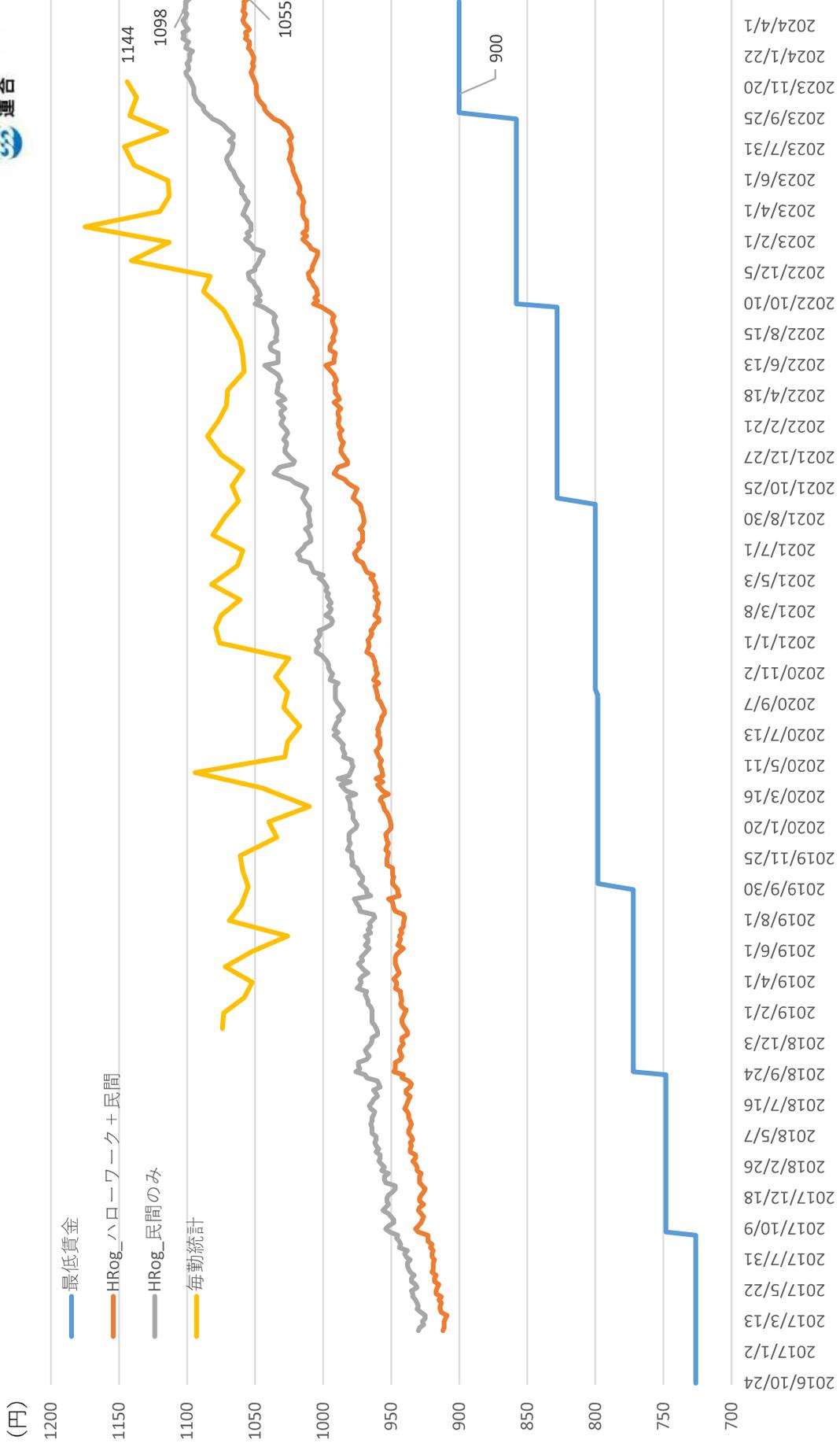
秋田



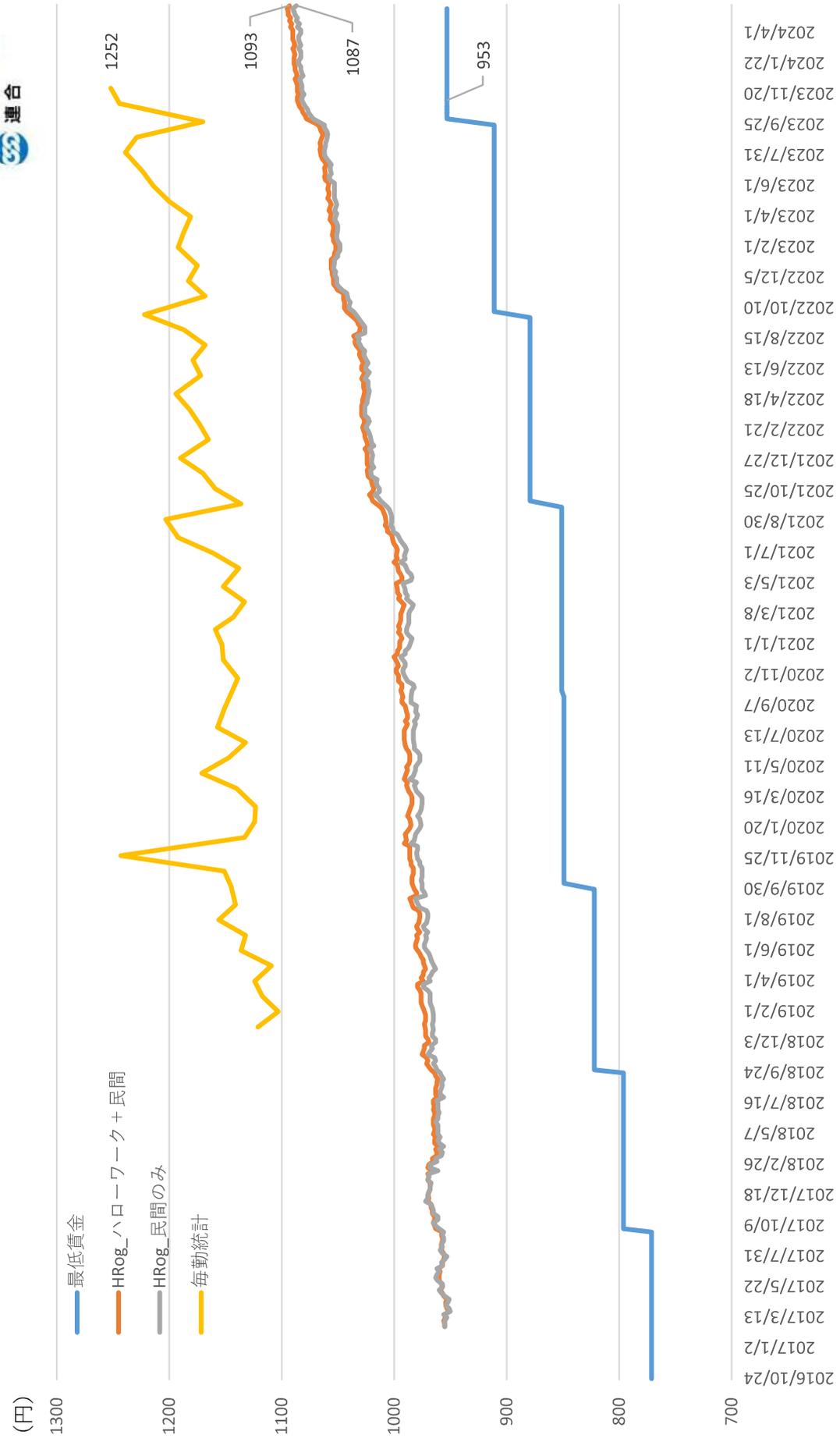
山形



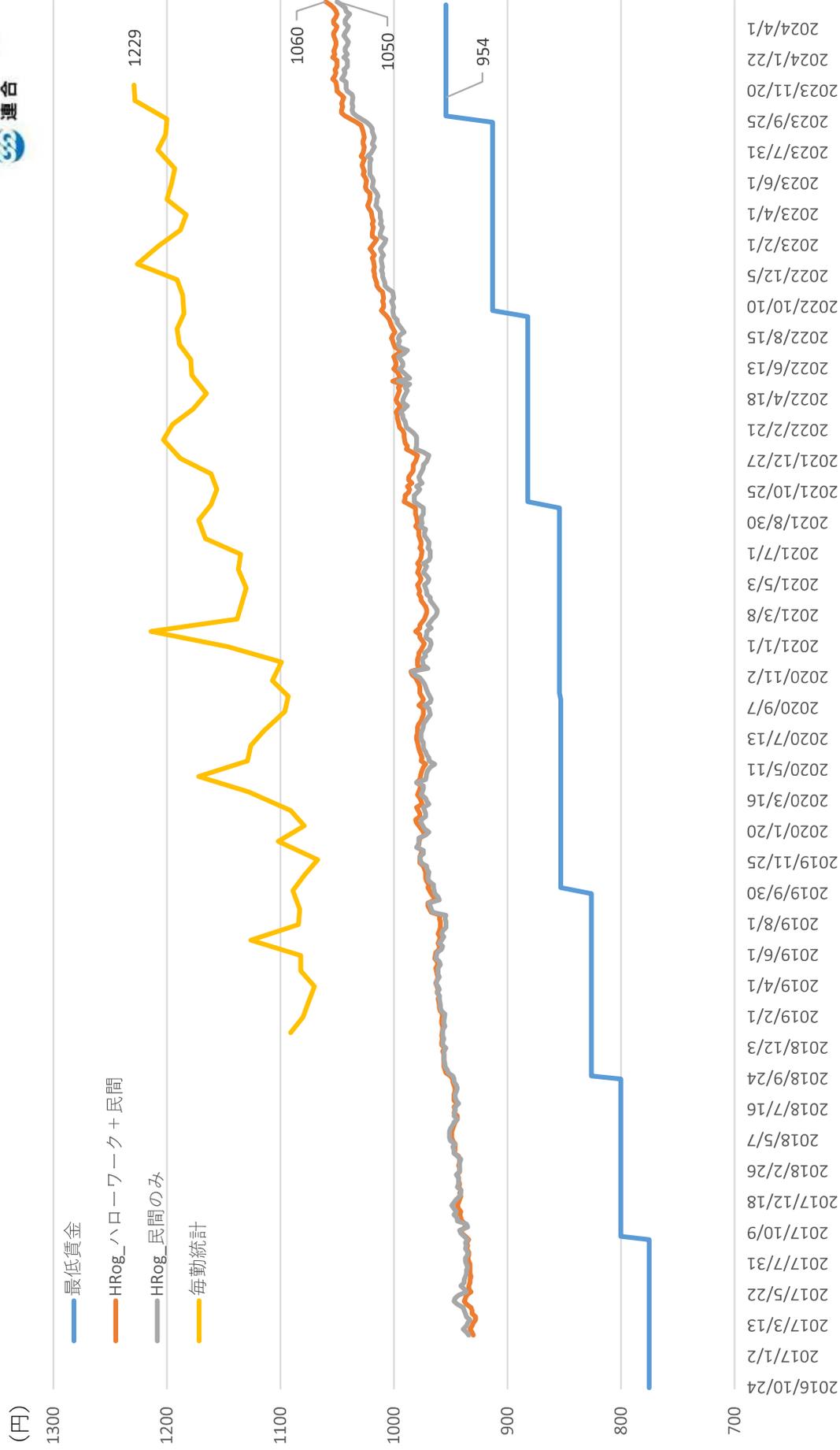
福島



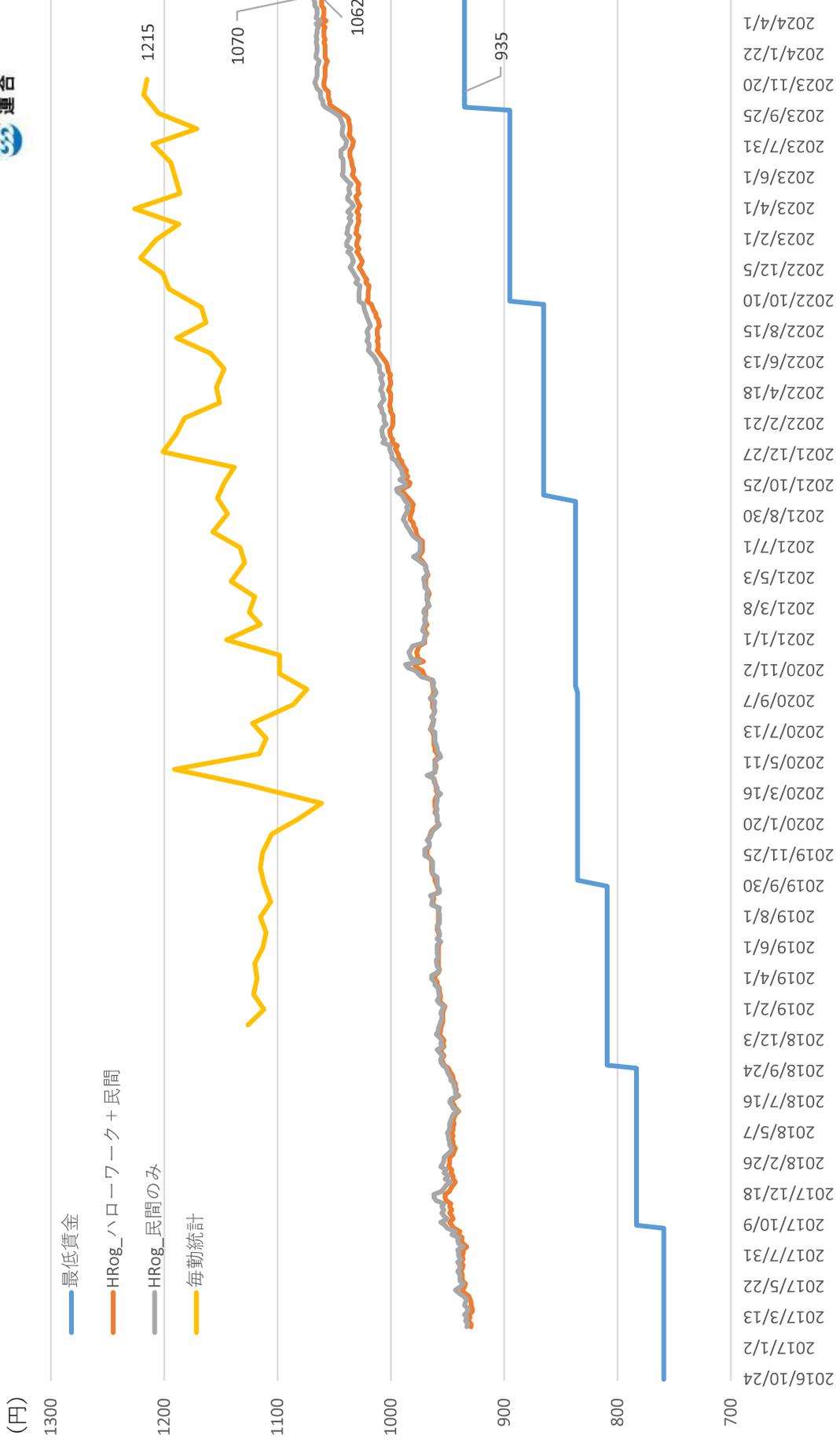
茨城



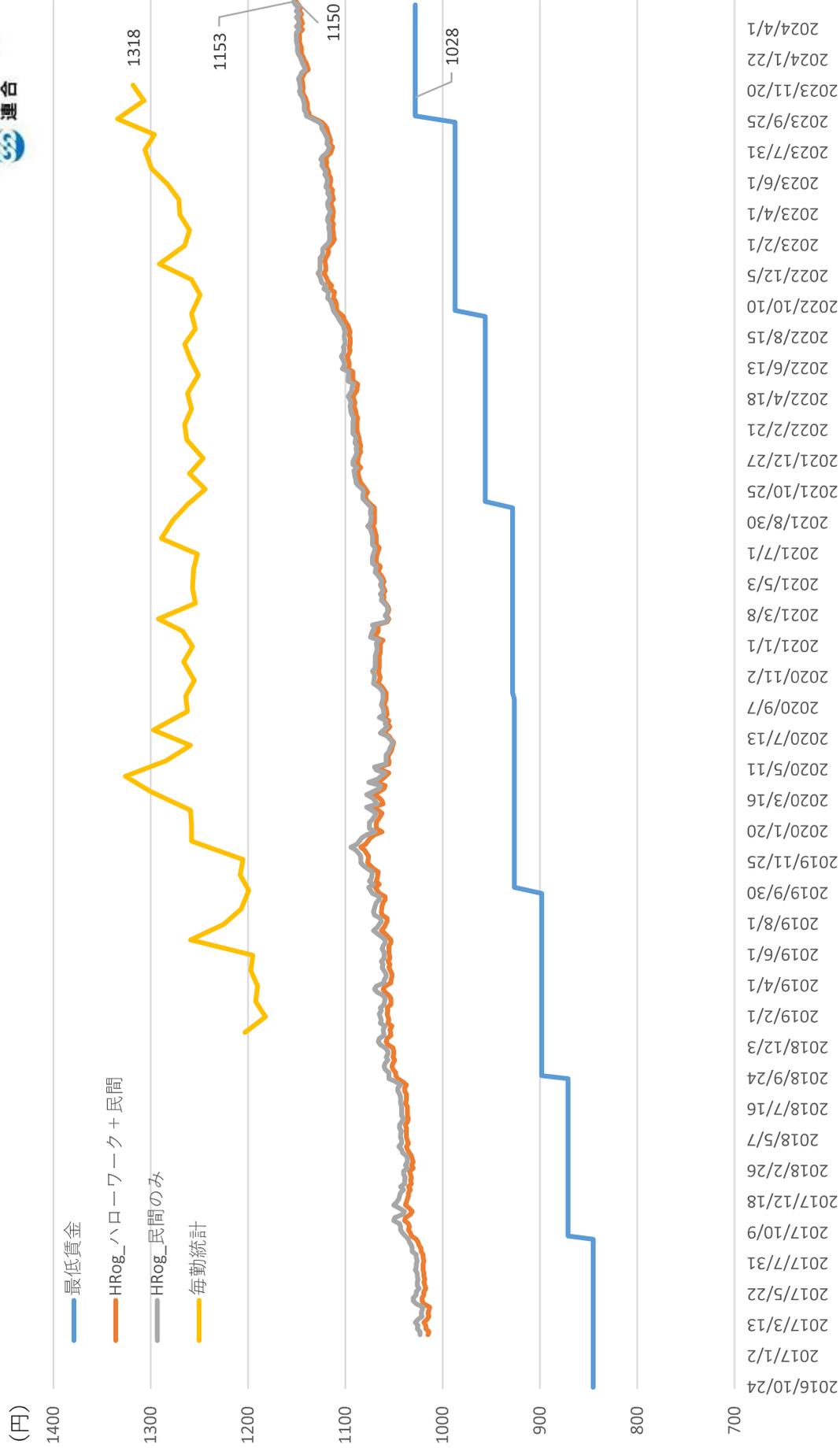
栃木



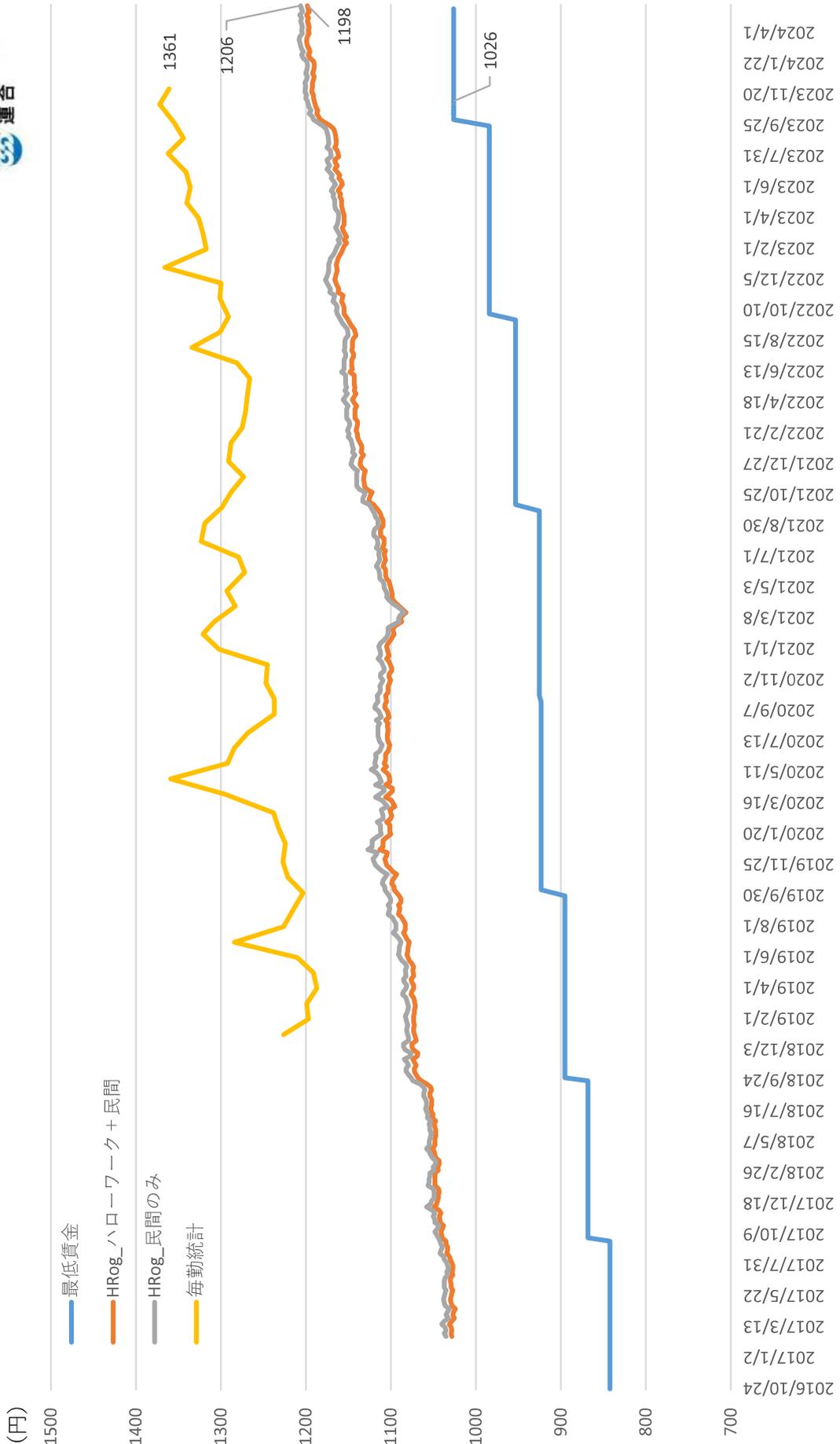
群馬



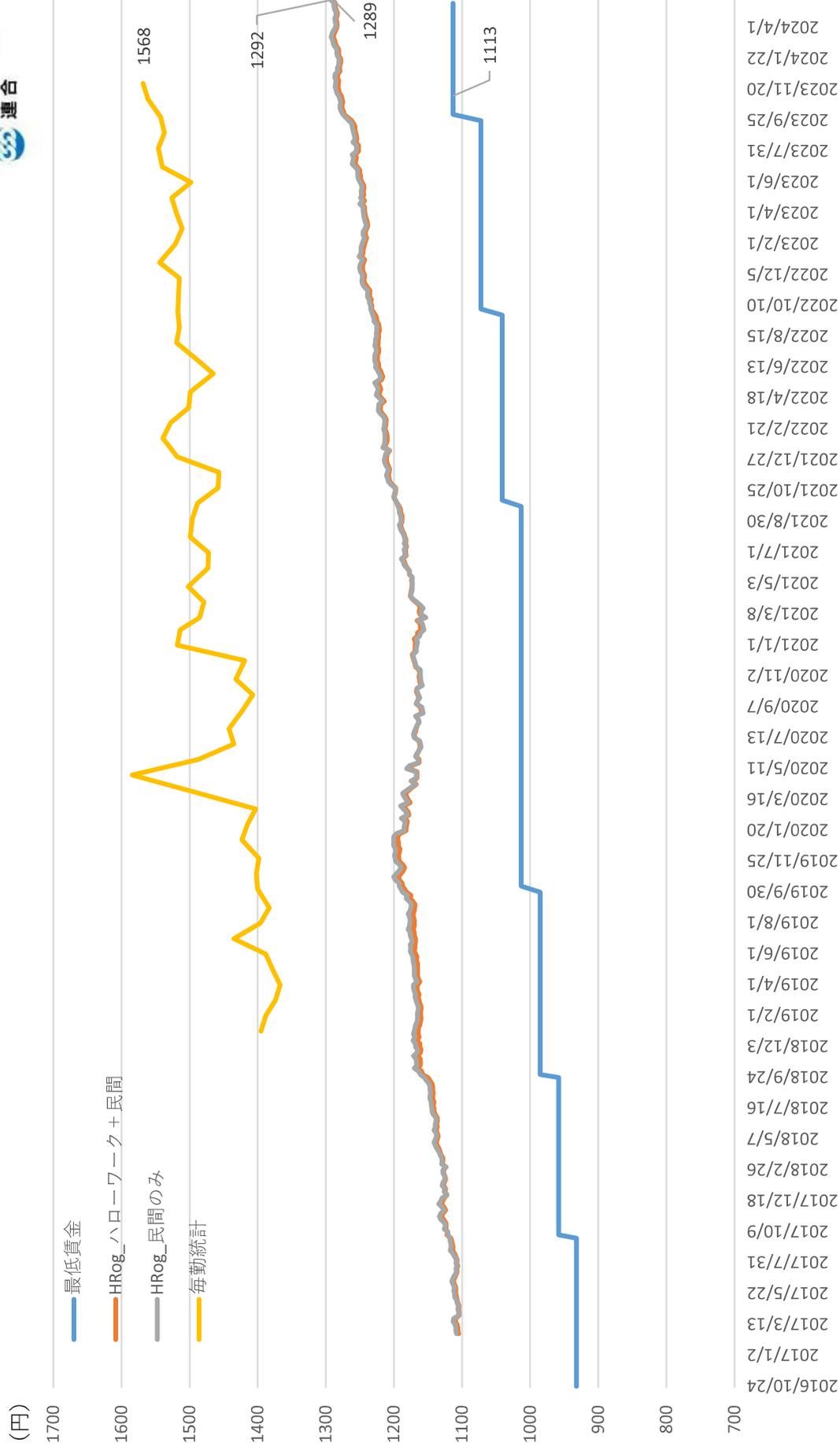
埼玉



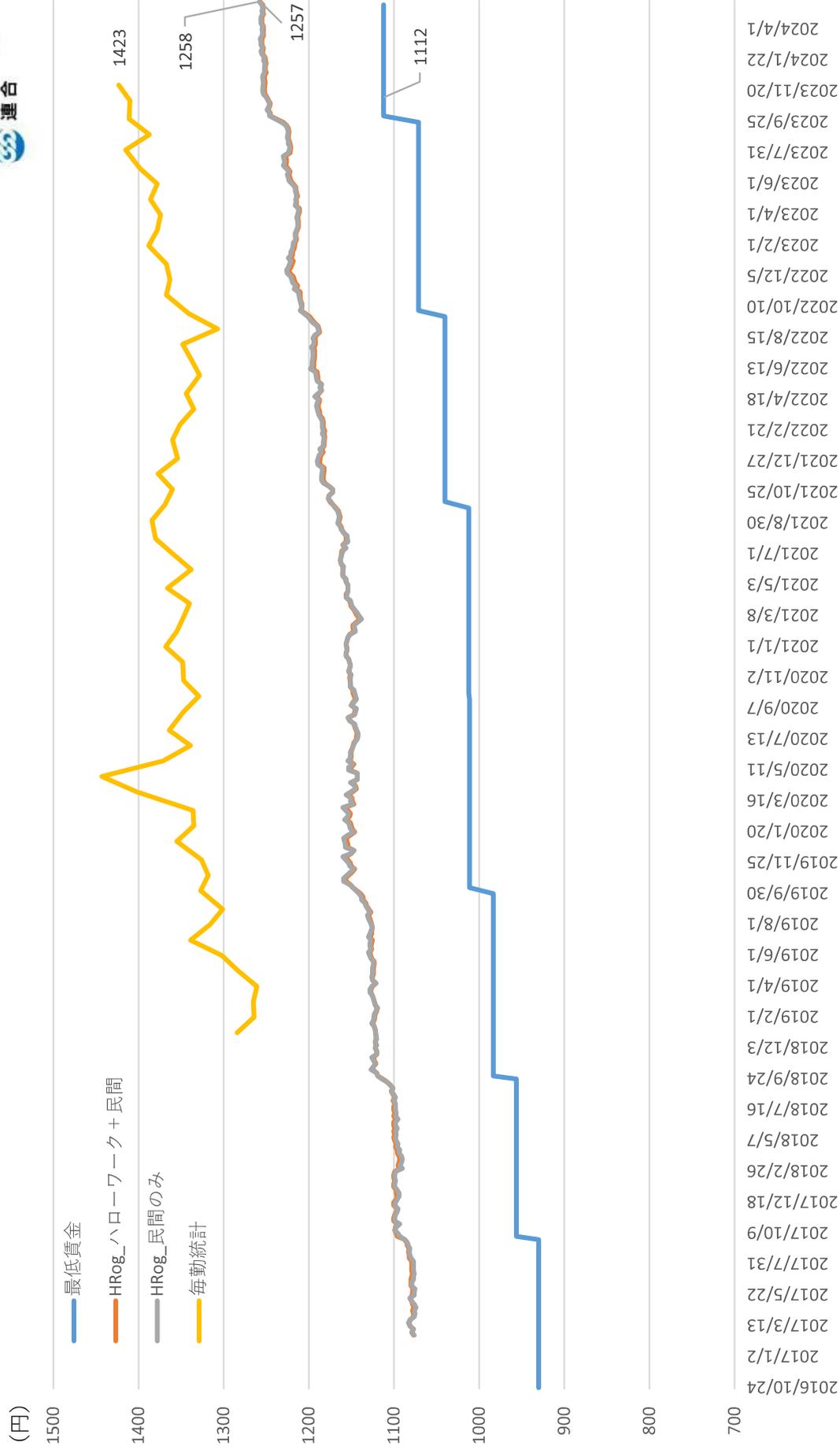
千葉



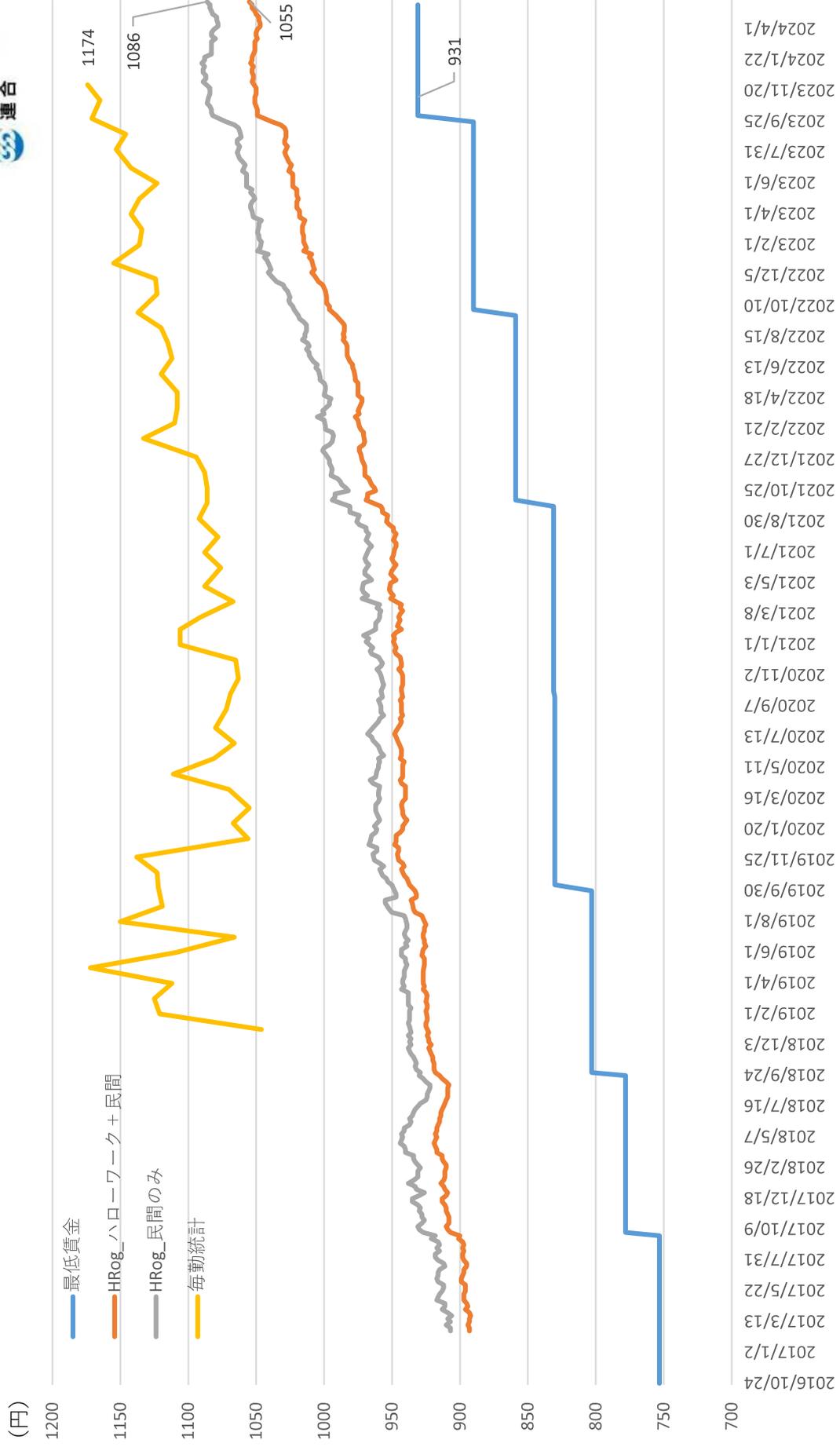
東京



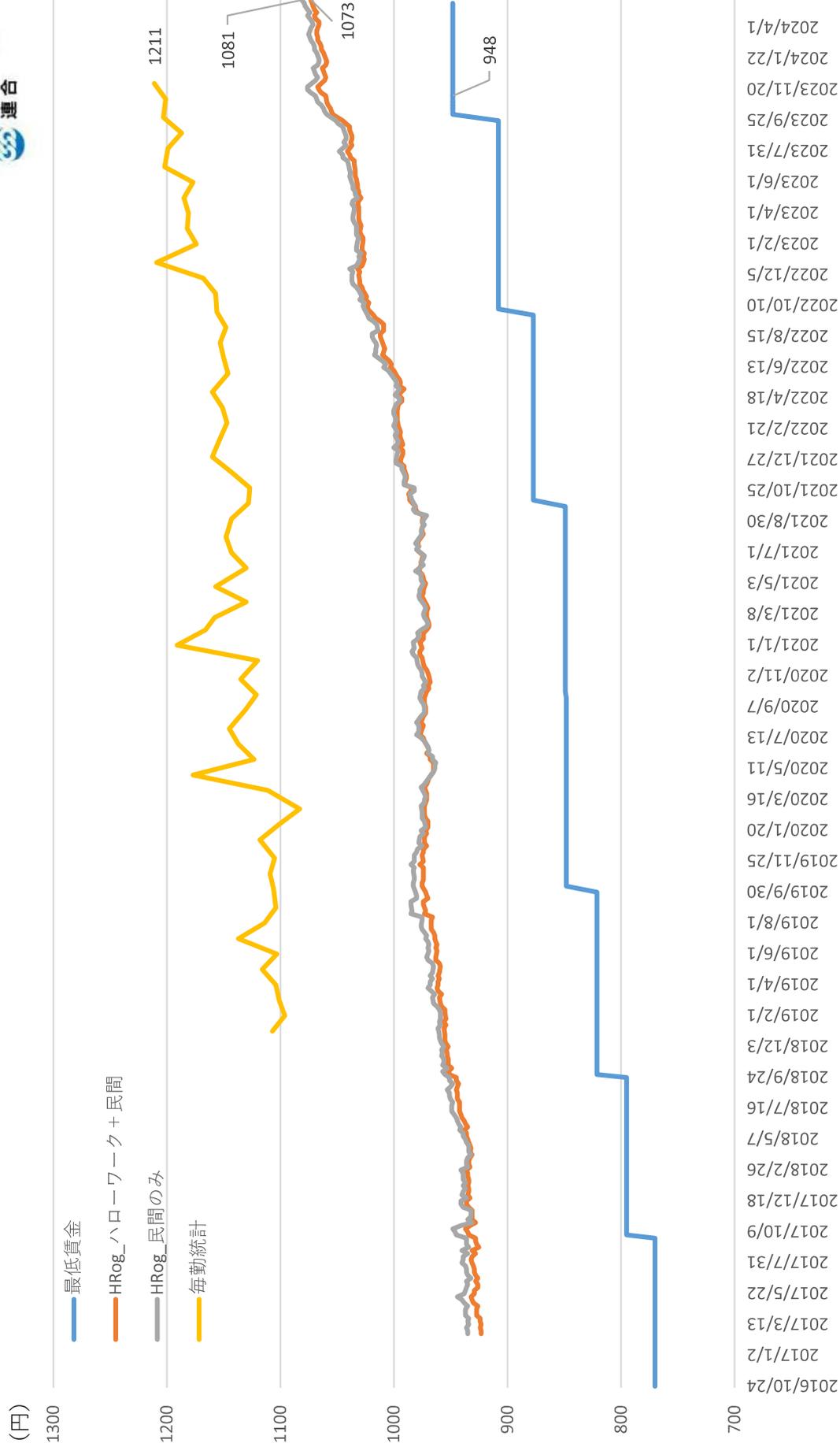
神奈川



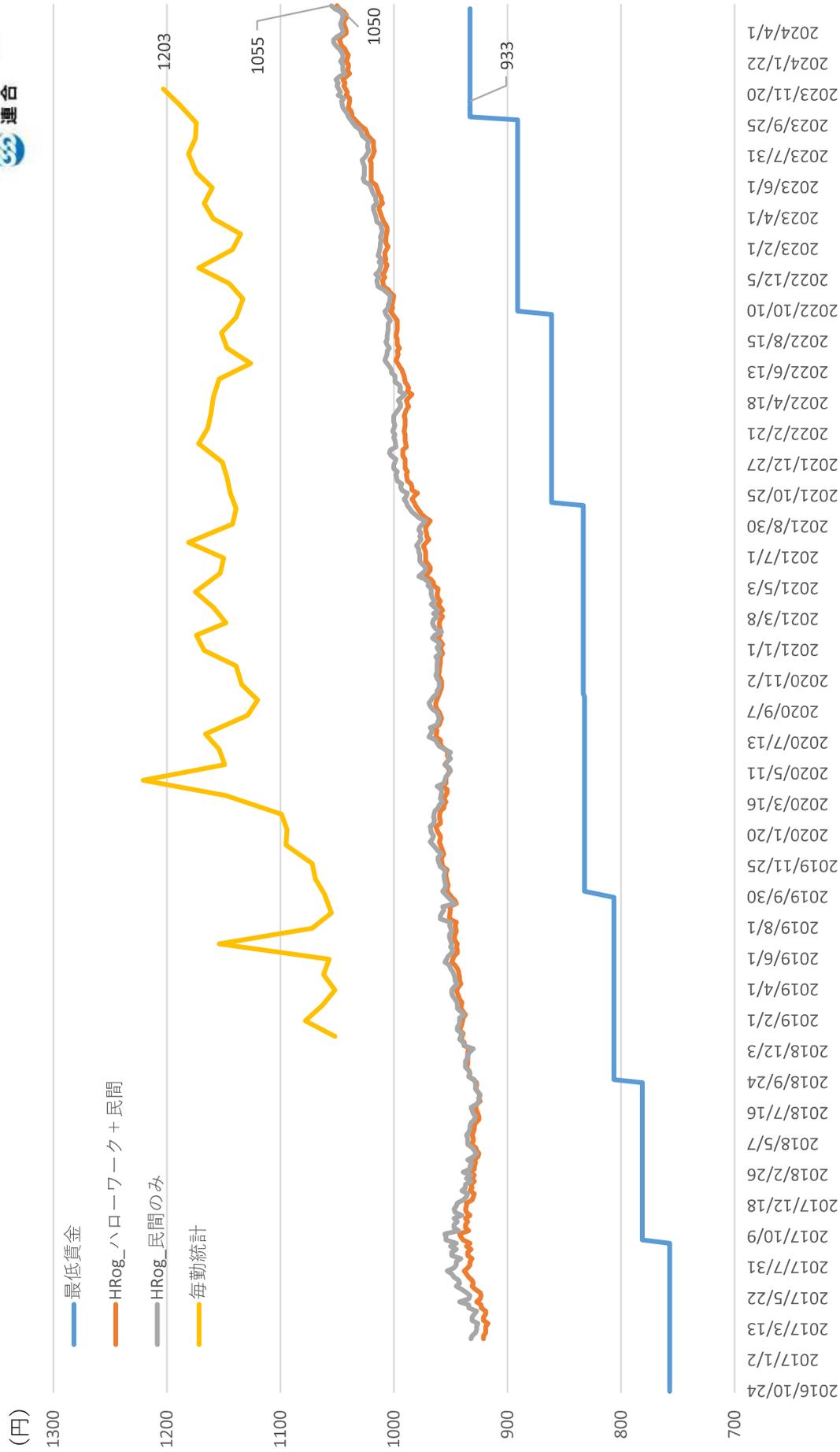
新潟



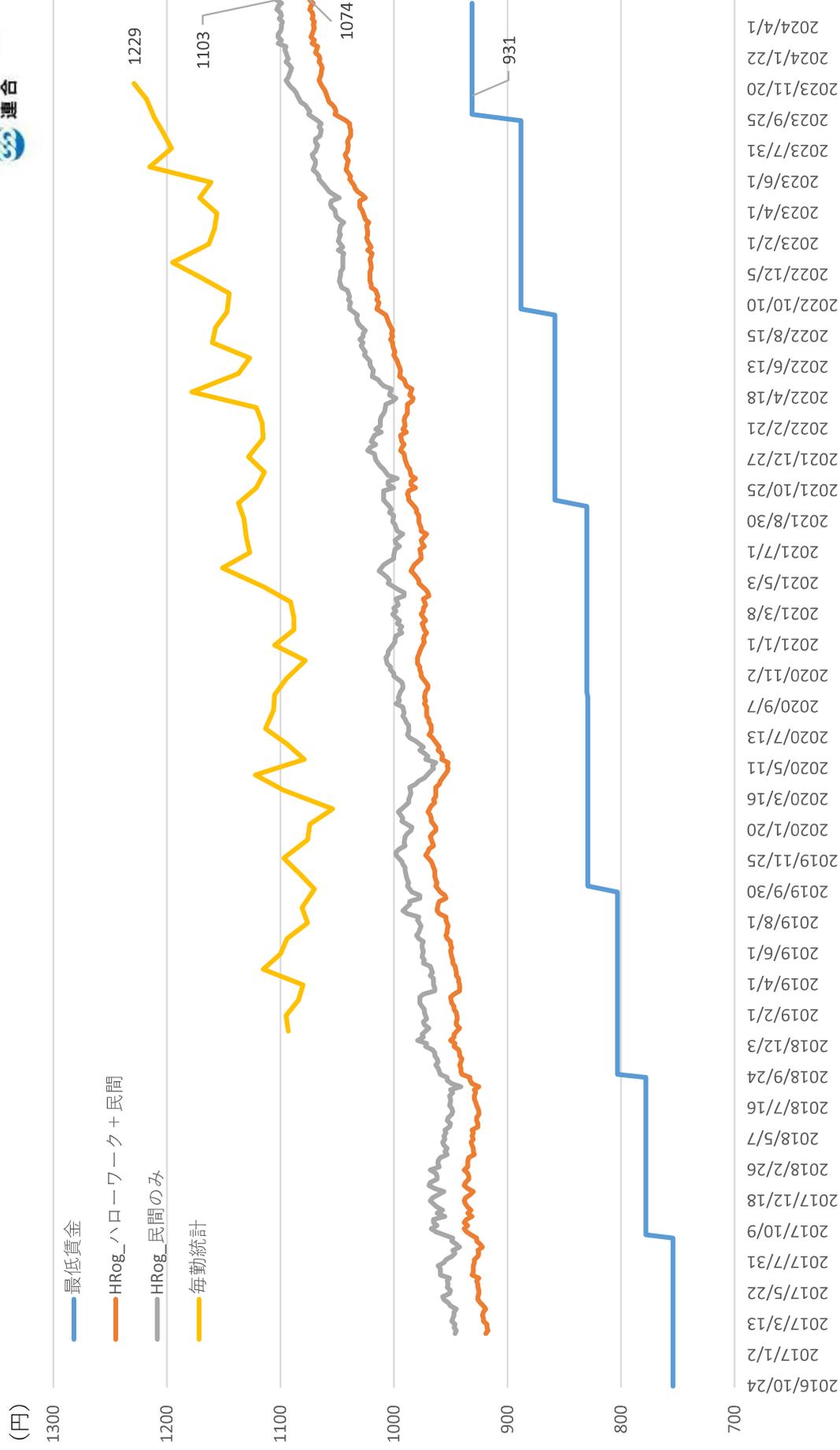
富山



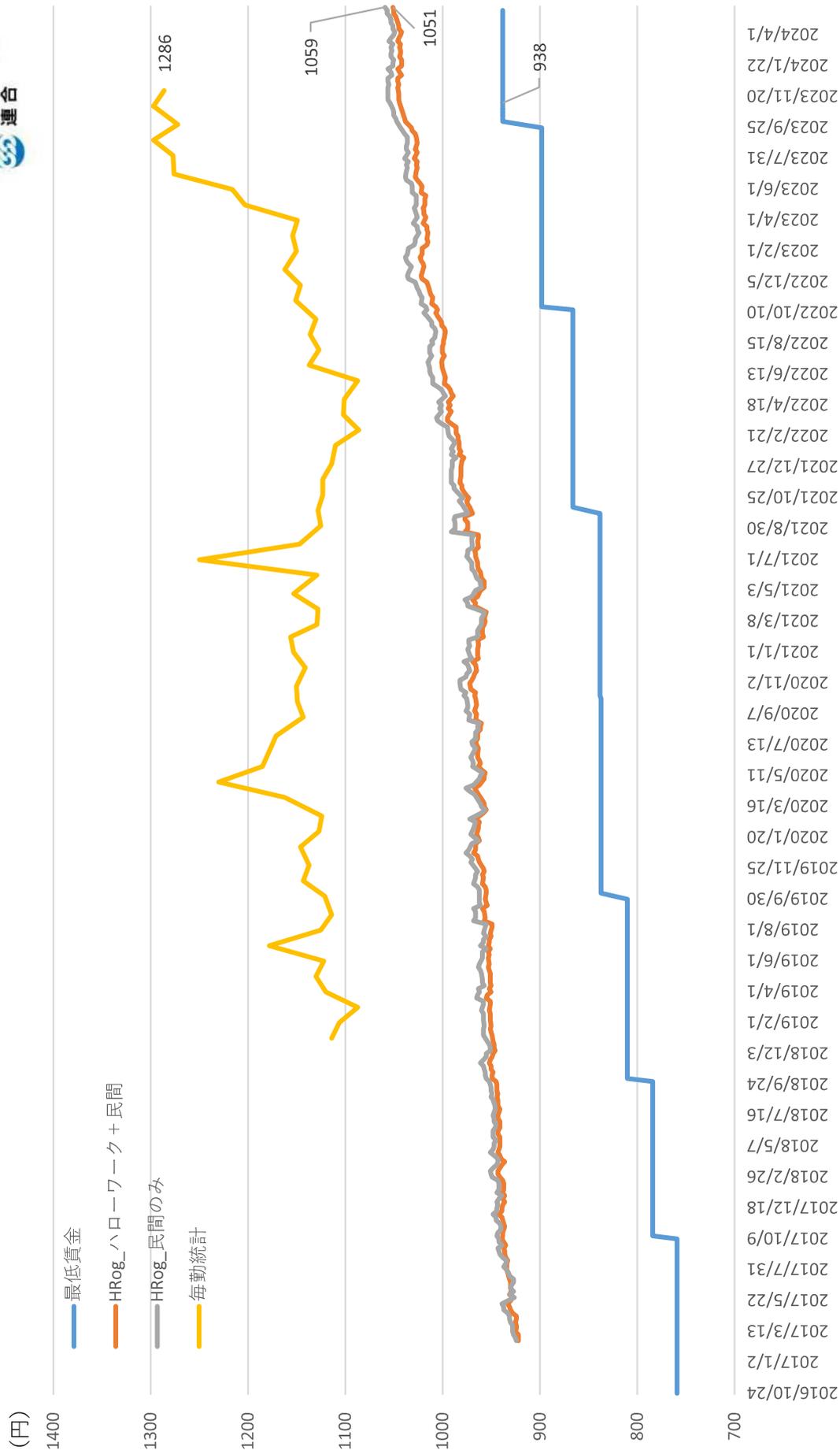
石川



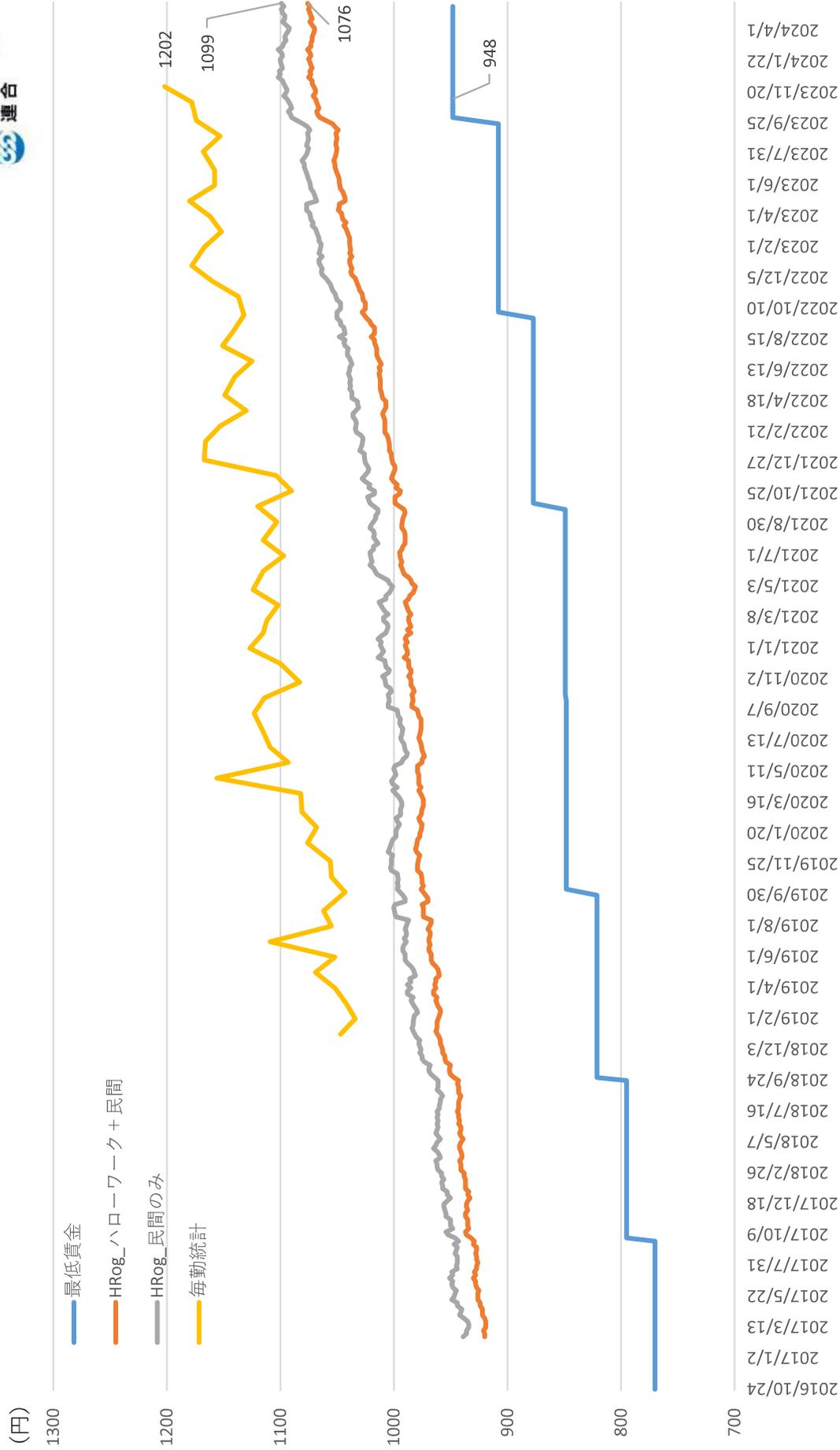
福井



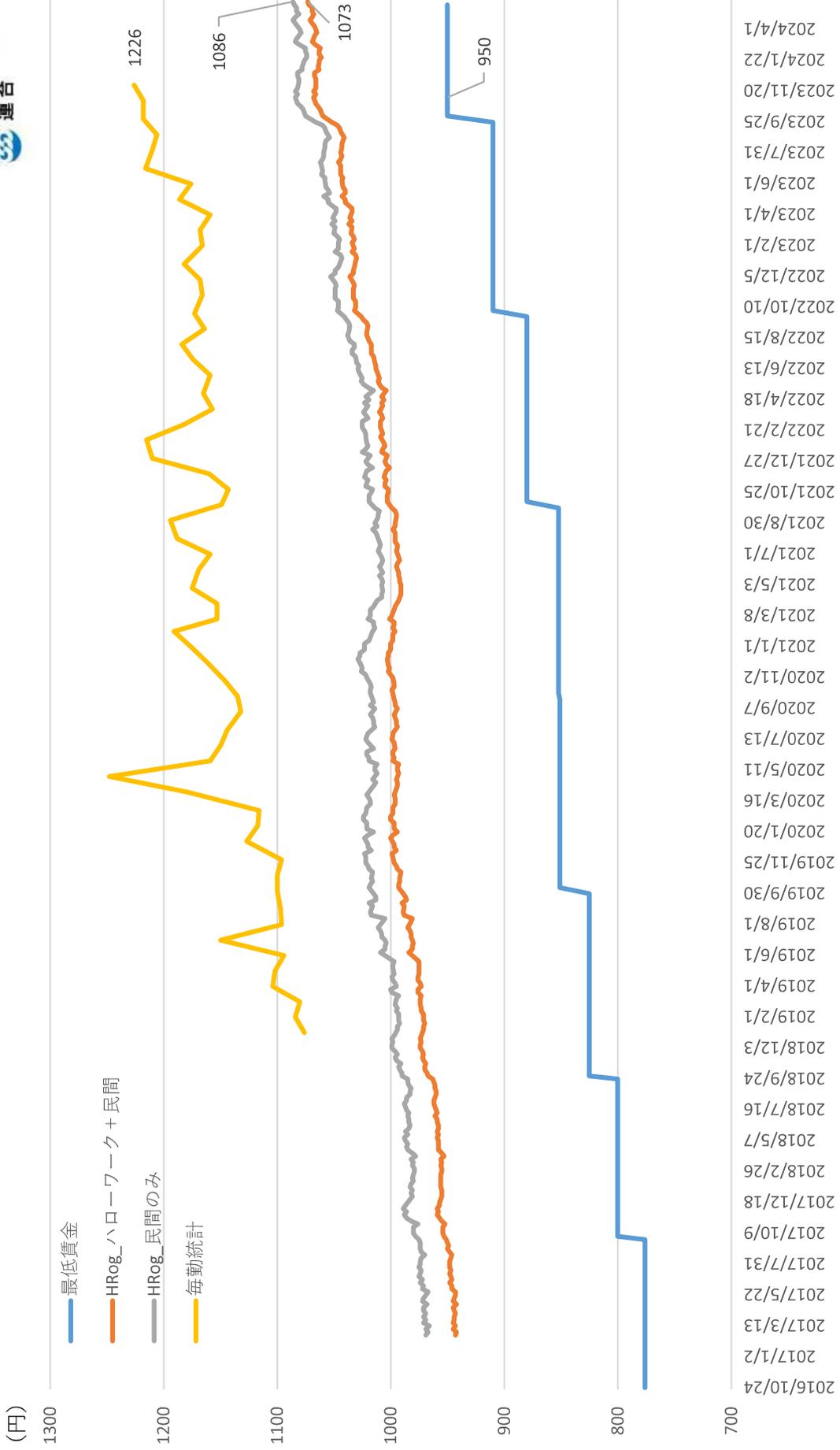
山梨



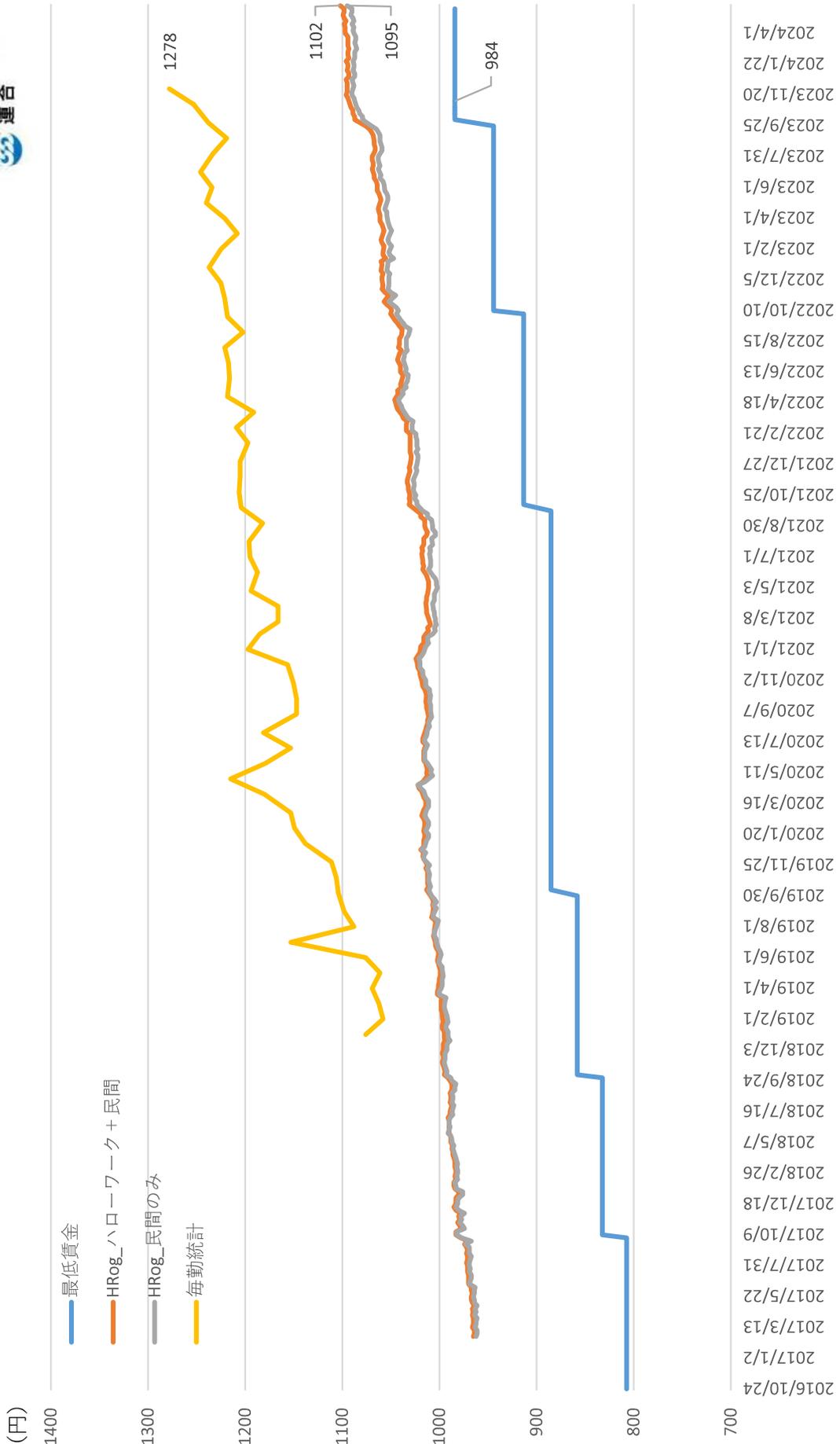
長野



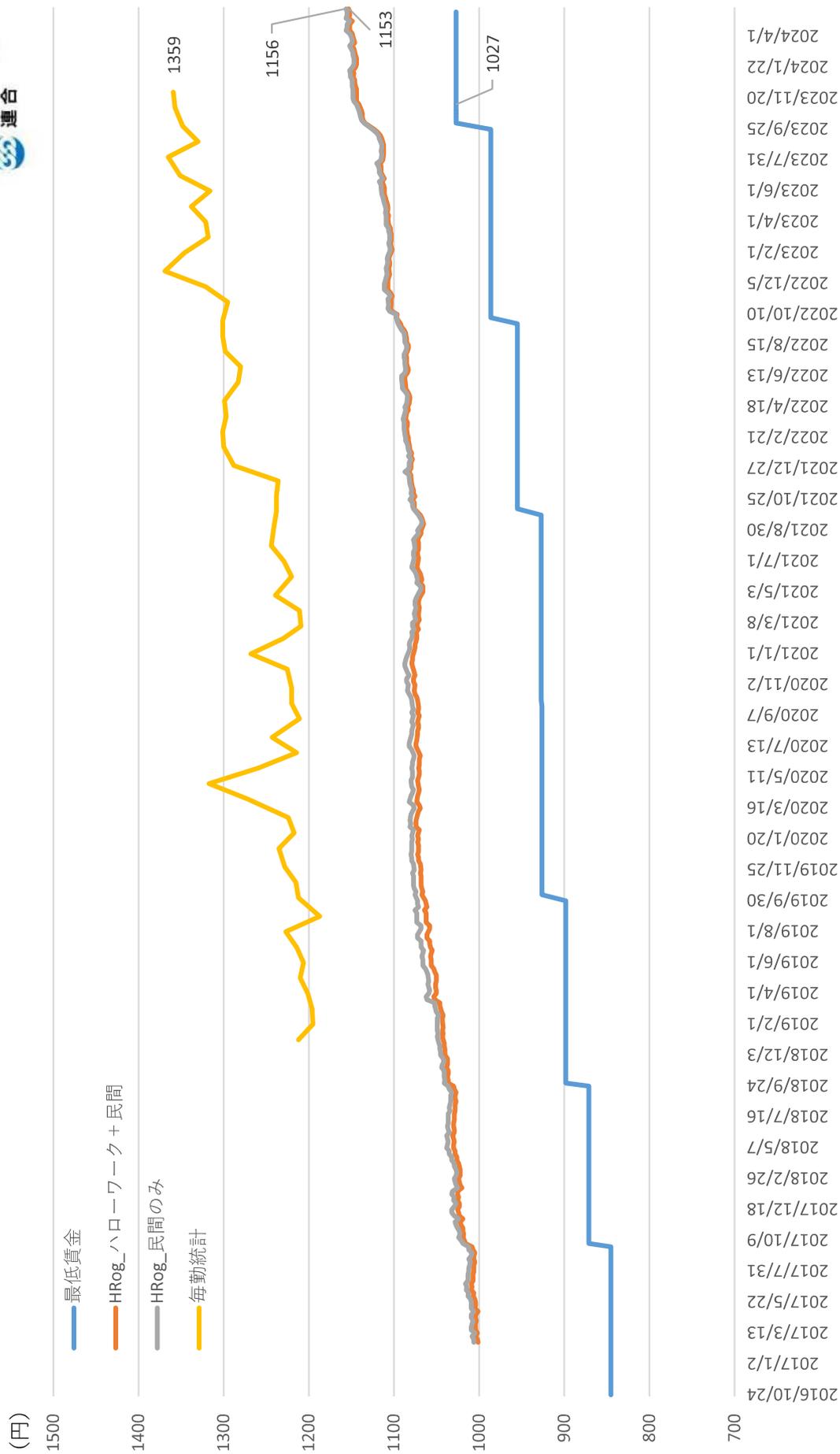
岐阜



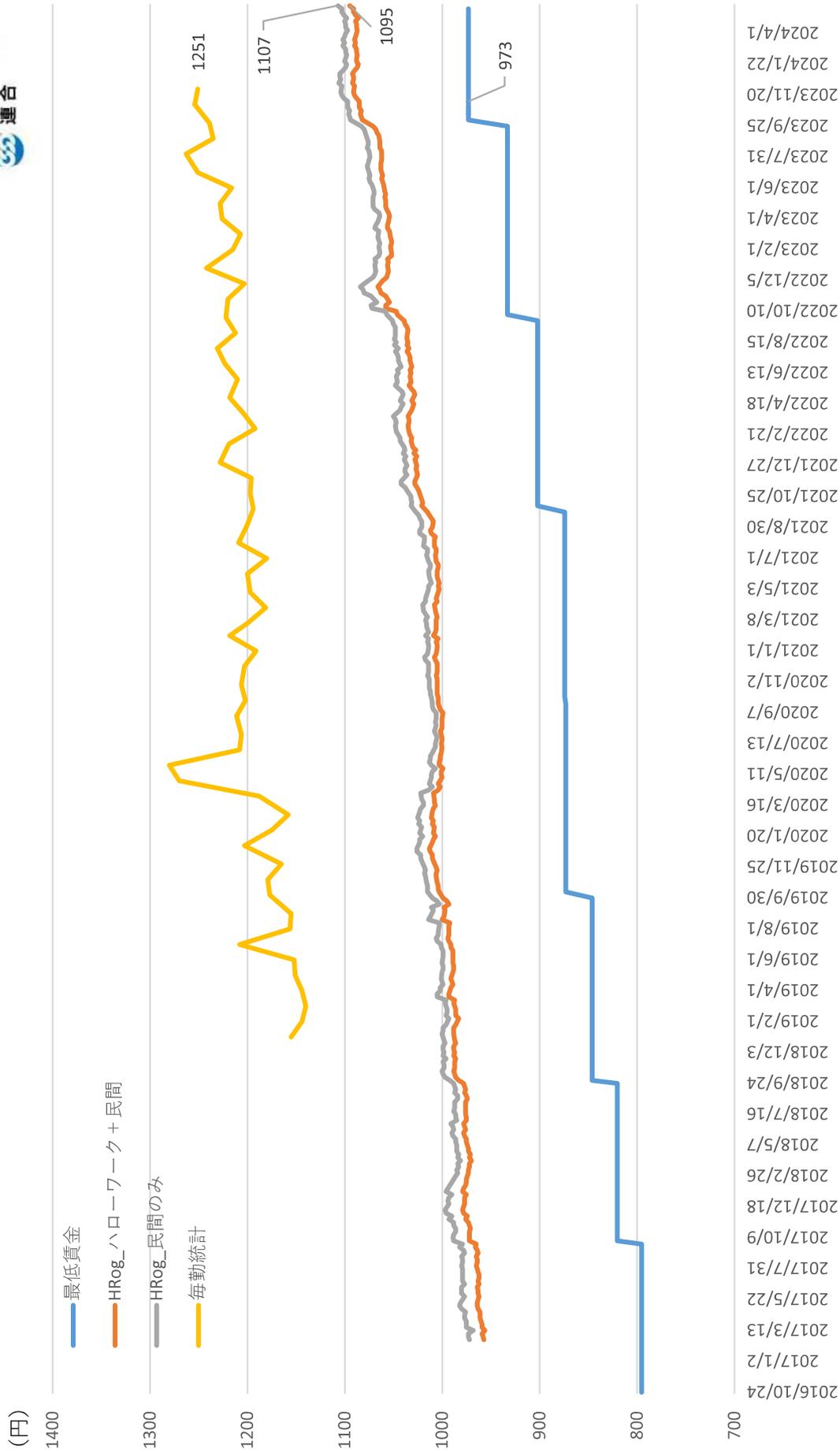
静岡



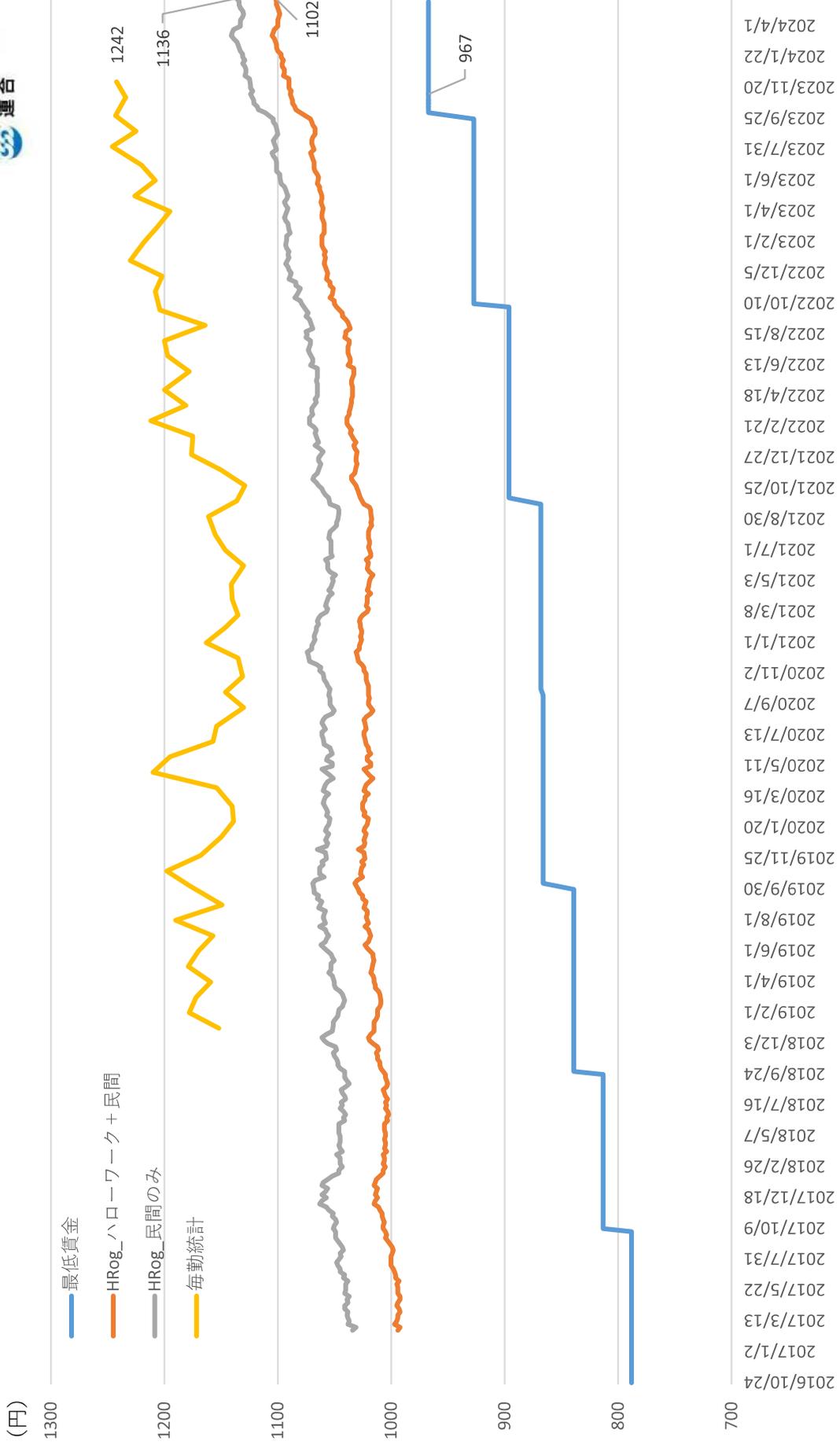
愛知



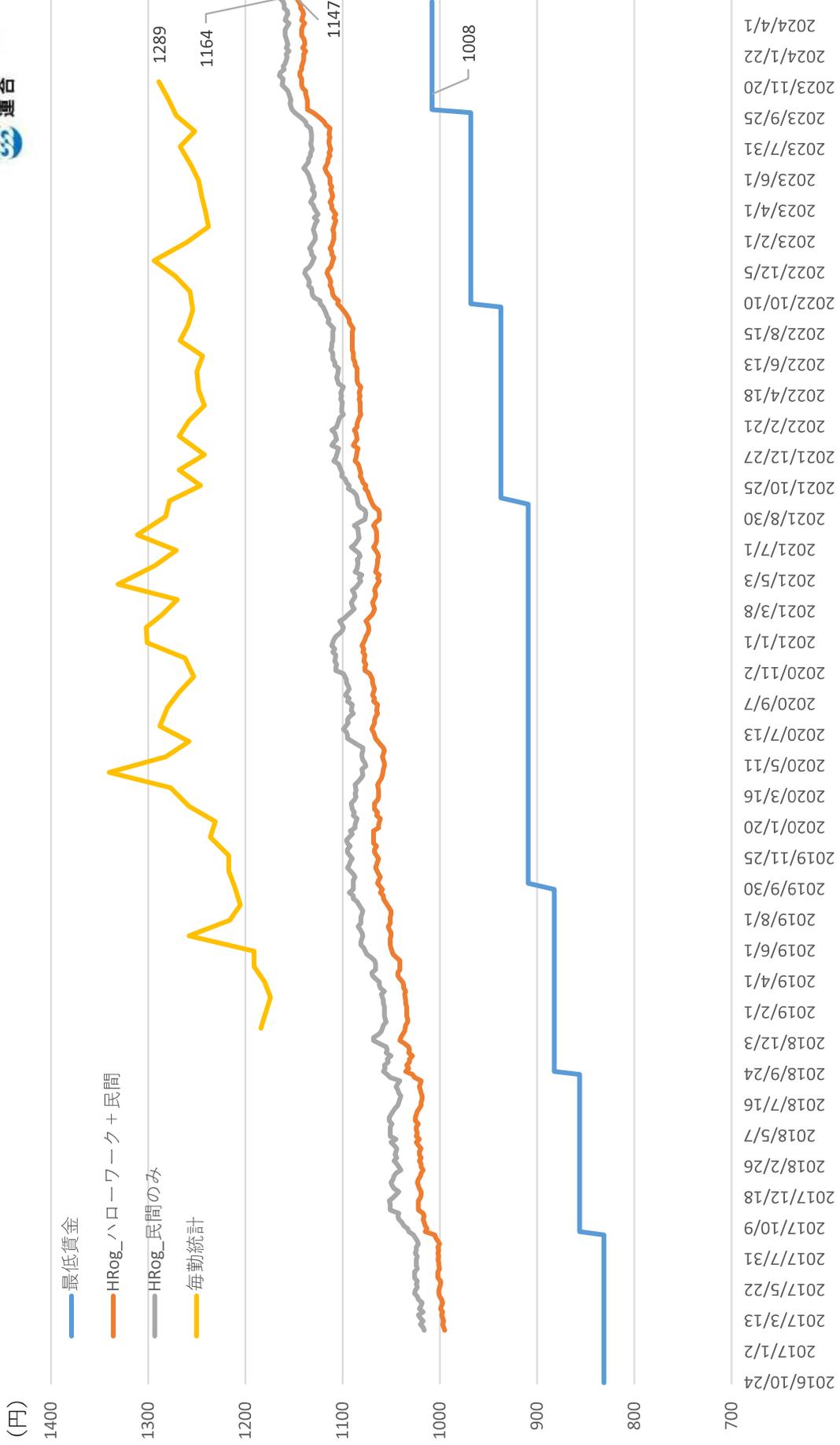
三重



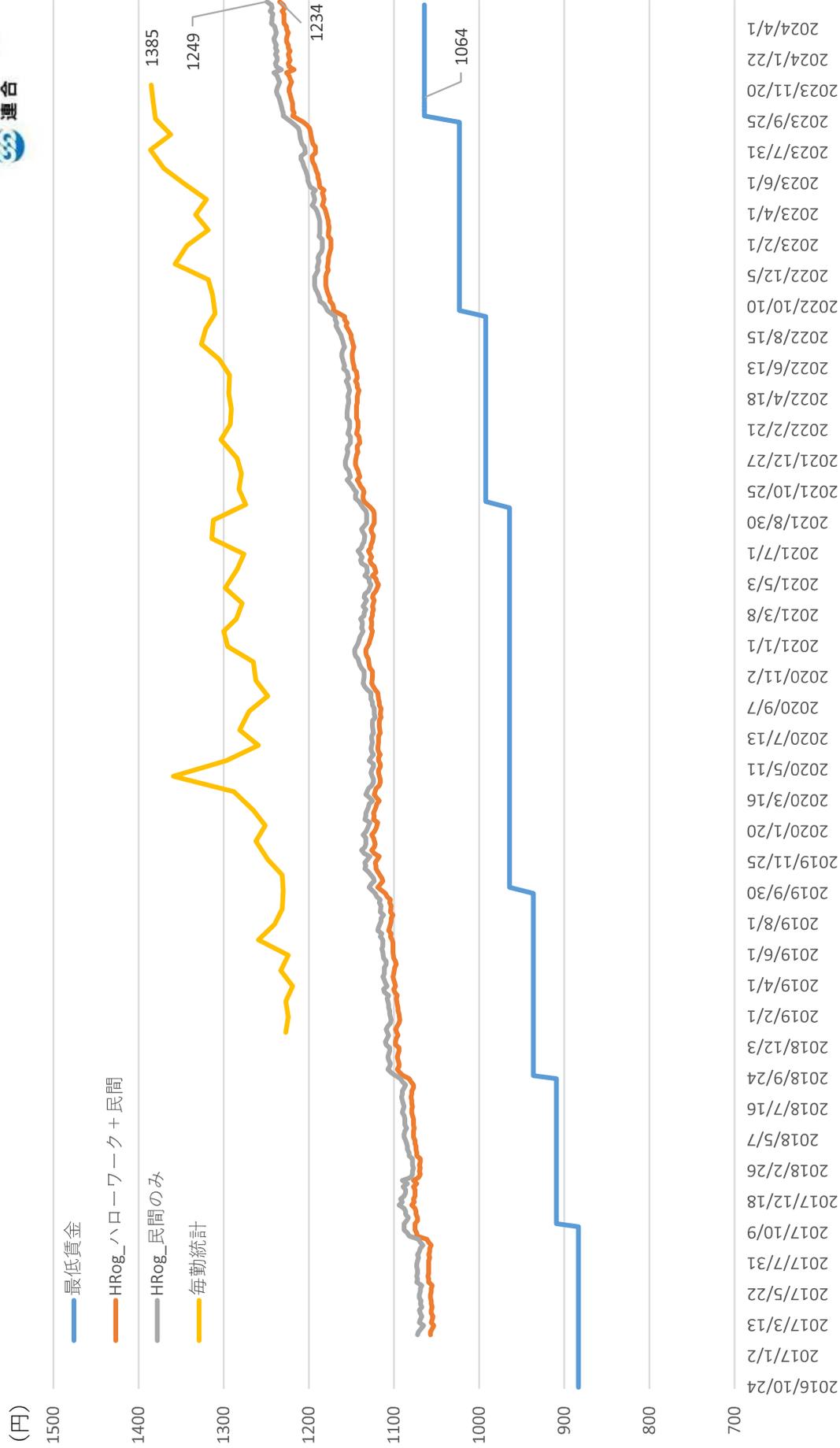
滋賀



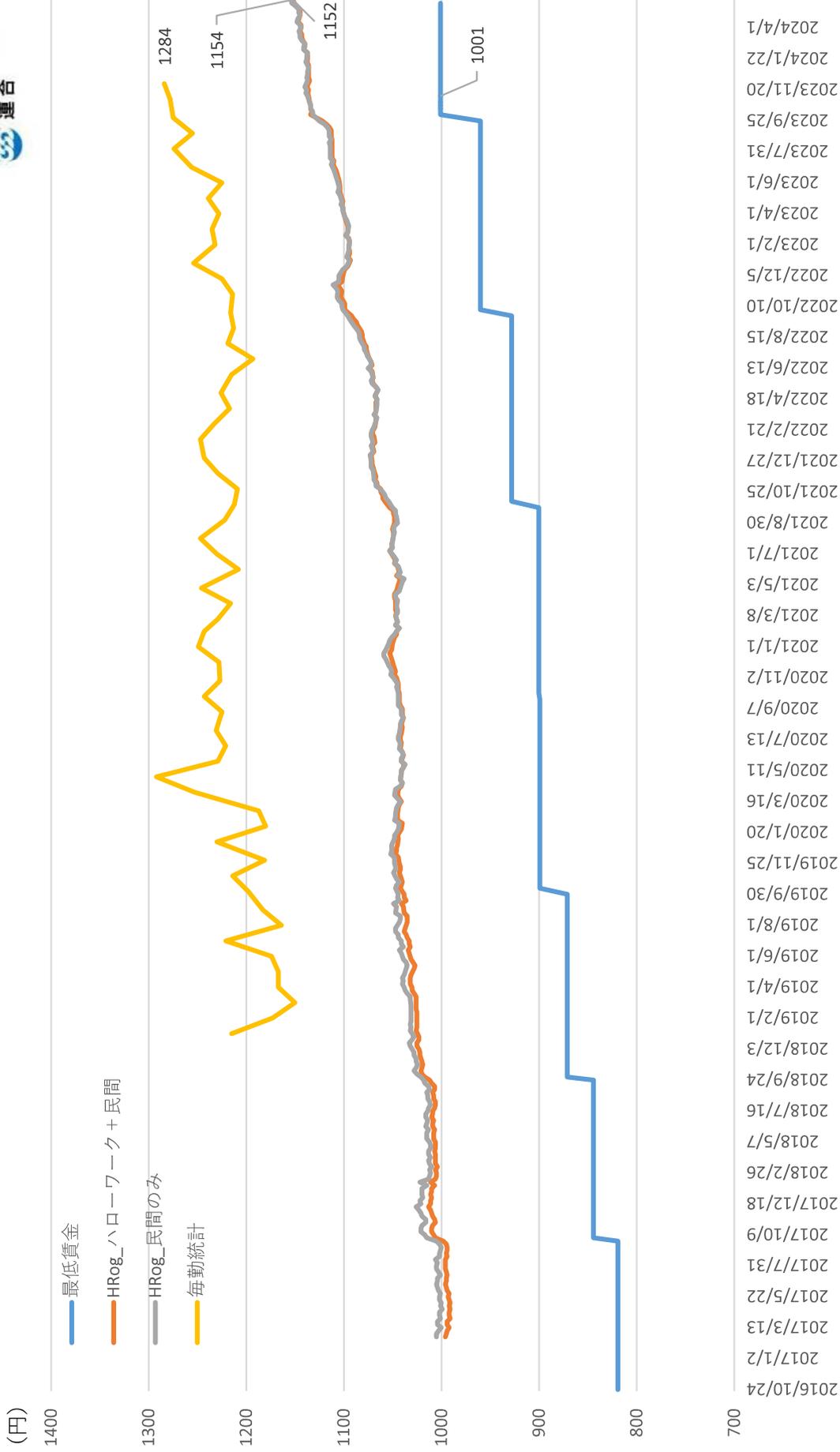
京都



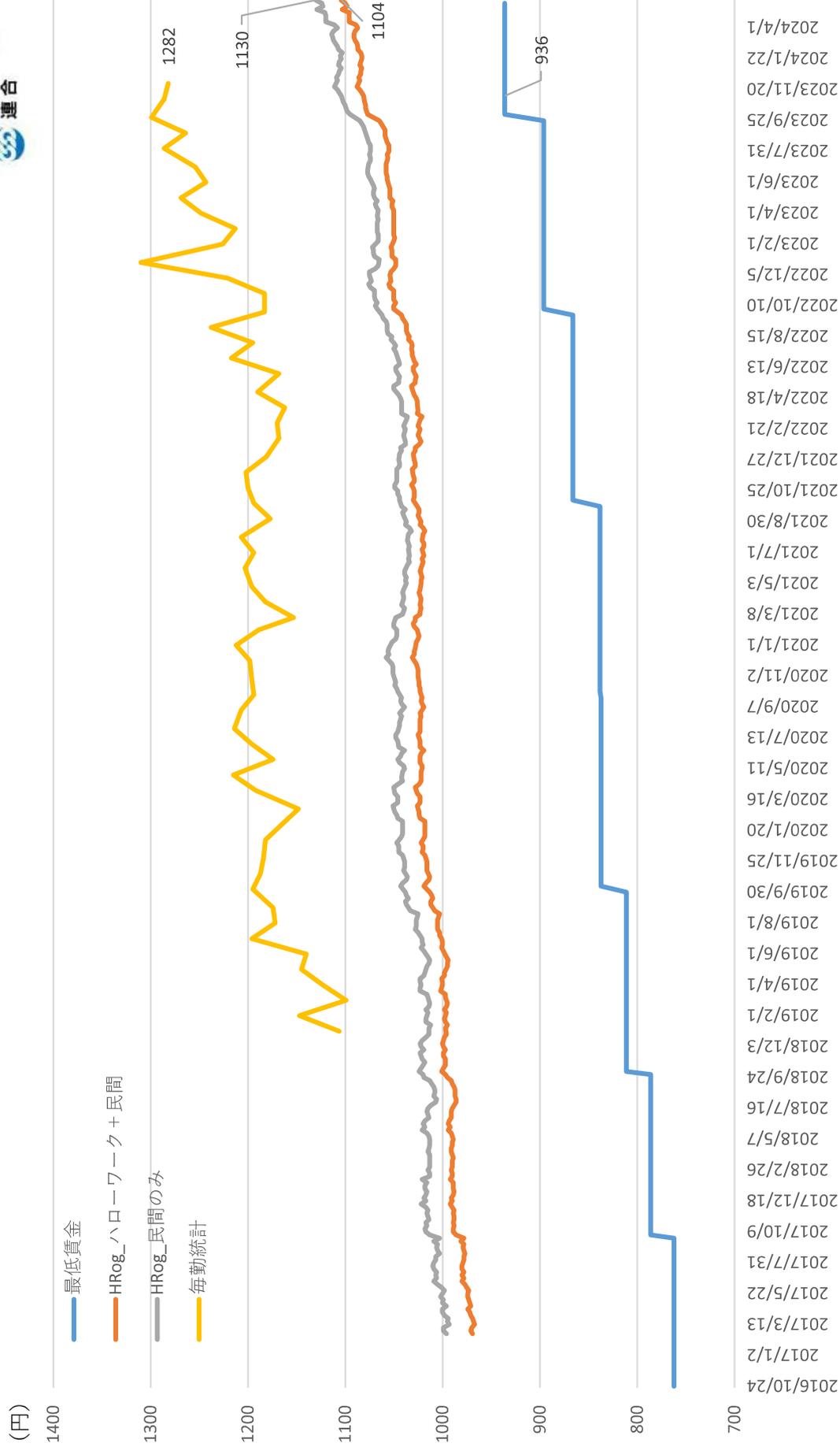
大阪



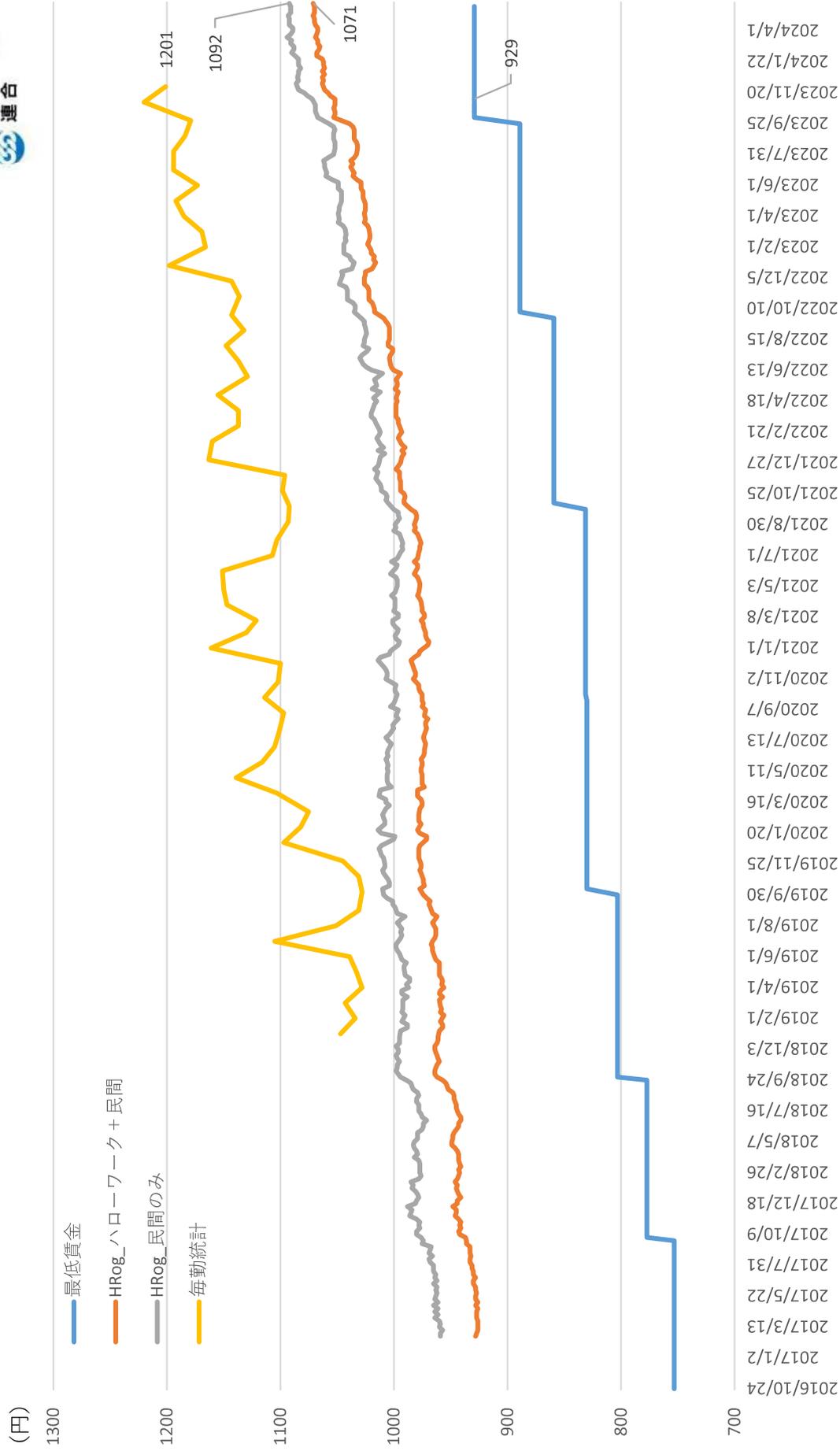
兵庫



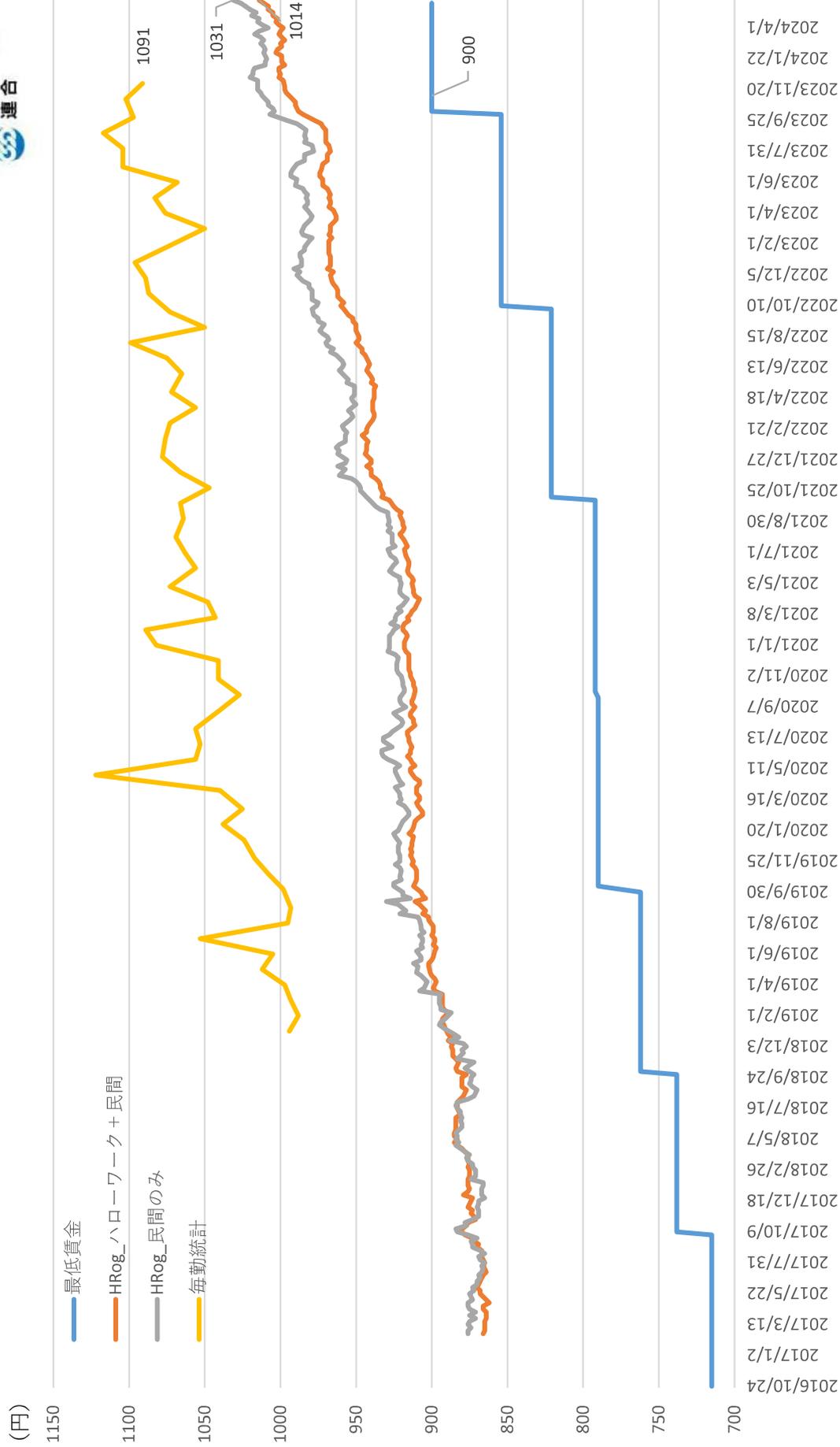
奈良



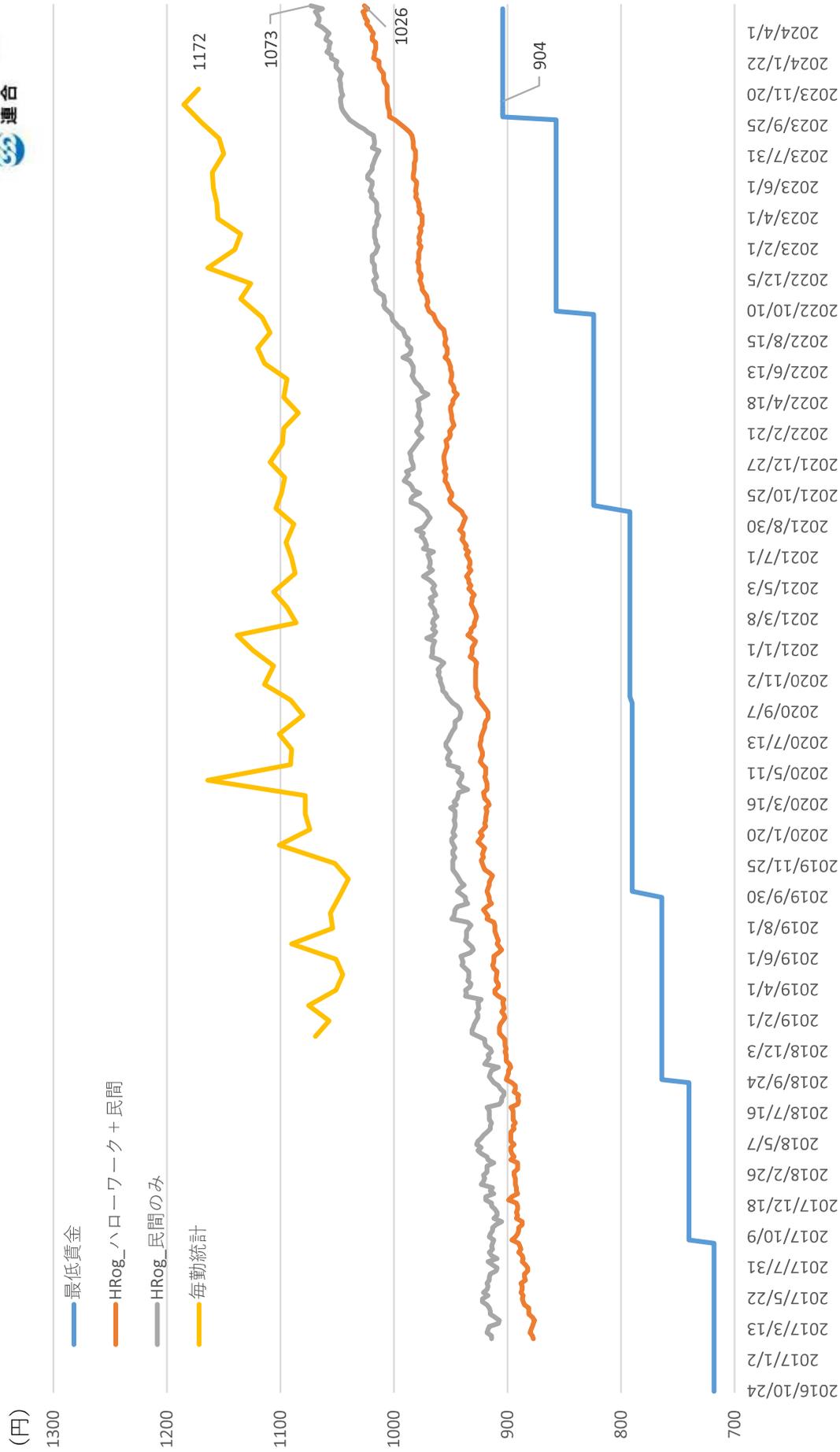
和歌山



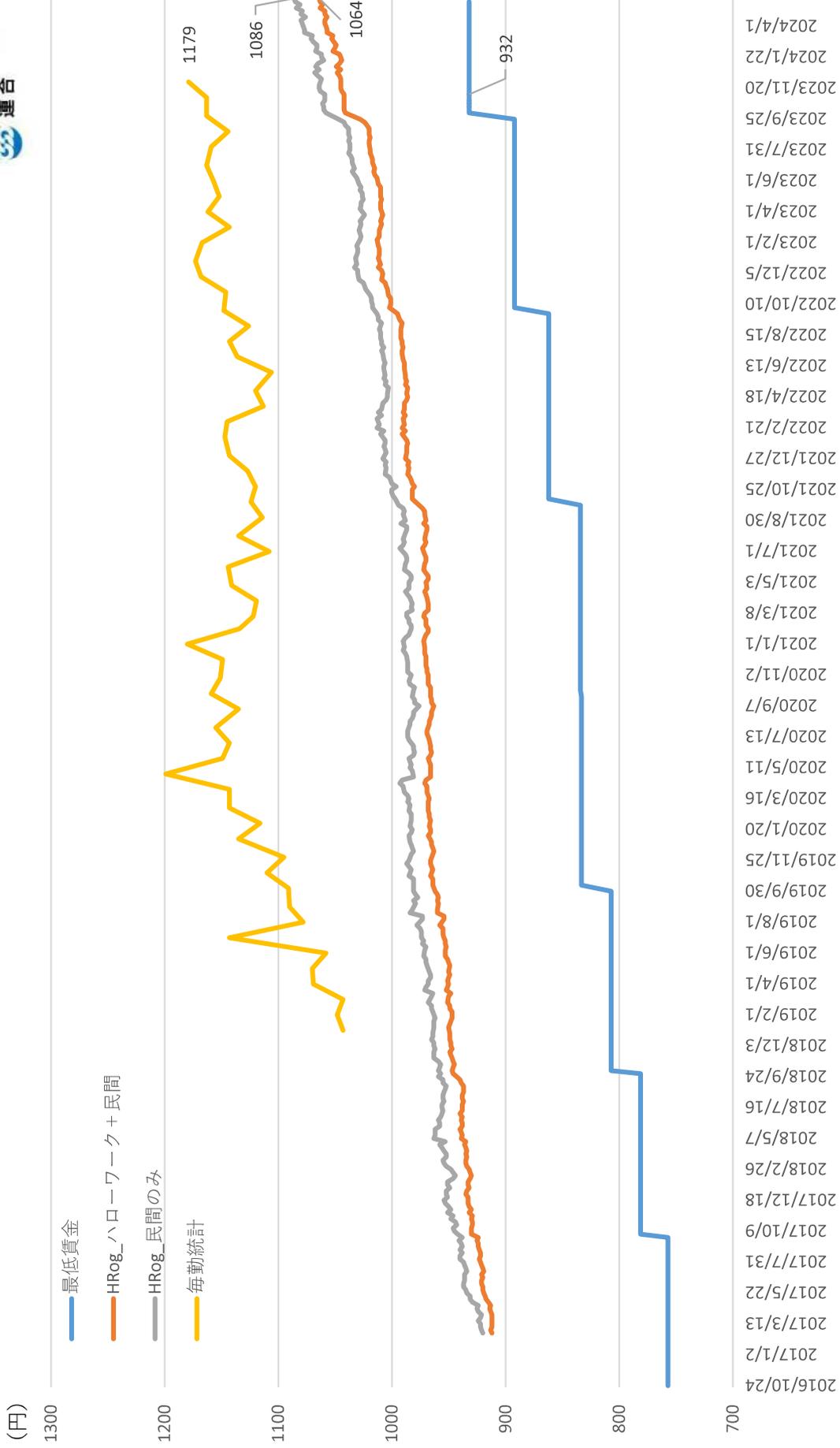
鳥取



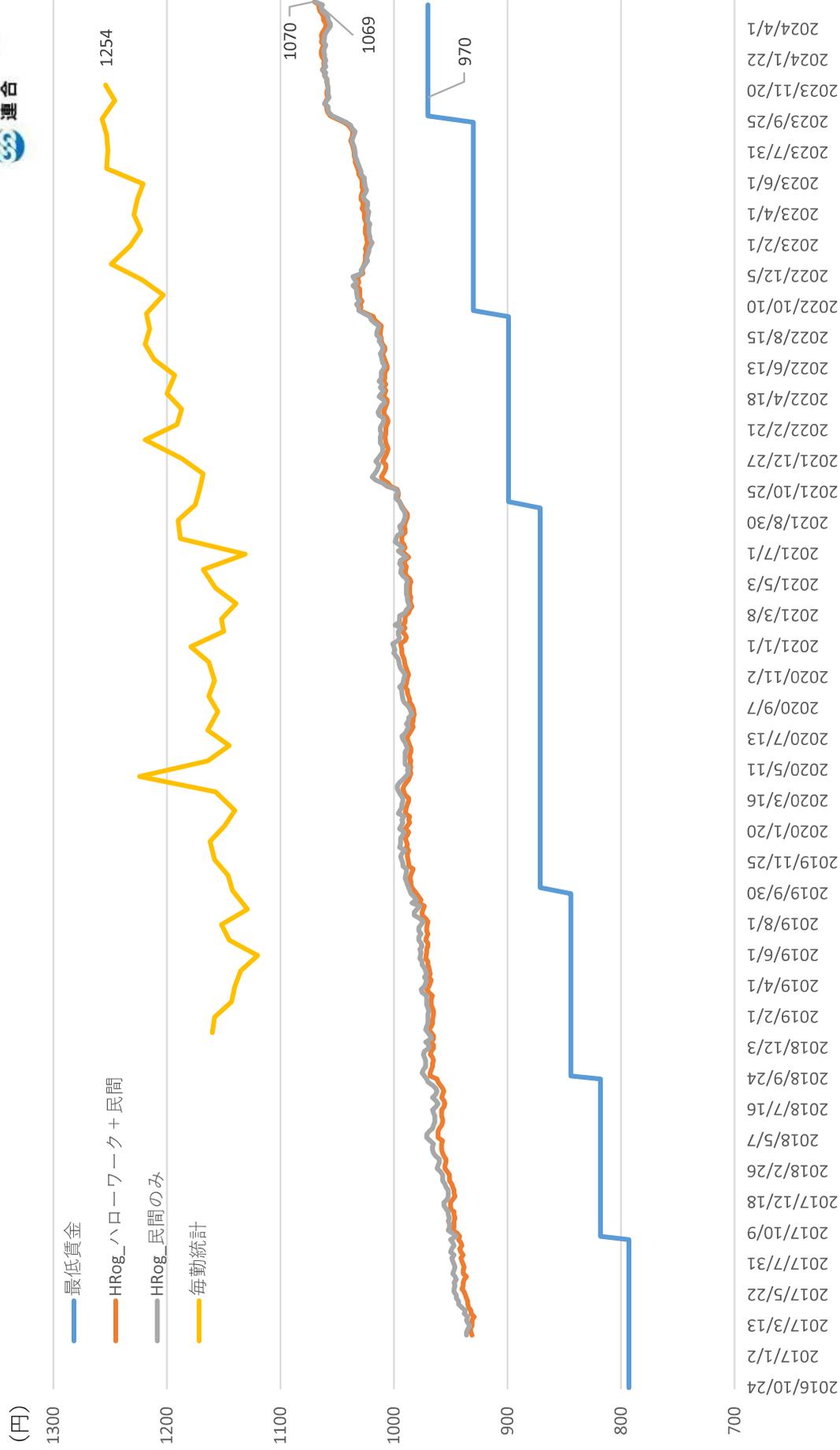
島根



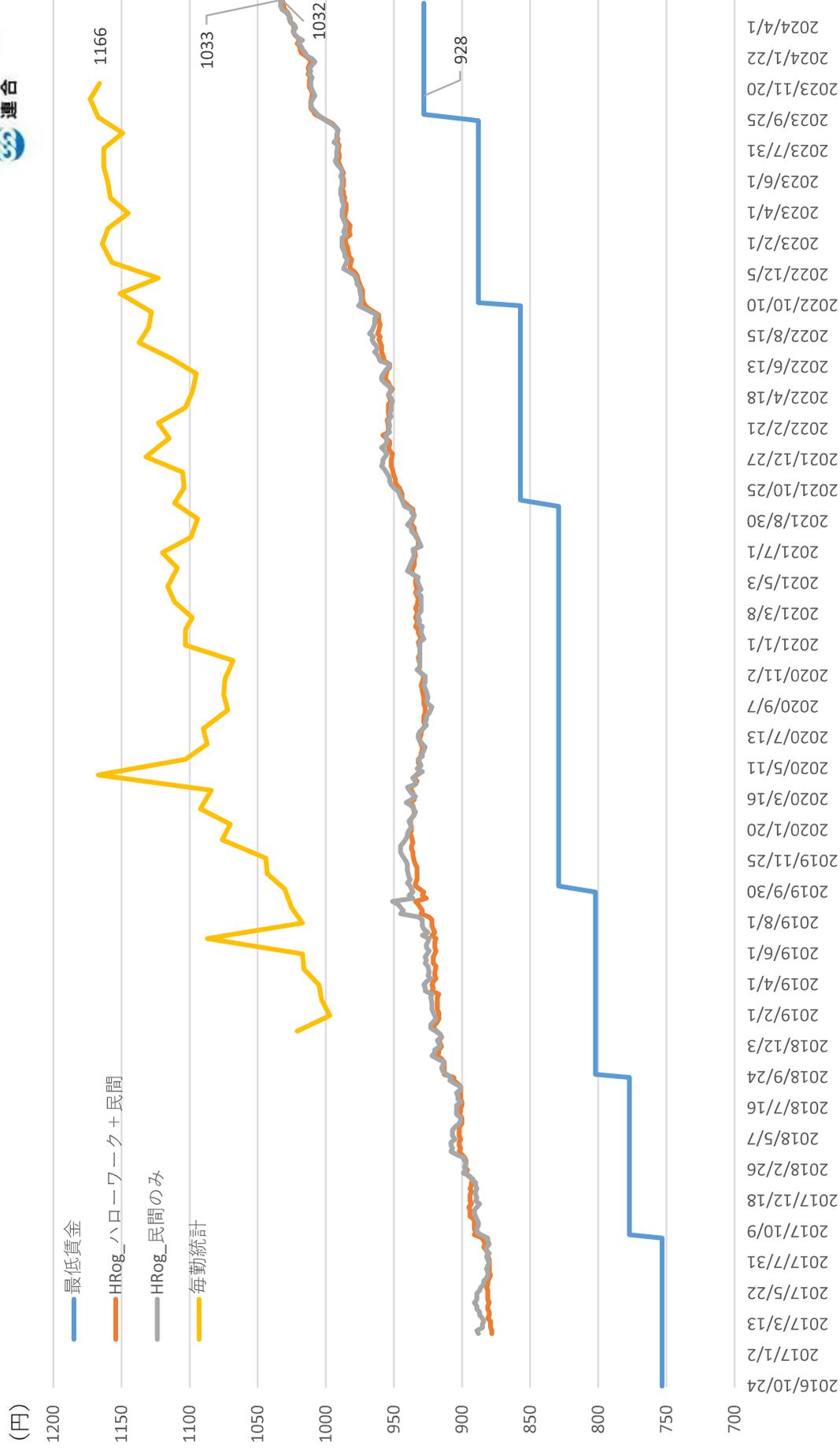
岡山



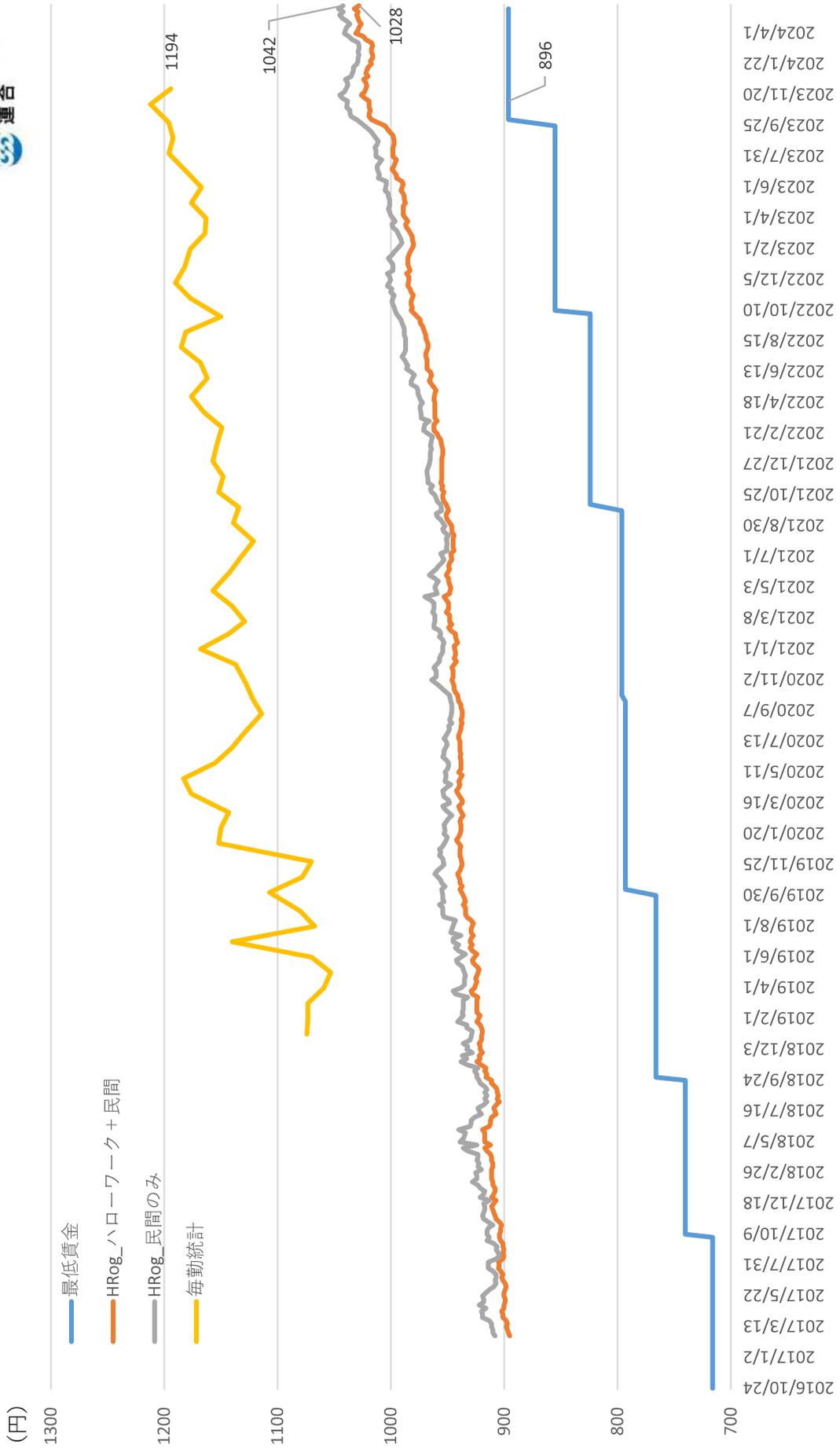
広島



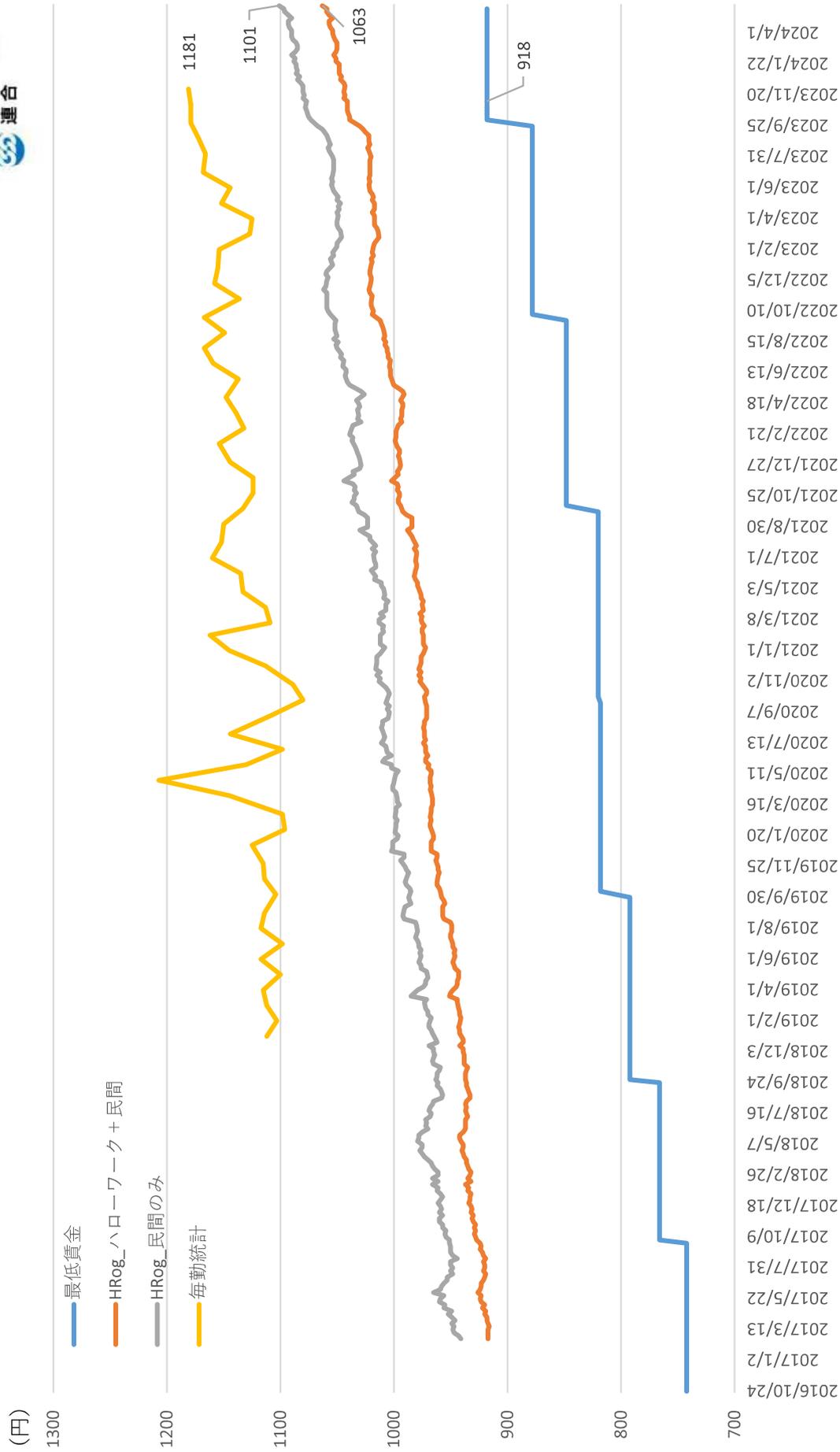
山口



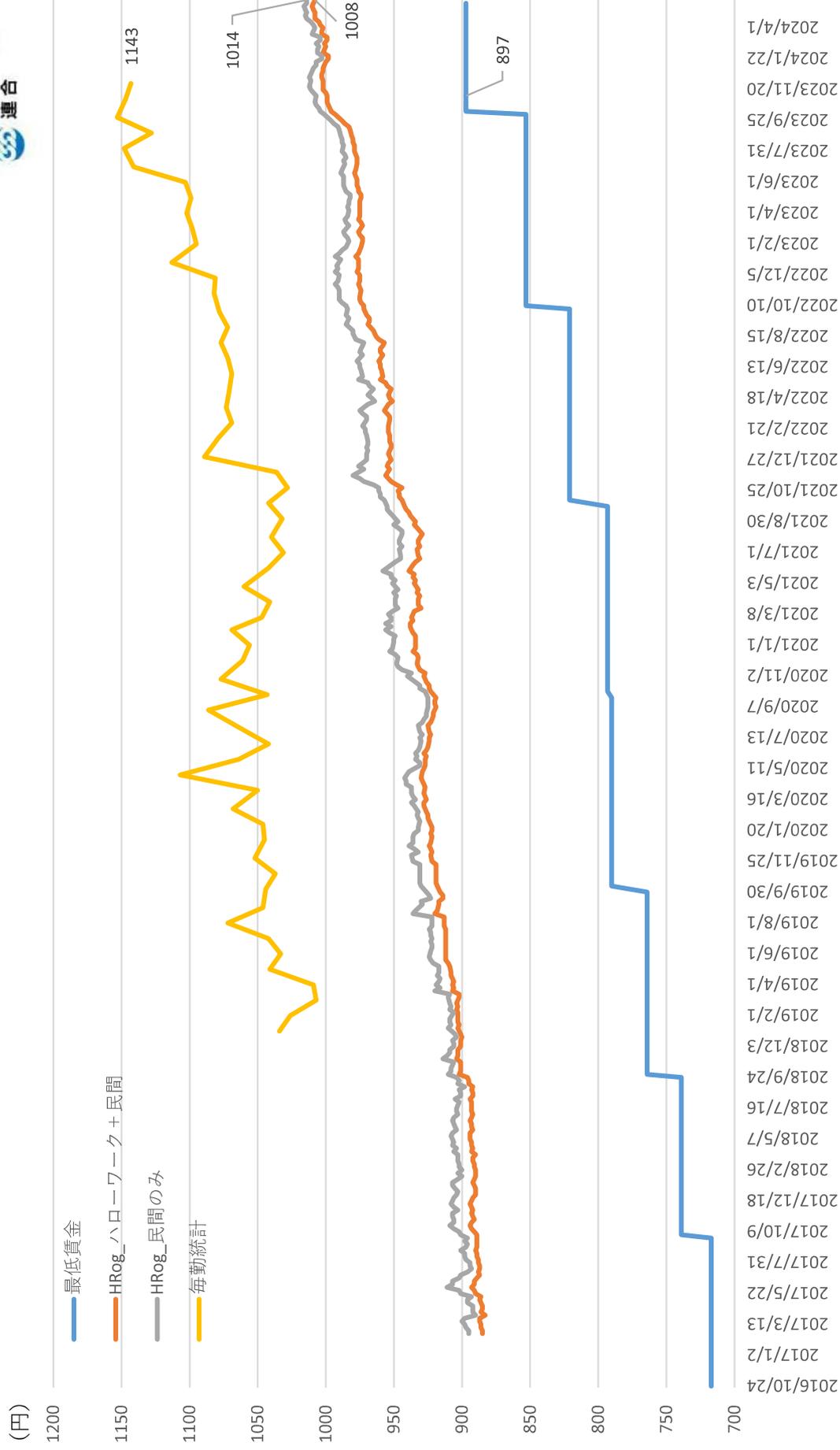
徳島



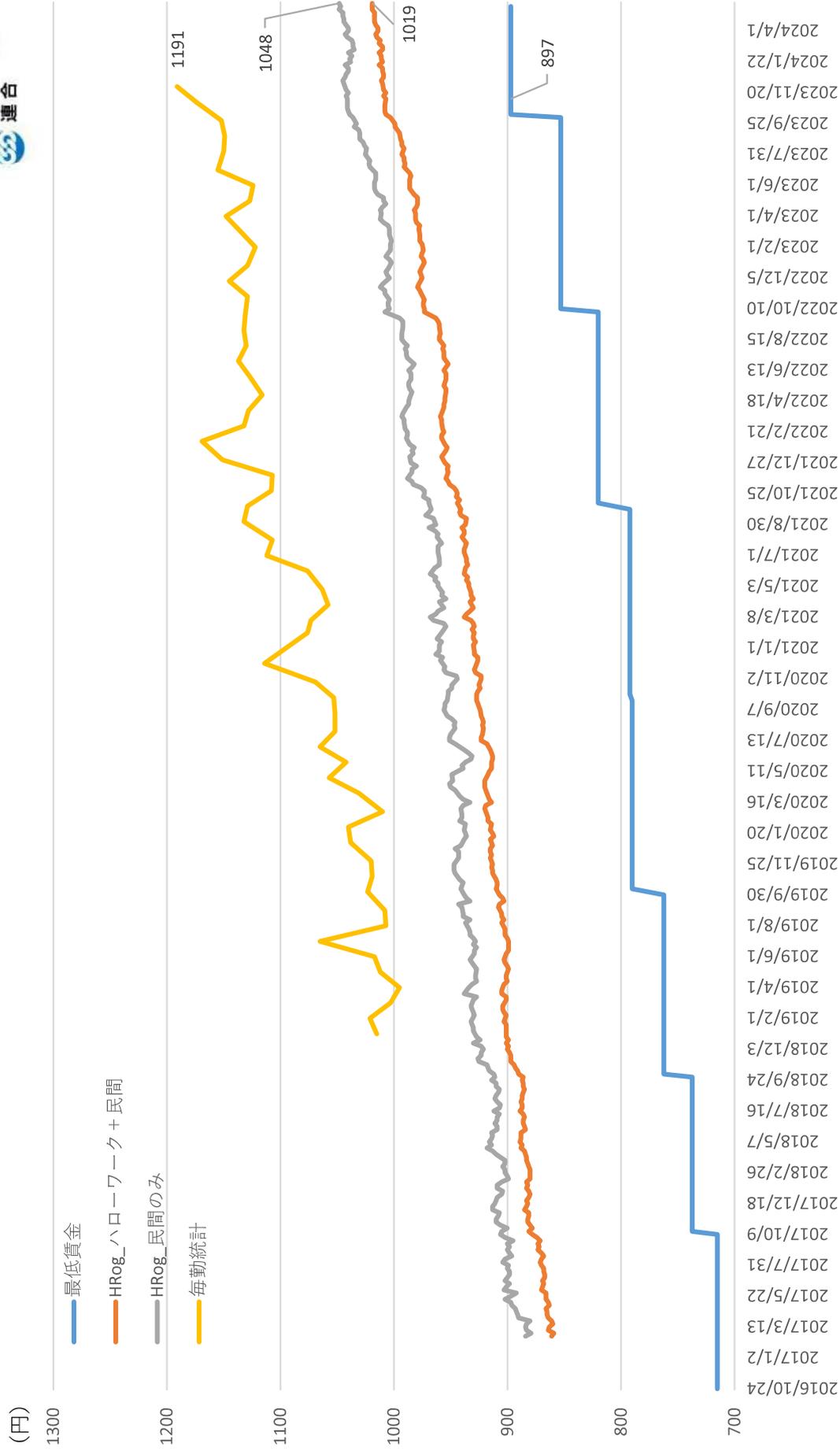
香川



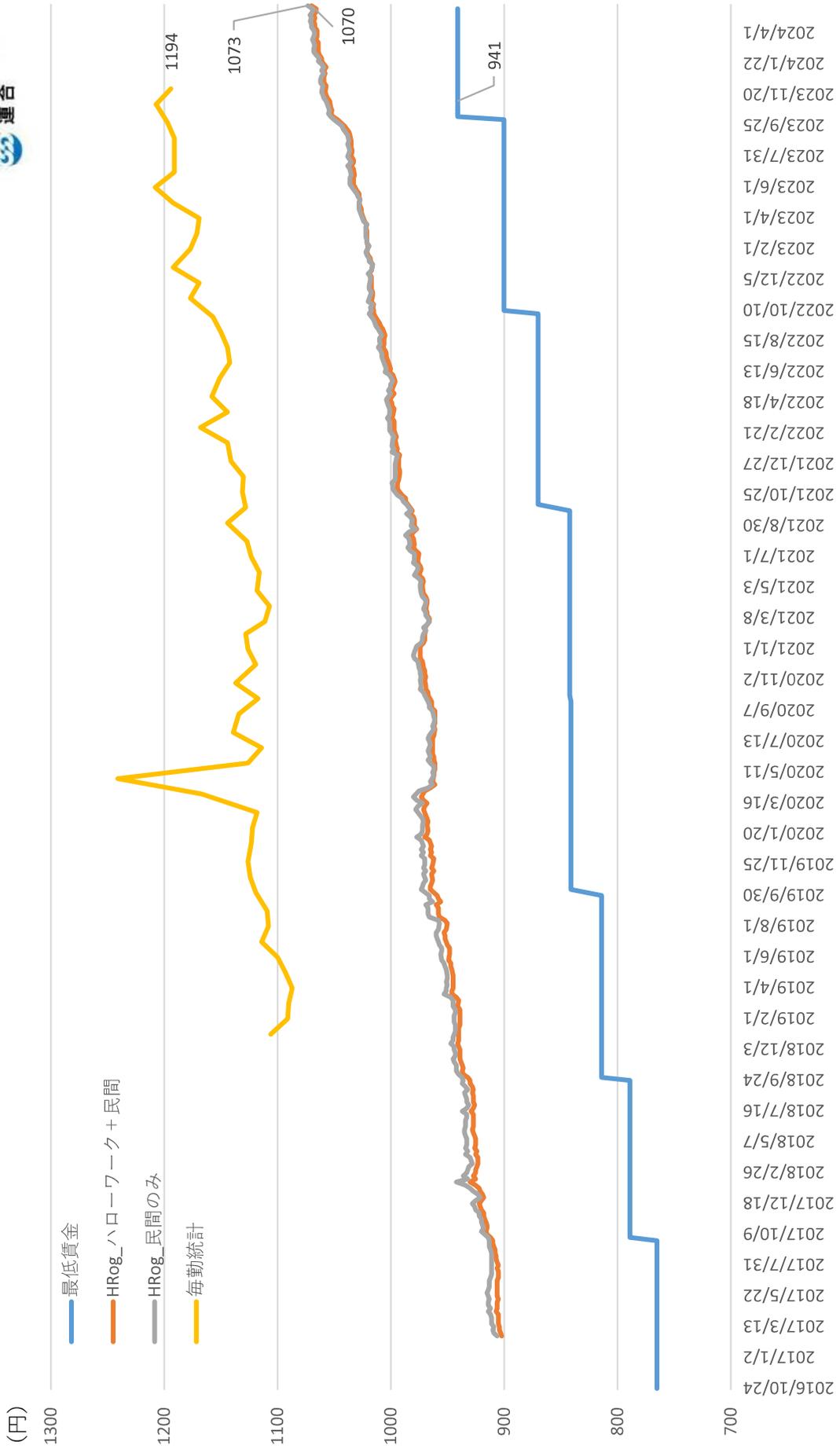
愛媛



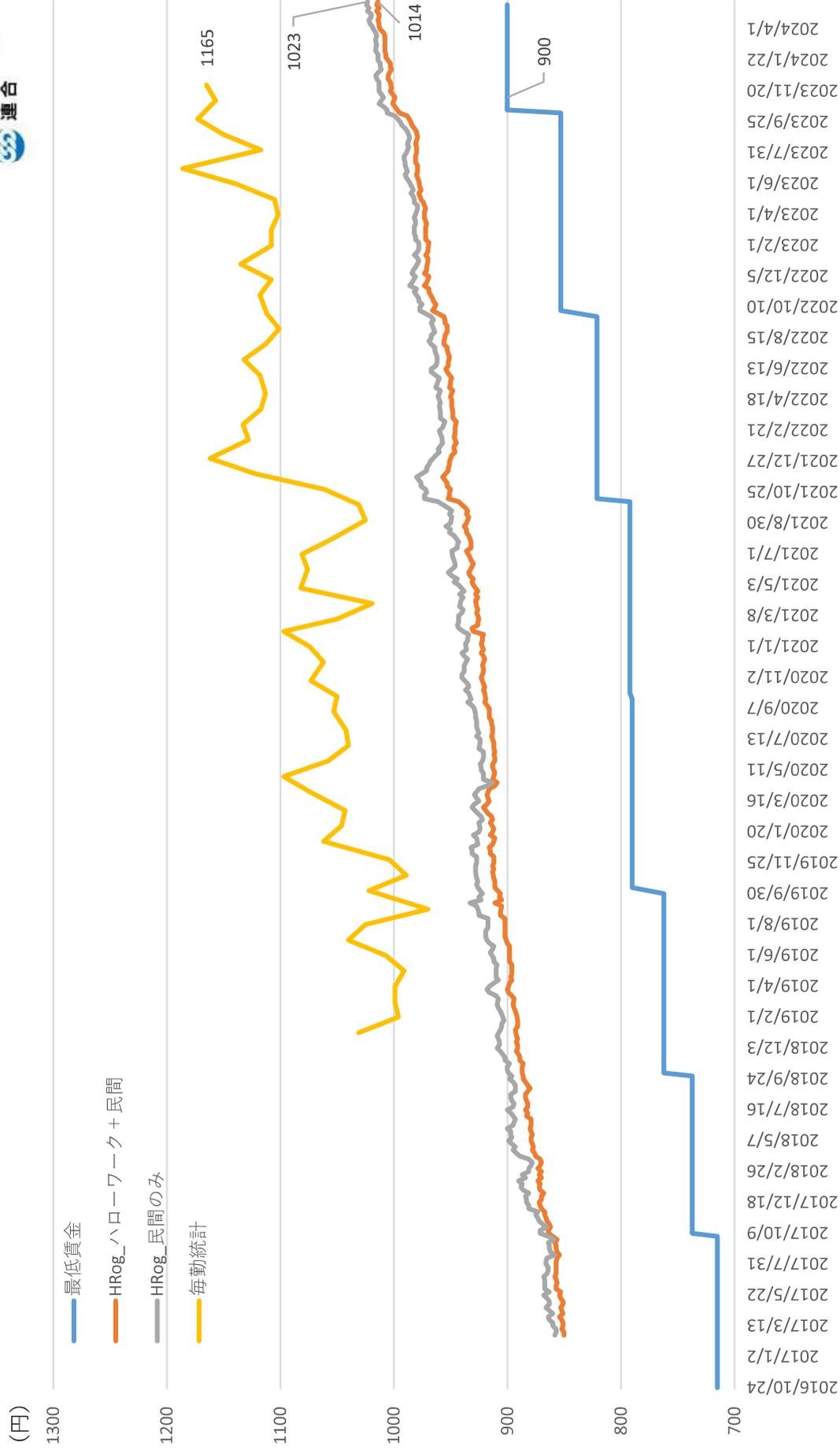
高知



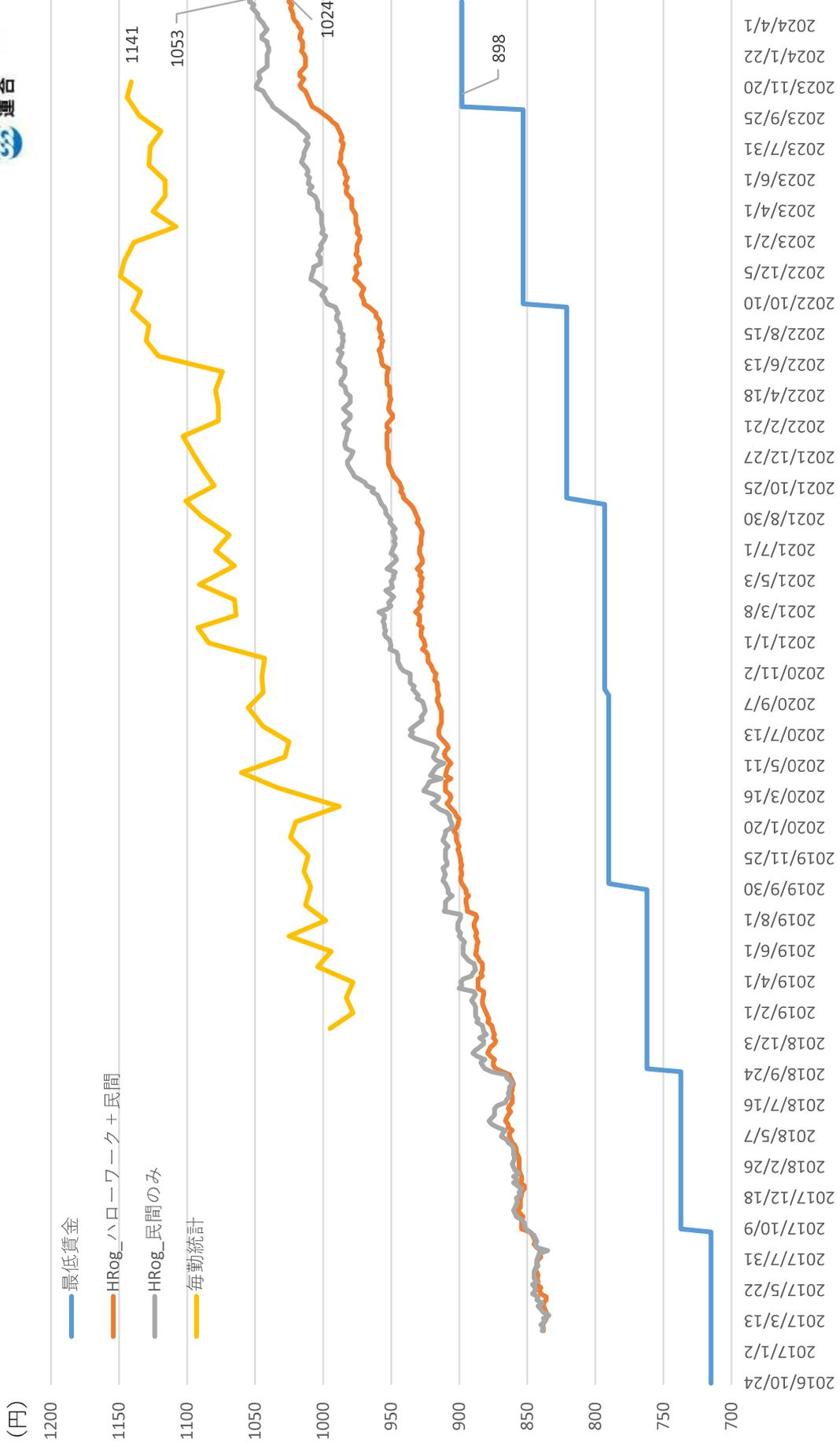
福岡



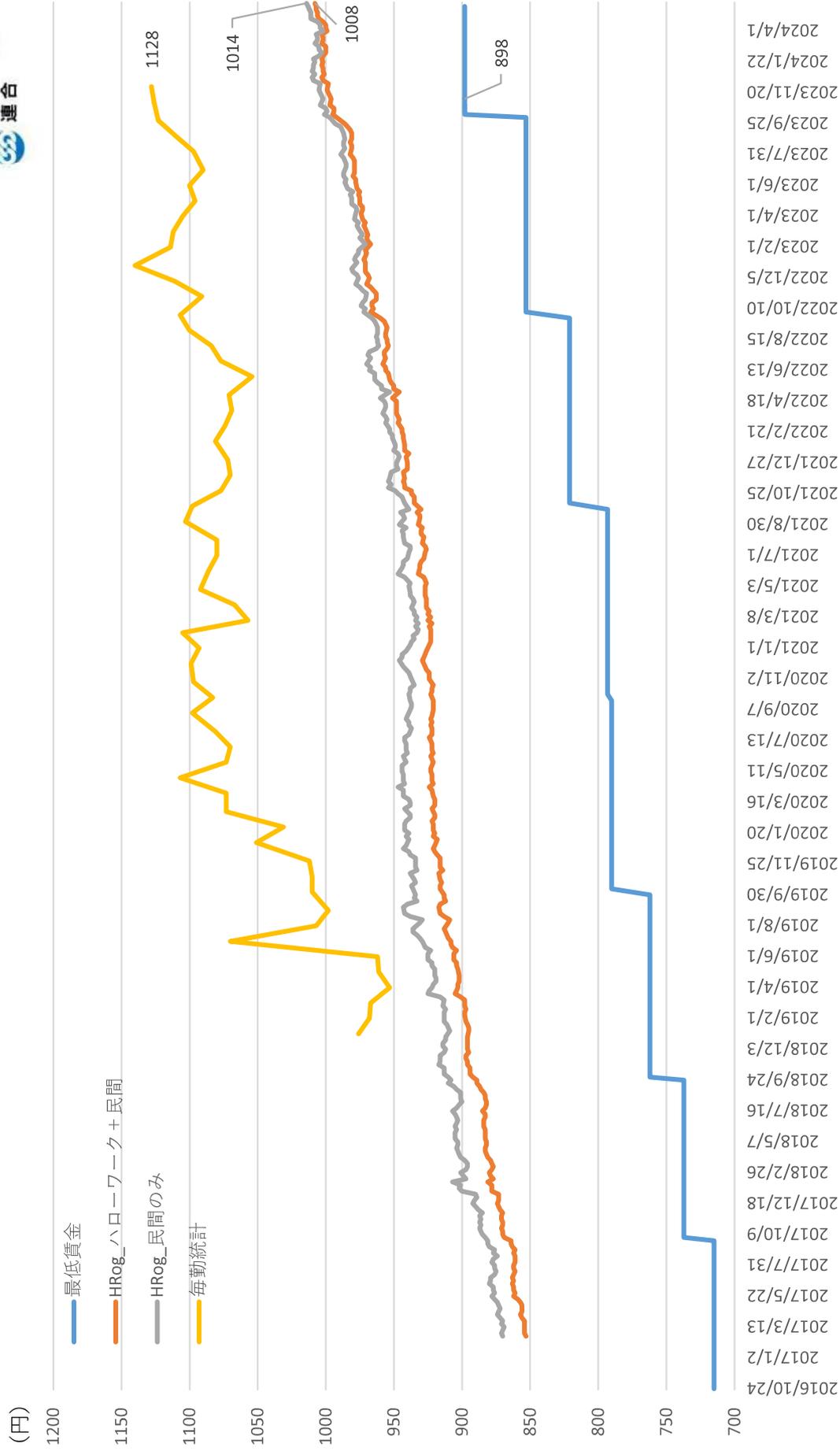
佐賀



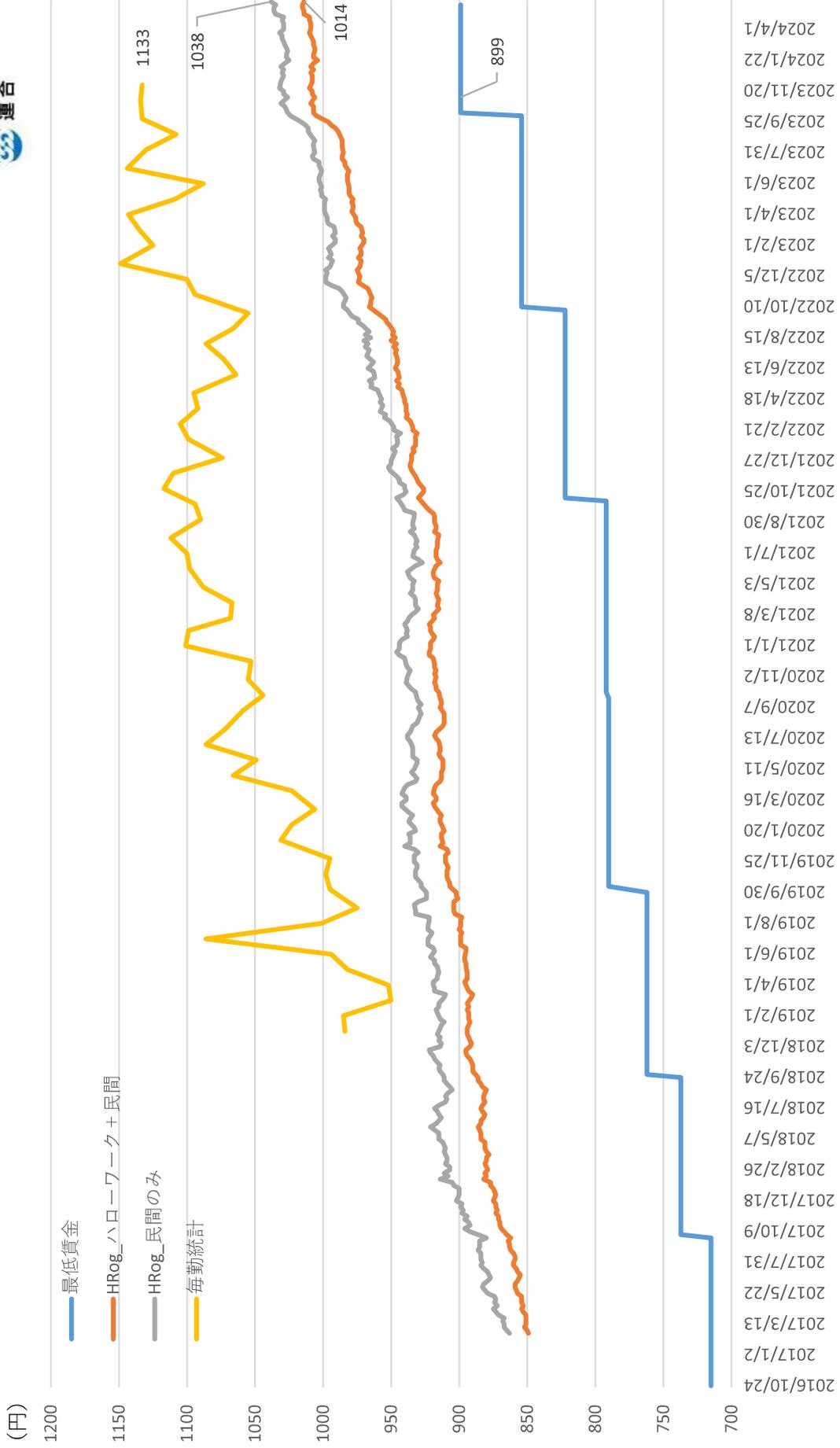
長崎

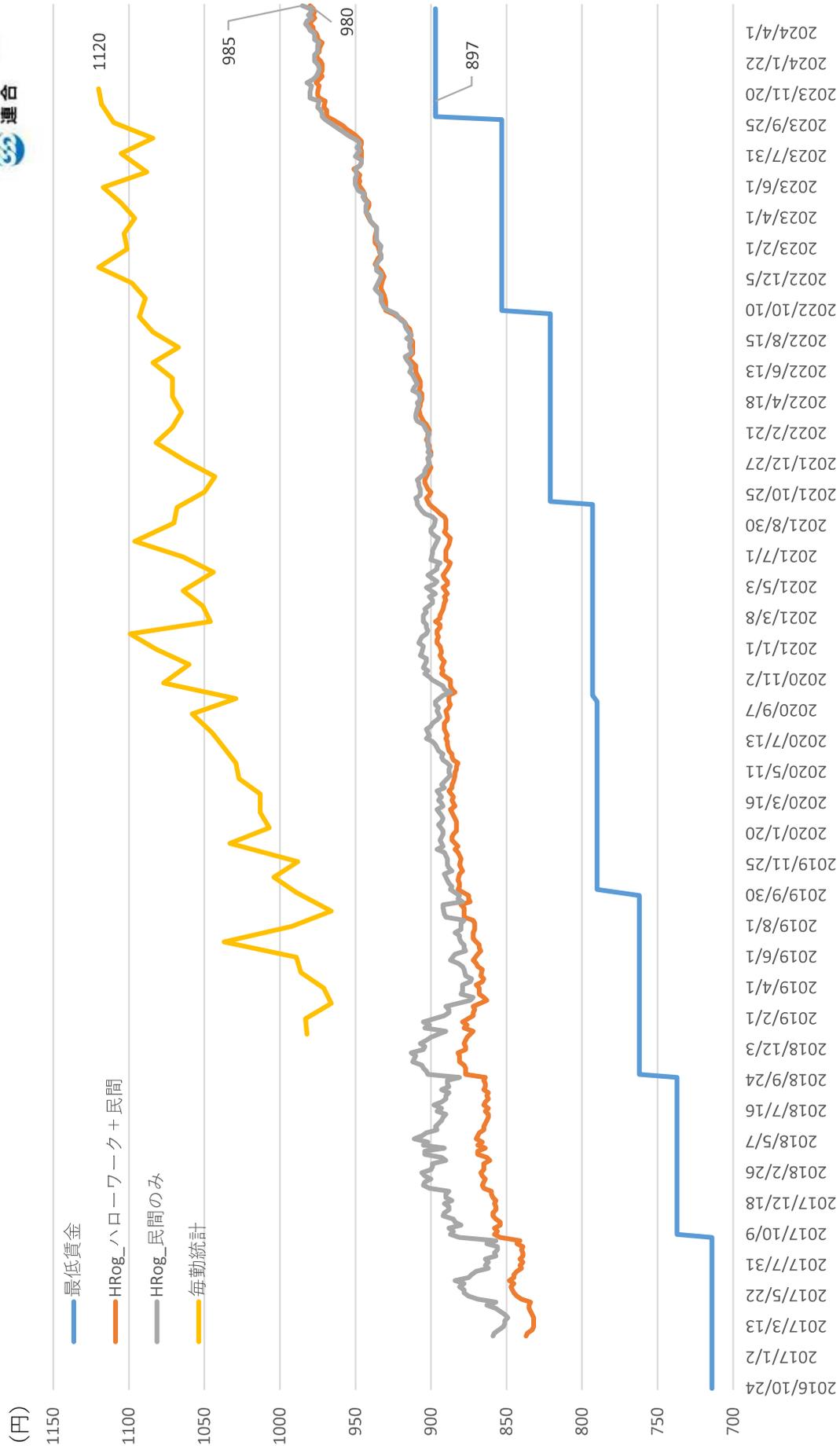


熊本

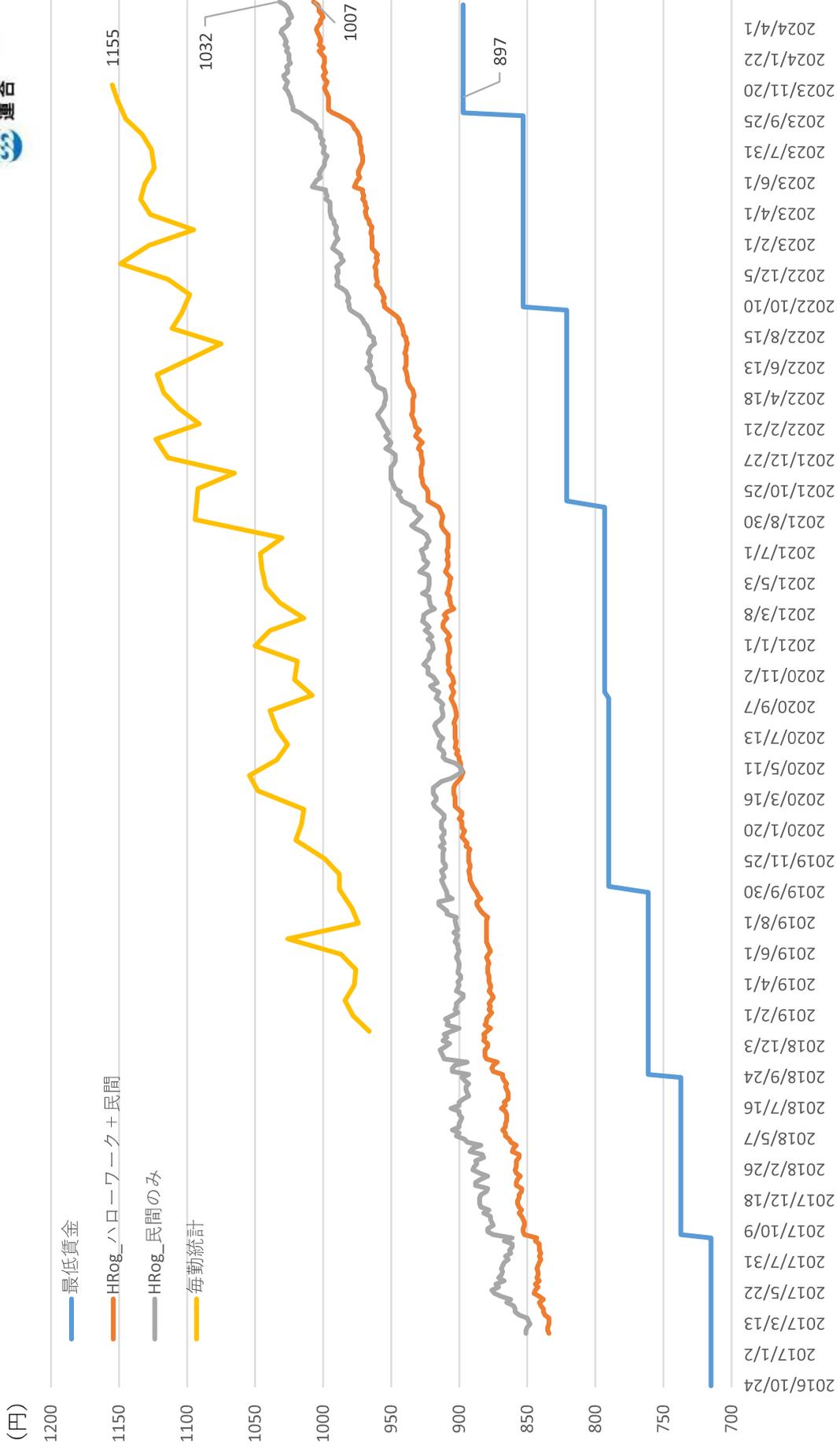


大分

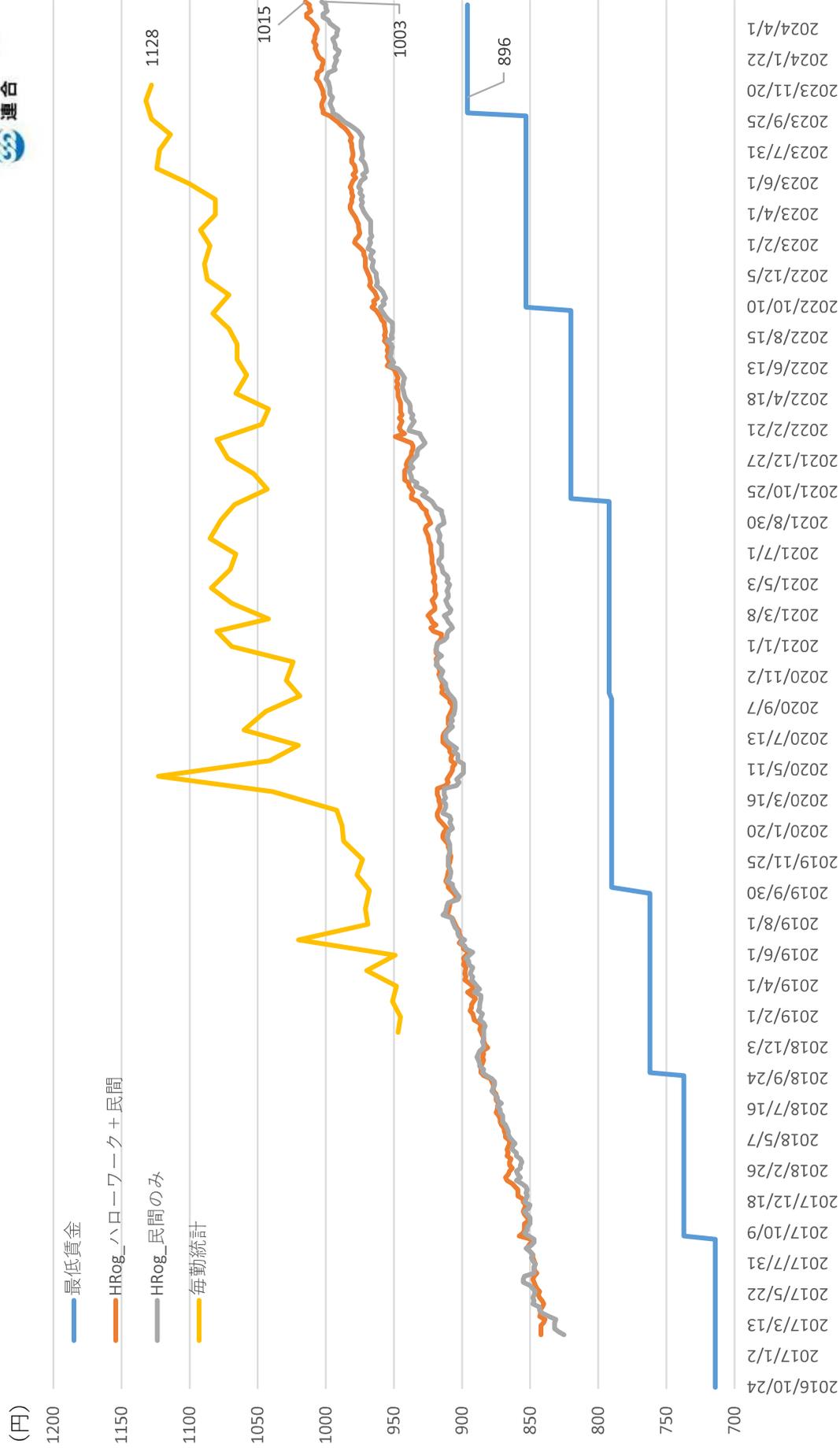




鹿児島



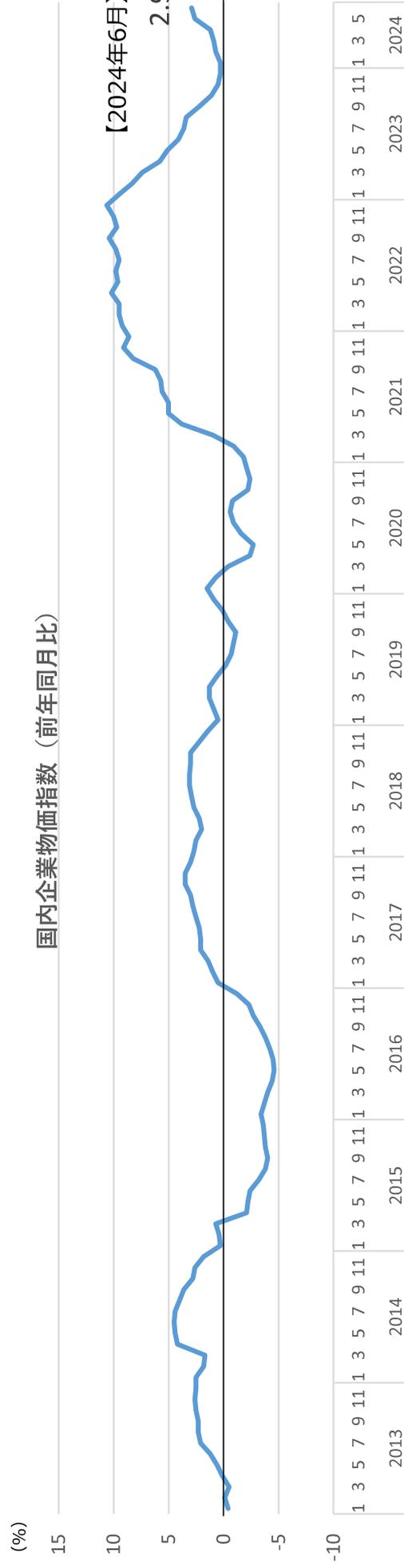
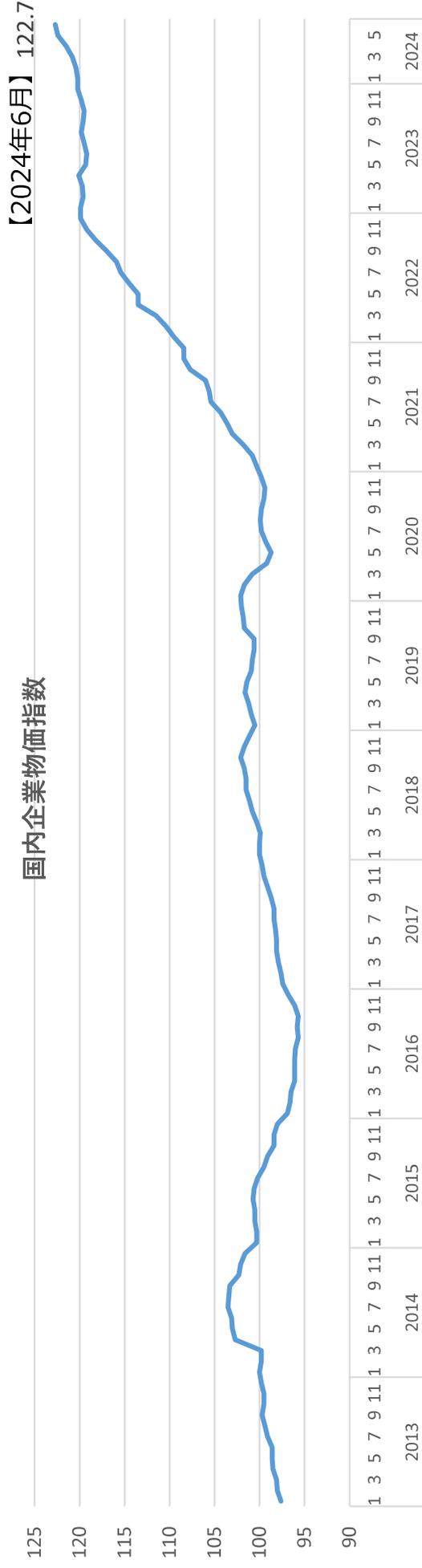
沖縄



足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)

国内企業物価指数の推移

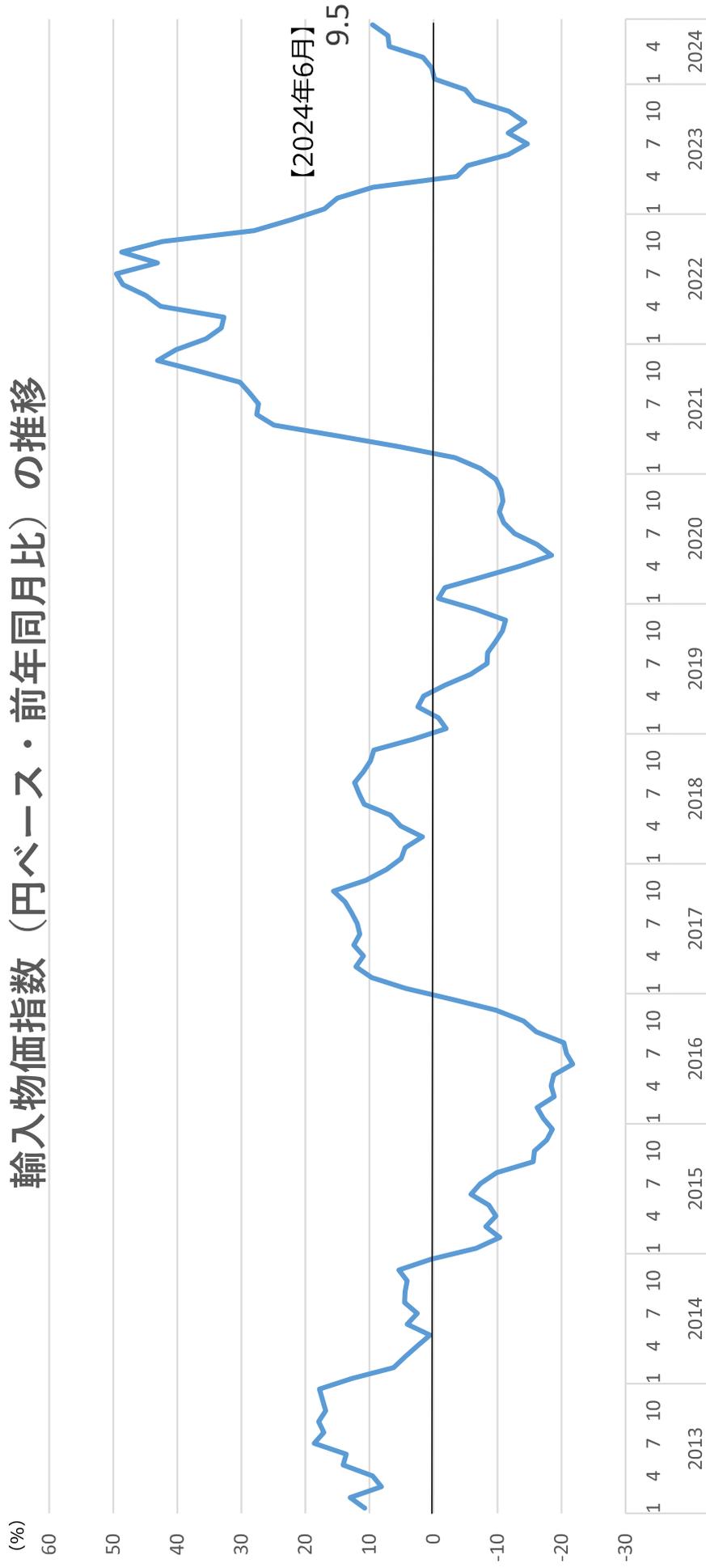
○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2024年6月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2024年6月は9.5%であり、足下では上昇傾向である。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2024年6月速報値。

参考資料No.2

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				製造工業稼働率指数			倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)	
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	製造工業稼働率指数		実数 (件)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)		
						指数 (R2年=100)	前期比 (%)						
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	265	8	4.0
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	336	71	5.1
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	334	△ 2	5.1
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	302	△ 32	4.6
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	285	△ 17	4.3
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	265	△ 20	4.0
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	236	△ 29	3.6
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	222	△ 14	3.4
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	208	△ 14	3.1
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	190	△ 18	2.8
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	167	△ 23	2.4
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	162	△ 5	2.4
令和 2 年	5,396,459	△ 3.3	-	5,294,598	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	192	30	2.8
令和 3 年	5,531,508	2.5	-	5,437,206	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	195	3	2.8
令和 4 年	5,617,659	1.6	-	5,502,503	1.2	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	179	△ 16	2.6
令和 5 年	5,934,282	5.6	-	5,602,255	1.8	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	178	△ 1	2.6
令和 5 年 1～3月	5,828,242	2.3	9.5	5,592,709	1.2	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	177	△ 5	2.6
令和 5 年 4～6月	5,970,532	2.4	10.1	5,644,064	0.9	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	185	△ 4	2.7
令和 5 年 7～9月	5,951,867	△ 0.3	△ 1.2	5,586,763	△ 1.0	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	184	4	2.6
令和 5 年 10～12月	5,987,834	0.6	2.4	5,587,609	0.0	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	167	0	2.4
令和 6 年 1～3月	5,974,140	△ 0.2	△ 0.9	5,547,279	△ 0.7	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	175	△ 2	2.5
令和 6 年 4～6月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	170	△ 2	2.4
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	182	12	2.6
令和 6 年 2月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	182	0	2.6
令和 6 年 3月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	183	1	2.6
令和 6 年 4月	-	-	-	-	-	104.4	3.6	103.8	4.1	1,009	182	△ 1	2.6
令和 6 年 5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 6 年 6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	820	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」			東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」			

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期 (月、四半期) 比 (差) であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は連続指数であり、稼働率指数は連続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。

また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前期比は公表当時における指数値から計算されたものであり、連続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (特家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金(現金給与総額)指数、パート比率						
	新規 (倍)	有効 (倍)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	名目指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実質指数 (R2年=100)	前期比 (%)	名目指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実質指数 (R2年=100)	前期比 (%)	パート 比率
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	29.67
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	30.41
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	100.5	0.7	102.9	0.8	30.63
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	102.0	1.5	103.8	0.9	30.69
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	103.8	1.8	104.3	0.6	30.88
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	31.53
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	31.13
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	101.9	2.0	102.2	2.2	31.28
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	31.60
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	32.24
令和 5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	32.17
令和 5 年 4～6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	106.1	2.2	99.9	1.1	31.83
令和 5 年 7～9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	32.29
令和 5 年 10～12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	32.67
令和 6 年 1～3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	30.91
令和 6 年 4～6月					122.2	1.4									
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	30.88
令和 6 年 2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	30.92
令和 6 年 3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	30.93
令和 6 年 4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.5	0.6	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	106.6	1.4	97.6	0.8	30.48
令和 6 年 5月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.4	0.7	106.7	2.0	97.4	1.6	107.1	0.5	97.6	0.0	30.26
令和 6 年 6月					122.7	0.2									
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」			総務省「消費者物価指数」	日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」							

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。令和 6 年 5 月は速報値。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和 6 年 6 月分の数値は速報値であり、同指数の令和 2 年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

	一時金	2024年回答		2023年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合
夏 季	回答月数	2,485組合	2.52ヶ月	0.18ヶ月	2.34ヶ月
	回答額	1,598組合	742,745円 819,811人	25,324円	1,777,471円 717,421円
年 間	回答月数	2,349組合	5.09ヶ月	0.22ヶ月	4.87ヶ月
	回答額	1,252組合	1,964,110円 1,638,723円	50,327円	1,960,479円 1,588,396円
			945,007人		1,344組合 1,127,836人

- (注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。
 3 2023年回答の数値は2023年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連第1回集計 (令和6年7月12日)

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	97社	983,112円	4.31%	121社	956,027円	3.91%
製造業平均	84社	1,001,780円	3.52%	110社	949,186円	3.07%
非製造業平均	13社	925,249円	6.79%	11社	1,001,251円	9.48%

- (注) 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社。
 2 20業種121社(49.6%)の妥結を把握しているが、うち24社は平均額不明などのため集計より除外。
 3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
 4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したものの(同対象比較)。
 5 2023年の数値は2023年6月29日付 第1回集計結果。

委員からの追加要望資料

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年				2024年				2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵
あんパン	キャベツ
カレーパン	ねぎ
ゆでうどん	レタス
カップ麺	もやし
中華麺	にんじん
かまぼこ	たまねぎ
豚肉(国産品)	きゅうり
豚肉(輸入品)	トマト
鶏肉	ピーマン
ハム	しめじ
ソーセージ	豆腐
牛乳	油揚げ
ヨーグルト	納豆
チーズ(国産品)	バナナ

せんべい
ポテトチップス
チョコレート
アイスクリーム
おにぎり
調理パン
サラダ
茶飲料
コーヒー飲料A
野菜ジュース
炭酸飲料
ポリ袋
診療代
ガソリン

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

○ 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

	2023年												2024年					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
	-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25	

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

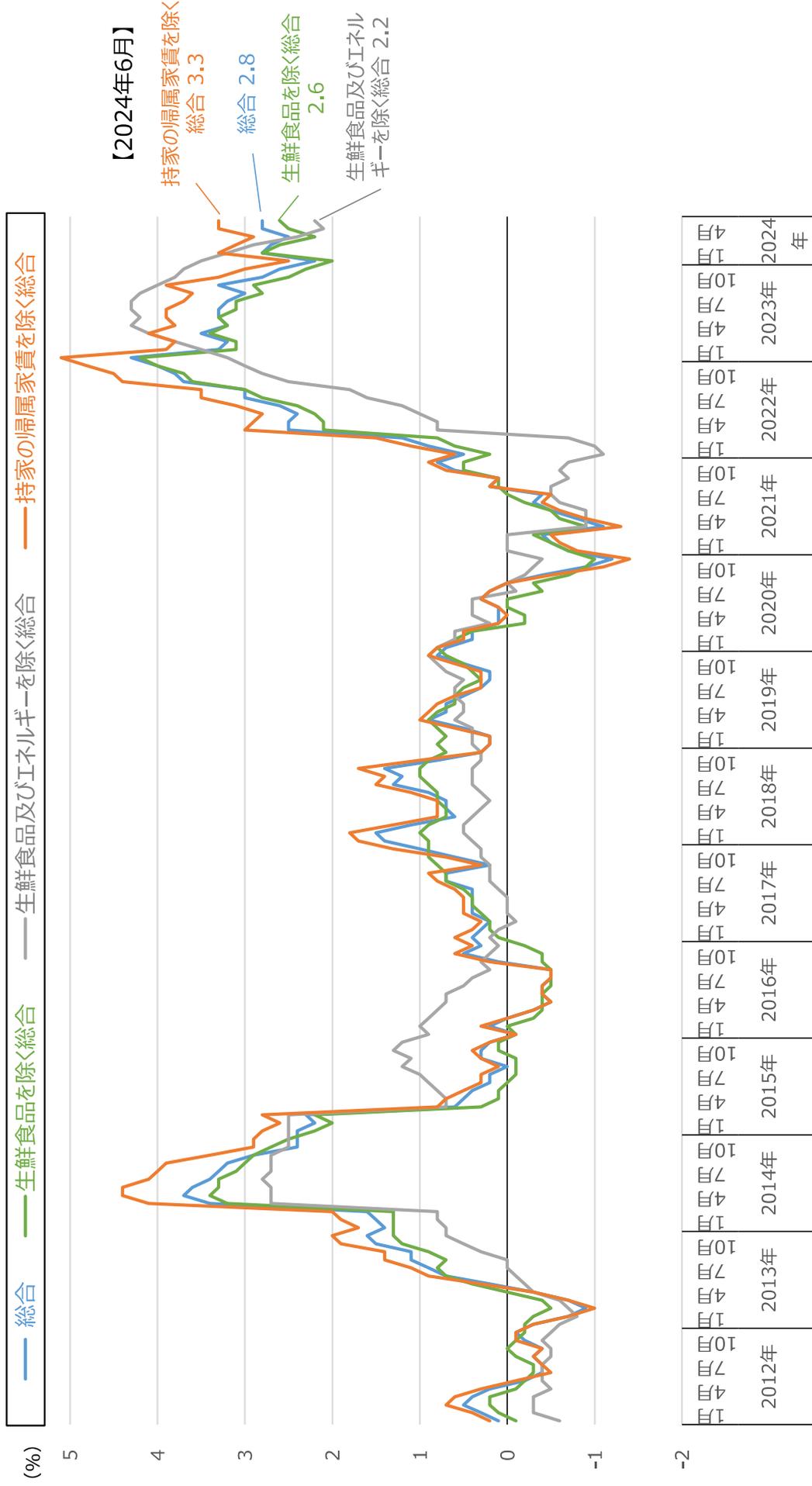
※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている（いずれも対前年同月比）。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

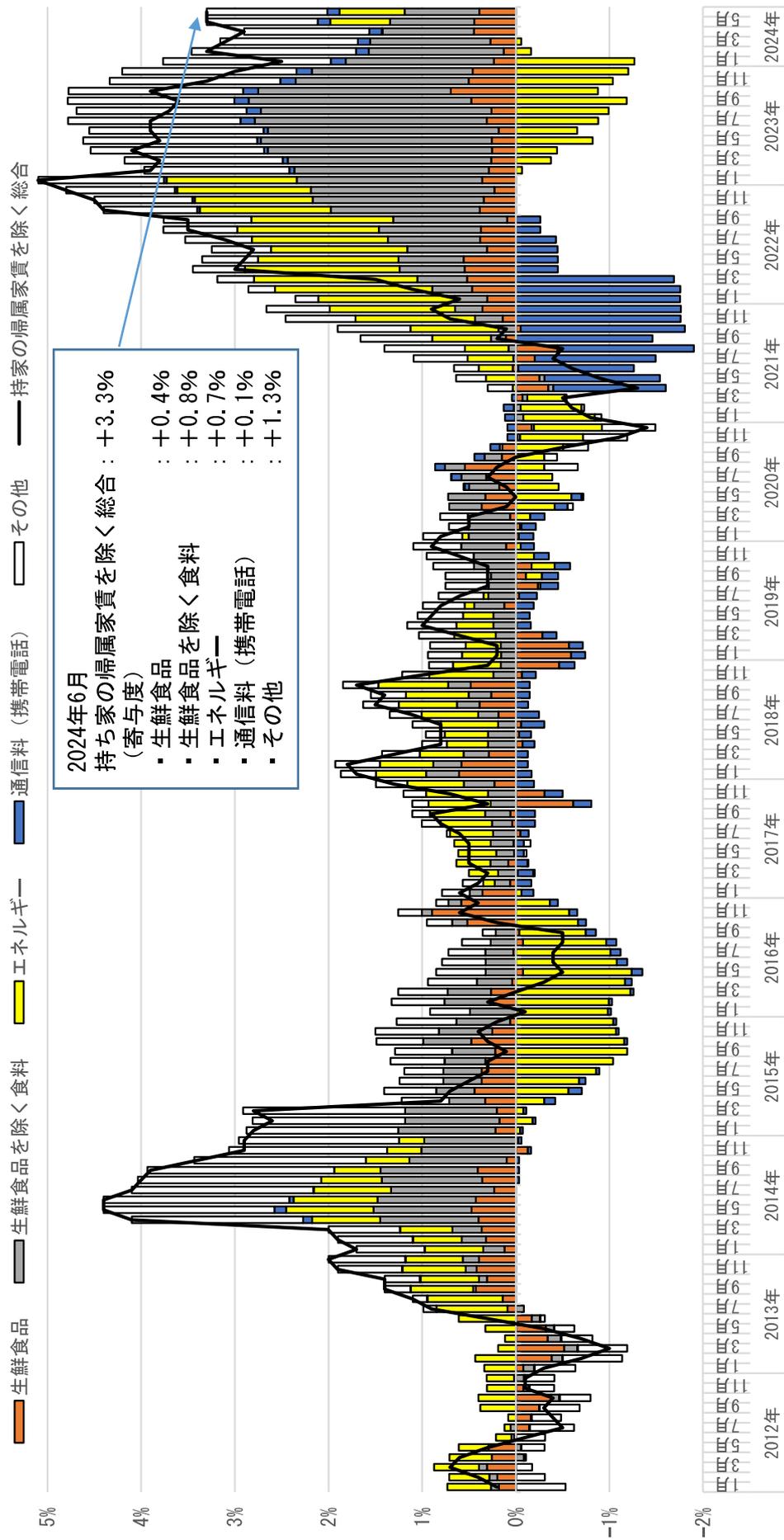


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

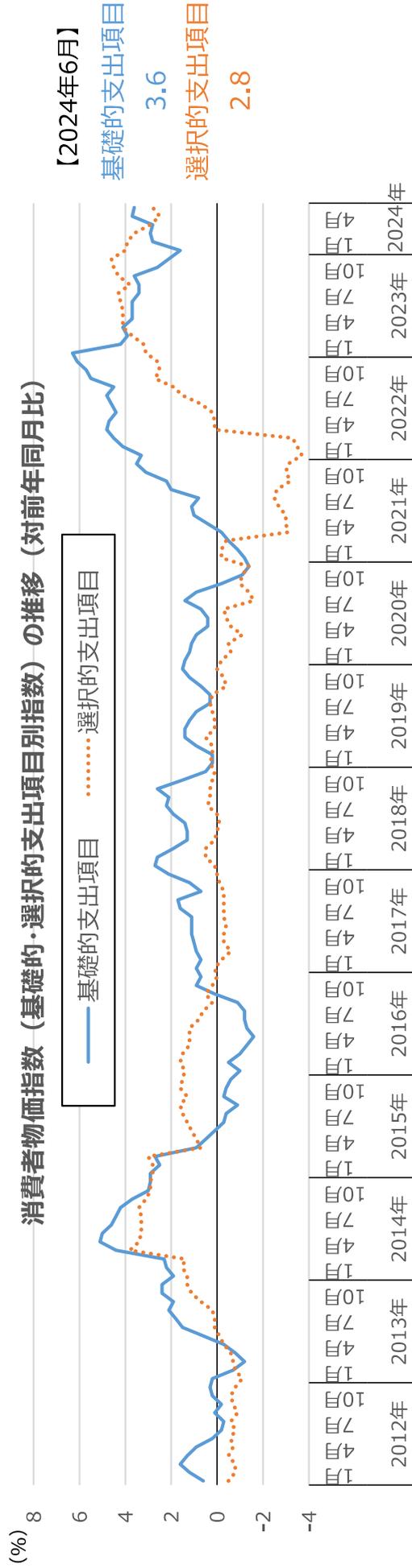
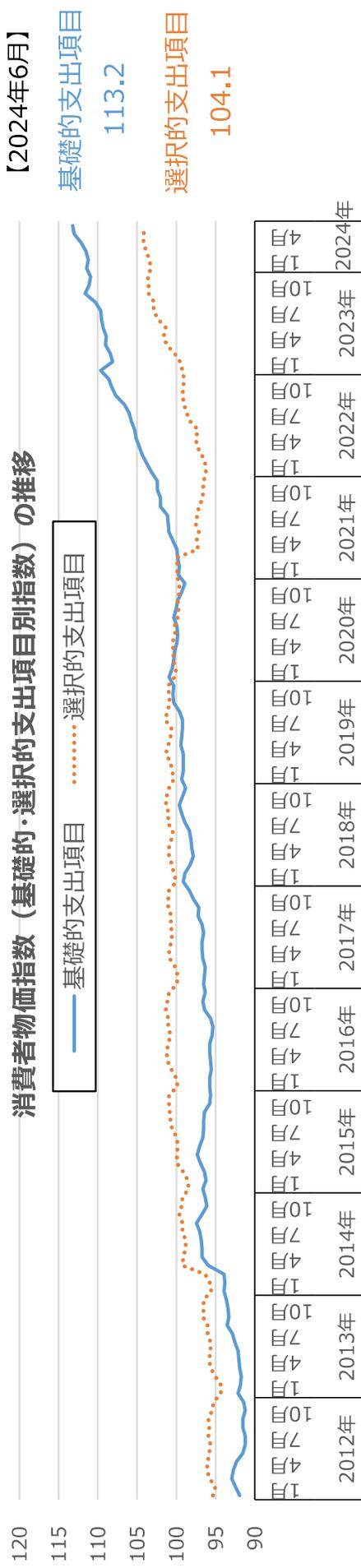
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数－前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数)」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



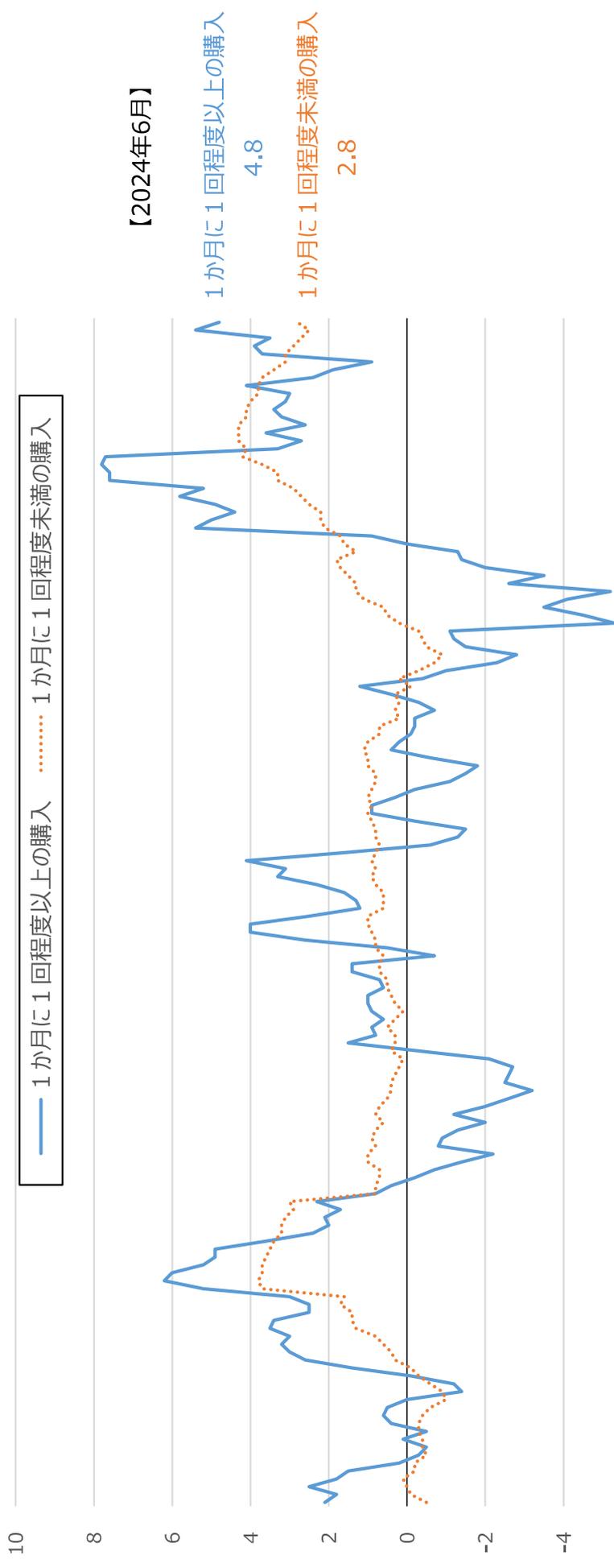
（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2024年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+4.8%、「1か月に1回程度未満の購入」は+2.8%となっている。

消費者物価指数（購入頻度階級別）の推移（対前年同月比）



年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
階級	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したものの。
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

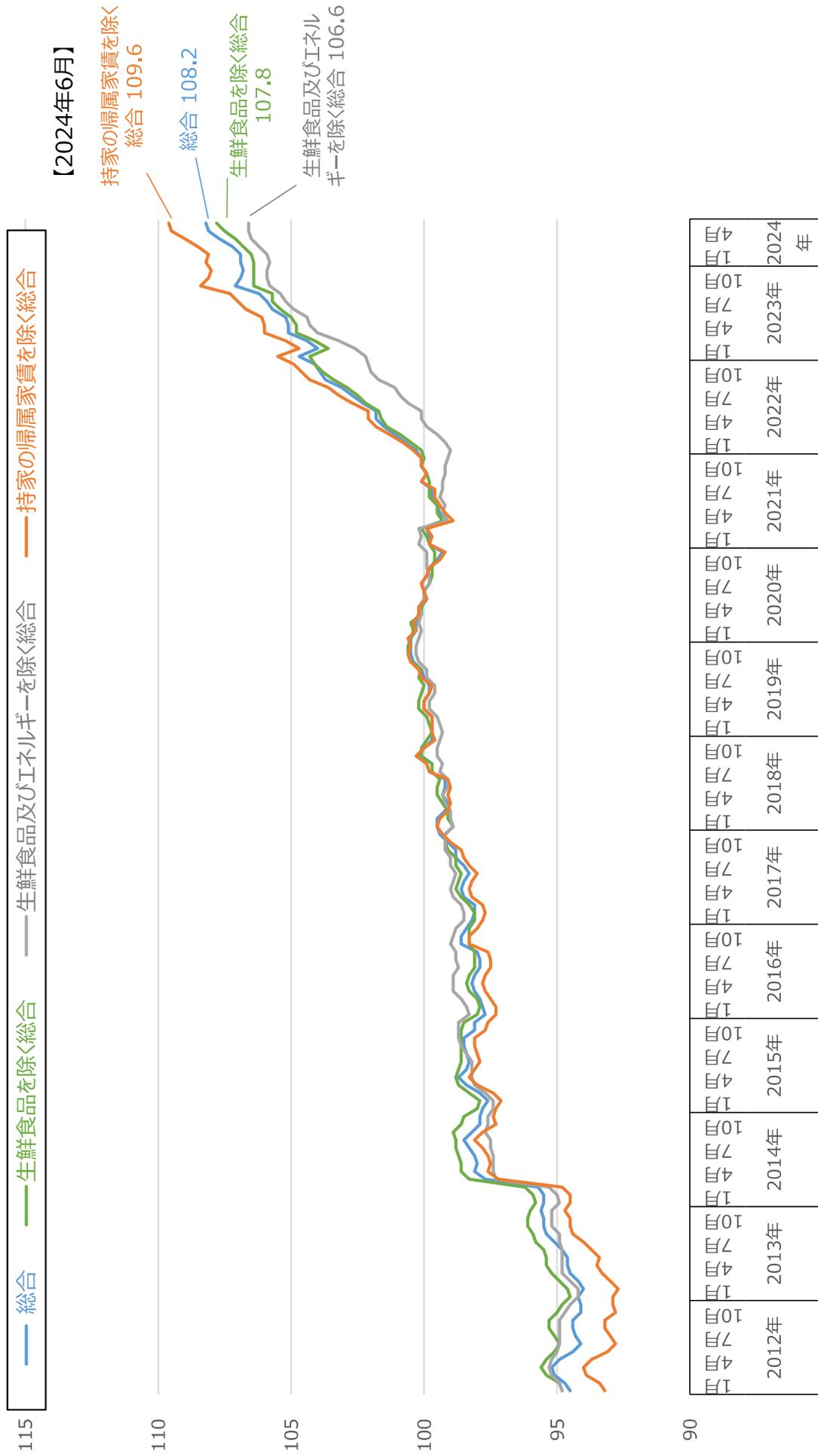
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の推移

○ 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は108.2、「生鮮食品を除く総合」は107.8、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は106.6、「持家の帰属家賃を除く総合」は109.6となっている。

消費者物価指数の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

参考資料No.3

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (特家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金 (現金給与総額) 指数、パート比率							
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	調査産業計					
											パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
令和 5 年 4～6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
令和 5 年 7～9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
令和 5 年 10～12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1～3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
令和 6 年 4～6月			109.4	1.0	122.2	1.4										
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
令和 6 年 2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
令和 6 年 3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
令和 6 年 4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.5	0.6	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
令和 6 年 5月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.4	0.7	106.7	2.0	97.4	1.6	30.26	107.1	0.5	97.6	0.0	12.77
令和 6 年 6月			109.6	0.1	122.7	0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」							

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。令和 6 年 5 月は速報値。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和 6 年 6 月分の数値は速報値であり、同指数の令和 2 年以前の暦年値の前期比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年					
											1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3
Aランク	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2
Bランク	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4
Cランク	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和6年							
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年					
A ラ ン ク	東京	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.2	3.1	3.1	2.2	2.5	2.8
	神奈川	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	2.6	3.3	3.4	3.3	3.5	3.6
	大阪	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	2.0	2.9	2.7	2.5	3.1	3.4
	愛知	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	2.0	3.0	2.8	2.9	3.0	3.4
	埼玉	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	2.3	3.0	2.9	2.9	3.4	3.1
	千葉	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	1.9	2.5	2.7	2.7	2.8	3.0
	兵庫	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	2.5	3.3	3.4	3.0	3.0	3.5
	京都	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	2.6	3.3	2.9	3.0	3.4	3.5
	茨城	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	1.6	1.9	2.2	2.4	2.7	2.5
	福岡	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	1.8	2.5	2.8	2.8	3.4	3.5
	静岡	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.5	4.3	3.5	3.4	3.7	3.2
	富山	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	2.5	2.7	2.7	2.5	3.2	3.2
	滋賀	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	2.4	3.5	3.0	2.9	3.4	3.8
	栃木	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.1	3.4	3.4	2.6	3.6	3.8
	群馬	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.8	3.1	3.2	3.0	3.5	3.2
	宮城	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.1	4.0	4.1	4.0	4.3	3.7
	山梨	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	2.6	3.5	3.1	3.1	3.0	3.5
三重	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	2.0	2.4	2.4	2.6	3.2	3.3	
石川	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.3	4.0	3.9	3.8	4.1	3.6	
福岡	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	2.5	3.4	3.2	3.2	3.2	3.6	
香川	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	2.9	3.7	3.3	3.6	4.0	3.5	
岡山	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	1.5	2.4	2.0	2.0	2.4	2.6	
福井	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	2.4	3.5	3.1	2.4	3.5	2.7	
奈良	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	2.6	3.5	4.0	3.9	4.2	4.5	
山口	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	2.1	2.9	2.6	2.8	3.4	3.4	
長野	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	2.6	3.2	3.2	3.1	3.8	4.0	
北海道	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.1	3.8	3.8	3.3	3.4	3.3	
岐阜	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	2.2	3.2	3.2	3.2	3.3	3.8	
徳島	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.0	3.4	3.5	3.8	3.7	3.3	
福島	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	2.7	3.8	3.5	3.8	3.8	3.3	
新潟	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	2.1	3.0	2.9	3.5	3.6	3.1	
和歌山	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	1.7	2.4	2.1	2.5	2.9	3.3	
愛媛	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.8	4.6	4.0	4.0	3.7	3.4	
高島	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	1.7	2.9	2.3	2.6	2.9	2.7	
大分	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	2.2	2.9	2.5	2.4	2.8	3.5	
熊本	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	2.2	3.3	3.0	2.9	3.4	3.2	
山形	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.8	4.3	4.0	4.2	4.4	3.9	
佐賀	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.0	3.7	3.5	3.4	3.3	4.0	
長崎	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	2.6	4.0	3.6	3.4	3.3	3.8	
岩手	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.3	3.9	3.4	3.5	4.1	3.6	
高知	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	4.0	4.0	3.9	3.5	3.6	3.0	
鳥取	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	2.5	3.2	3.0	2.6	3.2	3.0	
秋田	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.1	4.1	3.8	3.6	4.0	3.4	
鹿児島	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	1.4	3.0	2.7	2.7	3.3	3.3	
宮崎	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.0	3.6	3.6	3.1	3.8	3.9	
青森	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.7	3.6	3.4	3.3	3.5	
沖縄	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	4.9	4.5	3.1	3.8	2.3	

資料出所 「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

委員からの追加要望資料

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	2,941,615
資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
〃 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
〃 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
〃 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
〃 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488

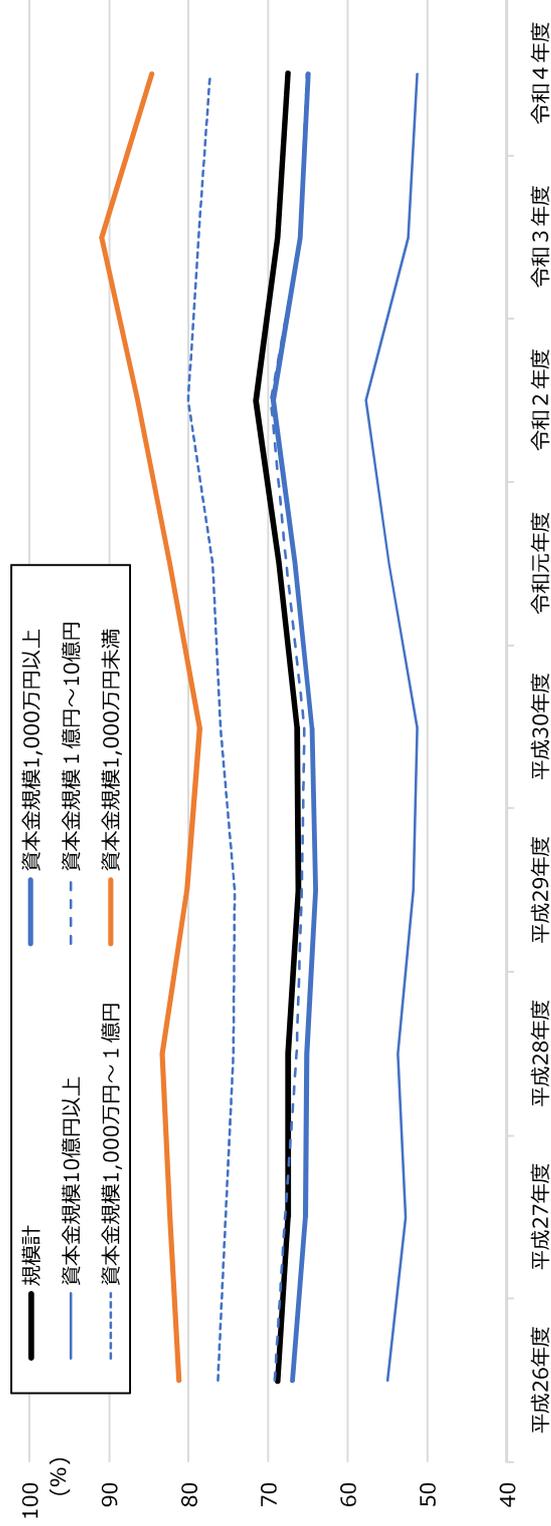
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
 2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
 3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。

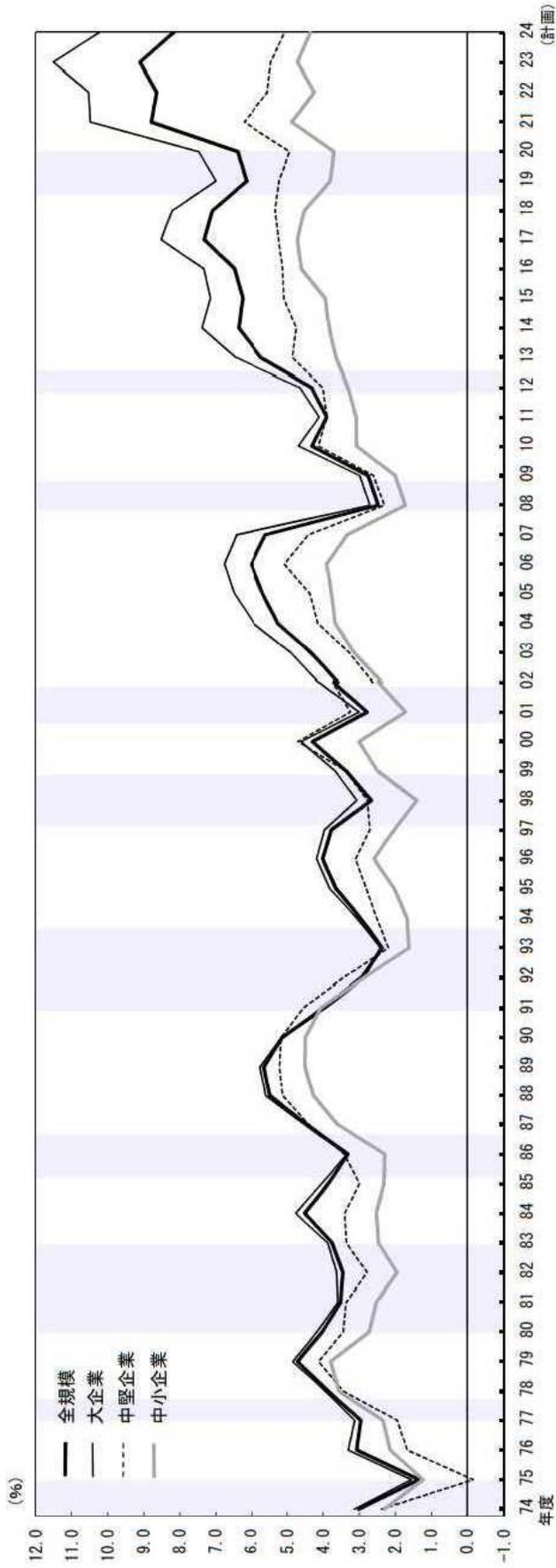


参考資料No.2

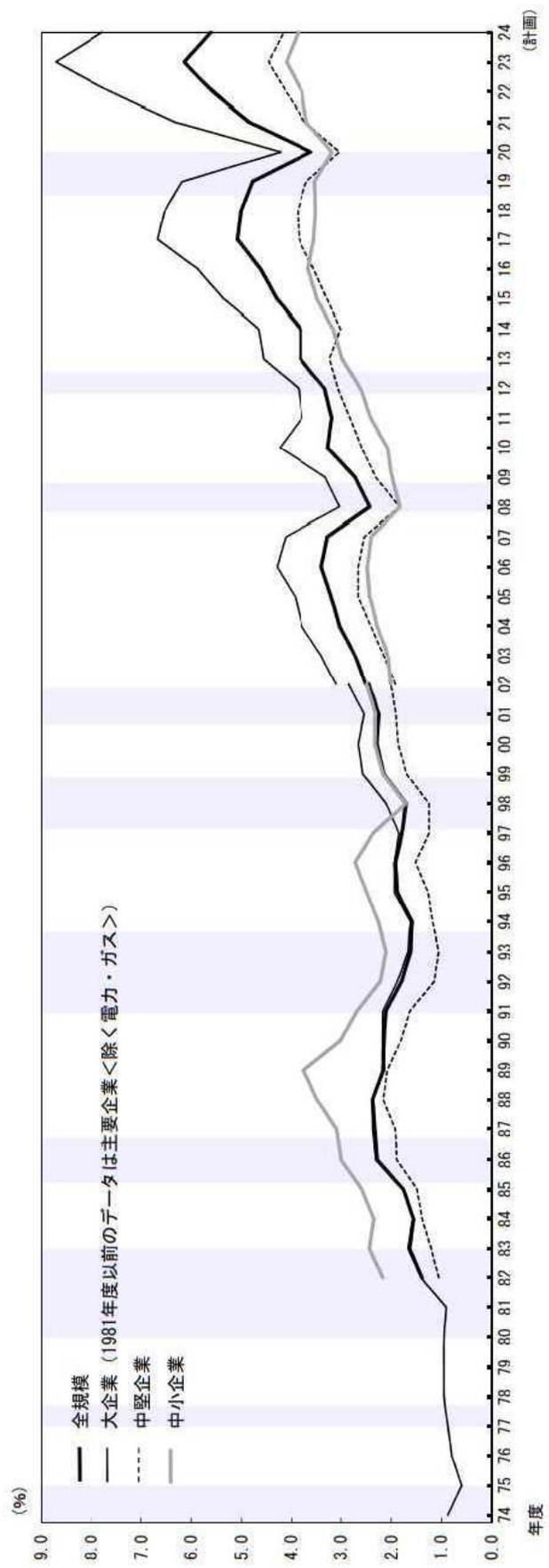
主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2024年6月調査)

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金
会長 藤

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引き上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6~9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1~3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

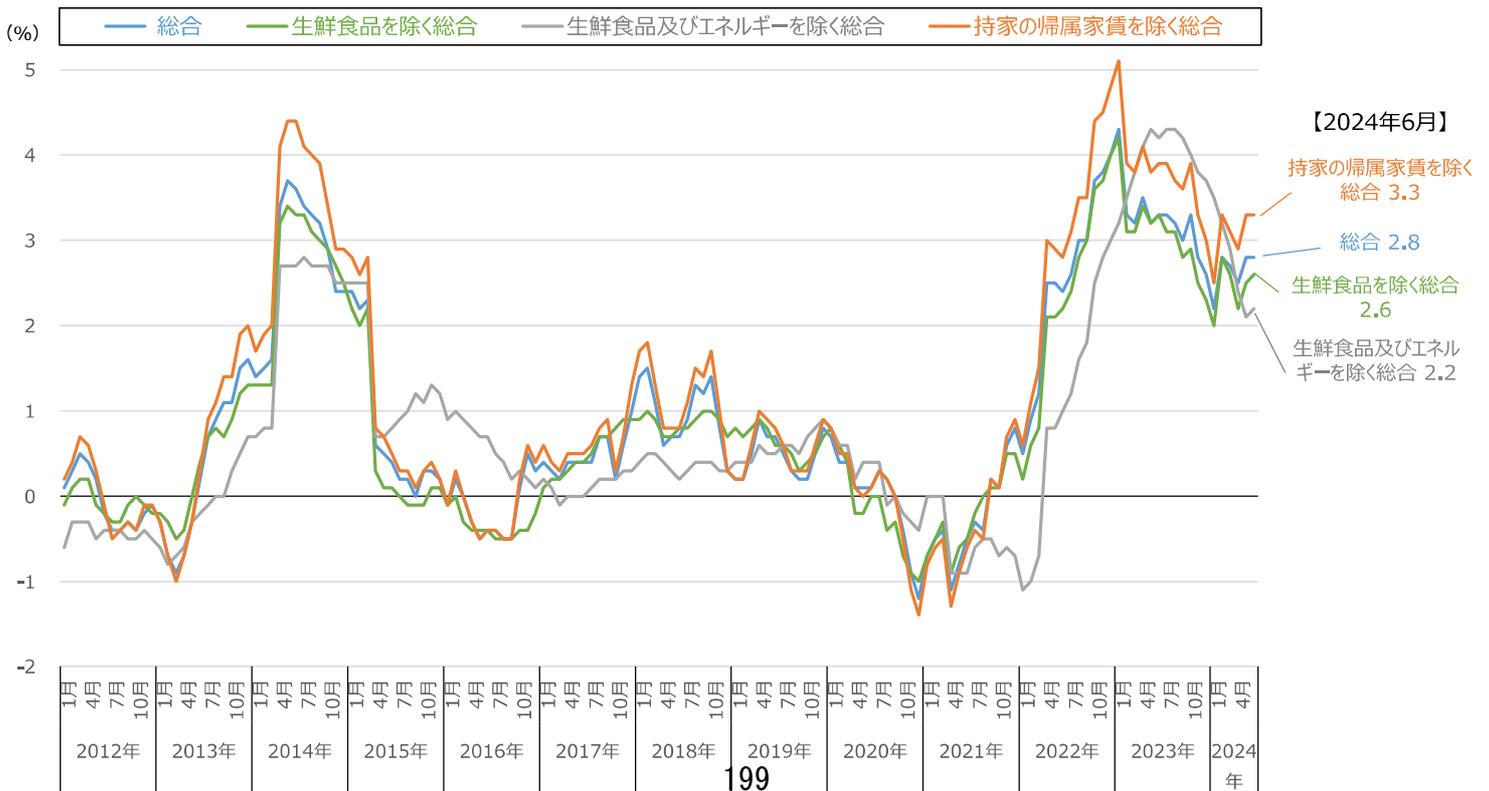
である。

参考資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移 (対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
A ランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
B ランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
C ランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

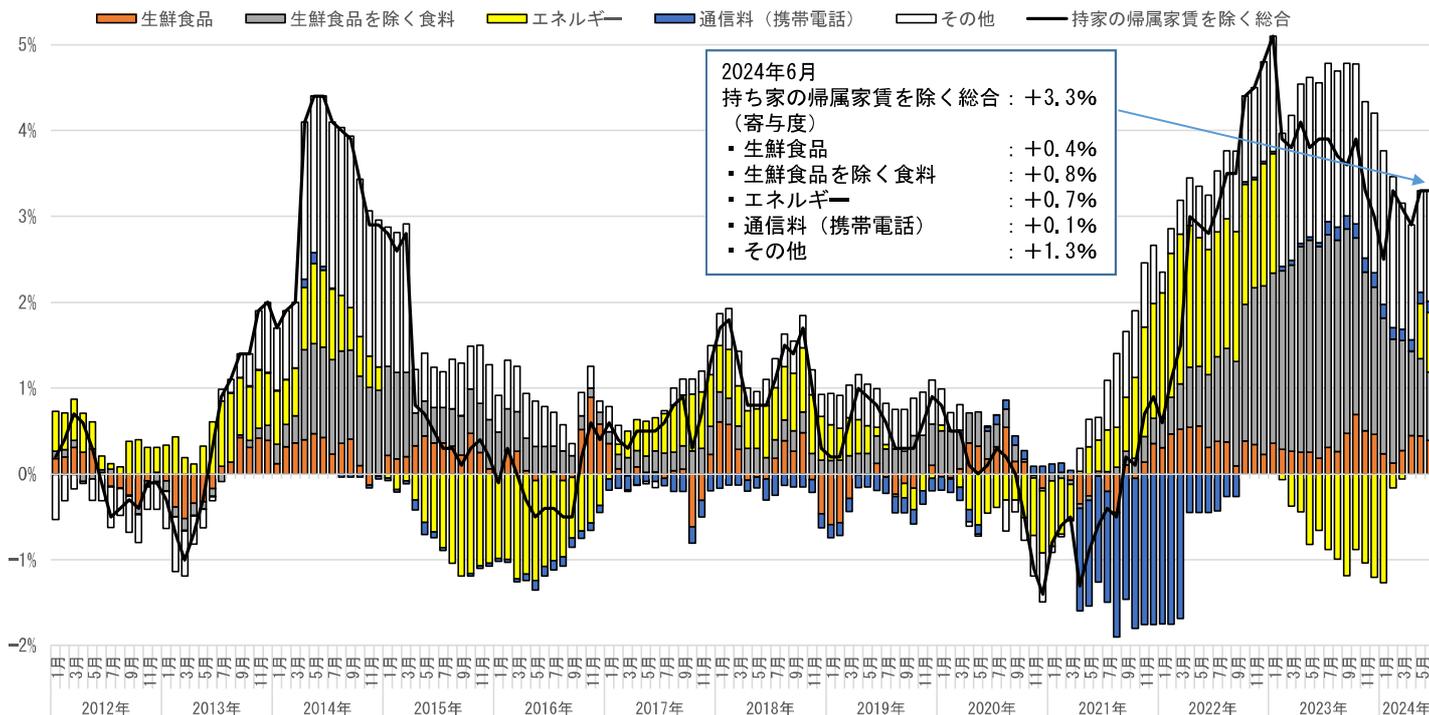
- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
 4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

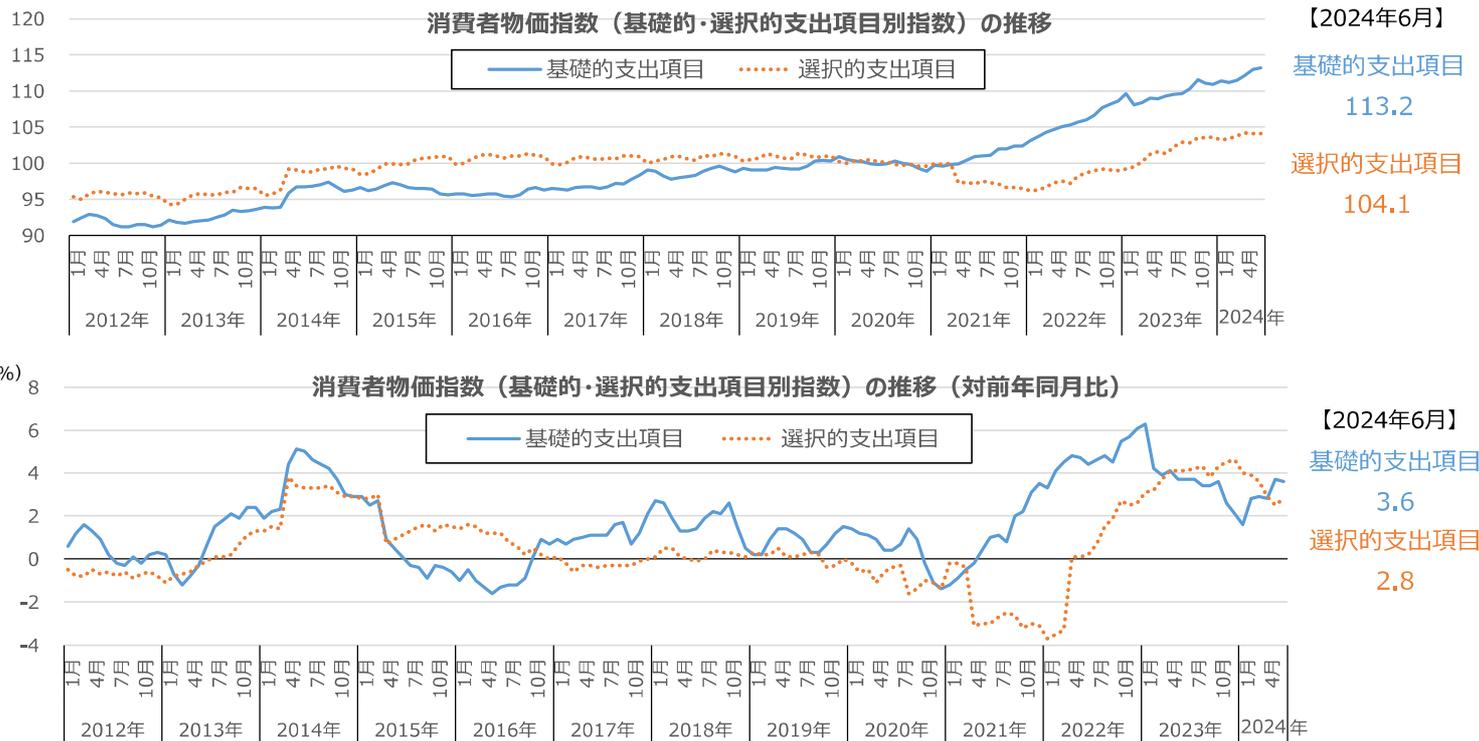


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

- (注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数) / 前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

（総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円）

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

<電気>

低圧：3.5円/kWh
 高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

<電気>

低圧：1.8円/kWh
 高圧：0.9円/kWh

<都市ガス>

7.5円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1m³当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1m³当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1m³当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万m³未満の家庭や企業等が対象

6

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

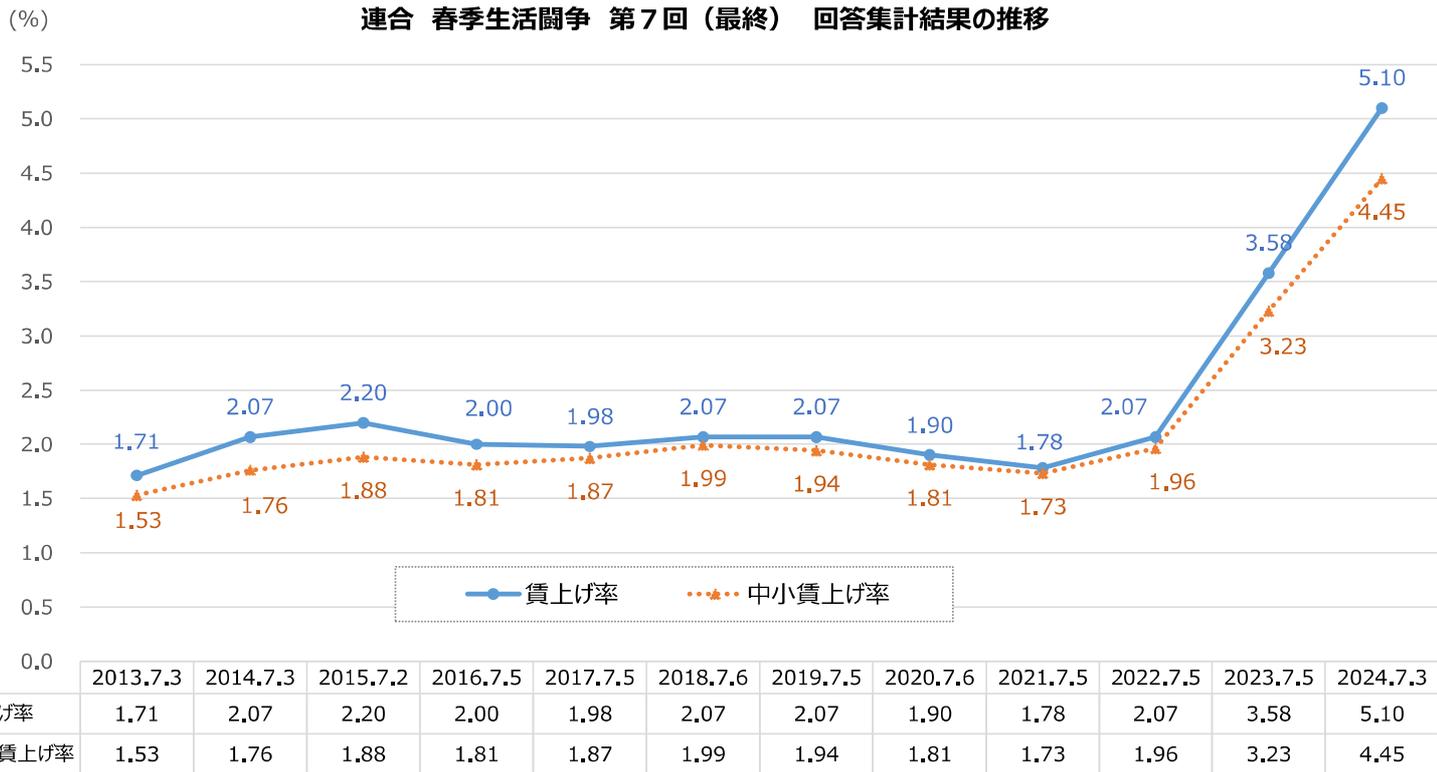
【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉(国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉(輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

8

連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

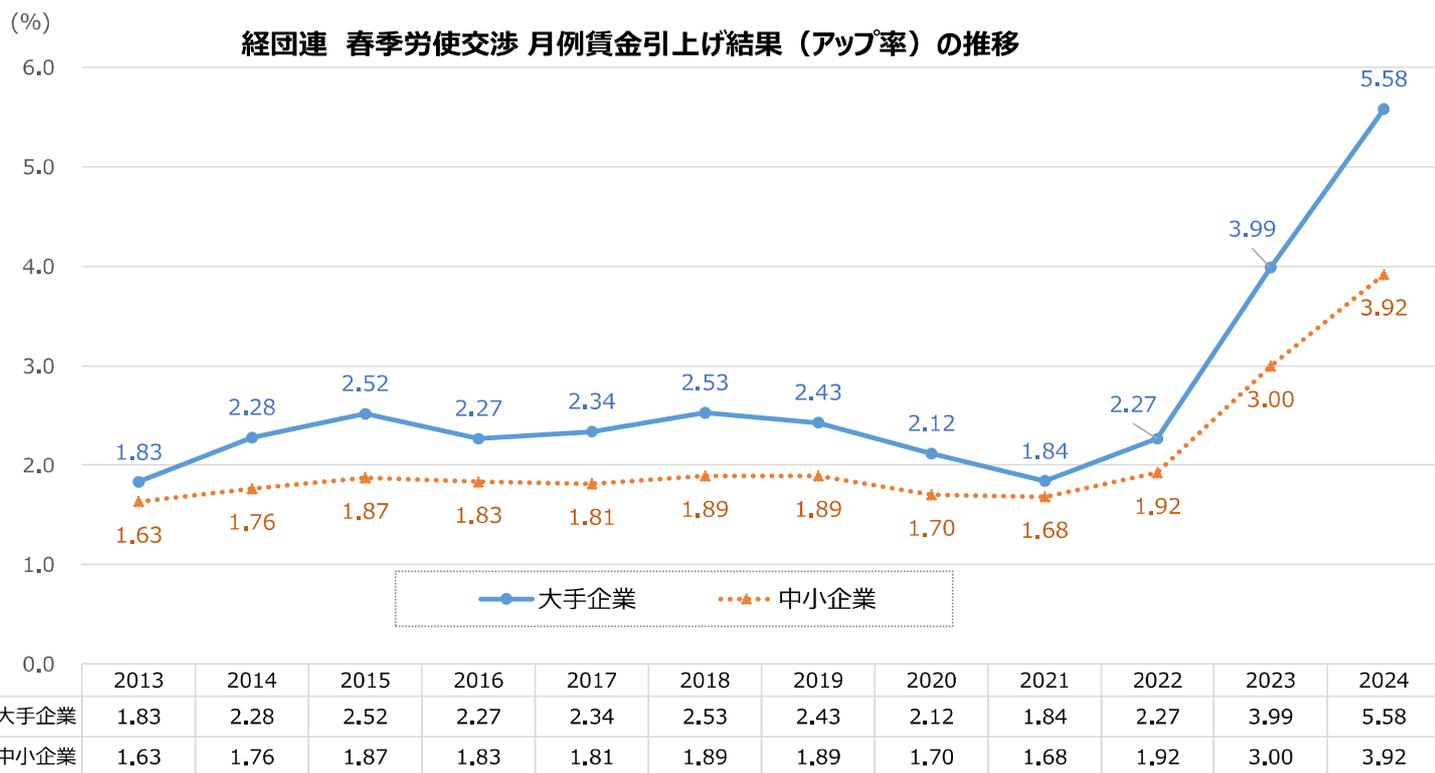
第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

		第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)	
		単純平均	加重平均
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)
		引上げ率	—
		平均時給	1,148.92円(1,091.78円)
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)
		賃上げ率	4.23%(3.09%)
			10,869円(6,828円)

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

10

日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査（令和6年6月5日）

		（加重平均）	
正社員 （月給）	全体	9,662円	
	1,586社		3.62%
	20人以下	8,801円	
パート・ アルバイト （時給）	709社		3.34%
	全体	37.6円	
	1,070社		3.43%
	20人以下	43.3円	
	450社		3.88%

- （注）1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ラング	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年			
男 女 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
男 女 計	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,621	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
女 計	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,616	1,650	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

12

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ラング	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R5年 6月	R6年 6月	R5年			
一 般 パ ー ト 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一 般 計	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,641	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,660	1,708	2.3	2.3
パ ー ト 計	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,066	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 職業 形態 ランク	(円/%)																																
	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月					
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,411	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,416	1,487	2.8	2.3	1,414	1,481	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
	計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,365	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
	計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.1	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,417	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
一般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
	計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、%）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常利益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲14.9	▲12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲14.5	▲12.5	35.6	11.8
	" 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲13.6	▲11.1	33.6	15.8
	" 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲15.6	▲9.6	34.5	7.6
	" 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
	前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲11.2	▲16.0	▲18.4	42.1	4.0
" 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲4.8	28.5	14.1	2.2	▲24.0	▲0.3	▲10.8	70.7	
売上高経常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	" 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	" 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	" 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	" 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

	令和4年				令和5年				令和6年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2
	前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8
	〃 1,000万円未満	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

16

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
	規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5
労働分配率	資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	909,127
	〃 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	4,738
	〃 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	25,894
	〃 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	878,495
	〃 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

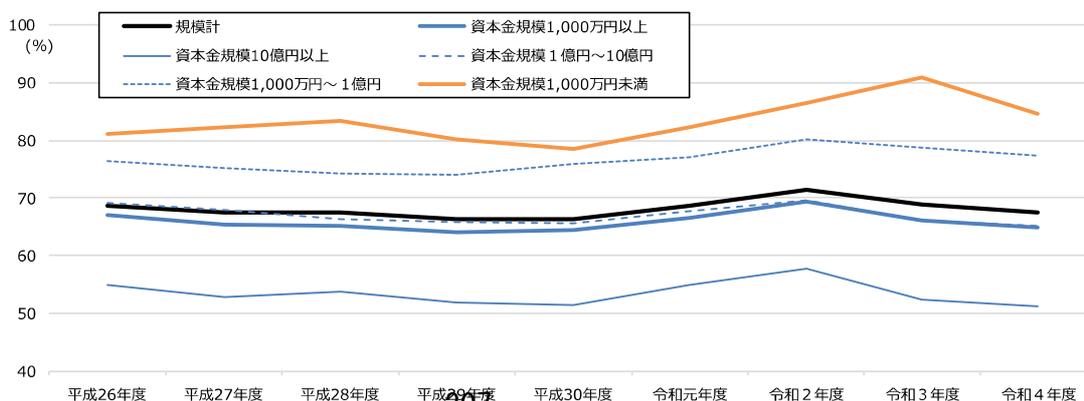
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比			
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	685	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益-支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与

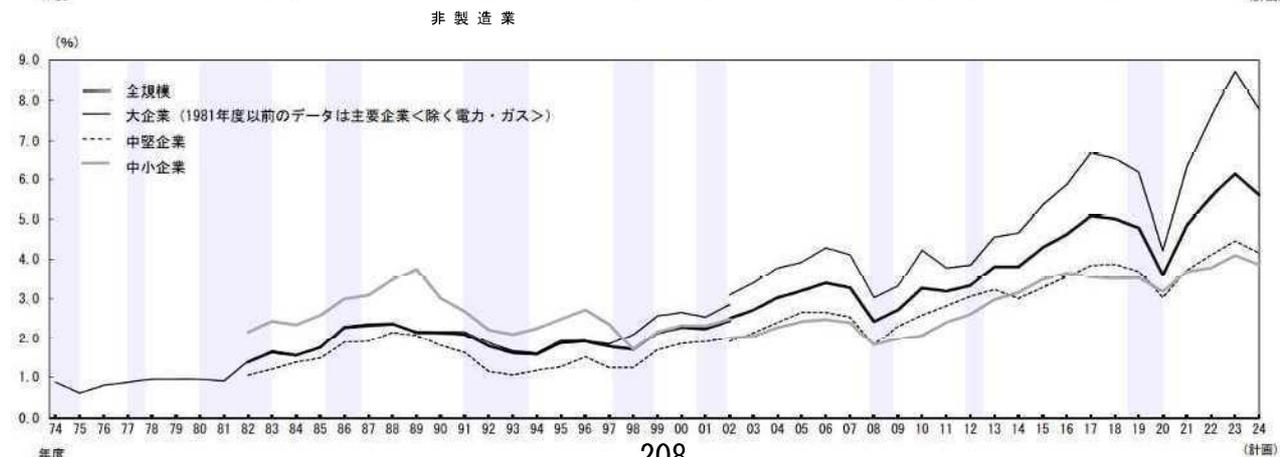
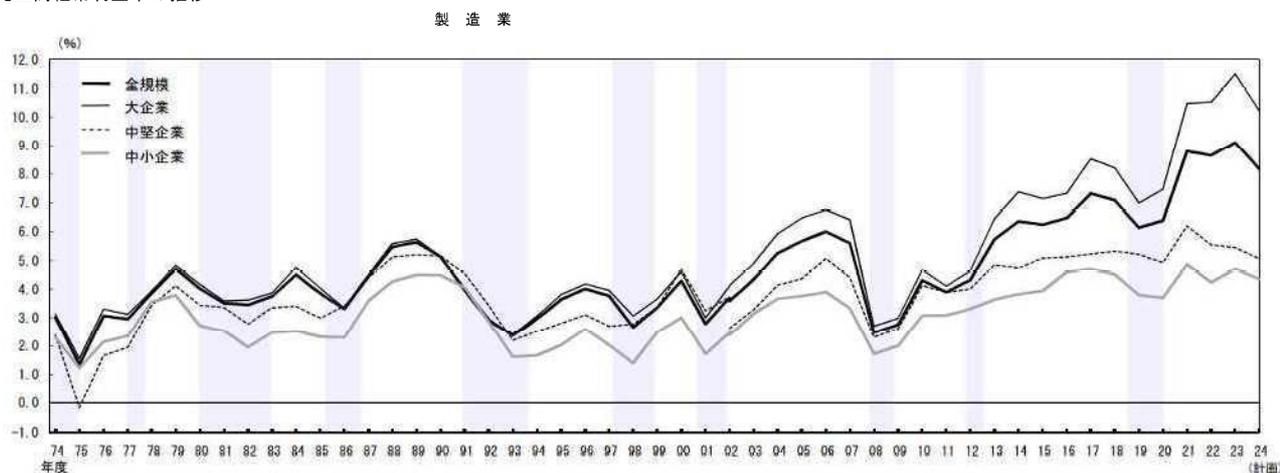
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

18

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移



208

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)(2024年6月調査)

19

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10	8.17
	非製造業	4.85	5.57	6.14	5.61
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50	10.23
	非製造業	6.31	7.61	8.71	7.78
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45	5.07
	非製造業	3.73	4.11	4.46	4.16
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71	4.35
	非製造業	3.70	3.79	4.10	3.87

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

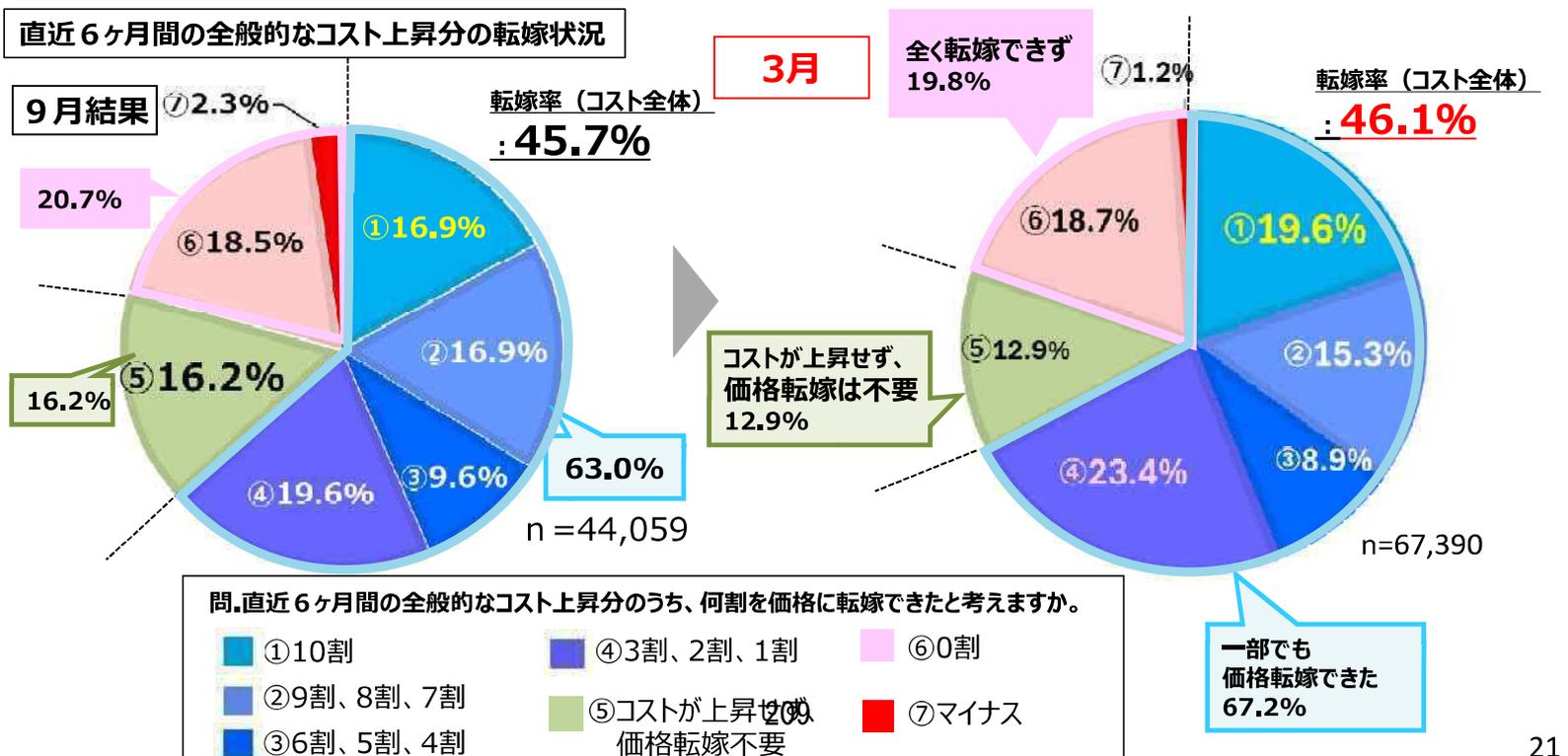
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

20

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額(10割)価格転嫁できた割合(①)は約3ポイント増加**(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
 - 一方、**1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)は約4ポイント増加**(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ 価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。

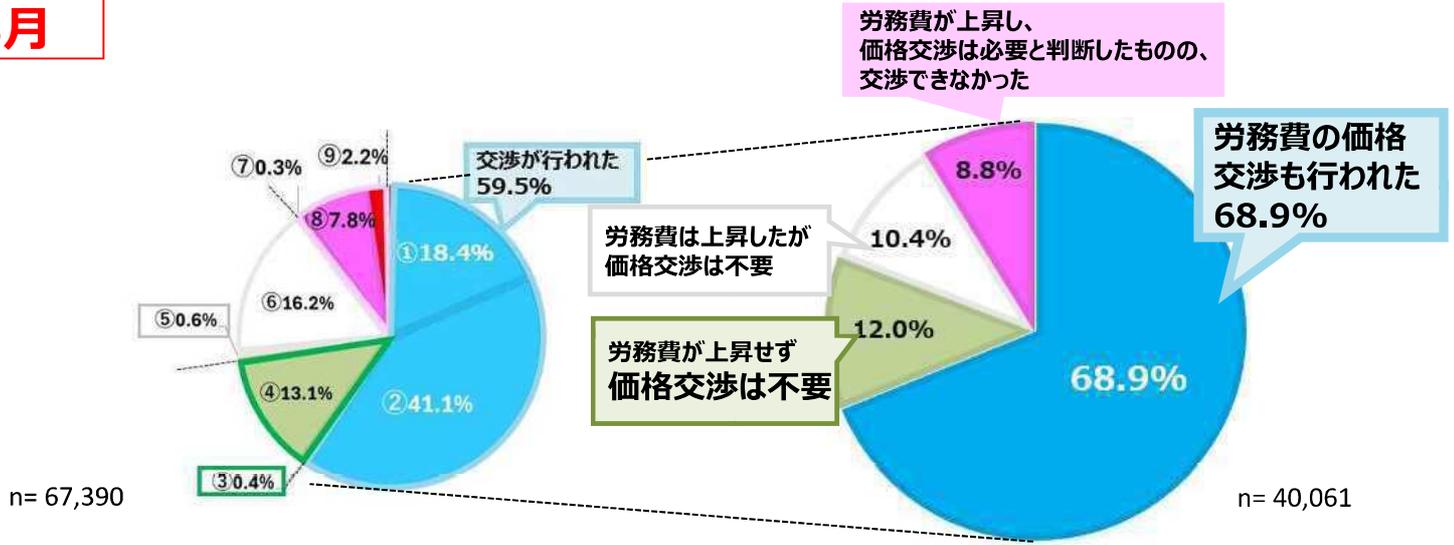


21

(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

22

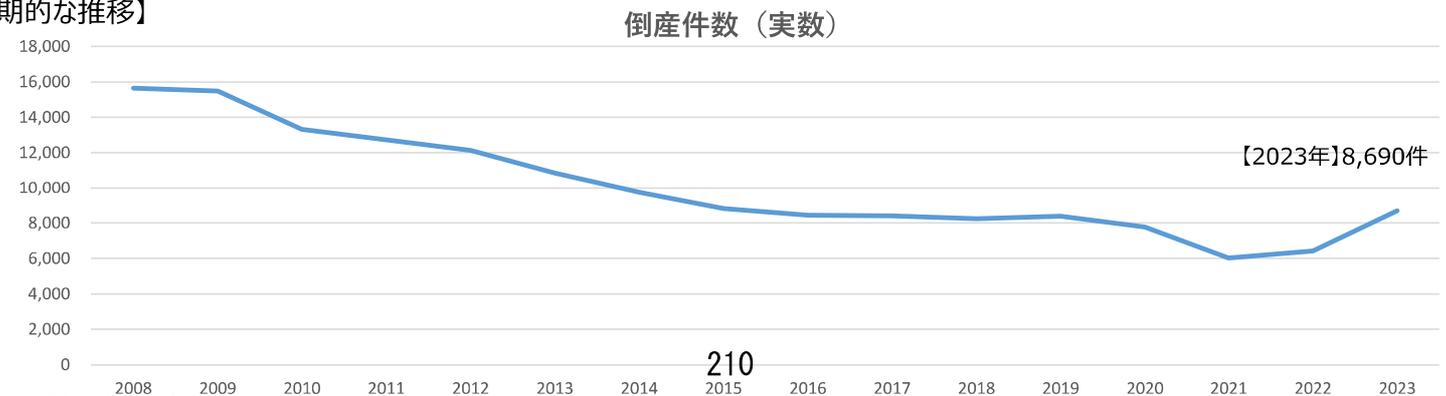
倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



(資料出所) 東京商工リサーチ

23

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

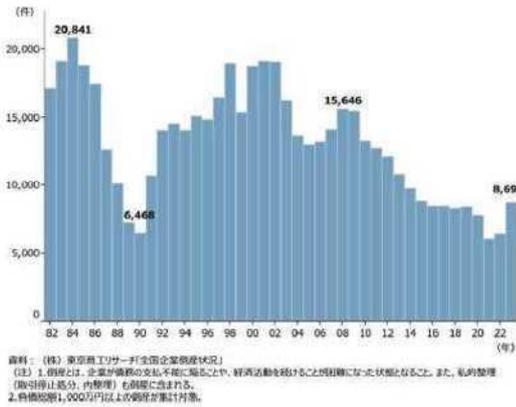
第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

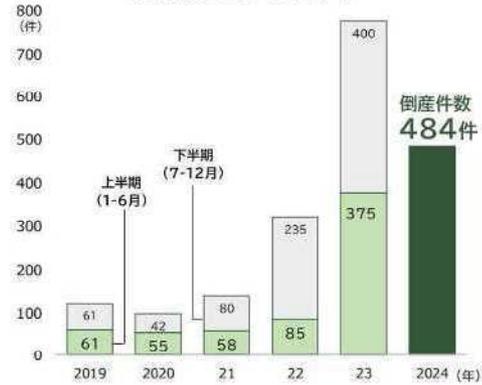
全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期 375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

倒産件数の推移



「物価高倒産」件数推移

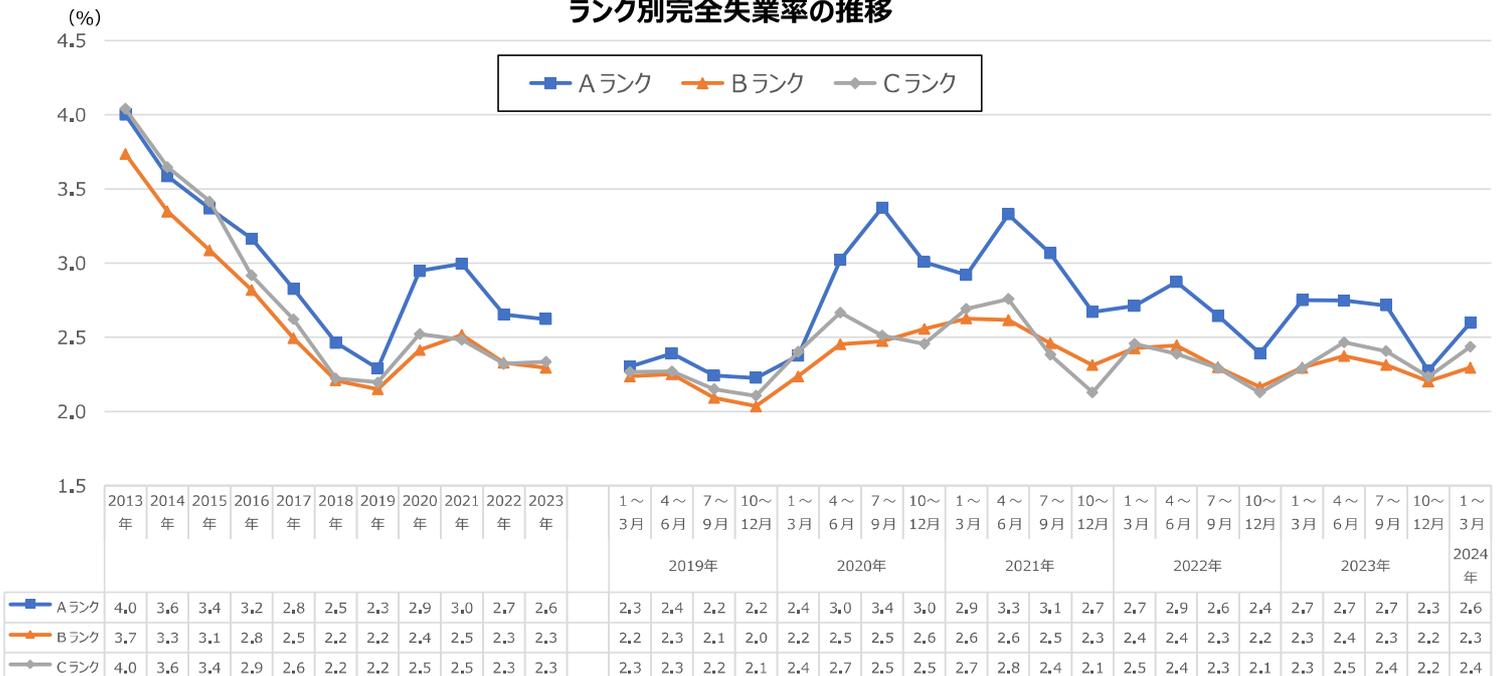


（資料出所）中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」
 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移

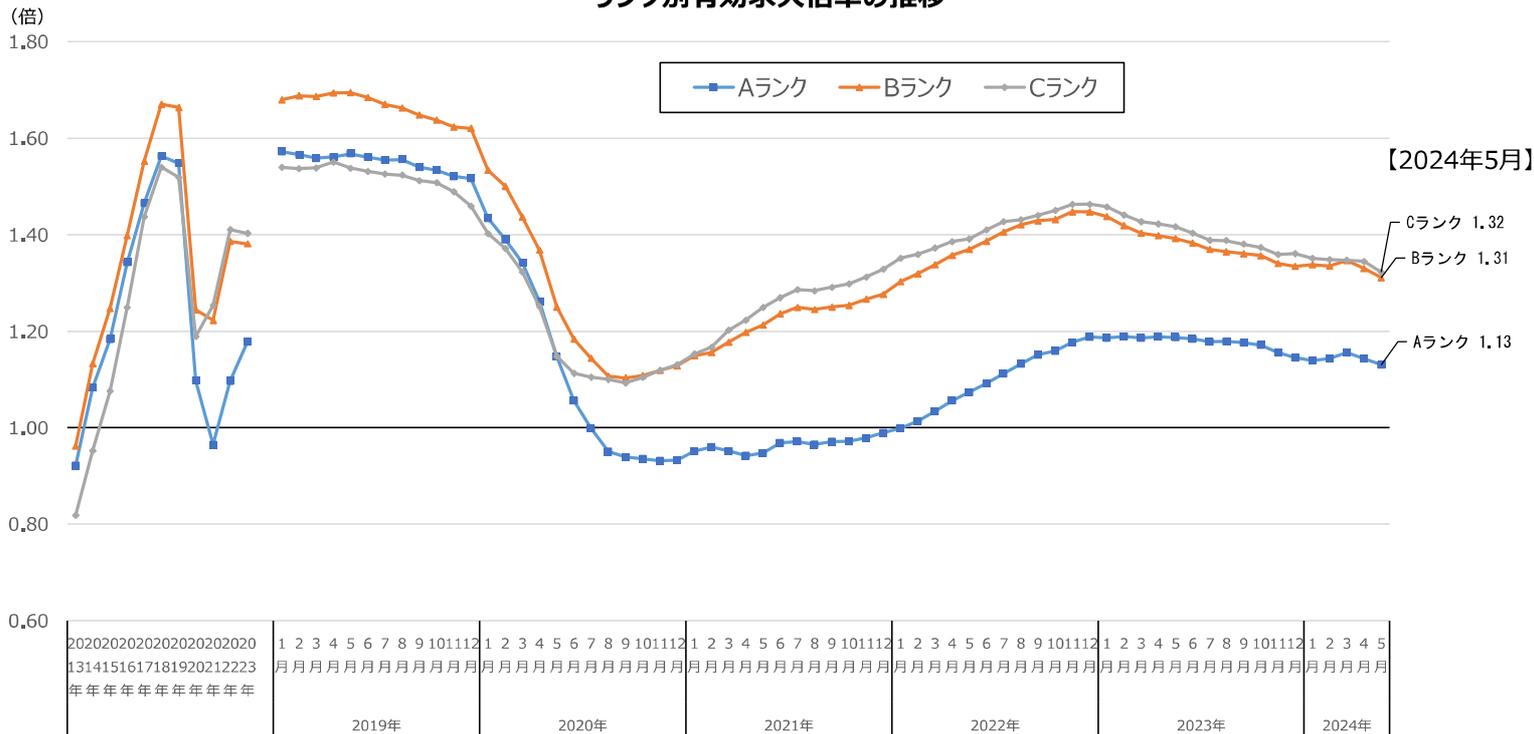


（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 （注）1. モデル推計による都道府県別結果。
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
- 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

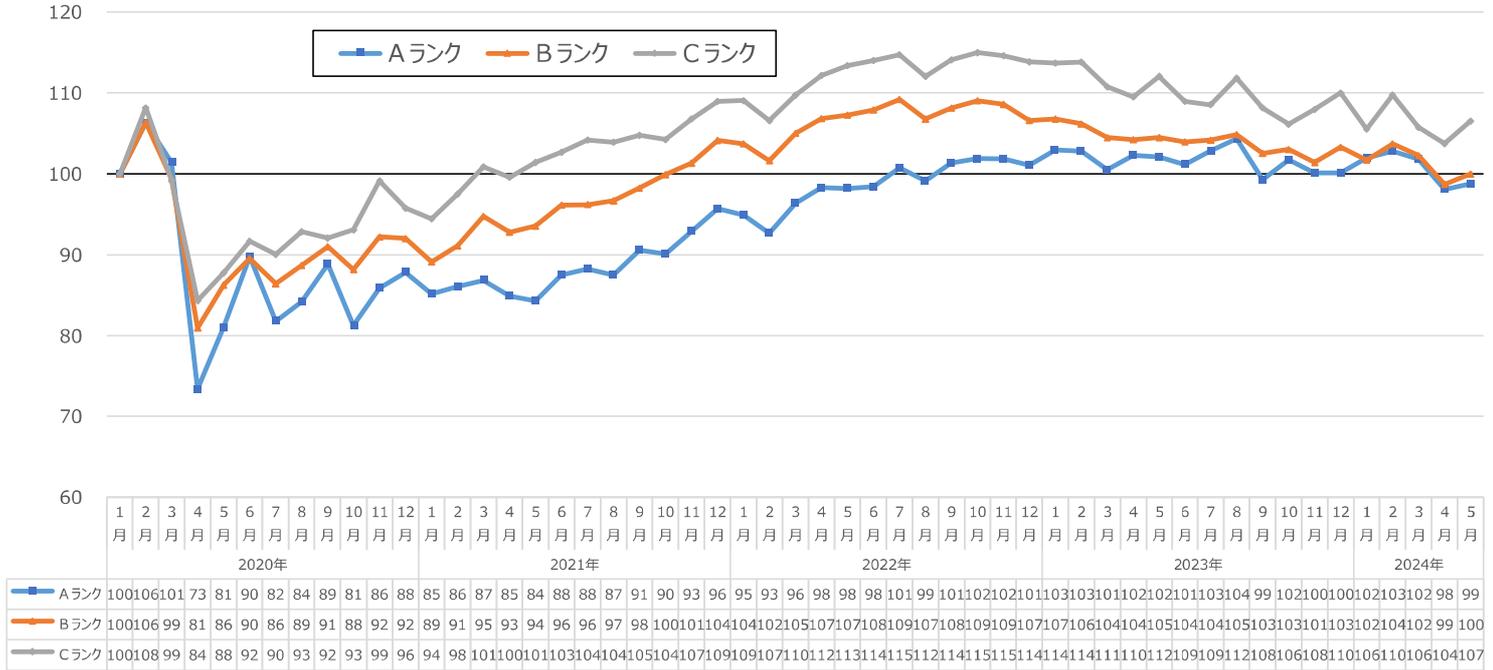
- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 5 各月の数値は季節調整値である。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
- 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそらえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

1 はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回る事が適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。

さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視すると基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断D I で大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D I は依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)